▲ＦＯＭＡサービス契約約款

（平成13年10月　経企第312号、第313号）

削　除

料金表

削　除

附　則

（実施期日）

第１条　この約款は、平成13年10月１日から実施します。

ただし、料金情報通知に関する規定（料金一定額到達通知に関する部分を除きます。）は、当社が別に定める日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

第２条　この約款実施前に、「ＦＯＭＡサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定により生じたＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債権については、この約款実施の日において、この約款の規定により生じたＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債権に移行したものとみなし、その請求その他の取り扱いについてはこの約款の規定に準じて取り扱います。

（基本使用料の減額適用に関する経過措置）

第３条　この約款実施の際現に、「ＦＯＭＡサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定によりＦＯＭＡ契約を締結している者が、この約款実施の日において、この約款の規定によりＦＯＭＡ契約を締結した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する基本使用料の減額適用に係る経過期間については、「ＦＯＭＡサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定により締結していたＦＯＭＡサービスの起算月から通算するものとします。

（通信料の控除可能額に関する経過措置）

第４条　この約款実施の日から平成14年３月31日までの間において、料金表第１表第４（通信料）の１（適用）の(9)のアに規定する控除可能額は、この約款の規定にかかわらず、次に定める額とします。この場合において、料金表通則第２項（料金の計算方法等）及び第３項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、料金表第１表第４（通信料）の１（適用）の(9)のエの規定に準じて日割して適用します。

基本使用料の料金種別	控　除　可　能　額
ＦＯＭＡプラン３９	1,700円
ＦＯＭＡプラン４９	3,000円
ＦＯＭＡプラン６７	5,000円
ＦＯＭＡプラン１００	8,300円
ＦＯＭＡプラン１５０	12,600円
ＦＯＭＡデータプラン２２	1,000円

（契約事務手数料に関する経過措置）

第５条　この約款実施の日から平成14年３月31日までの間に、ＦＯＭＡサービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときの契約事務手数料については、料金表第１表第６（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

（端末設備の貸与に関する経過措置）

第６条　この約款実施の際現に、「ＦＯＭＡサービス」の試験的提供に関する契約約款の規定により貸与されている端末設備に関する提供条件については、この約款実施の際に「ＦＯＭＡサービス」の試験的提供に関する契約約款に規定されている端末設備に関する提供条件と同様とします。

ただし、その端末設備の貸与は当社が別に定める日までの間とし、その期間が終了したときは速やかに当社が指定するＦＯＭＡサービス取扱所へ返還していただきます。

附　則（平成13年11月９日経企第490号）

この改正規定は、平成13年11月13日から実施します。

附　則（平成13年11月29日経企第492号、第493号）

この改正規定は、平成13年12月１日から実施します。

附　則（平成13年12月６日経企第549号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年１月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、定期包括割引の適用に関する部分については、平成14年２月20日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年12月27日経企第608号）

この改正規定は、平成14年１月７日から実施します。

ただし、この改正規定中、北摂ケーブルネット株式会社及び株式会社ケーブルネット神戸芦屋の部分については、平成14年２月４日から実施します。

附　則（平成14年２月７日経企第664号）

この改正規定は、平成14年３月１日から実施します。

附　則（平成14年２月22日経企第697号）

この改正規定は、平成14年３月２日から実施します。

附　則（平成14年２月22日経企第698号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年４月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（複数回線複合割引の適用等に関する経過措置）

3　料金表第１表第１（基本使用料）の(3)欄に規定する複数回線複合割引の適用については、この改正規定実施の日から平成14年８月31日までの間において、料金表の規定にかかわらず、当該規定中「0.20」を「0.40」に読み替えて適用します。

（複数契約割引の適用に関する経過措置）

4　料金表第１表第１（基本使用料）の(4)に規定する複数契約割引の適用については、この改正規定実施の日から平成14年８月31日までの間において、料金表の規定にかかわらず、割引額中「0.10」、「0.11」、「0.12」、「0.13」、「0.15」、「0.17」及び「0.20」をそれぞれ「0.40」に読み替えて適用します。

（定期契約に係る解約金に関する経過措置）

5　料金表第１表第５（定期契約に係る解約金）に規定する定期契約に係る解約金については、この改正規定実施の日から平成14年８月31日までの間において、料金表の規定にかかわらず、当社が別に定める場合に限り支払いを要しません。

（契約事務手数料に関する経過措置）

6　この改正規定実施の日から平成14年８月31日までの間に、ＦＯＭＡサービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときの契約事務手数料については、料金表第１表第６（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附　則（平成14年３月６日経企第730号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年４月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年３月18日経企第749号）

この改正規定は、平成14年３月25日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社エスティネットの部分については、平成14年４月１日から実施します。

附　則（平成14年４月11日経企第４号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年６月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年４月24日経企第24号）

（実施期日）

1　この附則は、平成14年７月１日から実施します。

（通信料の特例）

2　平成14年７月10日から平成14年７月19日までの間におけるＦＯＭＡ又はＦＯＭＡドコモコールの契約者回線からの通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（料金表第４表に規定する番号案内接続通信料を含みます。）については、料金表第１表第４（通信料）の１（適用）の(4) の規定にかかわらず、その通信に係る時間帯の区分をお得タイムとみなして同表第４の２（料金額）の規定を適用します。

3　この附則の実施日から平成14年７月31日までの間におけるパケット通信モードによる通信料（特定事業者が提供するＦＯＭＡドコモコールの利用に係るものを含みます。）のうち、課金対象パケットが300課金対象パケットまでの部分については、当社が別に定めるところによりその支払いを要しません。

4　平成14年７月10日から平成14年７月19日までの間におけるＦＯＭＡ又はＦＯＭＡドコモコールの契約者回線からのショートメッセージ通信モードによる通信料については、料金表第１表第４（通信料）の２（料金額）の２－４の規定により算定した額からその額に0.15を乗じて得た額を差し引いた額を適用します。

5　平成14年７月31日までの間においてそのＦＯＭＡサービスに係る契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）又は利用休止があった場合は、前３項の規定にかかわらずその規定は適用しません。

附　則（平成14年４月30日経企第38号）

この改正規定は、平成14年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社スーパーネットワークユーの部分については、平成14年６月１日から実施します。

附　則（平成14年５月28日経企第48号）

この改正規定は、平成14年６月10日から実施します。

附　則（平成14年６月18日経企第88号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年７月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第１表第４（通信料）の２（料金額）に規定する64kb/sデジタル通信モードに係る通信料の部分については、平成14年６月30日から実施します。

（経過措置）

2　デュアル機能に係る携帯自動車電話サービス等の契約者回線への自営端末設備又は自営電気通信設備の接続請求に係る手続きに関する料金については、この改正規定実施の日から平成14年８月31日までの間において、料金表第１表第６（手続きに関する料金）の２（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附　則（平成14年７月９日経企第109号）

この改正規定は、平成14年７月16日から実施します。

附　則（平成14年７月19日経企第116号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年７月29日経企第122号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年８月23日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（付加機能の提供に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している映像情報受信機能の提供を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているインフォゲート機能の提供を受けているものとみなします。

附　則（平成14年８月20日経企第143号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年９月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年９月24日経企第173号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年10月１日から実施します。

２　削　除

３　削　除

附　則（平成14年９月24日経企第177号）

この改正規定は、平成14年10月１日から実施します。

附　則（平成14年10月10日経企第192号）

この改正規定は、平成14年10月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、ブラステル株式会社の部分については、平成14年11月１日から実施します。

附　則（平成14年10月25日経企第206号）

この改正規定は、平成14年11月１日から実施します。

附　則（平成14年10月28日経企第209号、第210号）

この改正規定は、平成14年12月１日から実施します。

附　則（平成14年11月８日経企第225号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年12月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、メール着信通知機能の部分については、平成14年12月６日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（インターネットメール機能の提供に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供するインフォゲート機能に係る基本機能及びインターネットメール機能の提供を

受けているものとみなします。この場合において、インフォゲート機能に係るインターネットメール機能の種類は、改正前の規定により提供を受けていたインターネットメール機能の種類に相当するものとします。

附　則（平成14年11月21日経企第241号、第242号）

この改正規定は、平成14年12月１日から実施します。

附　則（平成14年12月５日経企第257号）

この改正規定は、平成14年12月13日から実施します。

附　則（平成15年１月20日経企第286号）

この改正規定は、平成15年２月17日から実施します。

附　則（平成15年１月24日経企第291号）

この改正規定は、平成15年２月１日から実施します。

附　則（平成15年２月21日経企第315号）

この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。

附　則（平成15年３月13日経企第359号）

この改正規定は、平成15年３月24日から実施します。

ただし、この改正規定中、平成電電株式会社に係る部分は、平成15年３月20日から実施します。

附　則（平成15年３月20日経企第372号、第373号）

この改正規定は、平成15年３月27日から実施します。

附　則（平成15年３月20日経企第375号）

この改正規定は、平成15年４月１日から実施します。

附　則（平成15年４月17日経企第86-2号）

この改正規定は、平成15年４月24日から実施します。

附　則（平成15年４月24日経企第121-1号）

この改正規定は、平成15年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ｉモード機能に係る所在に関する情報の送出の部分は、平成15年５月12日から実施します。

附　則（平成15年５月８日経企第201号）

この改正規定は、平成15年５月９日から実施します。

附　則（平成15年３月27日経企第408号、第409号）

この改正規定は、平成15年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定実施の日から平成15年６月30日までの間、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する複数回線複合割引に係る割引回線群は、当社が提供するＦＯＭＡサービス、携帯自動車電話サービス及びＰＨＳサービスにより構成するものとします。

附　則（平成15年５月８日経企第202-3号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年６月１日から実施します。ただし、この改正規定中、身体障害者等割引に係る部分については、平成15年８月21日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（通信料に関する経過措置）

３　別表（付加機能）に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの再生等のためにその機能の提供を受けているＦＯＭＡの契約者回線以外の契約者回線等から行った通信の料金は、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成15年９月30日までの間、次表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

料　金　種　別	料　　金　　額	
	次の秒数までごとに10円	
	標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	24秒	26秒

（身体障害者等割引の適用に関する経過措置）

４　平成15年９月１日から平成15年９月30日までの間において、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する身体障害者等割引を選択する申出があった場合は、料金表第１表第１の規定にかかわらず、その申出があった日を含む暦月から身体障害者等割引を適用します。この場合において、その申出があった暦月に定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したときの定期契約に係る基本使用料については、身体障害者等割引を適用するものとし、料金表第１表第１に規定する定期契約に係るＦＯＭＡの基本使用料の減額を適用しません。

附　則（平成15年５月15日経企第232号）

この改正規定は、平成15年５月26日から実施します。

附　則（平成15年５月19日経企第244-1号、第244-2号）

この改正規定は、平成15年６月１日から実施します。

附　則（平成15年６月12日経企第358-4号）

この改正規定は、平成15年６月20日から実施します。

附　則（平成15年６月17日経企第383-3号）

この改正規定は、平成15年６月18日から実施します。

附　則（平成15年６月20日経企第404号）

この改正規定は、平成15年６月28日から実施します。

附　則（平成15年６月24日経企第424-1号、第424-2号）

この改正規定は、平成15年７月１日から実施します。

附　則（平成15年７月10日経企第535-2号）

この改正規定は、平成15年７月17日から実施します。

附　則（平成15年７月24日経企第607号）

この改正規定は、平成15年８月１日から実施します。

附　則（平成15年８月21日経企第745-2号）

この改正規定は、平成15年８月28日から実施します。

ただし、この改正規定中、別表（付加機能）に規定するビジュアルネット機能に係る部分は平成15年９月１日、別表に規定するｉモード機能の提供条件の(6)の部分は平成15年10月20日から実施します。

附　則（平成15年８月22日経企第746-2号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　料金表第１表第３（付加機能使用料）に規定する呼出音選択機能に係る付加機能使用料は、音楽等追加機能を利用する場合に限り、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成15年10月31日までの間、その基本額の支払いを要しません。

附　則（平成15年９月４日経企第844号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年９月17日経企第888-2、888-3号）

この改正規定は、平成15年10月１日から実施します。

附　則（平成15年９月２日経企第825-2号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年11月１日から実施します。

（繰越額に関する経過措置）

２　料金表第１表第４（通信料）の１（適用）の(9)及び(10)に規定する繰越額のうち、この改正規定実施前に生じたものについては適用しません。

（料金の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年10月10日経企第1021-2号）

この改正規定は、平成15年10月17日から実施します。

附　則（平成15年10月24日経企第1105-2号）

この改正規定は、平成15年11月１日から実施します。

附　則（平成15年11月13日経企第1212-3号）

この改正規定は、平成15年12月１日から実施します。

附　則（平成15年11月19日経企第1238号）

この改正規定は、平成15年12月１日から実施します。

附　則（平成15年12月１日経企第1294-2号）

この改正規定は、平成15年12月８日から実施します。

附　則（平成15年12月16日経企第1391号）

この改正規定は、平成15年12月16日から実施します。

附　則（平成15年12月22日経企第1431号）

この改正規定は、平成15年12月26日から実施します。

附　則（平成15年11月５日経企第1167-2号）

この改正規定は、平成16年１月８日から実施します。

附　則（平成16年１月８日経企第1476号）

この改正規定は、平成16年１月８日から実施します。

附　則（平成16年１月９日経企第1477-2号）

この改正規定は、平成16年１月17日から実施します。

附　則（平成16年１月16日経企第1507-2号）

この改正規定は、平成16年１月23日から実施します。

ただし、株式会社ぷららネットワークスに関する部分については、平成16年１月22日から実施します。

附　則（平成16年１月19日経企第1522-3号）

この改正規定は、平成16年１月26日から実施します。

附　則（平成16年１月21日経企第1530-2号）

この改正規定は、平成16年２月２日から実施します。

附　則（平成16年１月29日経企第1586号）

この改正規定は、平成16年２月２日から実施します。

附　則（平成16年１月29日経企第1589-2号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年２月19日から実施します。

ただし、第１（基本使用料）の(3)のア及びサ並びに第４（通信料）の(13)のアの規定に係る割引額の算出に関する部分については、平成16年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年２月６日経企第1617号）

この改正規定は、平成16年２月14日から実施します。

附　則（平成16年２月16日経企第1661号）

この改正規定は、平成16年２月16日から実施します。

附　則（平成16年２月19日経企第1674-2号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年２月26日経企第1722号）

この改正規定は、平成16年３月１日から実施します。

附　則（平成16年３月15日経企第1816号）

この改正規定は、平成16年３月22日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分は、平成16年３月16日から実施します。

附　則（平成16年３月30日経企第1932号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定により行ったＦＯＭＡサービスに関する手続きその他の行為は、改正後のこの約款中の相当する規定に基づいて行ったものとみなします。

附　則（平成16年４月16日経企第85号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、電子証明書の利用による通信に係る部分については、平成16年４月26日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡパケットパックに係る経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する種類のＦＯＭＡパケットパックを選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する種類のＦＯＭＡパケットパックを選択したものとみなします。

ＦＯＭＡパケットパック２０ ＦＯＭＡパケットパック４０ ＦＯＭＡパケットパック８０	ＦＯＭＡパケットパック１０ ＦＯＭＡパケットパック３０ ＦＯＭＡパケットパック６０

附　則（平成16年５月18日経企第224号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　料金表第１表第３（付加機能使用料）に規定するインフォゲート機能に係る付加機能使用料については、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成16年７月31日までの間、ウイルスチェック機能に係る加算額の支払いを要しません。

附　則（平成16年６月23日経企第451号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年７月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、別表９（国際アウトローミングに係る国の電気通信事業者）の部分については、平成16年６月29日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（定期包括割引の適用に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、料金表第１表第１（基本使用料）の(5)及び第４（通信料）の(7)並びに(15)に規定する適用を受けている契約者が、その適用を廃止した場合に支払いを要する額については、改正前の規定により適用された割引額に係る部分に限り、次表に規定する係数により算出します。

割　引　選　択　期　間	支払いを要する額の算出に係る係数
１年	0.68
２年	0.66
３年	0.64

附　則（平成16年７月22日経企第619号）

（実施期日）

１　この附則は、平成16年７月30日から実施します。

（ギリシャ共和国アテネにおけるＦＯＭＡ試験サービスの提供）

２　ＦＯＭＡ契約者及びＦＯＭＡドコモコール契約者は、この附則の実施日から平成16年８月30日までの間、ギリシャ共和国のアテネ（当社が定める一部地域に限ります。）におけるＦＯＭＡサービスの試験サービス（以下この附則において「ＦＯＭＡ試験サービス」といいます。）を、次に定める条件により利用することができます。

(1) 緊急通報用電話への通信は行うことができません。

(2) ｉモード機能の利用において一部の情報を受信できないことがあります。

(3) 前２号の規定によるほか、ＦＯＭＡ試験サービスにおいてはＦＯＭＡサービスの一部の機能等が制限されます。

(4) 前３号の規定によるほか、ＦＯＭＡ試験サービスの利用についてはギリシャ共和国の法令等により制限されることがあります。

(5) 通信のふくそう等によりＦＯＭＡ試験サービスを利用できないことや、予告なくその提供を中止することがあります。この場合において当社は一切の責任を負いません。

(6) ＦＯＭＡ試験サービスを利用したときに支払いを要する料金の額は、東京都においてＦＯＭＡサービスを利用したときに支払いを要する通信に関する料金の額と同額とします。

ただし、パケット通信モードの利用に係る通信料については、料金表第１表第４（通信料）の(25)の規定を適用しません。

(7) ＦＯＭＡ試験サービスの利用に係る料金に関するその他の取扱いは、ＦＯＭＡサービスの通信料とみなして取り扱います。

(8) ＦＯＭＡ試験サービスに係る提供条件は、この附則に定めるほか当社が別に定めるところによります。

３　ＦＯＭＡ試験サービスの提供区域に在圏したときに、ＦＯＭＡサービスの契約者回線に着信があった場合は、当社は、その通信をＦＯＭＡ試験サービスの契約者回線に接続します。この場合の通信に関する料金は、東京都に在圏するＦＯＭＡサービスへの通信とみなして取

り扱います。

（注１）ＦＯＭＡサービスを利用した際に無料となる通信であっても、ＦＯＭＡ試験サービスにおいては無料とならないことがあります。

（注２）この附則の第２項第８号に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

附　則（平成16年８月２日経企第671号）

この改正規定は、平成16年８月10日から実施します。

附　則（平成16年８月23日経企第757号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年９月１日から実施します。

ただし、この附則の第７項の部分については、平成16年８月23日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（呼出音選択機能の料金に関する経過措置）

3　この改正規定の実施日から平成16年10月31日までの間において、別表２（付加機能）に規定する呼出音選択機能に係る請求をしその提供を受けたときは、料金表第１表第３（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、その提供を開始した日を含む暦月及びその翌暦月に係る付加機能使用料（基本額に限ります。）の支払いを要しません。

ただし、その暦月の翌暦月の３日までの間に契約の解除があった場合、この改正規定の実施日からその暦月の末日までの間にこの機能の廃止があった場合又は料金表第１表第１（基本使用料）の(7)に規定する身体障害者等割引（ハーティ割引）の適用を受けている場合はこの限りでありません。

4　ｍｏｖａ又はＦＯＭＡに係る契約者がその契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ又はｍｏｖａに係る契約を締結した場合は、継続して当該契約を締結し呼出音選択機能の提供を受けたものとみなして前項の規定を適用します。

5　一般契約又は定期契約に係る契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結した場合は、継続して当該契約を締結し呼出音選択機能の提供を受けたものとみなして第３項の規定を適用します。

6　呼出音選択機能の提供を受けているＦＯＭＡについて、名義変更により新たにその契約者になろうとする者が、名義変更と同時に呼出音選択機能の提供を受けたときは、継続して呼出音選択機能の提供を受けたものとみなして第３項の規定を適用します。

（その他）

7　経企第619号（平成16年７月22日）の附則第２項（ギリシャ共和国アテネにおけるＦＯＭＡ試験サービスの提供）中「平成16年９月30日までの間」を「平成16年８月30日までの間」に改めます。

附　則（平成16年８月27日経企第782号）

この改正規定は、平成16年９月６日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分については、平成16年９月７日から実施します。

附　則（平成16年９月16日経企第857号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年10月１日から実施します。

ただし、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分については、平成16年９月21日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

（64kb/sデジタル通信モードによる通信料の特例）

3　この改正規定実施の際現にＦＯＭＡに係る契約を締結している場合（利用休止をしている場合を除きます。）において、この改正規定実施日を含む暦月及びその翌暦月における64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものであって、料金表第１表第４（通信料）の１の(18)に規定するもの以外に限ります。以下この附則において同じとします。）に関する料金については、その月間累計額から 500円（その月間累計額が 500円に満たない場合はその額とします。以下この附則において同じとします。）を控除します。

4　この改正規定の実施日から平成17年３月31日までの間にＦＯＭＡ契約の申込み又はＦＯＭＡの利用休止に係る再利用の請求をし、その承諾を受けた場合において、その64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金については、その承諾日を含む暦月及びその翌暦月における通信料の月間累計額から 500円を控除します。

ただし、その暦月において第３項の適用を受けている場合の当該月の通信料については、この限りでありません。

5　前２項の規定にかかわらず、ＦＯＭＡの利用休止又は契約の解除があった場合の取扱いについては、次に定めるところによります。

(1) その暦月においてＦＯＭＡの利用休止又は契約の解除があった場合（その暦月の末日において、そのＦＯＭＡが再利用されている場合を除きます。）は、その利用休止又は契約の解除までの当該月の通信料については、前３項の規定を適用しません。

(2) 前号の規定によるほか、その暦月の翌暦月の３日（平成16年12月及び平成17年４月については、その翌暦月の５日）までの間にＦＯＭＡの利用休止又は契約の解除があった場合の当該月の通信料については、前３項の規定を適用しません。

6　一般契約又は定期契約に係る契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結した場合は、継続して当該契約を締結したものとみなして前２項の規定を適用します。

7　料金表第１表第４（通信料）に規定する通信料の割引の適用については、それぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額について第３項及び第４項の規定を適用します。

8　料金表第１表第４に規定する控除可能額及び繰越額の適用については、第３項及び第４項の規定を適用した後の月間累計額から控除可能額及び繰越額を控除します。

（注）当社は、この附則の第５項第２号に規定する期日を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。

附　則（平成16年10月６日経企第946号）

この改正規定は、平成16年10月12日から実施します。

附　則（平成16年10月21日経企第1016号）

この改正規定は、平成16年11月１日から実施します。

附　則（平成16年11月24日経企第1220号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年12月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分（台湾に係る部分を除きます。）は、平成16年11月26日から実施します。

（専用回線等接続サービスに係る契約に関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、当社が定める専用回線等接続サービス契約約款に規定する同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

専用回線等接続契約 第１種接続利用契約 第２種接続利用契約	専用回線等接続契約 ビジネスmopera契約 第１種接続装置に係る契約 第５種接続装置に係る契約

（料金等の支払いに関する経過措置）

3　この改正規定実施前に、改正前の規定により生じた専用回線等接続サービスに係る料金その他の債権については、この改正規定実施の日において、改正後の専用回線等接続サービス契約約款の規定により生じた専用回線等接続サービスに係る料金その他の債権に移行したものとみなし、その請求その他の取扱いについては、専用回線等接続サービス契約約款の規定に準じて取り扱います。

4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、前項に規定する場合を除き、なお従前のとおりとします。

（改正規定実施前に行った手続き等の効力等）

5　この改正規定実施前に、改正前の規定により行った専用回線等接続サービスに係る手続きその他の行為は、改正後の専用回線等接続サービス契約約款にこれに相当する規定があるときは、専用回線等接続サービス契約約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

6　この改正規定実施の際現に､改正前の規定により提供している専用回線等接続サービスは、改正後の専用回線等接続サービス契約約款中にこれに相当する規定があるときは、専用回線等接続サービス契約約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附　則（平成16年12月17日経企第1341号）

この改正規定は、平成16年12月25日から実施します。

附　則（平成17年１月21日経企第1486号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年２月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年２月４日経企第1565号）

この改正規定は、平成17年２月15日から実施します。

ただし、この改正規定中、営業区域に関する部分は、平成17年２月13日から実施します。

附　則（平成17年２月23日経企第1653号）

この改正規定は、平成17年３月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際ＳＭＳに関する部分は、平成17年３月２日から実施します。

附　則（平成17年３月25日経企第1843号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年４月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、通信料金明細内訳の部分については、平成17年４月20日から実施します。

（ＦＯＭＡパケットパックに係る経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により料金表第１表第３（通信料）の(7)に規定するＦＯＭＡパケットパックの適用並びに(7)の２に規定するパケ･ホーダイの適用を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、ＦＯＭＡパケットパックの適用を廃止したものとみなします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年３月30日経企第1884号）

この改正規定は、平成17年４月８日から実施します。

ただし、この改正規定中、デジタル　テレコミュニケーションズ　フィリピンの部分は平成17年４月９日から実施します。

附　則（平成17年４月７日経企第37号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年４月12日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年４月20日経企第94号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の部分については平成17年４月22日から、契約者確認に関する部分については平成17年５月５日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年４月20日経企第94号）

（実施期日）

この改正規定は、平成17年５月５日から実施します。

附　則（平成17年４月28日経企第132号）

この改正規定は、平成17年５月13日から実施します。

ただし、この改正規定中、マレーシア及び香港に関する部分については、平成17年５月14日、イスラエル及びスペインに関する部分については、平成17年５月16日から実施します。

附　則（平成17年５月24日経企第204号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年６月１日から実施します。

ただし、データバックアップ機能の提供は、当社が定める日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（インターネットメール機能の提供に係る経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているインターネットメール機能に係る提供条件は次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区　　分		単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
インターネットメール機能	POPメール機能	加算額（１契約ごとに）	400円（　440円）
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量５メガバイト追加ごとに）	300円（　330円）

	IMAPメール機能	加算額（１契約ごとに）	1,400円（1,540円）
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量５メガバイト追加ごとに）	300円（　330円）

(2) 削　除

(3) (1)以外のインターネットメール機能に係るその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、メール着信機能及びウイルスチェック機能の提供に係る請求を行うことができます。この場合の料金その他の提供条件は、次表の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

区　　分	単　　位	料　金　額　（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
メール着信通知機能	加算額（１通知ごとに）	５円（5.5円）
ウイルスチェック機能	加算額（１契約ごとに）	200円（220円）

（ＦＯＭＡデータプラン２２の料金に係る経過措置）

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりＦＯＭＡデータプラン２２を選択している場合の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額　（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	ＦＯＭＡデータプラン２２	2,200円（2,420円）

イ　定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、タイプＳＳ等（経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）のＦＯＭＡの場合に準じます。

ウ　基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱い、及び定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合の当該暦月の基本使用料の減額の取扱いについては、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

エ　ＦＯＭＡデータプラン２２に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るＸｉ契約（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料については、経企第848号（平成17年10月25日）の附則に定めるＦＯＭＡプラン３９のＦＯＭＡに係る通信とみなしてその規定により算定した額を適用します。
(3) 基本使用料の料金種別を料金表に定めるデータ専用プランへ変更した場合は、その変更のあった料金月及びその前料金月に生じた繰越額は無効とし、変更のあった料金月の翌料金月以降における控除は行いません。
(4) 削　除
(5) 削　除
(6) 定期契約の満了に伴う契約の更新に係る提供条件は、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。
(7) ＦＯＭＡデータプラン22に係る通信の条件及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。
(8) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
(9) ＦＯＭＡデータプラン２２に係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、経企第3254号（令和２年３月26日）に規定するデータプランＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。
(10) ＦＯＭＡデータプラン２２に係る名義変更、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び雑則に係る提供条件は、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
(11) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。
ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けているＦＯＭＡデータプラン２２等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのＦＯＭＡデータプラン２２に係る料金等から20円を減額します。
　ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。
イ　ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。
(12) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
(13) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項に規定するところによります。
(14) 新たにＦＯＭＡデータプラン２２に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。
(15) (1)から(14)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
（moperaU機能に係る付加機能使用料に関する経過措置）
６　この改正規定実施の日から平成17年８月31日までの間において、別表２（付加機能）に規定するmoperaU機能に係る請求をし、その提供を受けたときは、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、その機能の提供を開始した日を含む暦月、その翌月及び翌々月に係る付加機能使用料（スタンダードプランに係る基本額及びＩＰ網接続機能に係る加算額に限ります。）の支払いを要しません。
　ただし、契約の解除があった場合又はこの機能の廃止があった場合のその暦月以降の料金については、この限りでありません。
附　則（平成17年５月26日経企第230号）
この改正規定は、平成17年５月27日から実施します。
ただし、この改正規定中、カタールテレコムに関する部分は、平成17年５月30日から実施します。

附　則（平成17年６月３日経企第265号）

この改正規定は、平成17年６月10日から実施します。

附　則（平成17年６月20日経企第324号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年７月１日から実施します。

ただし、ｉモード機能に関する部分については、平成17年７月７日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第３項に定めるインターネットメール機能は、インフォゲート機能の廃止後においても提供するものとし、同項第１号及び第２号を次のように改めます。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区　　分		単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
インターネットメール機能	POPメール機能	基本額（１契約ごとに）	500円（　550円）
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量５メガバイト追加ごとに）	300円（　330円）
	IMAPメール機能	基本額（１契約ごとに）	1,500円（1,650円）
		加算額（電子メールの蓄積可能情報量５メガバイト追加ごとに）	300円（　330円）

(2) ｍｏｖａサービス契約約款又はパケット通信サービス契約約款に規定するインターネットメール機能の提供を受けている契約者が、そのインターネットメール機能に係る契約の解除と同時にＦＯＭＡ契約を締結する場合には、この改正後の規定にかかわらず、改正前の規定によりインターネットメール機能に係る付加機能の提供を請求をすることができます。

ただし、その請求がＦＯＭＡ契約の締結に係る請求と同時に行われないときは、この限りでありません。

（グループ機能に関する付加機能使用料の経過措置）

４　１のＦＯＭＡについて、グループ機能及びインターネットメール機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、身体障がい者等割引の適用を受ける場合を除き、付加機能使用料の合計額から100円（月額）を減額して適用します。

附　則（平成17年７月４日経企第428号）

この改正規定は、平成17年７月12日から実施します。

ただし、ケータイ払いに関する部分については平成17年７月29日から実施します。

附　則（平成17年７月20日経企第482号）

この改正規定は、平成17年８月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ケーティー　フリーテルに関する部分については、平成17年７月26日から実施します。

附　則（平成17年８月24日経企第598号）
この改正規定は、平成17年９月１日から実施します。
附　則（平成17年９月５日経企第652号）
この改正規定は、平成17年９月９日から実施します。
附　則（平成17年９月22日経企第709号）
この改正規定は、平成17年10月１日から実施します。
附　則（平成17年10月25日経企第848号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年11月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、複数番号機能（マルチナンバー）及び即時接続機能に係る部分については平成17年11月10日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ＦＯＭＡプラン３９等に関する経過措置）
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているＦＯＭＡプラン３９、ＦＯＭＡプラン４９、ＦＯＭＡプラン６７、ＦＯＭＡプラン１００、ＦＯＭＡプラン１５０及びリミットプラス（以下この附則において「ＦＯＭＡプラン３９等」といいます。）のＦＯＭＡ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
(1) 基本使用料
ア　基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	ＦＯＭＡプラン３９	3,850円（ 4,235円）
	ＦＯＭＡプラン４９	4,850円（ 5,335円）
	ＦＯＭＡプラン６７	6,650円（ 7,315円）
	ＦＯＭＡプラン１００	9,950円（10,945円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	14,950円（16,445円）
	ビジネスプラン	9,750円（10,725円）
	リミットプラス	4,250円（ 4,675円）

イ　アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については次の(ア)から(ウ)に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。
(ア)　ＦＯＭＡプラン３９等の基本使用料については、当該暦月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間に応じて次表に定める額を減額します。この場合において、基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱い、及び定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合の当該暦月の基本使用料の減額の取扱いについては、タ

イプＳＳ等（経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

経　過　期　間	基本使用料の減額（月額）	
	アの規定の額に次の係数を乗じて得た額	
	一般契約に係るもの（継続利用割引サービス）	定期契約に係るもの（いちねん割引）
12か月まで	――	0.10
12か月超え24か月まで	0.07	0.11
24か月超え36か月まで	0.08	0.12
36か月超え48か月まで	0.10	0.13
48か月超え60か月まで	0.12	0.14
60か月超	0.15	0.15

（イ）　複数回線複合割引（ファミリー割引）、複数契約割引（ビジネス割引）、定期包括割引（ビジネスセーバー）、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の基本使用料の減額、身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

（ウ）　ＦＯＭＡプラン３９等の基本使用料の料金種別は、変更することができません。

ウ　ＦＯＭＡプラン３９等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るＸｉ契約（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア　通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

（ア）　通話モードに係るもの

①　②以外のもの

Ａ　Ｂ及びＣ以外のもの

a　発信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する地域（以下この附則において「発信側在圏地区」といいます。）が、着信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する地域と同一の区分（別表１（営業区域）に規定するものをいいます。）の地区となる通信（以下この附則において「同一地区内通信」といいます。）又は着信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する地域に隣接する地区（発信者側在圏地区が東北地区又は中国地区の場合は県）となる通信（以下この附則において「隣接県通信」といいます。）に係るもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	17円（ 18.7円）	12円（ 13.2円）
	ＦＯＭＡプラン４９	15.5円（17.05円）	11円（ 12.1円）
	ＦＯＭＡプラン６７	14.5円（15.95円）	10円（　11円）
	ＦＯＭＡプラン１００	13.5円（14.85円）	9.5円（10.45円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	12円（ 13.2円）	8.5円（ 9.35円）
	リミットプラス	20円（　22円）	20円（　22円）

備考

１　当社は、発信側在圏地区に応じて、次表に規定する都道府県を隣接県とします

区　　分	発信側在圏地区	隣接県
北海道地区	北海道	青森県
東北地区	青森県	北海道
	秋田県	―――
	岩手県	―――
	山形県	新潟県
	宮城県	―――
	福島県	茨城県、栃木県、群馬県、新潟県

関東甲信越地区	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、新潟県、長野県	山形県、福島県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県
東海地区	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県	神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県
北陸地区	富山県、石川県、福井県	新潟県、長野県、岐阜県、京都府、滋賀県
関西地区	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県	岐阜県、福井県、三重県、岡山県、鳥取県、徳島県、香川県
中国地区	広島県	愛媛県、香川県
	岡山県	兵庫県、愛媛県、徳島県、香川県
	山口県	愛媛県、福岡県、大分県
	島根県	―――
	鳥取県	兵庫県
四国地区	香川県、愛媛県、高知県、徳島県	大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、大分県、宮崎県
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	山口県、愛媛県

２　当社は、この附則に規定する隣接県通信について、１の規定を適用します。

b　a以外のもの

料　金　種　別			料　　金　　額	
			30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
			標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信			
		ＦＯＭＡプラン３９	18.5円（20.35円）	13円（ 14.3円）
		ＦＯＭＡプラン４９	17.5円（19.25円）	12円（ 13.2円）
		ＦＯＭＡプラン６７	16円（ 17.6円）	11円（ 12.1円）
		ＦＯＭＡプラン１００	14.5円（15.95円）	10円（　 11円）
		ＦＯＭＡプラン１５０	13.5円（14.85円）	9.5円（10.45円）
		リミットプラス	20円（　 22円）	20円（　 22円）

Ｂ　ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ａ　ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	Ａに規定する料金額と同額

b　a以外のもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	41.5円（45.65円）	29円（31.9円）
	ＦＯＭＡプラン４９	38.5円（42.35円）	27円（29.7円）
	ＦＯＭＡプラン６７	35.5円（39.05円）	25円（27.5円）
	ＦＯＭＡプラン１００	32.5円（35.75円）	23円（25.3円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	30円（　33円）	21円（23.1円）
	リミットプラス	50円（　55円）	50円（　55円）

C　ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	41.5円（45.65円）	29円（31.9円）
	ＦＯＭＡプラン４９	38.5円（42.35円）	27円（29.7円）
	ＦＯＭＡプラン６７	35.5円（39.05円）	25円（27.5円）
	ＦＯＭＡプラン１００	32.5円（35.75円）	23円（25.3円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	30円（ 33円）	21円（23.1円）
	リミットプラス	50円（ 55円）	50円（ 55円）

② 相互接続通信に係るもの

Ａ　ＢからＤ以外のもの

ａ　ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

Ⅰ　Ⅱ以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡプラン３９	15.5円（17.05円）	10.5円（11.55円）
	ＦＯＭＡプラン４９	14円（ 15.4円）	10円（　11円）
	ＦＯＭＡプラン６７	13円（ 14.3円）	9円（ 9.9円）
	ＦＯＭＡプラン１００	12円（ 13.2円）	8.5円（ 9.35円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	11円（ 12.1円）	7.5円（ 8.25円）
	リミットプラス	20円（　22円）	20円（　22円）

Ⅱ　フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＳＴＮｅｔ、ソフトバンクＢＢ株式会社又はZIP Telecom株式会社が提供するが提供する電気通信サービス（別に定めるものに限ります。）の契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡプラン３９	16円（ 17.6円）	11円（ 12.1円）
	ＦＯＭＡプラン４９	15円（ 16.5円）	10.5円（11.55円）
	ＦＯＭＡプラン６７	14円（ 15.4円）	9.5円（10.45円）
	ＦＯＭＡプラン１００	12.5円（13.75円）	９円（　9.9円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	11.5円（12.65円）	８円（　8.8円）
	リミットプラス	20円（　22円）	20円（　22円）

ｂ　ＦＯＭＡプラン３９等の契約者回線等への通信に係る料金については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じて適用します。

Ｂ　削　除

Ｃ　協定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又は携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	①のＡのｂのＩに規定する料金額と同額

Ｄ　削　除

（イ） 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

Ａ Ｂ以外のもの

ａ 同一地区内通信又は隣接県通信に係るもの

料金種別		料金額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	30.5円（33.55円）	21.5円（23.65円）
	ＦＯＭＡプラン４９	28円（ 30.8円）	19.5円（21.45円）
	ＦＯＭＡプラン６７	26円（ 28.6円）	18円（ 19.8円）
	ＦＯＭＡプラン１００	24円（ 26.4円）	16.5円（18.15円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	21.5円（23.65円）	15円（ 16.5円）
	リミットプラス	36円（ 39.6円）	36円（ 39.6円）

ｂ ａ以外のもの

料金種別		料金額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	33.5円（36.85円）	23.5円（25.85円）
	ＦＯＭＡプラン４９	31円（ 34.1円）	21.5円（23.65円）
	ＦＯＭＡプラン６７	28.5円（31.35円）	20円（ 22円）
	ＦＯＭＡプラン１００	26.5円（29.15円）	18.5円（20.35円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	24円（ 26.4円）	16.5円（18.15円）
	リミットプラス	36円（ 39.6円）	36円（ 39.6円）

② 相互接続通信に係るもの

A BからD以外のもの

a ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額			
		同一地区内通信及び隣接県通信		その他の通信	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）			
		標準タイム	お得タイム	標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡプラン３９	27.5円 (30.25円)	19.5円 (21.45円)	30円 (33円)	21円 (23.1円)
	ＦＯＭＡプラン４９	25.5円 (28.05円)	18円 (19.8円)	28円 (30.8円)	19.5円 (21.45円)
	ＦＯＭＡプラン６７	23.5円 (25.85円)	16.5円 (18.15円)	26円 (28.6円)	18円 (19.8円)
	ＦＯＭＡプラン１００	21.5円 (23.65円)	15円 (16.5円)	23.5円 (25.85円)	16.5円 (18.15円)
	ＦＯＭＡプラン１５０	19.5円 (21.45円)	14円 (15.4円)	21.5円 (23.65円)	15円 (16.5円)
	リミットプラス	36円 (39.6円)	36円 (39.6円)	36円 (39.6円)	36円 (39.6円)

b ＦＯＭＡプラン３９等の契約者回線等への通信に係る料金については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じて適用します。

B 削 除

C 協定事業者が提供するＦＯＭＡサービス又は携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料金額
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	aのＩに規定する料金額と同額

D 削 除

（ウ） パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

ただし、パケット定額については、選択することができません。

（エ） ＦＯＭＡプラン３９等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライトに係る５Ｇ契約又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２に係るＸｉ契約を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を

含む料金月のそのＦＯＭＡの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

イ　アの規定にかかわらず、ビジネスプランのＦＯＭＡに係る通信料は、改正後の規定におけるタイプビジネスのＦＯＭＡに係る通信とみなした場合に適用される料金額を適用します。

ウ　ア及びイに規定する通信料の適用については、次の(ア)から(エ)の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

（ア）　ＦＯＭＡプラン３９等に係る控除可能額は、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

基本使用料の料金種別	控　除　可　能　額
ＦＯＭＡプラン３９	750円
ＦＯＭＡプラン４９	2,050円
ＦＯＭＡプラン６７	4,050円
ＦＯＭＡプラン１００	7,350円
ＦＯＭＡプラン１５０	11,650円
ビジネスプラン	5,200円
リミットプラス	2,200円

（イ）　通信料の月間累計額に応じた通信料の月極割引（ボリュームディスカウント）の適用は、次に定めるところによります。

１契約ごとに

区　　分		割　　引　　額
その料金月のＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累額	5,000円以上10,000円未満のとき	ＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額
	10,000円以上50,000円未満のとき	ＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額
	50,000円以上100,000円未満のとき	ＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額
	100,000円以上のとき	ＦＯＭＡに係る通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額

（ウ）　控除可能額及び繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約

者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用、付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用については、経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第３項の(3)のエの(イ)の規定を適用しません。

(エ)　当社は、専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当該契約約款に規定する第８種接続装置又は第９種接続装置を介して行われた通信に限ります。)に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

(オ)　削　除

(カ)　身体障がい者等割引の適用を受けている場合は、そのＦＯＭＡの契約者回線からの64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金（当社が別に定める通信を除きます。）について、アの(ア)に規定する額を適用します。

(3) 削　除

(4) ｉモード機能に係る付加機能使用料は、タイプＳＳ等のＦＯＭＡのｉモード機能に係る付加機能使用料と同額とします。

(5) ＦＯＭＡプラン３９等に係る通信の条件及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

(6) (4)の規定によるほか、ＦＯＭＡプラン３９等に係る付加機能、通信の付加サービス及び情報提供サービスの提供条件については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

(7) ｉモード通信履歴の閲覧については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

(8) ＦＯＭＡプラン３９等に係る自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び雑則に係る提供条件は、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(9) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けているＦＯＭＡプラン３９等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのＦＯＭＡプラン３９等に係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(10) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(11) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項に定めるところによります。

(12) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の番号案内料等の適用については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じます。

(13) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(14) 削　除

(15) 新たにＦＯＭＡプラン３９等に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

(16) (1)から(15)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
（旧プランＦＯＭＡに係るＦＯＭＡドコモコールの通信料に関する経過措置）
4　削　除
（旧プランＦＯＭＡに係る契約申込の承諾に関する経過措置）
5　削　除
（その他）
6　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第２号中「通信料については、ＦＯＭＡプラン３９」を「通信料については、経企第848号（平成17年10月25日）の附則に定めるＦＯＭＡプラン３９」に、「料金表第１表第３（通信料）の２（料金額）の」を「その」に改め、同項第５号を第７号とし、第４号の次に次の二号を加えます。
(5) 経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。
(6) ＦＯＭＡデータプラン２２に係る付加機能の提供条件については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。
附　則（平成17年11月４日経企第879号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年11月11日から実施します。
（ＰＴＴ通信料に関する特例）
2　この改正規定実施の日から平成17年12月31日までの間にセッションが終了したＰＴＴ通信モードによる通信の料金については、改正後の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
（その他）
3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第７号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同項第５号を第６号、第６号を第７号、第７号を第８号とし、第４号の次に次の一号を加えます。
(5) ＰＴＴ通信モードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
4　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第５号を同項第６号、第６号を第７号、第７号を第８号とし、第４号の次に次の一号を加えます。
(5) ＰＴＴ通信モードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
附　則（平成17年11月24日経企第961号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年12月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、電気通信事業者への情報の通知に関する部分については、平成18年３月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ファミリーワイドの提供に関する経過措置）
3　この改正規定中、平成18年３月31日までに満15歳に満たない者又は満15歳に満たない者のためにファミリーワイドを選択することに同意を得ている者としてファミリーワイドを選択した定期契約者であって、その定期契約者が平成18年４月１日において満15歳に満たない者に該当しなくなる場合は、当社が定める日において、そのファミリーワイドに係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別をタイプＳＳへ変更します。
ただし、その前に契約者が他の料金種別へ変更した場合はこの限りでありません。
（moperaU機能に係る付加機能使用料に関する特例）
4　この改正規定実施の日から平成18年３月31日までの間において、別表２（付加機能）に規定するmoperaU機能のスタンダードプランに係る請求をし、その機能の提供を受けたときの付加機能使用料については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にか

かわらず、その請求のあった日を含む暦月、その翌暦月及び翌々暦月に係る付加機能使用料（moperaU機能のスタンダードプランに係る基本額に限ります。）の支払いを要しません。

ただし、この改正規定実施前にmoperaU機能のスタンダードプランの利用に関する請求を行っている場合、ｍｏｖａサービスに係る契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡサービスに係る契約を締結した者がmoperaU機能のスタンダードプランの利用に関する請求を行っている場合又はその暦月の翌暦月の７日までの間に契約の解除若しくはこの機能の廃止があった場合（その暦月以降の料金に限ります。）は、この特例が適用されない場合があります。

（無線ＩＰアクセス定額料に係る特例）

5　前項の適用を受けているＦＯＭＡ契約者が無線ＩＰアクセスサービスを利用しているときは、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）の規定にかかわらず、前項の適用を受けている期間に限りそのＦＯＭＡに係る無線ＩＰアクセス定額料の支払いを要しません。

（その他）

6　経企第324号（平成17年６月20日）及び経企第848号（平成17年10月25日）の附則中、「身体障害者等割引」を「身体障がい者等割引」に改めます。

附　則（平成17年11月30日経企第994号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年12月９日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（インターネットメール機能に係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、経企第204号（平成17年５月24日）の附則第３項及び第４項の規定により当社が提供している次の表の左欄に規定するインターネットメール機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により提供する同表の右欄の規定に移行したものとみなします。

インターネットメール機能 メール着信通知機能 ウイルスチェック機能	moperaU機能 スタンダードプラン メール着信通知機能 メールウイルスチェック機能

4　前項の場合において、契約者がライトプランに係るmoperaU機能を利用しているときは、当社は、この改正規定実施の日において、その機能に係る廃止の請求があったものとみなして取り扱います。

（その他）

5　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第３項２号を次のように改めます。

(2) 削　除

附　則（平成17年12月５日経企第1012号）

この改正規定は、当社が別に定める日から実施します。

附　則（平成17年12月15日経企第1038号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年12月21日から実施します。

（その他）

2　通信モジュール以外の移動無線装置であっても、当社が定める日までの間に限り、ＦＯＭＡユビキタスの契約者回線に接続できるものとし、接続した場合にはその日までに取り外していただきます。

3　経企第1012号（平成17年12月５日）の附則中、「平成17年12月22日」を「当社が別に定める日」に改めます。

附　則（平成17年12月22日経企第1074号）
この改正規定は、平成18年１月１日から実施します。
附　則（平成18年１月24日経企第1167号）
この改正規定は、平成18年２月１日から実施します。
附　則（平成18年２月９日経企第1209号）
この改正規定は、平成18年２月20日から実施します。
附　則（平成18年２月22日経企第1255号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年３月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ファミリーワイドリミットの提供に関する経過措置）
３　この改正規定中、平成18年３月31日までに満15歳に満たない者又は満15歳に満たない者のためにファミリーワイドリミットを選択することに同意を得ている者としてファミリーワイドリミットを選択した定期契約者であって、その定期契約者が平成18年４月１日において満15歳に満たない者に該当しなくなる場合は、当社が定める日において、そのファミリーワイドリミットに係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別をタイプリミットへ変更します。
ただし、その前に契約者が他の料金種別へ変更した場合はこの限りでありません。
（通信料の特例）
４　国際アウトローミングを提供するウィンドの64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する国際アウトローミング利用料は、当社が定める期間に限り、料金表の規定にかかわらず、通話モードによる通信に関する国際アウトローミング利用料の額と同額とします。
（その他）
５　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ウ)を次のように改めます。
（ウ）　パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。
ただし、パケ・ホーダイの適用については、基本使用料の料金種別がＦＯＭＡプラン６７、ＦＯＭＡプラン１００、ＦＯＭＡプラン１５０及びビジネスプランのＦＯＭＡに係る契約者に限り選択することができるものとします。
附　則（平成18年３月27日経企第1361号）
この改正規定は、平成18年４月１日から実施します。
附　則（平成18年４月13日経企第49号）
この改正規定は、平成18年４月20日から実施します。
附　則（平成18年４月21日経企第90号）
この改正規定は、平成18年４月28日から実施します。
ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係るフィリピンに関する部分については、平成18年４月23日、その他の外国の電気通信事業者の部分については、平成18年５月１日から実施します。
附　則（平成18年５月19日経企第213号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年６月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、キフ　スター　ジーエスエム　ジェイエスシー及びイーエムティーに関する部分については、平成18年５月26日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第８号を第９号とし、第７号の次に次の

一号を加えます。
(8) 改正後の約款第13章（雑則）の規定は、ＦＯＭＡデータプラン２２に係るＦＯＭＡにおいて準用します。
4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則を次のように改めます。
(1) 第３項第２号のアの(ア)の②のＡのａのⅡ中、「又はソフトバンクＢＢ株式会社が提供する」を「、ソフトバンクＢＢ株式会社又はZIP Telecom株式会社が提供する」に改めます。
(2) 第３項第８号中「(1)から(7)」を「(1)から(8)」に改め、同号を第９号とし、第７号の次に次の一号を加えます。
(8) 改正後の約款第13章（雑則）規定は、旧プランＦＯＭＡにおいて準用します。

附　則（平成18年５月22日経企第223号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年５月30日から実施します。
（おまかせロックに係る手続きに関する料金の特例）
2　料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金のうち、おまかせロックに係るものについては、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、支払いを要しません。
（その他）
3　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第７号中「ＦＯＭＡデータプラン２２に係る付加機能の提供条件」を「ＦＯＭＡデータプラン２２に係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件」に改めます。
4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第６号中「旧プランＦＯＭＡに係る付加機能の提供条件」を「旧プランＦＯＭＡに係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件」に改めます。

附　則（平成18年６月22日経企第347号）

この改正規定は、平成18年７月１日から実施します。

附　則（平成18年７月25日経企第483号）

この改正規定は、平成18年８月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、ダンスク　モビル　テレフォン　アンド　ソノフォン、テレツーエージー　リヒテンシュタイン及びボーダコム　タンザニアに関する部分については、平成18年７月26日から実施します。

附　則（平成18年８月24日経企第598号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年９月１日から実施します。
ただし、ハイスピードモードに関する部分及びｉモード機能に関する部分は、平成18年８月31日から実施します。
（番号えらべるサービスに係る手続きに関する料金の特例）
2　料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金のうち、第91条の３（番号えらべるサービスの利用）の規定により支払いを要するものについては、この改正規定実施の日から平成19年３月31日までの間、支払いを要しません。
（その他）
3　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第５号を次のように改めます。
(5) ＰＴＴ通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第５号を次のように改めます。
(5) ＰＴＴ通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

附　則（平成18年９月12日経企第672号）

この改正規定は、平成18年９月20日から実施します。

附　則（平成18年９月25日経企第727号）

この改正規定は、平成18年10月２日から実施します。

ただし、この改正規定中、インドに関する部分については、平成18年10月２日から実施します。

附　則（平成18年９月29日経企第749号）

（実施期日）

この改正規定は、平成18年10月２日から実施します。

附　則（平成18年10月18日経企第805号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年10月24日から実施します。

（ケータイお探しサービスに関する特例）

２　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間においては、当社が別に定める回数に限り、ケータイお探しサービスを利用できるものとし、料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定するケータイお探しサービスの手続きに関する料金については、支払いを要しません。

（その他）

３　経企第204号（平成17年５月24日）の附則を次のように改めます。

(1) 第４項を次のように改めます。

この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、メール着信機能及びウイルスチェック機能の提供に係る請求を行うことができます。この場合の料金その他の提供条件は、次表の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

ただし、特定事業者との間において、携帯電話番号ポータビリティがあったときの、メール着信通知機能に係る債権に関する取り扱いについては、改正後の規定におけるmoperaU機能の場合に準じるものとします。

区　　分	単　　位	料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
メール着信通知機能	加算額（１通知ごとに）	５円（5.5円）
ウイルスチェック機能	加算額（１契約ごとに）	200円（220円）

(2) 第５項第８号を次のように改めます。

(8) ＦＯＭＡデータプラン２２に係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

４　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第８号を次のように改めます。

(8) 旧プランＦＯＭＡに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

附　則（平成18年10月25日経企第840号）

この改正規定は、平成18年11月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ｉＣお引っこしサービスに関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

附　則（平成18年11月１日経企第870号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年11月１日から実施します。

（その他）

2　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のウ中、「(ア)から(ウ)」を「(ア)から(エ)」に改め、(ウ)の次に次の(エ)を加えます。

（エ）　当社が提供する専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当該契約約款に定める第８種接続装置を介して行われた通信に限ります。)に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

附　則（平成18年11月22日経企第952号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成18年12月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、留守番電話及び不在案内機能に関する部分については、平成18年11月30日から実施します。

（ＰＴＴ通信モードによる通信の料金に関する特例）

2　この改正規定実施の日から平成18年12月31日までの間にセッションが終了したＰＴＴ通信モードによる通信の料金（当該料金月のＰＴＴ通信モードに係る定額通信料を含みます。)については、その支払いを要しません。

附　則（平成18年12月25日経企第1094号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年１月１日から実施します。

（その他）

2　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項中第９号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第９号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

（その他）

4　経企第598号（平成18年８月24日）の附則第２項中、「平成18年12月31日」を「平成19年３月31日」に改めます。

附　則（平成19年１月19日経企第1189号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年１月26日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の日から平成19年４月30日までの間におけるブラウザ利用制限機能に係る付加機能使用料の加算額については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表のとおりとします。

区分			単位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
グループ管理機能（ビジネス mopera あんしんマネージャー）	追加機能	ブラウザ利用制限機能	加算額（１管理グループごとに）	
		登録可能数		

			50まで		――
			60まで		1,000円（1,050円）
			70まで		2,000円（2,100円）
			80まで		3,000円（3,150円）
			90まで		4,000円（4,200円）
			100まで		5,000円（5,250円）
			101以上		別に定める額

附　則（平成19年２月７日経企第1249号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年２月14日から実施します。

（国際ショートメッセージ通信の特例）

2　この改正規定実施の日から平成19年３月31日までの間に送信が完了した国際ショートメッセージ通信に係る料金については、料金表第１表第３（通信料）の２（料金額）２－４の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

送信１回ごとに

料　金　種　別	料　金　額
ＦＯＭＡ国際ショートメッセージ通信料	25円

（注）料金額については消費税相当額を加算しません。

附　則（平成19年２月22日経企第1304号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年３月１日から実施します。

（その他）

2　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ウ)を次のように改めます。

（ウ）　パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

ただし、パケット定額の適用については、次のとおりとします。

①パケ・ホーダイについては、基本使用料の料金種別がＦＯＭＡプラン６７、ＦＯＭＡプラン１００、ＦＯＭＡプラン１５０及びビジネスプランのＦＯＭＡに係る契約者に限り選択することができます。

②パケ・ホーダイフルについては、選択することができません。

附　則（平成19年３月23日経企第1393号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年４月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、発信者番号通知に関する部分については、平成19年３月30日、旧パケット定額に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する特例）

3　この改正規定実施の日から平成19年６月30日までの間におけるＢｉｚ・ホーダイに係る定額通信料については、料金表第１表第３（通信料）の(7)の２の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額）
Ｂｉｚ・ホーダイ	税抜額 2,850円（税込額 2,992円）

（その他）

4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ウ)の②を次のように改めます。

②パケ・ホーダイフル及びＢｉｚ・ホーダイについては、選択することができません。

附　則（平成19年４月23日経企第91号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年４月27日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る部分については、平成19年５月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年４月27日経企第120号）

この改正規定は、平成19年５月７日から実施します。

附　則（平成19年５月18日経企第178号）

この改正規定は、平成19年５月25日から実施します。

附　則（平成19年５月25日経企第197号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いに関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（呼び出し音選択機能の音楽等追加機能に係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している呼出音選択機能（メロディコール）の音楽等追加機能に係る提供条件は次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区　　分		単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
呼出音選択機能	追加機能（音楽等追加機能）	加算額（１契約ごとに）	100円（110円）

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4　当社は、新たに呼出音選択機能（メロディコール）の音楽等追加機能に係る利用の請求があったときは、次の場合に限り、改正前の規定によりこの機能を提供します。

(1) 呼出音選択機能に係る音楽等追加機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約若しくはｍｏｖａ契約の解除と同時に当社とＦＯＭＡ契約を締結する申込みと同時に本機能を請求するとき。

(2) 削　除

（番号えらべるサービスに係る手続きに関する料金の特例）

5　料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金のうち、第91条の３（番号えらべるサービスの利用）の規定により支払いを要するものについては、この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間、支払いを要しません。

（その他）

6　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項中第10号を第11号とし、第９号の次に次の一号を加えます。

(10) 特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いについては、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

7　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第２号のウの(エ)の次に次の(オ)を加えます。

（オ）　特定事業者と旧プランＦＯＭＡに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社と旧プランＦＯＭＡに係る契約を締結した場合は、特定事業者から譲り受けた債権額と合わせて、当社がＦＯＭＡサービスを継続して提供したものとみなして、(イ)の規定を適用した額を適用します。

(2) 第10号中、「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第11号とし、第９号の次に次の一号を加えます。

(10) 特定事業者に係る契約の解除と同時に当社と新たに契約を締結した場合又は契約の解除と同時に特定事業者と契約を締結する場合における取扱いについては、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

附　則（平成19年６月22日経企第300号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年７月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（国際アウトローミング利用料の特例）

3　次表に規定する外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングにより、64kb/sデジタル通信モードに係る通信を行ったときの国際アウトローミング利用料については、この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間において、料金表第４表の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

事　業　者　名	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左２欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	１分までごとに次の料金額			
ピーティー　インドサット（PT.INDOSAT Tbk）	224円	384円	384円	100円
スターハブ　モバイル（StarHub Mobile Pte Ltd,）	80円	224円	224円	100円
ケーティー　フリーテル（KT Freetel Co., Ltd.）	168円	328円	328円	－
ファー　イーストン　テレコミュニケーションズ（Far Easton Telecommunications Co., Ltd）	80円	224円	224円	100円
スマート　コミュニケーション（SMART Communications, Inc.,）	80円	304円	304円	100円
ハチソン　スリージー　ホンコン（Hutchison 3G HK Limited,）	80円	304円	304円	100円

（注）在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。

4　前項に規定する外国の電気通信事業者、ハチソン　エッサー　モバイル　サービス、ハチソン　エッサー　リミテッド、ハチソン　テレコム　イースト、ハチソン　エッサー　セルラー、ファセル、ハチソン　テレフォン及びハチソン　テレフォン（マカオ）が提供する国際アウトローミングにより、パケット通信モードに係る通信を行った場合であって、この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間にセッションが終了したパケット通信モードに係る国際アウトローミング利用料については、料金表第４表の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１セッションごとに

料　　金　　額	
50課金対象パケット以下の部分	50円
50課金対象パケットを超える部分	１課金対象パケットごとに0.16円

附　則（平成19年７月25日経企第451号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年８月１日から実施します。

（その他）
2　経企第197号（平成19年５月25日）の附則第５項中、「平成19年７月31日」を「平成19年９月30日」に改めます。

附　則（平成19年８月６日経企第485号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成19年８月22日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（定期契約に係る解約金の適用に関する経過措置）
3　この改正規定実施の日から平成20年８月31日までの間に１年定期契約の解除があった場合であって、その契約の解除のあった暦月が、その契約の満了日を含む暦月であるときは、１年定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

附　則（平成19年８月24日経企第543号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成19年９月１日から実施します。
2　この改正規定中、定期契約に係る解約金の適用に関する部分は、前項の規定にかかわらず、平成19年５月25日から実施します。
（期間限定プランの提供に関する経過措置）
3　一般契約者は、第４号に該当するＦＯＭＡの料金種別に限り、この改正規定実施の日から平成22年６月30日までの間、料金表に定める基本使用料の料金種別のほか、期間限定プランを選択することができるものとし、料金その他の提供条件は次のとおりとします。
(1) 基本使用料の適用については、次のア及びイの規定によるほか、総合利用プランの場合に準ずるものとします。
ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	期間限定プラン	1,500円（1,575円）

イ　期間限定プランに係る基本使用料については、料金表第１表第１に規定する基本使用料の減額、複数回線複合割引、複数契約割引（ビジネス割引）、定期包括割引（ビジネスセーバー）及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）を適用しません。
(2) 通信料の適用については、次のア及びイの規定によります。
ア　指定割引回線群に属するＦＯＭＡ（期間限定プランに係るものに限ります。）に係る通信に関する料金については、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに準じて取り扱います。
ただし、料金表第１表第３（通信料）の(13)のイの規定は適用しません。
イ　期間限定プランに係る通信料については、アの規定によるほか、その通信を経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイドに係るＦＯＭＡの契約者回線からの通信とみなして、料金表の規定により算定した額を適用します。
(3) 期間限定プランの選択については、その申出を行ったＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが次のいずれかに該当する場合に限り選択できます。
ア　平成19年４月27日において、当社又は特定事業者が提供する１．５Ｇデジタルのｍｏｖａサービスに係る契約を締結していた者が、継続してその契約を締結していると当社が認める場合であって、その契約の解除と同時に新たに当社と締結したＦＯＭＡ契約に係

るものであるとき。

イ　平成17年４月１日において、当社又は特定事業者が提供するＰＨＳサービスに係る契約を締結していた者が､継続してその契約を締結していると当社が認める場合であって、その契約の解除と同時に新たに当社と締結したＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。

(4) 期間限定プランを選択したＦＯＭＡ契約者が、その基本使用料の料金種別を他の料金種別に変更したときは、再度基本使用料の料金種別を期間限定プランへ変更することはできません。

(5) 期間限定プランについては、平成20年９月１日以降は、新たに選択することができません。

(6) 当社は、期間限定プランを選択したＦＯＭＡ契約者が、平成22年６月30日までの間に他の料金種別へ変更をしなかったときは、平成22年７月１日から、その期間限定プランに係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別をバリュープラン以外のものに係るタイプＳＳへ変更します。

(7) 定期契約の解除と同時に新たに期間限定プランに係る一般契約を締結した場合は、定期契約に係る解約金について、その支払いを要しません。

(8) パケット通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

ただし、パケ・ホーダイシンプルについては、選択することができません。

(9) 経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

(10) 期間限定プランの提供に係るその他の提供条件は、改正後の規定における総合利用プランの場合に準ずるものとします。

（着もじの利用に係る通信の料金に関する特例）

4　この改正規定実施の日から平成19年10月31日までの間に送信が完了した着もじに係る通信の料金（料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(6)に規定する料金額に限ります。）については、その支払いを要しません。

（その他）

5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第３号のイを次のように改めます。

イ　アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と2in1契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

附　則（平成19年９月12日経企第594号）

この改正規定は、平成19年９月21日から実施します。

附　則（平成19年９月21日経企第623号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年10月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ＦＯＭＡ位置情報受信機能に関する部分については平成19年10月１日の当社が定める時刻から、呼出音選択機能に関する部分については平成19年10月９日から実施します。

（グループ管理機能に係る付加機能使用料の特例）

2　この改正規定実施の日から平成20年１月31日までの間におけるブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能に係る付加機能使用料の加算額については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

ただし、この改正規定実施前に、ブラウザ利用制限機能又は一斉同報機能を選択していた契約者についてはこの限りでありません。

（経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているＦＯＭＡ位置情報受信機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているタイプ

１に係るＦＯＭＡ位置情報受信機能に移行したものとみなします。

附　則（平成19年10月12日経企第684号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年10月22日から実施します。

ただし、この改正規定中、ケータイ払いに関する部分については平成19年10月21日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ケータイ払いの利用に係る代金に関する経過措置）

3　この改正規定実施前に利用したケータイ払いの代金に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（定額データプランHIGH-SPEEDの通信料に係る特例）

4　この改正規定実施の日から平成20年２月29日までの間における、定額データプランHIGH-SPEEDのＦＯＭＡの定額対象通信に係る通信料については、料金表第１表第３（通信料）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

（無線ＩＰアクセス定額料に係る特例）

5　基本使用料の料金種別が定額データプランHIGH-SPEEDのＦＯＭＡ契約者が、無線ＩＰアクセスサービスを利用しているときは、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成20年10月31日までの間、そのＦＯＭＡに係る無線ＩＰアクセス定額料の支払いを要しません。

附　則（平成19年10月25日経企第719号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年11月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している電話帳お預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているプランＡに係る電話帳お預かり機能に移行したものとみなします。

附　則（平成19年11月14日経企第800号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年11月26日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（総合利用プランに係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

総合利用プラン タイプＳＳ タイプＳ タイプM タイプＬ タイプＬＬ タイプリミット タイプビジネス ファミリーワイド	総合利用プラン バリュープラン以外のもの タイプＳＳ タイプＳ タイプM タイプＬ タイプＬＬ タイプリミット タイプビジネス ファミリーワイド

ファミリーワイドリミット	ファミリーワイドリミット

（バリュープランに係る基本使用料の適用に関する特例）

4　この改正規定実施の日から平成19年11月30日までの間において、当社が定める端末設備の購入の際にバリュープランを選択した場合のバリュープランに係る基本使用料については、その選択があった日から平成20年２月29日までの間に限り、料金表第１表第１（基本使用料）の２の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区分			料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	バリュープラン	タイプＳＳ	――
		タイプＳ	1,000円（ 1,050円）
		タイプＭ	3,000円（ 3,150円）
		タイプＬ	6,000円（ 6,300円）
		タイプＬＬ	11,000円（11,550円）
		タイプリミット	600円（ 630円）
		タイプビジネス	6,200円（ 6,510円）
		ファミリーワイド	――
		ファミリーワイドリミット	――

5　平成19年12月１日から平成20年５月31日までの間において、当社が定める端末設備の購入の際に総合利用プランのバリュープランを選択した場合の総合利用プランのバリュープランに係る基本使用料については、その選択があった日からその選択があった日を含む暦月の翌々暦月の間に限り、料金表第１表第１（基本使用料）の２の規定にかかわらず、前項に規定する額を適用します。

6　第４項又は前項の規定が適用されるタイプＳＳ、ファミリーワイド及びファミリーワイドリミットに係る基本使用料については、料金表第１表第１（基本使用料）の１の(6)及び(8)の規定を適用しません。

7　総合利用プランのバリュープランに係る一般契約又は定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結したときは、契約の解除があったそのＦＯＭＡ契約を継続して締結しているものとみなして第４項若しくは第５項及び前項の規定を適用します。

8　特定事業者が提供する総合利用プランのバリュープランに係るＦＯＭＡ契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社と総合利用プランのバリュープランに係るＦＯＭＡ契約を締結したときは、契約の解除があったそのＦＯＭＡ契約を継続して締結しているものとみなして第４項若しくは第５項及び第６項の規定を適用します。

（その他）

9　データ専用プランのバリュープランから総合利用プランのバリュープランへの料金種別の

変更があった場合は、そのデータ専用プランのバリュープランの選択があった日を総合利用プランのバリュープランの選択があった日とみなして、第４項、第５項及び第６項の規定を適用します。

10　経企第543号（平成19年８月24日）の附則第３項第６号中「タイプＳＳへ」を「バリュープラン以外のものに係るタイプＳＳへ」に改めます。

附　則（平成19年11月22日経企第824号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成19年12月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年11月30日経企第861号）

この改正規定は、平成19年12月10日から実施します。

附　則（平成19年12月14日経企第912号）

この改正規定は、平成19年12月21日から実施します。

附　則（平成19年12月25日経企第939-1号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年１月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ＰＨＳサービスに係る部分については、平成20年１月８日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（データバックアップ機能に関する経過措置）

3　moperaU 機能の提供を受けている契約者は、改正後の規定にかかわらず、平成20年６月30日までの間に限り､改正前の規定によりデータバックアップ機能を利用することができます。

（その他）

4　経企第324号（平成17年６月20日）の附則第３項第２号を次のように改めます。

(2) ｍｏｖａサービス契約約款又はパケット通信サービス契約約款に規定するインターネットメール機能の提供を受けている契約者が、そのインターネットメール機能に係る契約の解除と同時にＦＯＭＡ契約を締結する場合には、この改正後の規定にかかわらず、改正前の規定によりインターネットメール機能に係る付加機能の提供を請求をすることができます。

ただし、その請求がＦＯＭＡ契約の締結に係る請求と同時に行われないときは、この限りでありません。

5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号中「当社又は協定事業者が提供するＰＨＳサービス」を「協定事業者が提供するＰＨＳサービス」に改めます。

附　則（平成19年12月25日経企第939-2号）

この改正規定は、平成20年１月10日から実施します。

附　則（平成20年１月25日経企第1034号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年２月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第684号（平成19年10月12日）の附則第４項中、「平成20年１月31日」を「平成20年２月29日」に改めます。

附　則（平成20年２月22日経企第1105号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年３月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、2in1及び2in1利用に関する部分については、平成20年３月３日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（定額データプランHIGH-SPEEDの通信料に係る特例）

３　この改正規定実施の日から平成20年８月31日までの間における、基本使用料の料金種別が定額データプランHIGH-SPEEDのＦＯＭＡの定額対象通信に係る通信料については、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(9)の２のコの規定にかかわらず、同欄ケの規定により算定した額が 2,400円を超える場合は、2,400円を超える部分の料金の支払いを要しません。

（2in1に関する経過措置）

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている2in1は、当社が定める日までの間に限り提供するものとし、料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
2in1	タイプ2in1	900円（990円）

イ　2in1共用ＦＯＭＡにおいて、別表２（付加機能）に規定する電話帳お預かり機能の提供を同時に受けているときは、アに規定する2in1の基本使用料の額から 100円（月額）を減額して適用します。この場合において、料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定により基本使用料を日割するときは、その減額を日割して適用します。

(2) 通信料

ア　2in1における通信料については、その通信をその2in1に係る2in1共用ＦＯＭＡの契約者回線からの通信とみなして、料金表第１表第３（通信料）の規定により算定した額を適用します。

イ　2in1の通信に関する料金については、その料金をその2in1に係る2in1共用ＦＯＭＡの通信に関する料金として取り扱うこととします。この場合において、総合利用プランにおける通信料の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用及び定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用については、改正後の規定における第１種契約に係る総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

(3) 2in1に提供する付加機能に係る付加機能使用料については、支払いを要しません。

(4) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

(5) 2in1共用ＦＯＭＡにおいては、ビジネス通話・ホーダイを選択することができません。

(6) 2in1においては、音声メッセージ蓄積機能を利用することができません。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）

5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第３号のイを次のように改めます。

イ　アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約の解除と同時に新たに当社又は特定事業者と共用ＦＯＭＡに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

附　則（平成20年３月４日経企第1134号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年３月11日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ専用プランに係る部分については当社が別に定める日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（データ専用プランに係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

データ専用プラン データプランＳＳ データプランＳ データプランM データプランＬ データプランＬＬ 定額データプラン64Ｋ 定額データプランHIGH-SPEED	データ専用プラン バリュープラン以外のもの データプランＳＳ データプランＳ データプランM データプランＬ データプランＬＬ 定額データプラン64Ｋ 定額データプランHIGH-SPEED

（データ専用プランのバリュープランに係る基本使用料の適用に関する特例）

4　この改正規定実施の日から平成20年５月31日までの間において、当社が定める端末設備の購入の際にデータ専用プランのバリュープランを選択した場合のデータ専用プランのバリュープランに係る基本使用料については、その選択があった日からその選択があった日を含む暦月の翌々暦月の間に限り、料金表第１表第１（基本使用料）の２の規定にかかわらず、前項に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分				料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	データ専用プラン	バリュープラン	データプランＳＳ	――
			データプランＳ	200円（　216円）
			データプランM	2,500円（ 2,700円）

			データプランＬ	4,700円（ 5,076円）
			データプランＬＬ	11,200円（12,096円）
			定額データプラン64Ｋ	1,300円（ 1,404円）
			定額データプランHIGH-SPEED	1,300円（ 1,404円）

5　前項の規定が適用されるデータプランＳＳに係る基本使用料については、料金表第１表第１（基本使用料）の１の(6)及び(8)の規定を適用しません。

6　特定事業者が提供するデータ専用プランのバリュープランに係るＦＯＭＡ契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに当社とデータ専用プランのバリュープランに係るＦＯＭＡ契約を締結したときは、契約の解除があったそのＦＯＭＡ契約を継続して締結しているものとみなして第４項及び第５項の規定を適用します。

7　総合利用プランのバリュープランからデータ専用プランのバリュープランへの料金種別の変更があった場合は、その総合利用プランのバリュープランの選択があった日をデータ専用プランのバリュープランの選択があった日とみなして、第４項及び第５項の規定を適用します。

（その他）

8　経企第800号（平成19年11月14日）の附則を次のように改めます。

(1) 第５項、第７項及び第８項中「バリュープラン」を「総合利用プランのバリュープラン」に改めます。

(2) 第９項を第10項とし、第８項の次に次の一項を加えます。

９　データ専用プランのバリュープランから総合利用プランのバリュープランへの料金種別の変更があった場合は、そのデータ専用プランのバリュープランの選択があった日を総合利用プランのバリュープランの選択があった日とみなして、第４項、第５項及び第６項の規定を適用します。

附　則（平成20年３月10日経企第1151号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年３月17日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードに係る定額通信料に関する特例）

3　この改正規定実施の日から平成20年７月31日までの間にＢｉｚ・ホーダイの選択があったときは、当社が別に定める条件を満たしていることを当社が確認できた場合に限り、その選択があった日を含む料金月から翌々料金月までの間、Ｂｉｚ・ホーダイに係る定額通信料のうち税抜額 2,850円（税込額 2,992.5円）の支払いを要しないものとし、確認ができた料金月以降にその額を返還します。

（注）第３項に規定する当社が別に定める条件は、当該料金月においてそのＦＯＭＡ契約の解除若しくはＦＯＭＡの利用休止がないこと又はそのＦＯＭＡにおいて既にこの取扱いを受けていないこと等とします。

附　則（平成20年３月21日経企第1199号）

この改正規定は、平成20年３月28日から実施します。

附　則（平成20年３月26日経企第1221号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年４月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ファミリー割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用に関する経過措置）

３　ファミリー割引の適用を受けているＦＯＭＡサービスに係る１年定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡに係る２年定期契約を締結した場合であって、継続してファミリー割引の適用を受けるときは、当社が定める日までの間に限り、その２年定期契約を締結した日におけるそのＦＯＭＡの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線等へ行った通信について、料金表第１表第３（通信料）の(13)のイの規定を適用します。

（その他）

４　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のウの(ウ)を次のように改めます。

（ウ）　特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用、特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用については、料金表第１表第３（通信料）の(13)のイの規定を適用しません。

５　経企第543号（平成19年８月24日）の附則第３項第２号のアを次のように改めます。

ア　指定割引回線群に属するＦＯＭＡ（期間限定プランに係るものに限ります。）に係る通信に関する料金については、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに準じて取り扱います。

ただし、料金表第１表第３（通信料）の(13)のイの規定は適用しません。

附　則（平成20年３月27日経企第1245号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年３月28日から実施します。

（その他）

２　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号アを次のように改めます。

(1)（ア）の②のＣのａの「ＦＯＭＡサービス又はｍｏｖａサービス」をＦＯＭＡサービス、ローミング又はｍｏｖａサービス」に改めます。

(2)（イ）の②のＣのａの「ＦＯＭＡサービス」を「ＦＯＭＡサービス又はローミング」に改めます。

附　則（平成20年４月４日経企第18号）

この改正規定は、平成20年４月14日から実施します。

附　則（平成20年４月24日経企第120号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（共用ＦＯＭＡに係る基本使用料の適用に関する特例）

３　共用ＦＯＭＡに係る基本使用料については、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成20年10月31日までの間、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分				料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	総合利用プラン	共用ＦＯＭＡに係るもの	タイプＳＳ　2in1	932円（978.6円）
			タイプＳ　2in1	1,500円（1,575円）
			タイプＭ　2in1	2,500円（2,625円）
			タイプＬ　2in1	4,000円（4,200円）
			タイプＬＬ　2in1	6,500円（6,825円）
			タイプビジネス　2in1	4,100円（4,305円）
			ファミリーワイド　2in1	700円（　735円）
			タイプ2in1	400円（　420円）

附　則（平成20年５月23日経企第223号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年６月１日から実施します。

ただし、ワンナンバー機能及び第８種接続装置に係る専用回線等接続サービスに関する部分については、平成20年６月２日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（オフィス割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用に関する経過措置）

３　オフィス割引の適用を受けているＦＯＭＡサービスに係る１年定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡに係る２年定期契約を締結した場合であって、継続してオフィス割引の適用を受けるときは、当社が定める日までの間に限り、その２年定期契約を締結した日におけるそのＦＯＭＡの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線等へ行った通信について、料金表第１表第３（通信料）の(13)のイの規定を適用します。

（ＰＴＴ通信モードによる通信の料金に関する特例）

４　この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間にセッションが終了したＰＴＴ通信モードによる通信の料金（当該料金月のＰＴＴ通信モードに係る定額通信料を除きます。）については、料金表第１表第３（通信料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１の通信ごとに

料　金　種　別	料　　金　　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＰＴＴ通信料	１円（1.05円）

（ＰＴＴ通信モードに係る定額通信料の適用に関する特例）

5　この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間におけるカケ・ホーダイに係る定額通信料については、料金表第１表第３（通信料）の(8)の３の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料　（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
カケ・ホーダイ	300円（315円）

（付加機能の利用等に係る通信の料金の適用に関する特例）

6　料金表第１表第３（通信料）の(21)のウの(イ)に規定する通信料は、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、次表に規定する額を適用します。

区　　分		料　金　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡへの通信料	20秒までごとに税込額10円

7　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第１号を次のように改めます。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額　（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	ＦＯＭＡデータプラン２２	2,200円（2,310円）

イ　定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準じます。

8　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第２号のウの(オ)の次に次の(カ)を加えます。

(カ)　身体障がい者等割引の適用を受けている場合は、そのＦＯＭＡの契約者回線からの64kb/sデジタル通信モードによる通信に関する料金（当社が別に定める通信を除きます。）について、アの(ア)に規定する額を適用します。

(2) 第11号中、「(1)から(10)」を「(1)から(11)」に改め、同号を第12号とし、第10号の次に次の一号を加えます。

(11)身体障がい者等割引の適用を受けている場合の番号案内料等の適用については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じます。

9　経企第1105号（平成20年２月22日）の附則第４項第５号中、「(1)から(4)」を「(1)から(5)」に改め、同号を第６号とし、第４号の次に次の一号を加えます。

(5) 2in1共用ＦＯＭＡにおいては、ビジネス通話・ホーダイを選択することができません。

附　則（平成20年５月29日経企第246号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年６月６日から実施します。

（遠隔接続機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）

2　この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間において、別表２に規定する遠隔接続機能の提供を開始した場合の付加機能使用料については、ＦＯＭＡ契約締結後、そのＦＯＭＡにおいて最初にその機能の提供を開始したときに限り、その提供を開始した日から起算して14日を経過した日をその提供開始日とみなして、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する額を適用します。

附　則（平成20年６月12日経企第108号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年６月19日から実施します。

（その他）

2　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第２号ウの(エ)を次のように改めます。

（エ）　当社又は特定事業者が提供するホームＵ回線又は専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当該契約約款に定める第８種接続装置を介して行われた通信に限ります。）に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

(2) 第８号を次のように改めます。

(8) 旧プランＦＯＭＡに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

ただし、ホームＵについてはこの限りでありません。

附　則（平成20年６月25日経企第368号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年７月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、特定事業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州をいいます。以下この附則において同じとします。）が定めるＦＯＭＡサービス契約約款（以下この附則において「廃止約款」といいます。）の規定により生じたＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債権については、この改正規定実施の日において、当社が特定事業者から譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（契約に関する経過措置）

4　この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により締結していたＦＯＭＡサービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により締結したこれに相当する契約に移行したものとみなします。

（基本使用料の減額適用に関する経過措置）

5　前項の規定により移行したＦＯＭＡサービスの契約に係る経過期間（料金表第１表第１（基本使用料）に規定する基本使用料の減額適用に係る経過期間をいいます。）については、廃止約款の規定により締結していたＦＯＭＡサービスの起算月から通算するものとします。

（この改正規定実施前に行った手続き等の効力等）

6　この改正規定実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に

規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

7　この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により提供しているＦＯＭＡサービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

（国際アウトローミング利用料の特例）

8　この改正規定実施の日から平成20年８月31日までの間にセッションが終了したパケット通信モードに係る国際アウトローミング利用料の合計額のうち100円（その合計額が100円に満たない場合はその額とします。）については、支払いを要しないものとし、その通信があった料金月の翌料金月以降にその額を返還します。

（その他）

9　経企第204号（平成17年５月24日）の附則を次のように改めます。

(1) 第４項を次のように改めます。

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりインターネットメール機能の提供を受けている契約者は、メール着信機能及びウイルスチェック機能の提供に係る請求を行うことができます。この場合の料金その他の提供条件は、次表の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

区　　分	単　　位	料　金　額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
メール着信通知機能	加算額（１通知ごとに）	５円（5.25円）
ウイルスチェック機能	加算額（１契約ごとに）	200円（ 210円）

(2) 第５項第10号を次のように改めます。

(10) 削　除

9　経企第848号（平成17年10月25日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項第２号を次のように改めます。

①　アの(ア)の①のＡを次のように改めます。

Ａ　Ｂ以外のもの

ａ　発信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する地域（以下この附則において「発信側在圏地区」といいます。）が、着信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する地域と同一の営業区域に係る地区内となる通信（以下この附則において「同一地区内通信」といいます。）又は着信側の契約者回線に接続された移動無線装置の在圏する都道府県に隣接する地区（発信者側在圏地区が東北地区又は中国地区の場合は隣接する県とします。）となる通信（以下この附則において「隣接県通信」といいます。）に係るもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	17円（ 17.85円）	12円（ 12.6円）

	ＦＯＭＡプラン４９	15.5円（16.275円）	11円（11.55円）
	ＦＯＭＡプラン６７	14.5円（15.225円）	10円（ 10.5円）
	ＦＯＭＡプラン１００	13.5円（14.175円）	9.5円（9.975円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	12円（ 12.6円）	8.5円（8.925円）
	リミットプラス	20円（ 21円）	20円（ 21円）

備考

当社は、発信側在圏地区に応じて、次表に規定する都道府県を隣接県とします

区　　分	発信側在圏地区	隣接県
北海道地区	北海道	青森県
東北地区	青森県	北海道
	秋田県	―――
	岩手県	―――
	山形県	新潟県
	宮城県	―――
	福島県	茨城県、栃木県、群馬県、新潟県
関東甲信越地区	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、新潟県、長野県	山形県、福島県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県
東海地区	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県	神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県
北陸地区	富山県、石川県、福井県	新潟県、長野県、岐阜県、京都府、滋賀県
関西地区	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県	岐阜県、福井県、三重県、岡山県、鳥取県、徳島県、香川県
中国地区	広島県	愛媛県、香川県

	岡山県	兵庫県、愛媛県、徳島県、香川県
	山口県	愛媛県、福岡県、大分県
	島根県	―――
鳥取県	兵庫県	―――
四国地区	香川県、愛媛県、高知県、徳島県	大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、大分県、宮崎県
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	山口県、愛媛県

b　a以外のもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	18.5円（19.425円）	13円（13.65円）
	ＦＯＭＡプラン４９	17.5円（18.375円）	12円（ 12.6円）
	ＦＯＭＡプラン６７	16円（　16.8円）	11円（11.55円）
	ＦＯＭＡプラン１００	14.5円（15.225円）	10円（ 10.5円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	13.5円（14.175円）	9.5円（9.975円）
	リミットプラス	20円（　　21円）	20円（　21円）

②　アの(ア)の②のＣを次のように改めます。

Ｃ　協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	①のＡのｂに規定する料金額と同額

③　アの(イ)の①を次のように改めます。

①　②以外のもの

Ａ　Ｂ以外のもの

a　同一地区内通信又は隣接県通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	30.5円（32.025円）	21.5円（22.575円）
	ＦＯＭＡプラン４９	28円（　29.4円）	19.5円（20.475円）
	ＦＯＭＡプラン６７	26円（　27.3円）	18円（　18.9円）
	ＦＯＭＡプラン１００	24円（　25.2円）	16.5円（17.325円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	21.5円（22.575円）	15円（ 15.75円）
	リミットプラス	36円（　37.8円）	36円（　37.8円）

b　a以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	33.5円（35.175円）	23.5円（24.675円）
	ＦＯＭＡプラン４９	31円（ 32.55円）	21.5円（22.575円）
	ＦＯＭＡプラン６７	28.5円（29.925円）	20円（　　21円）
	ＦＯＭＡプラン１００	26.5円（27.825円）	18.5円（19.425円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	24円（　25.2円）	16.5円（17.325円）
	リミットプラス	36円（　37.8円）	36円（　37.8円）

④　アの(イ)の②のＣを次のように改めます。

Ｃ　協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	②のＡのｂに規定する料金額と同額

⑤　ウの(オ)を次のように改めます。

（オ）　削　除

⑥　第２号の表中「営業区域内通信及び営業区域隣接県通信」を「同一地区内通信及び隣接県通信」に改めます。

(2)　３号のイ中「当社又は特定事業者と」を削除します。

(3)　第10号を次のように改めます。

(10)　削　除

(4)　第４項及び第５項を次のように改めます。

４　削　除

５　削　除

10　経企第197号（平成19年５月25日）の附則第４項第１号を次のように改めます。

(1)　呼出音選択機能に係る音楽等追加機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約若しくはｍｏｖａ契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する申込みと同時に本機能を請求するとき。

11　経企第543号（平成19年８月24日）の附則第３項第７号を次のように改めます。

(7)　定期契約の解除と同時に新たに期間限定プランに係る一般契約を締結した場合は、定期契約に係る解約金について、その支払いを要しません。

12　経企第1221号（平成20年３月26日）の附則第３項を次のように改めます。

３　ファミリー割引の適用を受けているＦＯＭＡサービスに係る１年定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡに係る２年定期契約を締結した場合であって、継続してファミリー割引の適用を受けるときは、当社が定める日までの間に限り、その２年定期契約を締結した日におけるそのＦＯＭＡの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線等へ行った通信について、料金表第１表第３（通信料）の(13)のイの規定を適用します。

13　経企第120号（平成20年４月24日）の附則第３項を次のように改めます。

３　共用ＦＯＭＡに係る基本使用料については、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成20年８月31日までの間、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分				料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	総合利用プラン	共用ＦＯＭＡに係るもの	タイプＳＳ　2in1	932円（978.6円）
			タイプＳ　2in1	1,500円（1,575円）
			タイプＭ　2in1	2,500円（2,625円）
			タイプＬ　2in1	4,000円（4,200円）
			タイプＬＬ　2in1	6,500円（6,825円）
			タイプビジネス　2in1	4,100円（4,305円）
			ファミリーワイド　2in1	700円（　735円）

			タイプ2in1	400円（　420円）

14　経企第223号（平成20年５月23日）の附則第３項を次のように改めます。

３　オフィス割引の適用を受けているＦＯＭＡサービスに係る１年定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡに係る２年定期契約を締結した場合であって、継続してオフィス割引の適用を受けるときは、当社が定める日までの間に限り、その２年定期契約を締結した日におけるそのＦＯＭＡの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線等へ行った通信について、料金表第１表第３（通信料）の(13)のイの規定を適用します。

15　経企第246号（平成20年５月29日）の附則第２項を次のように改めます。

２　この改正規定実施の日から平成20年12月31日までの間において、別表２に規定する遠隔接続機能の提供を開始した場合の付加機能使用料については、ＦＯＭＡ契約締結後、そのＦＯＭＡにおいて最初にその機能の提供を開始したときに限り、その提供を開始した日から起算して14日を経過した日をその提供開始日とみなして、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する額を適用します。

ただし、ｍｏｖａサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したときは、この規定が適用とならない場合があります。

附　則（平成20年７月25日経企第530号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年８月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ブラックベリー接続機能に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているブラックベリー接続機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているプランＡに係るブラックベリー接続機能に移行したものとみなします。

（着もじの利用に係る通信の料金に関する特例）

４　この改正規定実施の日から平成20年８月31日までの間に送信が完了した着もじに係る通信の料金（料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(6)に規定する料金額に限ります。）については、その支払いを要しません。

（その他）

５　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第１号に次のウを加えます。

ウ　基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱いについては、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

６　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第１号のイの(ア)を次のように改めます。

(ア)　旧プランＦＯＭＡの基本使用料については、当該暦月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間に応じて次表に定める額を減額します。この場合において、基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱いについては、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

経　過　期　間	基本使用料の減額（月額）	
	アの規定の額に次の係数を乗じて得た額	
	一般契約に係るもの（継続利用割引サービス）	定期契約に係るもの（いちねん割引）

12か月まで	――	0.10
12か月超え24か月まで	0.07	0.11
24か月超え36か月まで	0.08	0.12
36か月超え48か月まで	0.10	0.13
48か月超え60か月まで	0.12	0.14
60か月超	0.15	0.15

附　則（平成20年８月４日経企第567号）

この改正規定は、平成20年８月４日から実施します。

附　則（平成20年８月７日経企第586号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年８月８日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成20年８月７日経企第587号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年８月20日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成20年８月23日経企第636号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年９月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第120号（平成20年４月24日）の附則第３項中、「平成20年８月31日」を「平成20年10月31日」に改めます。

附　則（平成20年９月23日経企第719号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年10月１日から実施します。

ただし、この附則の第６項及び第７項の部分については、当社が別に定める日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ケータイデータお預かり機能の提供に関する経過措置）

3　削　除

4　この改正実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプランＢに係るケータイデータお預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているｉモードケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプランＢに係るケータイデータお預かり機能の提供を受けているＦＯＭＡが、その適用を受けることとなった日において、改正後の規定により当社が提供しているｉモードケータイデータお預かり機能の提供を受けているＦＯＭＡに移行したものとみなします。

6　前２項の規定によりプランＢに係るケータイデータお預かり機能からｉモードケータイデータお預かり機能に移行するときは、ｉモードケータイデータ蓄積装置に保存されたデータを引き継ぐものとします。

7　契約者が、前項に規定するアクセス制限の請求を行わない旨の意思表示を行うときは、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。

（その他）

8　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ウ)を次のように改めます。

（ウ）　パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

ただし、パケット定額及び二段階パケット定額の適用については、次のとおりとします。

①　パケ・ホーダイについては、基本使用料の料金種別がＦＯＭＡプラン６７、ＦＯＭＡプラン１００、ＦＯＭＡプラン１５０及びビジネスプランのＦＯＭＡに係る契約者に限り選択することができます。

②　パケ・ホーダイフル、Ｂｉｚ・ホーダイ及び二段階パケット定額については、選択することができません。

（注）第３項第２号に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのＦＯＭＡ契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2) そのＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結したとき。

附　則（平成20年10月24日経企第873号）

（実施期日）

1　この附則は、平成20年11月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（共用ＦＯＭＡに係る基本使用料の適用に関する特例）

3　この改正規定実施の日から平成21年４月30日までの間において、新たに2in1利用に係る申出をし、その承諾を受けたときは、当社が別に定める条件を満たしていることを当社が確認できた場合に限り、その承諾があった日を含む暦月の翌暦月及び翌々暦月（以下この附則において「対象暦月」といいます。）のその共用ＦＯＭＡに係る基本使用料（料金表第１表第１（基本使用料）に規定する基本使用料の減額、複数回線複合割引、複数契約割引（ビジネス割引）、定期包括割引（ビジネスセーバー）、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）、身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用を受けている場合は、適用した後の額とします。）の合計額のうち税抜額 1,000円（税込額 1,050円）の支払いを要しないものとし、確認ができた料金月以降にその額を返還します。

ただし、その合計額が税抜額 1,000円（税込額 1,050円）に満たないときは、その合計額の支払いを要しないものとし、確認ができた料金月以降にその額を返還します。

4　共用ＦＯＭＡに係る一般契約又は定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに共用ＦＯＭＡに係る定期契約又は一般契約を締結したときは、契約の解除があったそのＦＯＭＡ契約を継続して締結しているものとみなして前項の規定を適用します。

（注）第３項に規定する当社が別に定める条件は、対象暦月においてそのＦＯＭＡ契約の解除、2in1利用の廃止又はＦＯＭＡの利用休止がないこと等とします。

附　則（平成20年11月７日経企第927号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年11月19日から実施します。

ただし、この改正規定中、複数回線複合割引に関する部分（特定電話番号に係るものを除きます。）は、平成20年12月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（遠隔カスタマイズ機能に係る手続きに関する料金の特例）

3　料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金のうち、遠隔カスタマイズ機能に係るものについては、この改正規定実施の日から平成21年５月31日までの間、支払いを要しません。

（その他）

4　経企第719号（平成20年９月23日）の附則第３項第２号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第３号とし、第１号の次に次の一号を加えます。

(2)　１のＦＯＭＡについて、電話帳お預かり機能（プランＢに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）と別表２（付加機能）に規定する情報自動受信機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているとき（最初にその提供を受けることとなったときであって、当社が別に定める場合を除きます。）は、その電話帳お預かり機能及び情報自動受信機能に係る付加機能使用料の適用について、その日から起算して30日間に限り、次のとおりとします。

①　電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料については、(1)に規定する額から100円（月額）を減額します。

ただし、料金表第１表第１（基本使用料）の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、減額しません。

②　情報自動受信機能に係る付加機能使用料については、支払いを要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

③　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定により、情報自動受信機能に係る付加機能使用料を日割するときは、①及び②に規定する減額を日割して適用します。

（注）(2)に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1)　そのＦＯＭＡ契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2)　そのＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結したとき。

附　則（平成20年10月24日経企第873号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年12月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成20年11月21日経企第974号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年１月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット定額に関する経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている旧パケット定額（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 旧パケット定額に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

1契約ごとに

区　　分	定額通信料　（月額）
パケ・ホーダイ	税抜額 3,900円（税込額 4,290円）
パケ・ホーダイフル	税抜額 5,700円（税込額 6,270円）
Ｂｉｚ・ホーダイ	税抜額 5,700円（税込額 6,270円）

(2) パケ・ホーダイ又はパケ・ホーダイフル（以下この附則において「ｉモードパケット定額」といいます。）に係る定額通信料の適用対象は、ｉモード等通信（パケ・ホーダイにあってはｉモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。）に関する料金の月間累計額とします。

(3) ＦＯＭＡを利用することができない期間があった場合を除き、定額通信料については日割しません。

(4) Ｂｉｚ・ホーダイに係る定額通信料の適用対象は、なお従前のとおりとします。

(5) 旧パケット定額の適用を受けた通信に係る通信料については、次表のとおりとします。

1課金対象パケットごとに

料　金　種　別	料　金　額
ＦＯＭＡパケット通信料	税抜額0.02円（税込額 0.022円）

(6) 旧パケット定額を選択している場合は、パケット定額を選択することができません。

(7) 削　除

(8) 旧パケット定額を選択している場合は、世界ギガし放題を適用します。

(9) 当社は、電話番号保管があったときは、旧パケット定額を廃止します。

(10) (1)から(9)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、第９章第２節（通信利用の制限）に係る提供条件は、改正後の規定におけるパケ・ホーダイダブルの場合に準ずるものとします。

（ＦＯＭＡパケットパック１０及びＦＯＭＡパケットパック３０に関する経過措置）

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているＦＯＭＡパケットパック１０及びＦＯＭＡパケットパック３０（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）については、次のとおりとします。

(1) (2)に規定するＦＯＭＡパケットパック１０及びＦＯＭＡパケットパック３０に係るパケット通信モードによる通信の料金額は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に適用します。

区　　分	定　額　通　信　料　（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケットパック１０	1,000円（1,100円）

ＦＯＭＡパケットパック３０	3,000円（3,300円）

(2) ＦＯＭＡパケットパック１０及びＦＯＭＡパケットパック３０に係るパケット通信モードによる通信料については、次表のとおりとします。

１課金対象パケットごとに

料　金　種　別		料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	ＦＯＭＡパケットパック１０	
	累計課金対象パケット数	
	600,000課金対象パケット以下の部分	0.1円（ 0.11円）
	600,000課金対象パケットを超え2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円（0.055円）
	2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円（0.022円）
	ＦＯＭＡパケットパック３０	
	累計課金対象パケット数	
	2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円（0.055円）
	2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円（0.022円）

(3) ＦＯＭＡパケットパック１０及びＦＯＭＡパケットパック３０を選択している場合は、パケット定額を選択することができません。

(4) 電話番号保管があったとき又は２年定期契約（ビジネス割50に係るものに限ります。）を締結したときは、ＦＯＭＡパケットパック１０及びＦＯＭＡパケットパック３０の適用を廃止します。

(5) 料金月の末日において、ＦＯＭＡパケットパック10又はＦＯＭＡパケットパック30を選択している場合は、料金表第１第３（通信料）の１（適用）の(9)のスの規定における「控除可能額」を「控除可能額に次表に規定する加算額を加算した額」に読み替えて適用します。

区　　分	加　算　額
ＦＯＭＡパケットパック10	1,000円
ＦＯＭＡパケットパック30	3,000円

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

５　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ウ)を次のように改めます。

(ウ)　パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

ただし、二段階パケット定額については、選択することができません。

附　則（平成20年12月19日経企第1077号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年１月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、卸ＦＯＭＡサービスに関する部分は平成20年12月22日、ｉモード機能に係るアクセス制限に関する部分は平成21年１月９日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第８号を次のように改めます。

(8) ＦＯＭＡデータプラン２２に係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第８号を次のように改めます。

(8) 旧プランＦＯＭＡに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

ただし、ホームUについてはこの限りでありません。

附　則（平成21年１月23日経企第1169号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年２月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ専用プランにおける通信料の適用及びビジネスmoperaコマンドダイレクトに関する部分は平成21年１月30日から、ｉモード管理機能に関する部分は平成21年２月２日から、ブラックベリーデータ通信パックに関する部分は平成21年２月20日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ブラックベリー接続機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）

3　ブラックベリー接続機能に係る付加機能使用料については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成21年５月31日までの間、その支払いを要しません。

（ブラックベリーデータ通信パックに関する経過措置）

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているブラックベリーデータ通信パック（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) (2)に規定するブラックベリーデータ通信パックに係るパケット通信モードによる通信（別表２（付加機能）に規定するブラックベリー接続機能を利用して行ったパケット通信モードによる通信をいいます。以下この附則において同じとします。）の料金額は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に適用します。

区　　分	定額通信料（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ブラックベリーデータ通信パック	1,600円（1,760円）

(2) ブラックベリーデータ通信パックに係るパケット通信モードによる通信に関する料金は、次表のとおりとします。

１課金対象パケットごとに

料　金　種　別	料　金　額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	0.05円（0.055円）

(3) ブラックベリーデータ通信パックを選択している場合は、パケット定額を選択することができません。

(4) 電話番号保管があったとき又は２年定期契約（ビジネス割50に係るものに限ります。）を締結したときは、ブラックベリーデータ通信パックの適用を廃止します。

(5) (1)から(4)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（グループ管理機能に関する経過措置）

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているグループ管理機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているタイプＡに係るグループ管理機能に移行したものとみなします。

（呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置）

6　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日以降最初に呼出音選択機能の提供を受けることとなったときは、その呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して31日間は支払いを要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

（その他）

7　経企第873号（平成20年10月24日）の附則第３項中、「平成21年１月31日」を「平成21年４月30日」に改めます。

附　則（平成21年２月12日経企第1259号）

この改正規定は、平成21年２月20日から実施します。

附　則（平成21年２月23日経企第1285号）

（実施期日）

1　この附則は、平成21年３月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、海外プラスナンバーに関する部分は平成21年３月２日から、ＦＯＭＡパケットパック６０及びＦＯＭＡパケットパック９０に関する部分、トクだねニュース便並びにデュアル機能に関する部分は平成21年４月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡパケットパック６０及びＦＯＭＡパケットパック９０に関する経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているＦＯＭＡパケットパック６０及びＦＯＭＡパケットパック９０（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）については、次のとおりとします。

(1) ＦＯＭＡパケットパック６０及びＦＯＭＡパケットパック９０に係る定額通信料については、次表のとおりとします。

区　　分	定額通信料（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケットパック６０	6,000円（6,600円）
ＦＯＭＡパケットパック９０	9,000円（9,900円）

(2) ＦＯＭＡパケットパック６０及びＦＯＭＡパケットパック９０に係るパケット通信モードによる通信料については、次表のとおりとします。

１課金対象パケットごとに

料金種別		料金額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	ＦＯＭＡパケットパック６０	0.02円（ 0.022円）
	ＦＯＭＡパケットパック９０	0.015円（0.0165円）

(3) ＦＯＭＡパケットパック６０及びＦＯＭＡパケットパック９０を選択している場合は、パケット定額を選択することができません。

(4) 電話番号保管があったとき又は２年定期契約（ビジネス割50に係るものに限ります。）を締結したときは、ＦＯＭＡパケットパック６０及びＦＯＭＡパケットパック９０の適用を廃止します。

(5) 料金月の末日において、ＦＯＭＡパケットパック60又はＦＯＭＡパケットパック90を選択している場合は、料金表第１第３（通信料）の１（適用）の(9)のスの規定における「控除可能額」を「控除可能額に次表に規定する加算額を加算した額」に読み替えて適用します。

区　　分	加　算　額
ＦＯＭＡパケットパック60	6,000円
ＦＯＭＡパケットパック90	9,000円

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（トクだねニュース便の提供に関する経過措置）

4　削　除

（特定の外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードに係る料金の特例）

5　料金表第４表の２（料金額）２－３の(2)に規定する特定の外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードに係る料金については、この附則実施の日から平成21年４月30日までの間において、料金表中の「10,000課金対象パケット」を「5,000課金対象パケット」に、「2,000円」を「1,000円」に、それぞれ読み替えて適用します。

6　削　除

（その他）
7　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第６号中「旧プランＦＯＭＡに係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件」を「旧プランＦＯＭＡに係る付加機能、通信の付加サービス及び情報提供サービスの提供条件」に改めます。

附　則（平成21年３月10日経企第1355号）

この改正規定は、平成21年３月13日から実施します。

附　則（平成21年３月25日経企第1433号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成21年４月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第10号を次のように改めます。
(10) 当社は、契約者から、料金表第１表第１（基本使用料）の(1)に規定する定額データプランHIGH-SPEEDへの基本使用料の料金種別の変更又は料金表第１表第３の(7)の２に規定する二段階パケット定額の選択（以下この附則において「二段階パケット定額の選択等」といいます。）と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月（以下この附則において「当該料金月」といいます。）におけるパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、二段階パケット定額の選択等があったものとみなして料金を算定し、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。
4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号の(オ)を次のように改めます。
(オ) 当社は、契約者から、料金表第１表第１（基本使用料）の(1)に規定する定額データプランHIGH-SPEEDへの基本使用料の料金種別の変更又は料金表第１表第３の(7)の２に規定する二段階パケット定額の選択（以下この附則において「二段階パケット定額の選択等」といいます。）と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月（以下この附則において「当該料金月」といいます。）におけるパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、二段階パケット定額の選択等があったものとみなして料金を算定し、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

附　則（平成21年４月24日経企第87号）

（実施期日）
1　この附則は、平成21年５月１日から実施します。
ただし、一般契約申込の承諾、定期契約申込の承諾及びＦＯＭＡユビキタス契約等の申込の承諾に関する部分については、平成21年５月18日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（番号えらべるサービスに係る手続きに関する料金の特例）
3　料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する料金のうち、第91条の３（番号えらべるサービスの利用）の規定により支払いを要するものについては、この改正規定実施の日から平成21年８月31日までの間、支払いを要しません。
（その他）
4　経企第204号（平成17年５月24日）附則第５項第８号を次のように改めます。

(8) ＦＯＭＡデータプラン２２に係る名義変更、携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

5　経企第848号（平成17年10月25日）附則第３項第10号を次のように改めます。

(10) 旧プランＦＯＭＡに係る名義変更、協定事業者が提供する電報サービスの利用等に関する提供条件は、改正後のＦＯＭＡの場合に準じて取り扱います。

6　経企第1169号（平成21年１月23日）の附則第３項中、「平成21年４月30日」を「平成21年５月31日」に改めます。

附　則（平成21年４月27日経企第101号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年５月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成21年５月14日経企第140号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年５月22日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミング利用料に関する部分については、平成21年５月29日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している音声文字変換機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているｉモード電子メール等音声文字変換機能に移行したものとみなします。

附　則（平成21年５月25日経企第163号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年６月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、電話帳お預かり機能の提供を受けている１のＦＯＭＡについて、最初に情報自動受信機能の提供を受けることとなったときは、その電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料について、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料の減額を適用します。

4　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日以降最初に電話帳お預かり機能の提供を受けることとなったときは、その電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料について、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料の減額を適用します。

（その他）

5　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第１号のウを次のように改めます。

ウ　基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱い、及び定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合の当該暦月の基本使用料の減額の取扱いについては、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

(2) 第５号を第７号、第６号を第８号、第７号を第９号、第８号を第10号、第９号を第11号、第10号を第12号、第11号を第13号とし、第４号の次に次の二号を加えます。

(5) 定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用ＦＯＭＡに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合

に準ずるものとします。

(6) 定期契約の満了に伴う契約の更新に係る提供条件は、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

6　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第１号のイの(ア)中、「基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱いについては、」を「基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱い、及び定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合の当該暦月の基本使用料の減額の取扱いについては、」に改めます。

(2) 第３号のイを次のように改めます。

イ　アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用ＦＯＭＡ又はデータ専用プランに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

(3) 第10号を次のように改めます。

(10) 旧プランＦＯＭＡに係る名義変更、定期契約の満了に伴う契約の更新、有料情報サービス等の利用及び協定事業者が提供する電報サービスの利用等に関する提供条件は、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

7　経企第719号（平成20年９月23日）の附則第３項第２号を次のように改めます。

(2) この改正規定実施の際現に、電話帳お預かり機能（プランＢに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）の提供を受けている１のＦＯＭＡについて、最初に情報自動受信機能の提供を受けることとなったときは、その電話帳お預かり機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して30日間に限り、(1)に規定する額から100円（月額）を減額して適用します。

8　経企第1169号（平成21年１月23日）の附則第６項を第７項とし、第５項の次に次の一項を加えます。

（呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置）

６　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日以降最初に呼出音選択機能の提供を受けることとなったときは、その呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して30日間は支払いを要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

附　則（平成21年６月16日経企第255号）

この改正規定は、平成21年６月26日から実施します。

附　則（平成21年６月24日経企第294号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年７月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（画像情報蓄積機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）

3　画像情報蓄積機能に係る付加機能使用料については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成22年８月31日までの間、その支払いを要しません。

（定額ユビキタスプランの通信料に係る特例）

4　この改正規定実施の日から平成22年８月31日までの間における、基本使用料の料金種別が定額ユビキタスプランのＦＯＭＡの定額対象通信に係る通信料については、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(9)の３のオ及びカの規定にかかわらず、同欄エの規定により算定した額が467円を超える場合は、467円を超える部分の料金の支払いを要しません。

（定額データプランHIGH-SPEEDの料金に係る経過措置）

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている定額データプランHIGH-SPEEDのＦＯＭＡ（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	定額データプランHIGH-SPEED	バリュープラン	3,300円（3,630円）
		バリュープラン以外のもの	4,000円（4,400円）

イ　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の基本使用料の減額及び及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じます。

ウ　定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るＸｉ契約（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

エ　削　除

オ　定額データプランHIGH-SPEEDに係る２年定期契約者は、基本使用料の料金種別の変更を行うことができません。

カ　削　除

(2) 通信料

ア　通信料については、次表のとおりとします。

１課金対象パケットごとに

料　金　種　別		料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	定額データプランHIGH-SPEED	0.012円（0.0132円）

イ　定額データプランHIGH-SPEEDのＦＯＭＡサービスの契約者回線から行った定額対象通信（当社が指定する端末設備を利用して、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいいます。以下この附則において同じとします。）に係る料金については、アの規定により算定した額の月間累計額から6,000円を控

除した額を適用します。
　ただし、その月間累計額が6,000円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。
ウ　イの規定により算定した額が6,000円を超える場合は、イの規定にかかわらず、6,000円を超える部分の料金の支払いを要しません。
　ただし、２年定期契約を締結している場合又はこの約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合であって、イの規定により算定した額が2,400円を超えるときは、イの規定にかかわらず、2,400円を超える部分の料金の支払いを要しません。
エ　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、イに規定する6,000円をその利用日数に応じて日割するものとし、「6,000円」を「6,000円を日割した額」に読み替えて適用します。
オ　削　除
カ　削　除
キ　ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
ク　定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライトに係る５Ｇ契約又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２に係るＸｉ契約を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む料金月のそのＦＯＭＡの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。
(3) 削　除
(4) 通信の条件及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
(5) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
(6) 定額データプランHIGH-SPEEDに係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。
(7) 定額データプランHIGH-SPEEDに係る自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び雑則に係る提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
(8) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。
ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている定額データプランHIGH-SPEEDに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランHIGH-SPEEDに係る料金等から20円を減額します。
　ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。
イ　ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。
(9) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
(10) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項に定めるところによります。
(11) 定額データプランHIGH-SPEEDを選択している場合は、世界ギガし放題を適用します。
(12) 削　除
(13) 新たに定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うこと

はできません。
(14) (1)から(13)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成21年７月21日経企第417号）

この改正規定は、平成21年７月21日から実施します。

附　則（平成21年７月23日経企第439号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年８月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成21年７月30日経企第475号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年８月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成21年８月25日経企第550号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年９月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ＰＴＴ通信モードに係る定額通信料の適用に関する部分及びプッシュトークプラス機能に関する部分については平成21年10月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡユビキタスに係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、この約款の規定に基づきＦＯＭＡユビキタスに係る契約を締結している者における国際電話サービスに係る契約及び国際ローミング機能の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（付加機能使用料の減額適用に関する経過措置）

4　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日以降最初に通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能の提供を同時に受けることとなったときは、その付加機能に係る付加機能使用料について、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用の規定を適用します。

（プッシュトークプラス機能の提供に係る経過措置）

5　削　除

（プッシュトーク定額に関する経過措置）

6　削　除

（その他）

7　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第７号を次のように改めます。

(7) ＦＯＭＡデータプラン22に係る通信の条件並びにＰＴＴ通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定におけるデータ専用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

8　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第２号のウの(ウ)を次のように改めます。

（ウ）　特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用、特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けてい

るＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用、付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用については、料金表第１表第３（通信料）の(13)のイの規定を適用しません。

(2) 第５号を次のように改めます。

(5) 旧プランＦＯＭＡに係る通信の条件並びにＰＴＴ通信モード及びハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

附　則（平成21年９月18日経企第651号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年10月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成21年10月22日経企第761号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年11月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（無線ＩＰアクセス定額料に係る特例）

3　無線ＩＰアクセスサービスを利用しているＦＯＭＡ契約者は、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）の規定にかかわらず、この改定規定実施の日から平成22年４月30日までの間、そのＦＯＭＡに係る無線ＩＰアクセス定額料の支払いを要しません。

附　則（平成21年11月11日経企第840号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年11月18日から実施します。

ただし、この附則の第２項の部分については、平成21年11月27日から実施します。

（ドコモケータイ送金の利用に係る手数料の適用に関する特例）

2　平成21年11月27日から平成22年１月20日までの間において、第97条の３（ドコモケータイ送金）に規定するドコモケータイ送金の利用の請求を行った場合の手数料については、平成21年11月27日以降、そのＦＯＭＡにおいて最初にその請求を行ったときに限り、料金表第７表第６（ドコモケータイ送金の利用に係る手数料）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

（その他）

3　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第９号を次のように改めます。

(9) ＦＯＭＡデータプラン２２に係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については､改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

ただし、マイエリア機能の利用に係る請求を行うことはできません。

附　則（平成21年11月12日経企第847号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年11月20日から実施します。

（ケータイデータお預かり機能の提供に関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している電話帳お預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。

（その他）

3　経企第719号（平成20年９月23日）の附則第３項、第４項及び第５項中、「電話帳お預かり

機能」を、「ケータイデータお預かり機能」に改めます。

附　則（平成21年11月24日経企第890号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年12月１日から実施します。

（moperaU 機能に係る付加機能使用料に関する特例）

2　１のＦＯＭＡ（基本使用料の料金種別が定額データプランスタンダード、定額データプランHIGH-SPEED及び定額データプラン64Kに係るものを除きます。）について、この改正規定実施の日から平成22年４月30日までの間において、別表２（付加機能）に規定するmoperaU 機能のスタンダードプランに係る請求をし、その機能の提供を受けたときの付加機能使用料については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の(6)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用を受けている場合を除き、その機能の提供を受けた日から平成22年４月30日までの間、料金表第１表第２の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額）
moperaU 機能	基本機能	スタンダードプラン	税抜額 250円（税込額 262.5円）

3　この改正規定実施の日から平成22年４月30日までの間における、別表２（付加機能）に規定するmoperaU 機能のライトプランに係る付加機能使用料については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

（ビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料に関する特例）

4　１のＦＯＭＡ（基本使用料の料金種別が定額データプランスタンダード、定額データプランHIGH-SPEED及び定額データプラン64Kに係るものを除きます。）について、この改正規定実施の日から平成22年４月30日までの間において、別表２（付加機能）に規定するビジネスmoperaインターネット機能に係る請求をし、その機能の提供を受けたときの付加機能使用料については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の(6)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用を受けている場合を除き、その機能の提供を受けた日から平成22年４月30日までの間、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額（月額）
ビジネスmoperaインターネット機能	基本機能	税抜額 150円（税込額 157.5円）

（ブラックベリー接続機能に係る付加機能使用料に関する特例）

5　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日から平成22年４月30日までの間において、別表２（付加機能）に規定するブラックベリー接続機能に係る請求をし、その機能の提供を受けたときの付加機能使用料については、料金表第１表第２（付加機能使用料）の(6)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用を受けている場合を除き、その機能の提供を受けた日から平成22年４月30日までの間、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額（月額）
ブラックベリー接続機能	基本機能	税抜額 750円（税込額 787.5円）

（その他）

6　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ウ)を次のように改めます。

（ウ）　パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

ただし、二段階パケット定額及びシンプル定額については、選択することができません。

7　経企第543号（平成19年８月24日）の附則第３項中、第８号を第９号とし、第７号の次に次の一号を加えます。

(8) パケット通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

ただし、シンプル定額については、選択することができません。

8　経企第974号（平成20年11月21日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項第６号中、「(1)から(5)」を「(1)から(6)」に改め、同号を第７号とし、第５号の次に次の一号を加えます。

(6) パケット定額を選択している場合は、二段階パケット定額及びシンプル定額を選択することができません。

(2) 第４項第３号中、「(1)から(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第４号とし、第２号の次に次の一号を加えます。

(3) ＦＯＭＡパケットパック１０及びＦＯＭＡパケットパック３０を選択している場合は、二段階パケット定額及びシンプル定額を選択することができません。

9　経企第1169号（平成21年１月23日）の附則第４項第３号中、「(1)から(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第４号とし、第２号の次に次の一号を加えます。

(3) ブラックベリーデータ通信パックを選択している場合は、二段階パケット定額及びシンプル定額を選択することができません。

10 経企第1285号（平成21年２月23日）の附則第３項第３号中、「(1)から(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第４号とし、第２号の次に次の一号を加えます。

(3) ＦＯＭＡパケットパック６０及びＦＯＭＡパケットパック９０を選択している場合は、二段階パケット定額及びシンプル定額を選択することができません。

附　則（平成21年12月９日経企第960号）

この改正規定は、平成21年12月16日から実施します。

ただし、この改正規定中、画像情報提供サービス及び画像情報蓄積機能に係る部分については、平成21年12月18日から実施します。

附　則（平成21年12月25日経企第1038号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成22年１月１日から実施します。

（その他）

2　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第３項及び第４項中、「平成21年12月31日」を「平成22年４月30日」に改めます。

附　則（平成22年１月７日経企第1059号）

この改正規定は、平成22年１月20日から実施します。

附　則（平成22年１月25日経企第1112号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成22年２月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用に関する特例）

3　当社は、この改正規定実施の日から平成22年５月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのＦＯＭＡに係る契約者から申出があったときは、そのＦＯＭＡに係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間に限り、料金表通則第８項（端数処理）の規定にかかわらず、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）に規定する額から 371円を減額して適用します。この場合において、料金表第１表第１の１（適用）の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。

4　前項に規定する申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

(1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第９条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。）。

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。

イ　その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。

(2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者（当社が別に定める者に限ります。）。

(3) タイプシンプルに係るＦＯＭＡ契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）及びそのＦＯＭＡに係るファミリー割引（料金表第１表第１の１の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の選択（第３項に規定する申出をし、その承諾を受けているＦＯＭＡ（第10項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。）が属する割引回線群（料金表第１表第１の１の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を指定する場合に限ります。）と同時にその申出を行う者。

5　ＦＯＭＡ契約者は、第３項に規定する申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

6　当社は、第３項に規定する申出があったときは、その申出を行ったＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 当社と２年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。

(2) 当社と１年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約（その契約に係る経過期間（料金表第１表第１の１の(2)に規定するものをいいます。）が 120ヶ月超であるものに限ります。）に係るものであって、ファミリー割引を選択しているものであるとき。

(3) 料金表第１表第１の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

7　当社は、第４項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、第３項に規定する申出を承諾しません。

(1) 第４項第１号の規定に基づき申出をしたＦＯＭＡ契約者が現に第３項に規定する減額の適用を受けている学生であるとき、又はそのＦＯＭＡ契約者のために他のＦＯＭＡにおいて現に第３項に規定する減額が適用されているとき。

(2) 第４項第２号の規定に基づき申出をしたＦＯＭＡ契約者がその学生のために他のＦＯＭＡにおいて第３項に規定する減額の適用を受けているとき、又はその学生が現に第３項に規定する減額適用を受けているＦＯＭＡ契約者であるとき。

(3) 第４項第３号の規定に基づき申出をしたＦＯＭＡ契約者が、同号の規定に基づき、他のＦＯＭＡにおいて現に第３項に規定する減額の適用を受けているとき。

8　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定によりタイプシンプルの基本使

用料を日割するときは、第３項に規定する額を日割して適用します。

9　当社は、第３項に規定する減額の適用を受けているＦＯＭＡが、第６項に規定する条件に該当しなくなったときは、第３項に規定する減額を適用しません。

10　当社は、第３項に規定する減額の適用を受けているＦＯＭＡについて、そのＦＯＭＡ契約者から、減額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、第３項に規定する減額の適用を廃止します。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 削　除

(3) 電話番号保管があったとき。

(4) 契約の解除があったとき。

11　第３項に規定する減額の適用を受けている定期契約者（第４項第２号の規定に該当する者に限ります。）について、その定期契約に係る学生の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったときは、料金表第１表第４（定期契約に係る解約金）の２（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

附　則（平成22年２月22日経企第1200号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成22年４月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ファミリーワイド等の料金に係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているファミリーワイド、ファミリーワイドリミット及びファミリーワイド2in1（以下この附則において「ファミリーワイド等」といいます。）のＦＯＭＡ（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は電話番号保管をしているものを含みます。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分				料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	共用ＦＯＭＡ以外のもの	バリュープラン	ファミリーワイド	1,400円（1,540円）
			ファミリーワイドリミット	1,600円（1,760円）
		バリュープラン以外のもの	ファミリーワイド	3,000円（3,300円）
			ファミリーワイドリミット	3,200円（3,520円）
	共用ＦＯＭＡに係るもの		ファミリーワイド2in1	1,400円（1,540円）

イ　アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については、次の(ア)及び(イ)の規定によるほか、なお従前のとおりとします。

(ア)　ファミリーワイド等のＦＯＭＡの基本使用料については、当該暦月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間に応じて次表に定める額を減額します。この場合において、基本使用料の減額適用に係る経過期間の取扱い、及び定期契約の更新日を含む暦月においてその定期契約の解除があった場合の当該暦月の基本使用料の減額の取扱いについては、タイプＳＳ等（経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

①　②以外のもの

基本使用料の減額　（月額）
アの規定の額に0.25を乗じて得た額

②　２年定期契約に係るもの（ひとりでも割50／ファミ割ＭＡＸ50）

基本使用料の減額　（月額）
アの規定の額に0.50を乗じて得た額

(イ)　複数回線複合割引（ファミリー割引）、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の基本使用料の減額、身体障害者等割引（ハーティ割引）の適用については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

ウ　ファミリーワイド等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るＸｉ契約（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア　通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア)　通話モードに係るもの

①　②以外のもの

Ａ　Ｂ及びＣ以外のもの

料　金　種　別		料　金　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	25円（27.5円）

B　ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a　ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	Ａに規定する料金額と同額

b　ａ以外のもの

料　金　種　別		料　金　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	63円（69.3円）

C　ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	63円（69.3円）

②　相互接続通信に係るもの

A　Ｂ以外のもの

a　ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	①のＡに規定する料金額と同額

b　削　除

B　削　除

（イ）　64kb/sデジタル通信モードに係るもの

①　②以外のもの

料　金　種　別		料　金　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	45円（49.5円）

② 相互接続通信に係るもの

Ａ Ｂ以外のもの

ａ ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	①に規定する料金額と同額

ｂ 削 除

Ｂ 削 除

（ウ） パケット通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

イ 控除可能額及び繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る繰越額の適用、特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、ファミリー割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用及び付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

(3) 削 除

(4) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(5) ファミリーワイド等のＦＯＭＡに係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

(6) ファミリーワイド等のＦＯＭＡに係る自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び雑則に係る提供条件は、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(7) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(8) 当社は、ファミリーワイド等に係るＦＯＭＡに関して次のいずれかに該当するものと認めたときは、そのファミリーワイド等に係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別がファミリーワイドである場合はタイプＳＳへ、ファミリーワイドリミットである場合はタイプリミットへ、ファミリーワイド 2in1である場合はタイプＳＳ 2in1へ変更します。この場合において、そのファミリーワイド等に係るＦＯＭＡの基本使用料の料金種別がバリュープランに係るものである場合はバリュープランに係る料金種別へ、バリュープラン以外のものに係るものである場合はバリュープラン以外のものに係る料金種別へ変更します。

ただし、その前に契約者が他の料金種別へ変更した場合はこの限りでありません。

ア ファミリーワイド等を選択している契約者が、次のいずれかに該当しないことが判明したとき又は該当しなくなったとき。

（ア） 満15歳に満たない者（満15歳に達した日以後の最初の３月31日までの間は満15歳に満たない者とみなして取り扱います。以下この欄において同じとします。）又は満60歳に達した者（以下この附則において「対象者」といいます。）であって、定期契約を締結している者

（イ） 対象者のためにファミリーワイド等を選択することに同意を得ている定期契約者であって、当社が別に定める者

（ウ） この約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている一般契約者

イ ファミリーワイド等に係るＦＯＭＡに関して、次のいずれかに該当することが判明したとき。

（ア）　現にその対象者若しくは身体障がい者等割引の適用を受けている一般契約者がファミリーワイド等を選択しているとき。

（イ）　その対象者のために、現に他のＦＯＭＡ等においてファミリーワイド等が選択されているとき。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項に定めるとおりとします。

(10) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けているファミリーワイド等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのファミリーワイド等に係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(11) 削　除

(12) 新たにファミリーワイド等に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

(13) (1)から(12)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）

6　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第８号中「経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡ」を「経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡ及び経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等」に改めます。

7　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第12号中、「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に次の一号を加えます。

(12) 経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

8　経企第543号（平成19年８月24日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第２号のイ中「ファミリーワイド」を、「経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド」に改めます。

(2) 第９号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

(9) 経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

9　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第５号を次のように改めます。

(5) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡ及び経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

附　則（平成22年３月26日経企第1376号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成22年４月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、情報自動受信機能に関する部分については、平成22年４月５日から実施します。

（Ｂｉｚ・ホーダイダブル及びＢｉｚ・ホーダイシンプルに関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択

したものとみなします。

Ｂｉｚ・ホーダイダブル Ｂｉｚ・ホーダイシンプル	パケ・ホーダイダブル パケ・ホーダイシンプル

（モバチェメールサービスによる料金等の支払いに関する経過措置）

3　契約者は、改正後の規定にかかわらず、当社が別に定める日までの間に限り、モバチェメールサービス（「モバチェメールサービスご利用規則」に定めるところにより、料金の前払い登録を行うことができるサービスをいいます。以下この附則において同じとします。）を利用して料金等の支払いを行うことができます。この場合において、モバチェメールサービスによる料金の前払い登録等その他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する特例）

4　経企第974号（平成20年11月21日）の附則第３項第７号中、「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第８号とし、第６号の次に次の一号を加えます。

(7) この改正規定実施の日から平成22年11月30日までの間において、パケット定額の廃止と同時に、パケ・ホーダイダブル又はパケ・ホーダイシンプルの選択があったときは、当該料金月におけるパケット定額に係る定額通信料の支払いを要しません。

（その他）

5　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第12号中、「二段階パケット定額」を「パケ・ホーダイダブル」に改めます。

6　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号を次のように改めます。

(1) アの(ウ)中、「二段階パケット定額及びシンプル定額」を「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」に改めます。

(2) ウの(オ)中、「二段階パケット定額」を「パケ・ホーダイダブル」に改めます。

7　経企第543号（平成19年８月24日）の附則第３項第８号中、「シンプル定額」を「パケ・ホーダイシンプル」に改めます。

8　経企第974号（平成20年11月21日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項第４号を次のように改めます。

(4) Ｂｉｚ・ホーダイに係る定額通信料の適用対象は、なお従前のとおりとします。

(2) 第３項第６号中、「二段階パケット定額及びシンプル定額」を「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」に改めます。

(3) 第３項第７号中、「二段階パケット定額」を「パケ・ホーダイダブル」に改めます。

(4) 第４項第３号中、「二段階パケット定額及びシンプル定額」を「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」に改めます。

9　経企第1169号（平成21年１月23日）の附則第４項第３号中、「二段階パケット定額及びシンプル定額」を「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」に改めます。

10　経企第1285号（平成21年２月23日）の附則第３項第３号中、「二段階パケット定額及びシンプル定額」を「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」に改めます。

11 経企第719号（平成20年９月23日）の附則第３項第３号中、「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第４号とし、第２号の次に次の一号を加えます。

(3) ケータイデータお預かり機能の提供を受けている契約者は、別表２（付加機能）に規定する容量拡張機能の提供に係る請求を行うことができます。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

附　則（平成22年４月６日経企第34号）

この改正規定は、平成22年４月14日から実施します。

附　則（平成22年４月８日経企第50号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成22年４月12日から実施します。

（その他）
2　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項代第２号のアの(ア)の①のＢを次のように改めます。
Ｂ　衛星電話サービス又はワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの
ａ　第１種衛星電話又は第１種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	②のＣのａのＩに規定する料金額と同額

ｂ　ａ以外のもの

料　金　種　別			料　　金　　額	
			30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
			標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信			
		ＦＯＭＡプラン３９	41.5円（ 43.575円）	29円（30.45円）
		ＦＯＭＡプラン４９	38.5円（ 40.425円）	27円（28.35円）
		ＦＯＭＡプラン６７	35.5円（ 37.275円）	25円（26.25円）
		ＦＯＭＡプラン１００	32.5円（ 34.125円）	23円（24.15円）
		ＦＯＭＡプラン１５０	30円（　31.5円）	21円（22.05円）
		リミットプラス	50円（　52.5円）	50円（ 52.5円）

附　則（平成22年４月15日経企第68号）
この改正規定は、平成22年４月26日から実施します。
ただし、この改正規定中、ｉモード等を利用した請求方法等に関する部分については、平成22年４月27日から実施します。
附　則（平成22年４月22日経企第97号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成22年５月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第３項及び第４項中、「平成22年４月30日」を「平成22年８月31日」に改めます。
4　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日以降最初に無線ＩＰアクセスサービスの提供を受ることとなったときは、その無線ＩＰアクセス定額料について、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）の１（適用）に規定する無線ＩＰアクセス定額料の減額を適用します。
附　則（平成22年５月12日経企第164号）
この改正規定は、平成22年５月21日から実施します。

ただし、この改正規定中、着信通知に関する部分については、当社が定める日から実施します。

附　則（平成22年５月25日経企第230号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（定額データプランスタンダードに係る通信料の適用に関する特例）

３　この改正規定実施の日から平成23年４月30日までの間において、新たに定額データプランスタンダードに係る２年定期契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したとき又は新たに定額データプランスタンダードに係る一般契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）した場合であって、その一般契約の締結と同時に身体障がい者等割引（料金表第１表第１（基本使用料）の(7)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の選択に係る申出をし、その承諾を受けたときは、その契約の締結があった日から、その契約の締結があった日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間に限り、そのＦＯＭＡに係る定額データプランスタンダードの通信料について、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(9)の２のクの規定にかかわらず、同欄キの規定により算定した額が、3,247円を超える場合は、3,247円を超える部分の料金の支払いを要しません。

４　当社は、前項に規定する特例の適用を受けているＦＯＭＡについて、次のいずれかに該当する場合は、その特例の適用を廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別が定額データプランスタンダード以外となったとき。

(2) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。

(3) 削　除

(4) 契約の解除があったとき（その特例の適用を受けているＦＯＭＡの定期契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダードに係る一般契約を締結した場合であって、その一般契約の締結と同時に身体障がい者等割引の選択に係る申出をし、その承諾を受けた場合を除きます。）。

附　則（平成22年６月24日経企第367号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年７月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　経企第974号（平成20年11月21日）の附則第４項第４号中、「(1)から(3)」を「(1)から(4)」に改め、同号を第５号とし、第３号の次に次の一号を加えます。

(4) ２年定期契約（ビジネス割50に係るものに限ります。）を締結したときは、ＦＯＭＡパケットパック１０及びＦＯＭＡパケットパック３０の適用を廃止します。

４　経企第1169号（平成21年１月23日）の附則第４項第４号中、「(1)から(3)」を「(1)から(4)」に改め、同号を第５号とし、第３号の次に次の一号を加えます。

(4) ２年定期契約（ビジネス割50に係るものに限ります。）を締結したときは、ブラックベリーデータ通信パックの適用を廃止します。

５　経企第1285号（平成21年２月23日）の附則第３項第４号中、「(1)から(3)」を「(1)から(4)」に改め、同号を第５号とし、第３号の次に次の一号を加えます。

(4) ２年定期契約（ビジネス割50に係るものに限ります。）を締結したときは、ＦＯＭＡパケットパック６０及びＦＯＭＡパケットパック９０の適用を廃止します。

６　経企第1112号（平成22年１月25日）の附則第10項第１号を次のように改めます。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きま

す。)。

附　則（平成22年７月１日経企第417号）

この改正規定は、平成22年７月８日から実施します。

ただし、この改正規定中、画像情報蓄積機能に関する部分は、平成22年７月13日から実施します。

附　則（平成22年７月26日経企第510号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成22年８月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワイドスター通信サービスに関する部分については、平成22年８月３日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第10号を次のように改めます。

(10) ＦＯＭＡデータプラン２２に係る名義変更、携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第２号のアの(ア)の①のＢのａ中、「第１種衛星電話又はワイドスター通信サービス」を、「衛星電話サービス契約約款に規定する第１種衛星電話又はワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスター」に改めます。

(2) 第８号を次のように改めます。

(8) 旧プランＦＯＭＡに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

ただし、ホームＵについてはこの限りでありません。

5　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第７号を次のように改めます。

(7) 定額データプランHIGH-SPEEDに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダードに係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

6　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第２号のアの(ア)の①のＢのａ中、「第１種衛星電話又はワイドスター通信サービス」を、「衛星電話サービス契約約款に規定する第１種衛星電話又はワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスター」に改めます。

(2) 第６号を次のように改めます。

(6) ファミリーワイド等のＦＯＭＡに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

附　則（平成22年８月24日経企第621号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成22年９月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、トクだねニュース便、ビジュアルネット機能及びＰＴＴ通信モードに関する部分については平成22年10月１日から、料金表第４表の１（適用）の(3)に関する部分については平成22年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（海外パケ・ホーダイの通信料に係る特例）

３　料金表第４表の１（適用）の(5)欄に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用等については、この改正規定実施日から平成22年11月30日までの間において、料金表の規定に係らず、当該規定中「ＦＯＭＡ契約者が定額データプランを選択しているとき又はパケ・ホーダイダブル若しくはパケ・ホーダイシンプルの適用を受けているときは、」を「ＦＯＭＡ契約者が」に読み替えて適用します。

４　この改正規定実施日から平成23年３月31日までの間において、料金表第４表の１（適用）の(5)のア及びイの規定により算定した対象通信に関する料金については、同欄ア、ウ及びエの規定にかかわらず、同欄アの規定により算定した１暦日における累計額が1,480円を超える場合は、1,480円を超える部分の料金の支払いを要しません。

５　削　除

（spモードに係る付加機能使用料の適用に関する特例）

６　この改正規定実施の日から平成23年４月30日までの間において、別表２（付加機能）に規定するspモード機能の提供を最初に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、spモード機能に係る付加機能使用料について、その提供を最初に受けることとなった日を含む料金月から起算して６料金月の間は支払いを要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

７　当社は、前項に規定する特例の適用を受けているＦＯＭＡについて、spモード機能の廃止があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、その特例の適用を廃止します。

(1) 削　除

(2) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（相続等に伴うものを除きます。）。

(3) 電話番号保管があったとき。

(4) 契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

８　spモード機能に係る付加機能使用料について、第６項に規定する特例を適用しているときは、料金表第１表第２（付加機能使用料）の１（適用）の(5)のカの規定を適用しません。

（注）第７項第４号に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのＦＯＭＡ契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2) そのＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約若しくは２年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約若しくは２年定期契約を締結したとき。

９　削　除

（その他）

10　経企第974号（平成20年10月24日）の附則第３項８号中「(1)から(7)」を「(1)から(8)」に改め、同号を第９号とし、第７号の次に次の一号を加えます。

(8) パケット定額を選択している場合は、海外パケ・ホーダイを適用します。

11　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項９号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

(9) 定額データプランHIGH-SPEEDを選択している場合は、海外パケ・ホーダイを適用します。

12　経企第1285号（平成21年２月23日）の附則第４項を次のように改めます。

４　削　除

13　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第７号中「通信の条件並びにＰＴＴ通信モード」を「通信の条件」に改めます。

14　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第５号中「通信の条件並びにＰＴＴ通信モード」を「通信の条件」に改めます。
15　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第４号中「通信の条件並びにＰＴＴ通信モード」を「通信の条件」に改めます。
16　経企第550号（平成21年８月25日）の附則第５項及び第６項を次のように改めます。
５　削　除
６　削　除
17　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第２号のアの(ウ)中「パケット通信モード、ショートメッセージ通信モード及びＰＴＴ通信モード」を「パケット通信モード及びショートメッセージ通信モード」に改めます。

附　則（平成22年９月23日経企第728号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成22年10月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。
（無線ＩＰアクセス定額料の適用に関する特例）
３　この改正規定実施の日から平成23年４月30日までの間において、無線ＩＰアクセスサービスの提供を最初に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）の１（適用）に規定する無線ＩＰアクセス定額料の減額適用について、同欄アの「その日から起算して30日間」を「その日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間」に読み替えて適用します。
（注）この項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合を言います。
(1) そのＦＯＭＡ契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
(2) そのＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約若しくは２年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約若しくは２年定期契約を締結したとき。
(3) そのＦＯＭＡ契約者が、ＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡユビキタス契約を締結したとき又はそのＦＯＭＡユビキタス契約者が、ＦＯＭＡユビキタス契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したとき。
(4) そのＦＯＭＡ契約者が、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）の１（適用）に規定する無線ＩＰアクセス定額料の減額適用を受けたことがあるとき。
（その他）
４　経企第230号（平成22年５月25日）の附則第３項中、「平成22年９月30日」を「平成22年12月31日」に改めます。
５　経企第97号（平成22年４月22日）の附則第３項の次に次の一項を加えます。
４　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日以降最初に無線ＩＰアクセスサービスの提供を受ることとなったときは、その無線ＩＰアクセス定額料について、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）の１（適用）に規定する無線ＩＰアクセス定額料の減額を適用します。

附　則（平成22年９月29日経企第749号）

この改正規定は、平成22年10月22日から実施します。

附　則（平成22年10月22日経企第818号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成22年11月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、ドコモ地図ナビに関する部分については平成22年10月29日から、着もじ・ホーダイに関する部分については平成22年12月２日から実施します。

（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ドコモ地図ナビに関する特例）
3　この改正規定実施の際現に、株式会社ゼンリンデータコムが提供する地図情報提供サービス「ゼンリン・いつもＮＡＶＩ」を契約しているＦＯＭＡ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているドコモ地図ナビの利用の申出があったものとみなして取り扱います。
4　この改正規定実施日から平成22年10月31日までの間において、料金表第７表第３（情報料）の規定にかかわらず、ドコモ地図ナビの利用に係る情報料の支払いを要しません。
5　この改正規定実施の日から平成22年10月31日までの間において、１のＦＯＭＡにおいて最初にドコモ地図ナビの提供を受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、第３項に規定する特例を受ける場合を除き、ドコモ地図ナビに係る情報料について、前項に規定する「平成22年10月31日」を「平成22年11月30日」に読み替えて適用します。
6　削　除

附　則（平成22年11月９日経企第871号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成22年11月19日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成22年11月20日経企第923号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成22年12月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（オフィス割ＭＡＸ50に係る基本使用料の減額適用に関する経過措置）
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている２年定期契約（オフィス割ＭＡＸ50に係るものに限るものとし、改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）に係る基本使用料の減額適用に関する提供条件は、次のとおりとします。
(1) オフィス割ＭＡＸ50に係る総合利用プランのＦＯＭＡの基本使用料（料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。）については、次表に定める額を減額します。

１契約ごとに

基本使用料の減額	（月額）
料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）に規定する額に0.50を乗じて得た額	

(2) 削　除
(3) 削　除
(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
（オフィス割引に関する経過措置）
4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているオフィス割引（改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
(1) オフィス割引に係るＦＯＭＡの基本使用料（料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるもの、２年定期契約を締結しているもの及び料金表第１表（基本使用料）の１（適用）の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを除きます。）に

ついて、次表に規定する額の割引を行います。

1契約ごとに

基本使用料の減額	（月額）
料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）に規定する額に0.25を乗じて得た額	

(2) オフィス割引に係る通信料の適用は、次のアからエのとおりとします。

ア　オフィス割引に係るＦＯＭＡの契約者回線から、その契約者が指定した割引回線群（以下この附則において「指定割引回線群」といいます。）に係る契約者回線等及び特定電話番号（ウの規定により割引代表回線に係る契約者があらかじめ指定した１の電気通信番号であって、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係るもの又は専用回線等接続サービスに係るものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(12)に規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている通信に関する料金を除きます。）については、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行います。

この場合、指定割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

1契約ごとに

区　　分	割　引　額
(ア)　指定割引回線群に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
(イ)　特定電話番号に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額

イ　アの規定にかかわらず、オフィス割引の適用を受けているＦＯＭＡ（総合利用プランに係るものに限ります。）が１年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間（料金表第１表第１（基本使用料）の１の(2)に規定するものをいいます。）が120ヶ月超であるときは、そのＦＯＭＡの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、次表のとおり取扱います。

1契約ごとに

区　　分		通信料の適用
指定割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/sデジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

ウ　特定電話番号を指定又は変更するときは、割引代表回線に係る契約者から申し出ていただきます。

エ　指定割引回線群に属するＦＯＭＡ（基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの及

び２年定期契約を締結しているものに限ります。)に係る通信に関する料金については、アからウの規定（そのＦＯＭＡの基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるときは、イの規定を除きます。）に準じて取り扱います。

オ　別表２（付加機能）に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において、指定割引回線群に属するＦＯＭＡの契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金は、指定割引回線群に係る契約者回線等への通信の場合に準じて、ア及びイの規定を適用します。

(3) 削　除

(4) 削　除

(5) 削　除

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（ビジネス割引に関する経過措置）

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているビジネス割引（改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) ビジネス割引に係るＦＯＭＡの基本使用料（料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるもの及び２年定期契約を締結しているものを除きます。）について、次表に規定する額の割引を行います。

一括請求ごとに

一括請求に係るＦＯＭＡ等の数	基本使用料の割引額　　（月額）
２契約以上50契約まで	一括請求に係るＦＯＭＡの基本使用料に0.20を乗じて得た額の合計額
51契約以上1000契約まで	一括請求に係るＦＯＭＡの基本使用料に0.23を乗じて得た額の合計額
1001契約以上	一括請求に係るＦＯＭＡの基本使用料に0.25を乗じて得た額の合計額

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（回線群を単位とする通信料の月極割引に関する経過措置）

6　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている回線群を単位とする通信料の月極割引（改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 次表に規定する定額料を支払った場合において、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（通話料いっかつ割引については、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）している２以上のＦＯＭＡ（第１種契約に係る総合利用プランに関するものに限ります。以下この附則において「一括請求グループ」といいます。）に関する通信（その一括請求グループを構成する全てのＦＯＭＡからの通信（当社が別に定める通信を除きます。）をいいます。以下この附則において同じとします。）の料金の月間累計額に応じて、同表に規定する額の割引を行います。

１一括請求グループごとに

区　　分			定額料（月額）	割　引　額
通話料いっかつ割引	その料金月の一括請求グループに関する通信の料金の月間累計額	1,000,000円未満のとき	税抜額 3,000円（税込額 3,300円）	１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.15を乗じて得た額の合計額
		1,000,000円以上10,000,000円未満のとき		１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.20を乗じて得た額の合計額
		10,000,000円以上のとき		１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.25を乗じて得た額の合計額
包括回線割引	包括回線割引５		―――	１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.05を乗じて得た額の合計額

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（ビジネス通話・ホーダイに関する経過措置）

7　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているビジネス通話・ホーダイ（改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) ビジネス通話・ホーダイに係るＦＯＭＡの契約者回線から、指定した定額回線群（(2)に規定するものをいいます。）に係る契約者回線への通話モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用します。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額）
ビジネス通話・ホーダイ	税抜額 900円（税込額 990円）

(2) この附則において定額回線群とは、ビジネス通話・ホーダイを選択する11以上300以下のＦＯＭＡ（同一の契約者に係るものをいいます。）により構成される回線群をいいます。

(3) 当社は、電話番号保管があったときは、ビジネス通話・ホーダイを廃止します。

(4) 別表２（付加機能）に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において、指定した定額回線群に属するＦＯＭＡの契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金は、定額回線群に係る契約者回線等への通信の場合に準じて、(1)の規定を適用します。

(5) (1)から(4)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

8　経企第974号（平成20年10月24日）の附則第３項第７号を次のように改めます。

(7) パケット定額の廃止と同時に、パケ・ホーダイダブル又はパケ・ホーダイシンプルの選択及びその料金の適用に係る申出があったときは、その申出があった日を含む料金月におけるパケット通信モードに係る通信（当社が別に定めるものを除きます。）の料金について、パケ・ホーダイダブル又はパケ・ホーダイシンプルを適用します。

　この場合において、当該料金月におけるパケット定額に係る定額通信料の支払いを要し

ません。
ただし、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の２のスの(ウ)の規定は、パケ・ホーダイシンプルの選択があったときから適用します。

附　則（平成22年12月20日経企第1063号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成22年12月24日から実施します。

（その他）

2　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第１号に次のウ及びエを加えます。

ウ　定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡ（利用休止となっているものを除きます。)に係る一般契約者又は２年定期契約者が、その契約の解除と同時に新たにＸｉ契約を締結した場合における当該暦月のＦＯＭＡの基本使用料については、当社がＸｉサービスを継続して提供したものとみなして取り扱います。

エ　ＦＯＭＡ契約者が､定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡの再利用の請求をし、その承諾を受けた場合であって、その承諾を受けた暦月において、そのＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉ契約を締結したときの当該暦月のＦＯＭＡの基本使用料については、ウの規定にかかわらず、再び利用できる状態にした日から当社がＸｉサービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。

(2) 第２号に次のオ及びカを加えます。

オ　定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡ（利用休止となっているものを除きます。)に係る一般契約者又は２年定期契約者が、その契約の解除と同時に新たにＸｉ契約を締結したときは、当社がＸｉサービスを継続して提供したものとみなして、契約の解除があったＦＯＭＡに係るパケットについて、課金対象パケットの情報量の測定から除きます。

カ　ＦＯＭＡ契約者が､定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡの再利用の請求をし、その承諾を受けた場合であって、その承諾を受けた暦月において、そのＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉ契約を締結したときは、当社がＸｉサービスを継続して提供したものとみなして、再び利用できる状態にした後から契約の解除があった日までの間におけるそのＦＯＭＡに係るパケットについて、課金対象パケットの情報量の測定から除きます。

附　則（平成22年12月21日経企第1066号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年１月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第230号（平成22年５月25日）の附則第３項中、「平成22年12月31日」を「平成23年４月30日」に改めます。

4　経企第621号（平成22年８月24日）の附則第６項中、「平成22年12月31日」を「平成23年４月30日」に改めます。

5　経企第728号（平成22年９月23日）の附則第３項中、「平成22年12月31日」を「平成23年４月30日」に改めます。

附　則（平成23年１月25日経企第1150号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年２月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ビジネスmoperaテレメトリ機能に関する部分については平成23年１月31日から、OFFICEEDサービスに関する部分については平成23年３月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用に関する特例）

3　当社は、この改正規定実施の日から平成23年５月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのＦＯＭＡに係る契約者から申出があったときは、そのＦＯＭＡに係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間に限り、料金表通則第８項（端数処理）の規定にかかわらず、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）に規定する額から371円を減額して適用します。この場合において、料金表第１表第１の１（適用）の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。

4　前項に規定する申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

(1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第９条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。）。

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。

イ　その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。

(2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者（当社が別に定める者に限ります。）。

(3) タイプシンプルに係るＦＯＭＡ契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）及びそのＦＯＭＡに係るファミリー割引（料金表第１表第１の１の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の選択（第３項に規定する申出をし、その承諾を受けているＦＯＭＡ（第12項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。）が属する割引回線群（料金表第１表第１の１の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を指定する場合に限ります。）と同時にその申出を行う者。

5　ＦＯＭＡ契約者は、第３項に規定する申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

6　第４項各号の規定に基づきＦＯＭＡ契約の申込をする者は、以下の規定に基づき、１の対象者を指定していただきます。

(1) 第４項第１号又は第３号の申出に係る対象者は、同号の規定によりその申込をする者又はその申込をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

(2) 第４項第２号の申出に係る対象者は、同号に規定する学生とします。

7　当社は、第３項に規定する申出があったときは、その申出を行ったＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 当社と２年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。

(2) 当社と１年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約（その契約に係る経過期間（料金表第１表第１第１の１の(2)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）が120ヶ月超であるものに限ります。）に係るものであって、ファミリー割引を選択しているものであるとき。

(3) 料金表第１表第１の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

8　当社は、第４項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、第３項に規定する申出を承諾しません。

(1) その申出に係る対象者が、現に他のＦＯＭＡ契約に係る対象者として指定されているとき。

(2) そのＦＯＭＡが、現に経企第1112号（平成22年１月25日）の附則第３項に規定する減額

の適用を受けているとき。

9　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第３項に規定する額を日割して適用します。

（パケット通信モードに係る定額通信料の適用等に関する特例）

10　当社は、第３項に規定する適用を受けているＦＯＭＡのパケット通信モードによる通信の料金について、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の２のスの(イ)の規定を、次の二号に読み替えて適用します。

(1) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったspモード機能（別表２（付加機能）に規定するものをいいます。）の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信（ＦＯＭＡサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額と(ア)の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,200円を超える場合は、5,200円をその合計額とみなして取り扱います。

(2) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）及び128k通信モードによる通信に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額、(ア)及び前号の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。

11　当社は、第３項に規定する適用を受けているＦＯＭＡのパケ・ホーダイフラットに係る料金について、次のとおりとします。

(1) パケ・ホーダイフラットに係る定額通信料について、料金表第１表第３の１の(7)の２のアの(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額）
パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 5,170円）

(2) 料金表第１表第３の１の(7)の２のセの(イ)及び(ウ)中、「500円」を「1,000円」に読み替えて適用します。

(3) 料金表第１表第３の１の(7)の２のセの(エ)中、「2,600円」を「3,100円」に読み替えて適用します。

12　当社は、第３項及び前項の規定を適用する取扱い（以下この附則において「本割引」といいます。）の適用を受けているＦＯＭＡについて、そのＦＯＭＡ契約者から、本割引を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 削　除

(3) 電話番号保管があったとき。

(4) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第７項の規定に該当するときを除きます。）。

(5) 第７項の規定に該当しなくなったとき。

13　本割引を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 第３項に規定する減額の適用については、その減額の適用を受けている期間に応じて日割して適用します。

(2) 第10項及び第11項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について適用します。

（ビジネスmoperaテレメトリ機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）

14　本割引の適用を受けている定期契約者について、その定期契約に係る対象者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったときは、料金表第１表第４（定期契約に係る解約金）の２（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

15　この改正規定実施の日から平成24年３月31日までの間において、料金表第１表第２（付加機能使用料）の規定にかかわらず、ビジネスmoperaテレメトリ機能の利用に係る付加機能使用料の支払いを要しません。

附　則（平成23年２月22日経企第1254号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年３月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の日から平成23年５月31日までの間に、電話番号保管の請求をし、その承諾を受けたときのその他手数料については、料金表第１表第５（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

（その他）

3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第10号中「名義変更」を「電話番号保管、名義変更」に改めます。

4　経企第974号（平成20年11月21日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項第９号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

(9) 当社は、電話番号保管があったときは、パケット定額を廃止します。

(2) 第４項第４号中「２年定期契約」を「電話番号保管があったとき又は２年定期契約」に改めます。

5　経企第1169号（平成21年１月23日）の附則第４項第４号中「２年定期契約」を「電話番号保管があったとき又は２年定期契約」に改めます。

6　経企第1285号（平成21年２月23日）の附則第３項第４号中「２年定期契約」を「電話番号保管があったとき又は２年定期契約」に改めます。

7　経企第1112号（平成22年１月25日）の附則を次のように改めます。

(1) 第10項中、第３号を第４号とし、第２号の次に次の一号を加えます。

(3) 電話番号保管があったとき。

(2) 第10項の次に次の一項を加えます。

11　第３項に規定する減額の適用を受けている定期契約者（第４項第２号の規定に該当する者に限ります。）について、その定期契約に係る学生の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったときは、料金表第１表第４（定期契約に係る解約金）の２（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

8　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項中、「利用休止」を「利用休止若しくは電話番号保管」に改めます。

9　経企第621号（平成22年８月24日）の附則第７項中、第２号の次に次の一号を加えます。

(3) 電話番号保管があったとき。

10　経企第818号（平成22年10月22日）の附則第６項第２号中、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次の(ウ)を加えます。

(ウ)　電話番号保管があったとき。

11　経企第923号（平成22年11月20日）の附則を次のように改めます。

(1) 第４項第３号中「(1)及び(2)」を「(1)から(5)」に改め、同号を第６号とし、第２号の次に次の三号を加えます。

(3) 当社は、マイエリア機能に係る付加機能使用料の適用を受けているＦＯＭＡが次のいずれかに該当するときは、そのマイエリア機能に係る付加機能使用料について、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定する額から 467円（月額）を減額

して適用します。

ア　１年定期契約に係るもの（その契約に係る経過期間（料金表第１表第１（基本使用料）の１の(2)に規定するものをいいます。）が120か月超であるものに限ります。）であってオフィス割引の適用を受けているとき。

イ　２年定期契約に係るものであって、オフィス割引に係る指定割引回線群に属するとき。

(4) (3)に規定する条件を満たさなくなったときは、そのことを当社が確認した日を含む暦月の末日までの付加機能使用料を減額の対象とします。

(5) 当社は、次のいずれかに該当するときは、(3)に規定する額を日割して適用します。

ア　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定によりマイエリア機能に係る付加機能使用料を日割するとき。

イ　暦月の初日以外の日に(3)に規定する減額の適用の開始があったとき。

(2) 第７項第３号中、「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第４号とし、第２号の次に次の一号を加えます。

(3) 当社は、電話番号保管があったときは、ビジネス通話・ホーダイを廃止します。

12　経企第1150号（平成23年１月25日）の附則を次のように改めます。

(1) 第６項を第７項、第７項を第８項、第８項を第９項、第９項を第10項、第10項を第11項、第11項を第12項、第12項を第14項とし、第５項の次に次の一項を加えます。

６　第４項各号の規定に基づきＦＯＭＡ契約の申込をする者は、以下の規定に基づき、１の対象者を指定していただきます。

(1) 第４項第１号又は第３号の申出に係る対象者は、同号の規定によりその申込をする者又はその申込をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

(2) 第４項第２号の申出に係る対象者は、同号に規定する学生とします。

(2) 第８項を次のように改めます。

８　当社は、第４項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、第３項に規定する申出を承諾しません。

(1) その申出に係る対象者が、現に他のＦＯＭＡ契約に係る対象者として指定されているとき。

(2) そのＦＯＭＡが、現に経企第1112号（平成22年１月25日）の附則第３項に規定する減額の適用を受けているとき。

(3) 第11項を次のように改めます。

ア　第３号を第４号、第４号を第５号とし、第２号の次に次の一号を加えます。

(3) 電話番号保管があったとき。

イ　「第６項」を「第７項」に改めます。

(4) 第12項中、「第９項」を「第10項」に改めます。

(5) 第12項の次に次の一項を加えます。

13　本割引の適用を受けている定期契約者について、その定期契約に係る対象者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったときは、料金表第１表第４（定期契約に係る解約金）の２（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

附　則（平成23年３月８日経企第1314号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年３月15日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ウ)中、「パケ・ホーダイダ

ブル及びパケ・ホーダイシンプル」を「パケット定額」に改めます。
4　経企第1393号（平成19年３月23日）の附則第１項中、「パケット定額」を「旧パケット定額」に改めます。
5　経企第974号（平成20年11月21日）の附則を次のように改めます。
(1) 第３項中「パケット定額」を「旧パケット定額」、「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」及び「パケ・ホーダイダブル又はパケ・ホーダイシンプル」を「パケット定額」に改めます。
(2) 第３項第７号中、「(7)の２のスの(ウ)」を「(7)の２のサの(ク)」に改めます。
6　経企第1169号（平成21年１月23日）の附則第４項第３号中、「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」を「パケット定額」に改めます。
7　経企第1285号（平成21年２月23日）の附則第３項第３号中、「パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル」を「パケット定額」に改めます。
8　経企第621号（平成22年８月24日）の附則第８項第２号を次のように改めます。
(2) そのＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約若しくは２年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約若しくは２年定期契約を締結したとき。
9　経企第728号（平成22年９月23日）の附則第３項第２号を次のように改めます。
(2) そのＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約若しくは２年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約若しくは２年定期契約を締結したとき。
10　経企第1150号（平成23年１月25日）の附則を次のように改めます。
(1) 第10項中「コの(イ)」を「サの(イ)」、「パケ・ホーダイダブル」を「パケ・ホーダイダブル等」に改めます。
(2) 第11項を第12項、第12項を第13項、第13項を第14項、第14項を第15項とし、第10項の次に次の一項を加えます。
11　第３項に規定する適用を受けているＦＯＭＡにおける、当該料金月のパケ・ホーダイフラットに係る定額通信料については、料金表第１表第３の(7)の２にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額）
パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 4,935円）

附　則（平成23年３月17日経企第1352号）
この改正規定は、平成23年３月18日から実施します。
附　則（平成23年３月22日経企第1366号）
この改正規定は、平成23年３月24日から実施します。
附　則（平成23年３月25日経企第1380号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成23年４月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、回収代行等の承諾等に関する部分については平成23年３月31日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。
3　削　除
（その他）
4　経企第173号（平成14年９月24日）の附則第２項及び第３項中「電話帳掲載の廃止又は利

用休止に関する請求」を「電話帳掲載の廃止」に改めます。
5　経企第1112号（平成22年１月25日）の附則第10項第２号を次のように改めます。
(2) 削　除
6　経企第230号（平成22年５月25日）の附則第４項第３号を次のように改めます。
(3) 削　除
7　経企第621号（平成22年８月24日）の附則第７項第１号を次のように改めます。
(1) 削　除
8　経企第818号（平成22年10月22日）の附則第６項第２号の(イ)を次のように改めます。
(イ)　削　除
9　経企第1150号（平成23年１月25日）の附則第11項第２号を次のように改めます。
(2) 削　除

附　則（平成23年３月29日経企第1408号）

（実施期日）
1　この附則は、平成23年３月29日から実施します。
（経過措置）
2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。
（保管手数料に関する特例）
3　ＦＯＭＡ契約者（当社が定める基準に適合する者に限ります。）が、この附則実施の日から平成23年６月30日までの間において、第14条の２（電話番号保管）に規定する電話番号保管を請求し、その承諾を受けたときは、その電話番号保管に係る保管手数料について、その承諾を受けた日から平成23年８月31日までの間に限り、料金表第１表第５（手続きに関する料金）の２（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。
4　前項の規定により、電話番号保管の請求をし、その承諾を受けたときのその他手数料については、料金表第１表第５（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。
（ユニバーサルサービス料に関する特例）
5　第３項の適用を受けているＦＯＭＡ契約者は、料金表第１表第６（ユニバーサルサービス料）の規定にかかわらず、その適用を受けている期間に限り、そのＦＯＭＡに係るユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

附　則（平成23年３月31日経企第1425号）

（実施期日）
1　この附則は、平成23年４月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。
（特例ＦＯＭＡの提供に関する経過措置）
3　ＦＯＭＡ契約の申込み又はＦＯＭＡ契約に係る再利用を請求する者（当社が定める基準に適合する者に限ります。）であって、当社がその契約申込み又は請求の内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めた者は、この附則実施の日から平成23年８月31日までの間に限り、第９条（一般契約申込の方法）及び第24条（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その確認書類の提示を要しません。
4　前項の規定により契約を締結した又は再利用したＦＯＭＡ（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ」といいます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
(1) 基本使用料の料金種別については、料金表第１表第１（基本使用料）の１（適用）に規定する総合利用プランに限り選択することができます。
(2) 第97条の２（dカードmini）に規定するdカードmini、第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求並びに第98条の２（ｉモード通信履歴の閲覧）に規定するｉモード通信履歴の閲覧に係る請求を行う

ことはできません。

(3) 第97条の３（ドコモケータイ送金）に規定するドコモケータイ送金及び第100条の２（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。

(4) 特例ＦＯＭＡに係る契約（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ契約」といいます。）を締結している者（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属ＦＯＭＡサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例ＦＯＭＡ契約者に係る特例ＦＯＭＡ契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、改正後の規定により当社と締結したＦＯＭＡ契約へと移行したものとみなします。

(5) 当社は、平成23年９月30日までの間において、特例ＦＯＭＡ契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのＦＯＭＡサービスの利用を停止することがあります。

(6) 当社は、前項の規定によりＦＯＭＡサービスの利用を停止された特例ＦＯＭＡ契約者が、平成23年10月20日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例ＦＯＭＡ契約を解除することがあります。

(7) (1)から(6)以外の提供条件は、総合利用プランに係るＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

附　則（平成23年４月15日経企第63号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年４月21日から実施します。

ただし、この改正規定中、音声メッセージ蓄積機能及び端末操作情報蓄積機能に関する部分については平成23年４月22日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第1105号（平成20年２月22日）の附則第４項第６号中「(1)から(5)」を「(1)から(6)」へ改め、同号を第７号とし、第５号の次に次の一号を加えます。

(6) 2in1においては、音声メッセージ蓄積機能を利用することができません。

4　経企第923号（平成22年11月20日）の附則を次のように改めます。

(1) 第４項第２号に次のオを加えます。

オ　別表２（付加機能）に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において、指定割引回線群に属するＦＯＭＡの契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金は、指定割引回線群に係る契約者回線等への通信の場合に準じて、ア及びイの規定を適用します。

(2) 第７項第４号中「(1)から(3)」を「(1)から(4)」へ改め、同号を第５号とし、第３号の次に次の一号を加えます。

(4) 別表２（付加機能）に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において、指定した定額回線群に属するＦＯＭＡの契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金は、定額回線群に係る契約者回線等への通信の場合に準じて、(1)の規定を適用します。

（地図情報受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）

5　この改正規定実施の日から平成23年６月30日までの間において、ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡユビキタス契約締結後、そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスにおいて最初に別表２（付加機能）に規定する地図情報受信機能の提供を受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、地図情報受信機能に係る付加機能使用料について、その提供を最初に受けることとなった日を含む暦月から起算して３暦月の間は支払いを要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

附　則（平成23年４月21日経企第91号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年４月27日経企第123号）

この改正規定は、平成23年５月10日から実施します。

附　則（平成23年５月25日経企第227号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドコモケータイ送金に関する部分については、平成23年５月27日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ビジネス通話割引に係る定額料の適用に関する特例）

３　この改正規定実施の日から平成23年10月１日までの間において、料金表第１表第３（通信料）の(14)に規定するビジネス通話割引の適用を最初に受けることとなったとき（この改正規定実施の日から平成23年９月30日までの間にビジネス通話割引の適用を受ける旨の申出を行った場合であって、当社が別に定める場合を除きます。）は、ビジネス通話割引に係る定額料について、その適用を最初に受けることとなった日を含む料金月から起算して６料金月の間は、料金表第１表第３の(14)の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

４　当社は、前項に規定する特例の適用を受けているＦＯＭＡについて、ビジネス通話割引の廃止があった場合又は契約の解除があった場合は、その特例の適用を廃止します。

５　経企第818号（平成22年10月22日）の附則第６項を次のように改めます。

６　削　除

６　経企第1408号（平成23年３月29日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項中、「平成23年５月31日」を「平成23年６月30日」に改めます。

(2) 第４項中、「前項」を「第３項」に改め、同項を第５項とし、第３項の次に次の一項を加えます。

４　前項の規定により、電話番号保管の請求をし、その承諾を受けたときのその他手数料については、料金表第１表第５（手続きに関する料金）の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附　則（平成23年６月13日経企第319号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年６月22日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（ｉチャネルに係る情報料の適用に関する特例）

３　この改正規定実施の日から平成23年８月31日までの間において、第97条（情報提供サービス）に規定するｉチャネルの提供を受けているＦＯＭＡ契約者が新たに別表２（付加機能）に規定するspモード機能の提供を受けることとなったときは、ｉチャネルに係る情報料について、その新たにspモード機能の提供を受けることとなった日から平成23年９月30日までの間は支払を要しないものとし、料金表第７表第３（情報料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

４　この改正規定実施の日から平成23年８月31日までの間において、spモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約者が新たにｉチャネルの提供をうけることとなったときは、ｉチャネ

ルに係る情報料について、その情報料の適用を受けることとなった日から平成23年９月30日までの間は支払を要しないものとし、料金表第７表第３（情報料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

5　当社は、前２項に規定する特例の適用を受けているＦＯＭＡについて、ｉチャネル若しくはspモード機能の廃止があった場合又は契約の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その特例の適用を廃止します。

6　ｉチャネルに係る情報料について、第３項又は第４項に規定する特例の適用を受けているときは、料金表第７表第３（情報料）の１（適用）の(2)の規定を適用しません。

7　ｉチャネルに係る情報料について、料金表第７表第３（情報料）の１（適用）の(1)のイの規定の適用を受けているときは、第３項又は第４項に規定する特例を適用しません。

（注）第５項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのＦＯＭＡ契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2) そのＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結したとき。

附　則（平成23年６月24日経企第380号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年７月１日から実施します。

ただし、呼出音選択機能に関する部分は平成23年６月29日から、ショートメッセージ通信モードに関する部分及びmoperaU機能に関する部分は平成23年７月13日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（地図情報受信機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置）

3　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日以降最初に別表２（付加機能）に規定する地図情報受信機能の提供を受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、その地図情報受信機能に係る付加機能使用料について、その提供を開始した日を含む暦月は支払いを要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

4　経企第63号（平成23年４月15日）の附則第５項に規定する特例の適用を受けているときは、前項の規定を適用しません。

（呼出音選択機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例）

5　この改正規定実施の日から平成23年８月31日までの間において、別表２（付加機能）に規定する呼出音選択機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約者が新たに別表２に規定するspモード機能の提供を受けることとなったときは、呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、その新たにspモード機能の提供を受けることとなった日から平成23年９月30日までの間は支払を要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

6　この改正規定実施の日から平成23年８月31日までの間において、spモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約者が新たに呼出音選択機能の提供を受けることとなったときは、呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、その付加機能使用料の適用を受けることとなった日から平成23年９月30日までの間は支払を要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

7　当社は、前２項に規定する特例の適用を受けているＦＯＭＡについて、呼出音選択機能若しくはspモード機能の廃止があった場合又は契約の解除があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その特例の適用を廃止します。

8　呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、第５項又は第６項に規定する特例の適用を受けているときは、料金表第１表第２（付加機能使用料）の１（適用）の(6)の規定を適用しません。

9　呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、料金表第１表第２（付加機能使用料）の１（適用）の(5)のウ又はオの規定の適用を受けているときは、第５項又は第６項に規定する特例を適用しません。

（注）第７項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのＦＯＭＡ契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2) そのＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結したとき。

（その他）

10　経企第848号（平成17年10月25日）第３項第６号を次のように改めます。

(6) (4)の規定によるほか、旧プランＦＯＭＡに係る付加機能、通信の付加サービス及び情報提供サービスの提供条件については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

ただし、マイエリア機能の利用に係る請求を行うことはできません。

11　経企第923号（平成22年11月20日）の附則第４項第３号から第５号を次のように改めます。

(3) 削　除

(4) 削　除

(5) 削　除

12　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第２号に次のキを加えます。

キ　ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における定額データプランスタンダードに係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

附　則（平成23年６月28日経企第400号）

この改正規定は、平成23年７月７日から実施します。

附　則（平成23年７月８日経企第452号）

この改正規定は、平成23年７月13日から実施します。

附　則（平成23年７月22日経企第501号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年８月１日から実施します。

ただし、ホームＵ及びポケットＵに関する部分は平成23年９月１日から実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　削　除

4　削　除

5　削　除

6　削　除

附　則（平成23年８月20日経企第612号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年９月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、 moperaU機能及びマイエリア機能に関する部分については、平成23年８月25日から、 Mahanagar Telephone Nigam Limitedに関する部分については、平成23年９月５日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置）

3　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日以降最初に別表２（付加機能）に規定する呼出音選択機能及びspモード機能の提供を同時に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、その呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、その提供を開

始した日から起算して31日間は支払を要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

ただし、呼出音選択機能に係る付加機能使用料について、料金表第１表第２（付加機能使用料）の１（適用）の(7)のアの(ア)又は(イ)の適用を受けることとなった場合は、この限りでありません。

4　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施前に、改正前の規定により別表２（付加機能）に規定する呼出音選択機能の提供を受けたことがある場合は、料金表第１表第２（付加機能使用料）の１（適用）の(7)のアの(エ)の規定を適用しません。

（ｉチャネルに係る情報料の減額適用に関する経過措置）

5　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日以降最初にｉチャネル及び別表２（付加機能）に規定するspモード機能の提供を同時に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、そのｉチャネルに係る情報料について、その提供を開始した日から起算して30日間は支払いを要しないものとし、料金表第７表（その他のサービスに関する料金等）第３（情報料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

6　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施前に、改正前の規定によりｉチャネルの提供を受けたことがある場合は、料金表第７表第３（情報料）の１（適用）の(3)のエの規定を適用しません。

7　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第９号を次のように改めます。

(9) ＦＯＭＡデータプラン２２に係る付加機能及び通信の付加サービスの提供条件については、改正後の規定におけるデータ専用プランに係るＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

8　経企第848 号（平成17年10月25日）第３項第６号を次のように改めます。

(6) (4)の規定によるほか、旧プランＦＯＭＡに係る付加機能、通信の付加サービス及び情報提供サービスの提供条件については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

（注）第３項及び第５項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのＦＯＭＡ契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2) そのＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結したとき。

附　則（平成23年８月26日経企第638号）

この改正規定は、平成23年９月16日から実施します。

附　則（平成23年９月24日経企第728号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年10月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、位置情報通知機能及びＦＯＭＡ位置情報受信機能に関する部分については平成23年９月28日から、発信者番号通知に関する部分については平成23年10月３日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用に関する特例）

3　当社は、平成23年９月28日から平成24年５月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのＦＯＭＡ契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）した者から申出があったときは、そのＦＯＭＡに係るタイプシンプルの基本使用料の適用について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間に限り、料金表通則第８項（端数処理）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

(1) その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して６暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料

金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します

1契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	バリュープラン	タイプシンプル	―――
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円（1,728円）

(2) その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して７暦月から36暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）に規定する額から 371円を減額して適用します。この場合において、料金表第１表第１の１（適用）の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。

4　前項に規定する申出を行うことができる者は、満13歳に満たない者（満３歳に満たない者を除きます。以下この附則において「対象者」といいます。）のために新たにＦＯＭＡ契約を締結する契約者であって、対象者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

5　ＦＯＭＡ契約者は、第３項に規定する申出を行うときは、１の対象者を指定及び当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。

6　当社は、第３項に規定する申出があったときは、その申出を行ったＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 当社と総合利用プランに係る２年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。

(2) 料金表第１表第１の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

7　当社は、前項の規定にかかわらず、第５項の規定により指定した対象者が、現に他のＦＯＭＡ契約に係る対象者として指定されているときは、第３項に規定する申出を承諾しません。

8　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第３項第２号に規定する額を日割して適用します。

9　当社は、第３項に規定する減額の適用を受けているＦＯＭＡについて、そのＦＯＭＡ契約者から、この減額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、この減額の適用を廃止します。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 電話番号保管があったとき。

(3) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第６項の規定に該当するときを除きます。）。

(4) 第６項の規定に該当しなくなったとき。

10　前項の規定により減額の適用を廃止したときは、第３項第２号に規定する減額の適用について、その減額の適用を受けている期間に応じて日割して適用します。

（無線ＩＰアクセス定額料の適用に関する特例）

11　当社は、この改正規定実施の日から平成25年３月31日までの間において、ＦＯＭＡ契約者（基本使用料の料金種別が料金表第１表第１（基本使用料）の(1)に規定する定額データプランフラット、定額データプランスタンダード２若しくは定額データプラン128K（以下この附則において「対象プラン」といいます。）の契約者又は料金表第１表第３（通信料）の(7)の２に規定するパケ・ホーダイフラット、パケ・ホーダイダブル２若しくはらくらくパケ・ホーダイ（以下この附則において「対象パケット定額」といいます。）を選択している契約者に

限ります。）が、そのＦＯＭＡにおいて無線ＩＰアクセスサービスの提供を受けているときは、その無線ＩＰアクセスサービスに係る無線ＩＰアクセス定額料について支払いを要しないものとし、料金表第５表（無線ＩＰアクセス定額料）の２（料金額）に規定する額から減額して適用します。この場合において、当社は、対象プラン又は対象パケット定額（以下、対象料金といいます。）について、その対象料金を選択した日を含む暦月の初日から、その対象料金を廃止した日を含む暦月の末日までの間、その対象料金を選択しているものとみなして取り扱います。

12　当社は、前項に規定する特例の適用を受けているＦＯＭＡについて、無線ＩＰアクセスサービスの廃止があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、その特例の適用を廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別が対象プラン以外となったとき。

(2) 対象パケット定額を廃止したとき。

(3) 電話番号保管があったとき。

(4) 契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

13　当社は、前２項の規定にかかわらず、第11項に規定する特例の適用を受けているＦＯＭＡ（対象プランに係るものに限ります。）が、その契約の解除と同時に新たにＸｉ契約を締結した場合は、当該暦月について、第11項に規定する特例を適用しません。

14　当社は、第11項に規定する特例の適用を受けているときは、料金表第５表の１（適用）のアの規定を適用しません。

（デュアル機能の提供廃止に係る通知）

15　当社は、この改正規定実施の日から平成24年３月31日までの間において、ｍｏｖａサービスの契約者回線からのデュアル機能の利用に係る切替操作に関する通信及びデュアル機能に係るｍｏｖａサービスの契約者回線からの通話モードによる通信（当社が別に定めるものを除きます。）において、デュアル機能の提供廃止に係る案内をその契約者回線に通知します。

16　契約者は、当社が別に定める方法により、前項に規定する通知を受けないようにすることができます。

（moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する特例）

17　平成23年10月１日から平成24年９月30日までの間に、１のＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスにおいて、最初に別表２（付加機能）に規定するmoperaU 機能又はビジネスmoperaインターネット機能のうちいずれか１つの提供を受けることとなったときは、その提供の開始があった日から、その提供の開始があった日を含む暦月の翌暦月から起算して３暦月の間は、moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）について支払いを要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する額から減額して適用します。

18　前項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第１表第２（付加機能使用料）の１（適用）の(5)のエ及び(6)の規定を適用しません。

19　前項の規定によるほか、１のＦＯＭＡにおいて別表２に規定するｉ モード機能、spモード機能及びブラックベリー接続機能（タイプＡに係るものに限ります。）に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち１の付加機能使用料の適用並びにmoperaU 機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち１以上の付加機能使用料の適用を同時に受けている場合であって、そのＦＯＭＡにおいて、最初に第17項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第１表第２（付加機能使用料）の１（適用）の(5)のウの規定を適用しません。

20　定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき、１年定期契約の満了と同時に新たに２年定期契約を締結するとき、２年定期契約の満了と同時に新たに１年定期契約を締結するとき、総合利用プランに係る２年定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る２年定期契約を締結するとき、データ専用プランに係る２年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る２年定期契

約を締結するとき、定額データプランスタンダードに係る２年定期契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード２若しくは定額データプランフラットに係る２年定期契約を締結するとき、定額データプランスタンダード２若しくは定額データプランフラットに係る２年定期契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダードに係る２年定期契約を締結するとき、ＦＯＭＡユビキタス一般契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡユビキタス定期契約を締結したとき、ＦＯＭＡユビキタス定期契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡユビキタス一般契約を締結したとき、ＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡユビキタス契約を締結したとき又はＦＯＭＡユビキタス契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したときは、継続してＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡユビキタス契約を締結していたものとみなして、第17項の規定を適用します。

21　Ｘｉ契約者又はワイドスター通信サービスに係る契約者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したときは、契約の解除があったＸｉ契約又はワイドスター通信サービスに係る契約（以下この附則において「Ｘｉ契約等」といいます。）を締結した日（そのＸｉ契約等を継続して締結していると当社が認める場合は、そのＸｉ契約等を締結した日と当社がみなす日）から継続してＸｉ契約を締結していたものとみなし、第17項の規定を適用します。

（注）第12項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのＦＯＭＡ契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(2) そのＦＯＭＡ契約者が、１年定期契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結したとき又は２年定期契約の解除と同時に新たに１年定期契約を締結したとき。

附　則（平成23年10月６日経企第766号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年10月15日から実施します。

ただし、この改正規定中、ｉモード機能及びspモード機能に関する部分については平成23年10月11日から、dカードminiに関する部分については平成23年10月13日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年10月20日経企第810号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年11月１日から実施します。

（その他）

2　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第12号中、「パケ・ホーダイダブル」を「パケット定額」に改めます。

3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のウの(オ)中、「パケ・ホーダイダブル」を「パケット定額」に改めます。

（定額データプランに関する特例）

4　当社は、平成23年10月28日から平成24年４月30日までの間において、基本使用料の料金種別が定額データプランフラットのＦＯＭＡ契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したときは、そのＦＯＭＡ契約を締結した日から平成24年４月30日までの間の定額データプランフラットの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）に規定する額から 1,000円を減額して適用します。この場合において、料金表第１表第１の１（適用）の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。

5　当社は、平成23年10月28日から平成24年４月30日までの間において、基本使用料の料金種別が定額データプランスタンダード２のＦＯＭＡ契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したときは、そのＦＯＭＡ契約を締結した日から平成24年４月30日までの間の定額データプランスタンダード２の通信

料について、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(9)の２のシの規定について、「5,966円」を「4,966円」に、「3,319円」を「2,319円」に、それぞれ読み替えて適用します。

6　第４項又は前項に規定する特例の適用を受けているＦＯＭＡ契約者が、基本使用料の料金種別を定額データプランフラット又は定額データプランスタンダード２に変更したときは、第４項又は前項に規定する特例を適用します。

7　第４項又は第５項に規定する特例の適用を受けているＦＯＭＡ契約者が、定期契約の解除と同時に新たに定額データプランフラット若しくは定額データプランスタンダード２に係る一般契約を締結した場合又は一般契約の解除と同時に新たに定額データプランフラット若しくは定額データプランスタンダード２に係る定期契約を締結した場合は、第４項又は第５項に規定する特例を適用します。

附　則（平成23年11月９日経企第895号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年11月18日から実施します。

ただし、この改正規定中、基本使用料の料金種別を変更する場合における手続きに関する料金の支払いに関する部分については、平成23年11月22日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（spモード機能に係る付加機能使用料の適用に関する経過措置）

3　当社は、この改正規定実施の日から当社が定める日までの間において、次のいずれかに該当するときは、その日において、spモード機能の廃止及びspモード機能の請求があったとみなして、spモード機能に係る付加機能使用料を適用します。

(1) 別表２（付加機能）に規定するspモード機能の提供を受けている契約者から、第97条（情報提供サービス）に規定するドコモ地図ナビの提供に係る請求があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 別表２に規定するｉモード機能及びspモード機能の提供を受けている契約者から、ｉモード機能の廃止があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(3) その他当社が別に定めるところに該当するとき。

附　則（平成23年11月22日経企第940号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年11月25日経企第956号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成23年12月１日から実施します。

ただし、ドコモケータイ送金に関する部分は平成23年12月７日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置）

3　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施の日以降最初に別表２（付加機能）に規定する通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能、呼出音選択機能（以下この附則において「通信中着信機能等」といいます。）並びにspモード機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、その通信中着信機能等に係る付加機能使用料について、その提供を開始した日から起算して31日間は支払を要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）に規定

する額から減額して適用します。

4　１のＦＯＭＡについて、この改正規定実施前に、改正前の規定により通話中着信機能等の提供を受けたことがある場合は、料金表第１表第２（付加機能使用料）の１（適用）の(7)のアの(ア)の規定を適用しません。

（その他）

5　経企第612号（平成23年８月20日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項中、「(5)のウ」を「(5)のオ又はカ」に改めます。

(2) 第４項中、「(5)のク」を「(5)のケ」に改めます。

附　則（平成23年12月９日経企第1028号）

この改正規定は、平成23年12月17日から実施します。

附　則（平成23年12月20日経企第1084号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成24年１月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年１月13日経企第1162号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成24年１月20日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡ応援学割2012の適用）

3　当社は、この改正規定実施の日から平成24年５月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのＦＯＭＡ契約者から申出があったときは、ＦＯＭＡ応援学割2012（その申出があった日を含む暦月の初日（その申出があった日を含む暦月において、経企第728号（平成23年９月24日）の附則第３項第１号に規定する額の適用を受けているときは、その申出があった日を含む暦月の翌暦月の初日）から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

１契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	バリュープラン	タイプシンプル	―――
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円（1,728円）

4　ＦＯＭＡ応援学割2012の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

(1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第９条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。）。

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校又は学校教育法第124条若し

くは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。

イ　その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。

(2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者（当社が別に定める者に限ります。）。

(3) タイプシンプルに係るＦＯＭＡ契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）及びそのＦＯＭＡに係るファミリー割引（料金表第１表第１の１の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の選択（ＦＯＭＡ応援学割2012の適用を受けているＦＯＭＡが属する割引回線群（料金表第１表第１の１の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を指定する場合又はＸｉ応援学割2012（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の適用を受けているＸｉが属する割引回線群を指定する場合に限ります。）と同時にその申出を行う者。

5　ＦＯＭＡ契約者は、ＦＯＭＡ応援学割2012の適用に係る申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

6　第４項各号の規定に基づきＦＯＭＡ応援学割2012の適用に係る申出をする者は、以下の規定に基づき、１の対象者を指定していただきます。

(1) 第４項第１号又は第３号の申出に係る対象者は、同号の規定によりその申出をする者又はその申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

(2) 第４項第２号の申出に係る対象者は、同号に規定する学生とします。

7　当社は、ＦＯＭＡ応援学割2012の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 当社と２年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。

(2) 当社と１年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約（その契約に係る経過期間（料金表第１表第１第１の１の(2)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）が120ヶ月超であるものに限ります。）に係るものであって、ファミリー割引を選択しているものであるとき。

(3) 料金表第１表第１の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

8　当社は、第４項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、ＦＯＭＡ応援学割2012の適用に係る申出を承諾しません。

(1) その申出に係る対象者が、現に他のＦＯＭＡ契約に係る対象者として指定されているとき、経企第1112号（平成22年１月25日）の附則第３項の適用を受けているＦＯＭＡ契約者若しくは同附則第４項第２号の規定に基づく申出に係る学生であるとき、経企第1150号（平成23年１月25日）の附則第６項に規定する対象者として指定されているとき又はＸｉ応援学割2012に係る対象者（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。）として指定されているとき。

(2) その申出に係るＦＯＭＡが、経企第1112号（平成22年１月25日）の附則第３項、経企第1150号（平成23年１月25日）の附則第３項又はＦＯＭＡ応援学割2012の適用を受けたことがあるとき。

(3) その申出に係るＦＯＭＡが、現に経企第728号（平成23年９月24日）の附則第３項の規定の適用を受けているとき。

(4) Ｘｉ契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結した場合であって、その契約の解除に係るＸｉにおいて、Ｘｉ応援学割2012の適用を受けたことがあるとき（第15項に該当する場合を除きます。）。

9　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第３項に規定する額を日割して適用します。

10　当社は、当社がＦＯＭＡ応援学割2012の適用に係る申出を承諾したＦＯＭＡ（第12項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。）のパケ・ホーダイダブル等に係る通信料について、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の２のスの(イ)の規定を、次の二

号に読み替えて適用します。

(1) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったspモード機能（別表２（付加機能）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信（ＦＯＭＡサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額と(ア)の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が4,700円を超える場合は、4,700円をその合計額とみなして取り扱います。

(2) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）及び128k通信モードによる通信に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額並びに(ア)及び前号の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。

11　当社は、当社がＦＯＭＡ応援学割2012の適用に係る申出を承諾したＦＯＭＡ（第12項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。）のパケ・ホーダイフラットに係る通信料について、次のとおりとします。

(1) パケ・ホーダイフラットに係る定額通信料について、料金表第１表第３の１の(7)の２のアの(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料　　（月額）
パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,200円（税込額 4,536円）

(2) 料金表第１表第３の１の(7)の２のセの(イ)及び(ウ)中、「500円」を「1,500円」に読み替えて適用します。

(3) 料金表第１表第３の１の(7)の２のセの(エ)中、「2,600円」を「3,600円」に読み替えて適用します。

12　当社は、ＦＯＭＡ応援学割2012の適用を受けているＦＯＭＡについて、そのＦＯＭＡ契約者から、ＦＯＭＡ応援学割2012を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ＦＯＭＡ応援学割2012を廃止します。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 電話番号保管があったとき。

(3) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第７項の規定に該当するときを除きます。）。

(4) 基本使用料の料金種別がタイプシンプル以外となったとき。

(5) 第７項の規定に該当しなくなったとき。

(6) 第７項第１号に係る契約を廃止する旨の申出を行ったとき（その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第７項の規定に該当するときを除きます。）。

13　ＦＯＭＡ応援学割2012を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 第３項の規定については、その廃止日を含む暦月の末日までのタイプシンプルの基本使用料について適用します。

(2) 削　除

(3) 第10項及び第11項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について適用します。

14　ＦＯＭＡ応援学割2012の適用を受けている定期契約者について、その定期契約に係る対象者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契

約の解除があったときは、料金表第１表第４（定期契約に係る解約金）の２（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

15　Ｘｉサービスに係る契約（Ｘｉ応援学割2012の適用を受けているものに限ります。）を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、そのＦＯＭＡ契約の締結と同時にＦＯＭＡ応援学割2012の適用に係る申出をしたときは、第３項中、「その申出があった日」を「その契約の解除に係るＸｉにおいて、Ｘｉ応援学割2012の適用に係る申出があった日と当社がみなす日」に読み替えて適用します。

16　当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してＦＯＭＡ契約を締結していたものとみなして、第３項から第15項の規定を適用します。

（その他）

17　経企第728号（平成23年９月24日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項中、「平成24年１月31日」を「平成24年５月31日」に改めます。

附　則（平成24年１月25日経企第1219号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第1162号（平成24年１月13日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項を次のように改めます。

３　当社は、この改正規定実施の日から平成24年５月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのＦＯＭＡ契約者から申出があったときは、ＦＯＭＡ応援学割2012（その申出があった日を含む暦月の初日（その申出があった日を含む暦月において、経企第728号（平成23年９月24日）の附則第３項第１号に規定する額の適用を受けているときは、その申出があった日を含む暦月の翌暦月の初日）から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

１契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	バリュープラン	タイプシンプル	―――
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円（1,680円）

(2) 第13項第１号及び第２号を次のように改めます。

(1) 第３項の規定については、その廃止日を含む暦月の末日までのタイプシンプルの基本使用料について適用します。

(2) 削　除

附　則（平成24年２月24日経企第1366号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成24年３月１日から実施します。

ただし、docomo Money Transferに関する部分は平成24年３月５日から、遠隔接続機能に関する部分は平成24年４月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（定額データプラン128Kに係る基本使用料の適用に関する特例）

3　この改正規定実施の日から平成24年９月30日までの間において、最初に定額データプラン128Kを選択した場合の定額データプラン128 Kに係る基本使用料については、その選択があった日を含む暦月から起算して13暦月の間に限り、料金表第１表第１（基本使用料）の２の規定する額から190円（月額）を減額して適用します。この場合において、料金表第１表第１の１（適用）の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。

4　削　除

（お便りフォトプラン等に係る通信料の適用に関する特例）

5　この改正規定実施の日から平成24年９月30日までの間において、基本使用料の料金種別がお便りフォトプラン等のＦＯＭＡユビキタスに係る通信料について、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(9)の３のカ及びケ中、「100,000課金対象パケット」を「300,000課金対象パケット」に読み替えて適用します。

（定額ユビキタスプランに係る通信料の適用に関する特例）

6　この改正規定実施の日から平成24年９月30日までの間において、基本使用料の料金種別が定額ユビキタスプランのＦＯＭＡユビキタスに係る通信料について、経企第621号（平成22年８月24日）第５項第２号のウ中、「100,000課金対象パケット」を「300,000課金対象パケット」に読み替えて適用します。

（その他）

7　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第８号を次のように改めます。

(8) 経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡ、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等及び経企第1366号（平成24年２月24日）に規定する定額データプラン64Kに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

8　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第12号を次のように改めます。

(12) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン２２、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等及び経企第1366号（平成24年２月24日）に規定する定額データプラン64Kに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

9　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第５号を次のように改めます。

(5) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848 号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡ、経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等及び経企第1366号（平成24年２月24日）に規定する定額データプラン64Kに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

10　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第５項第９号中、「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

(9) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン２２、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡ、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED及び経企第1366号（平成24年２月24日）に規定する定額データプラン64Kに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

11　経企第728号（平成23年９月24日）の附則第11項中、「定額データプランフラット若しくは定額データプランスタンダード２」を「定額データプランフラット、定額データプランスタンダード２若しくは定額データプラン128K」に改めます。
12　経企第501号（平成23年８月１日）の附則第５項を次のように改めます。
５　削　除

附　則（平成24年２月28日経企第1385号）

この改正規定は、平成24年３月１日から実施します。

附　則（平成24年３月15日経企第1473号）

この改正規定は、平成24年３月22日から実施します。

附　則（平成24年３月20日経企第1484号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成24年３月22日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（情報自動受信機能に係る付加機能使用料の30日間減額適用に関する特例）
３　この改正規定実施の日から平成24年５月31日までの間における、情報自動受信機能に係る付加機能使用料については、料金表第１表第２（付加機能仕様料）の１（適用）の(7)のアの(キ)中、「30日間」を「60日間」に読み替えて適用します。
（ｉモードケータイデータお預かり機能の提供に関する経過措置）
４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているケータイデータお預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているｉモードケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。
（その他）
５　経企第612号（平成23年８月20日）の附則を次のように改めます。
(1) 第３項中、「(5)のオ又はカ」を「(7)のアの(ア)又は(イ)」に改めます。
(2) 第４項中、「(5)のケ」を「(7)のアの(エ)」に改めます。
(3) 第６項中、「(1)のウ」を「(3)のウ」に改めます。
６　経企第956号（平成23年11月25日）の附則第４項中、「(5)のオ」を「(7)のアの(ア)」に改めます。

附　則（平成24年３月21日経企第1493号）

（実施期日）
１　この附則は、平成24年３月23日から実施します。
（経過措置）
２　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　経企第1285号（平成21年２月23日）の附則第６項第２号中、「(1)」を「(1)から(2)」に改め、同号を第３号とし、第１号の次に次の一号を加えます。
(2) 契約者は、デュアル機能の廃止後に生じたｍｏｖａサービスに係る通信についても、通信料の支払いを要します。

附　則（平成24年３月23日経企第1504号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成24年４月１日から実施します。
ただし、おまかせロック等に関する部分は平成24年３月28日から、MobiCom Corporation及びTelecom Italia S.p.A. に関する部分は平成24年４月16日から、マイエリア機能に関する部分は平成24年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　削　除

（その他）

4　経企第173号（平成14年９月24日）の附則第２項及び第３項を次のように改めます。

2　削　除

3　削　除

5　経企第621号（平成20年８月24日）の附則第９項を次のように改めます。

9　削　除

6　経企第1285号（平成21年２月23日）の附則第６項を次のように改めます。

6　削　除

7　経企第501号（平成22年７月22日）の附則第３項第２号のイの(イ)を次のように改めます。

（イ）　ＦＯＭＡサービスに係る契約者回線等への通信に係るもの

料金種別	料　金　額		
	１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼　間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
ホームＵ通信料	7円（7.35円）	21円（22.05円）	21円（22.05円）

8　経企第923号（平成22年11月20日）の附則第６項第１号を次のように改めます。

(1) 次表に規定する定額料を支払った場合において、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（通話料いっかつ割引については、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）している２以上のＦＯＭＡ（総合利用プランに係るものに限ります。以下この附則において「一括請求グループ」といいます。）に関する通信（その一括請求グループを構成する全てのＦＯＭＡからの通信（当社が別に定める通信を除きます。）をいいます。以下この附則において同じとします。）の料金の月間累計額に応じて、同表に規定する額の割引を行います。

１一括請求グループごとに

区　分			定額料（月額）	割　引　額
通話料いっかつ割引	その料金月の一括請求グループに関する通信の料金の月間累計額	1,000,000円未満のとき	税抜額 3,000円（税込額3,150円）	１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.15を乗じて得た額の合計額
		1,000,000円以上10,000,000円未満のとき		１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.20を乗じて得た額の合計額
		10,000,000円以上のとき		１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料に0.25を乗じて得た額の合計額
包括回線	包括回線割引５		―――	１の一括請求グループを構成する各々のＦＯＭＡからの通信料

割引			に0.05を乗じて得た額の合計額

附　則（平成24年４月１日経企第１号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年４月11日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年４月25日経企第119号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第1484号（平成24年３月20日）の附則第３項中、「４月30日」を「５月31日」に改めます。

附　則（平成24年５月15日経企第190号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年５月23日から実施します。

ただし、この改正規定中、児童ポルノ情報に関する部分については、平成24年５月24日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ｉBodymoに係る情報料の減額適用に関する経過措置）

３　削　除

４　削　除

（その他）

５　経企第612号（平成23年８月20日）の附則第６項中、「(3)のウ」を「(3)のエ」に改めます。

附　則（平成24年５月24日経企第227号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、San Marino Telecom S.p.A.,、DOCOMO PACIFIC, INC.及びグアムに関する部分については、平成24年６月25日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年６月７日経企第301号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年６月25日経企第396号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年７月１日から実施します。

ただし、ケータイ払いに関する部分については、平成24年７月３日から実施します。

（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（海外パケ・ホーダイの通信料に係る特例）
3　この改正規定実施の日から平成24年８月31日までの間において、料金表第４表の１（適用）の(5)のア、イ及びカの規定により算定した料金（当社が別に定める外国の電気通信事業者が提供する、国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードによる通信に関する料金及び無線ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する国際無線ＩＰの利用に係る料金に限ります。）について、１暦日における累計額が 980円を超える場合は、 980円を超える部分の料金の支払いを要しません。
（注）第３項に規定する当社が別に定める外国の電気通信事業者は、別表９に規定するEverything Everywhere Limited、Telefonica UK Limited、Hutchison 3G UK Ltd及びVodafone Limited並びに無線ＩＰ通信網サービス契約約款に規定するBT Openzoneをいいます。
附　則（平成24年７月12日経企第502号）
この改正規定は、平成24年７月23日から実施します。
附　則（平成24年７月24日経企第543号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成24年８月１日から実施します。
ただし、通話録音機能に関する部分については、平成24年７月31日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（キッズ割２の適用）
3　当社は、この改正規定実施の日から平成24年12月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのＦＯＭＡ契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）した者から申出があったときは、キッズ割２（そのＦＯＭＡに係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間に限り、第１号及び第２号の規定を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。
(1) その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して６暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します

１契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	バリュープラン	タイプシンプル	―
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円（1,728円）

(2) その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して７暦月から36暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表通則第８項（端数処理）の規定にかかわらず料金表第１表第１の２に規定する額から 371円を減額して適用します。この場合において、料金表第１表第１の１（適用）の(2)から(7)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。
4　キッズ割２の適用に係る申出を行うことができる者は、満13歳に満たない者（満３歳に満

たない者を除きます。以下この附則において「利用者」といいます。）のために新たにＦＯＭＡ契約を締結する契約者であって、利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

5　ＦＯＭＡ契約者は、キッズ割２の適用に係る申出を行うときは、１の利用者を指定し、第88条の４に規定する利用者登録を行っていただきます。

6　当社は、キッズ割２の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 当社と２年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。

(2) 料金表第１表第１の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

7　当社は、前項の規定にかかわらず、第５項の規定により指定した利用者が、現に他のＦＯＭＡ契約に係る利用者として指定されているとき又は経企第728号（平成23年９月24日）の附則第５項に規定する対象者として指定されているときは、キッズ割２の適用に係る申出を承諾しません。

8　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第３項第２号に規定する額を日割して適用します。

9　当社は、キッズ割２の適用を受けているＦＯＭＡについて、そのＦＯＭＡ契約者から、キッズ割２の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、キッズ割２の適用を廃止します。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 電話番号保管があったとき。

(3) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第６項の規定に該当するときを除きます。）。

(4) 基本使用料の料金種別をタイプシンプル以外へ変更する申出を行ったとき。

(5) 第５項の規定により指定した利用者を変更したとき又は登録した利用者情報を削除したとき。

(6) 第６項の規定に該当しなくなったとき。

(7) 第６項第１号に係る契約を廃止する申出を行ったとき（その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第６項の規定に該当するときを除きます。）。

(8) 第６項第２号に規定する身体障がい者等割引の適用を廃止する申出を行ったとき（その適用を廃止する申出が一般契約の解除と同時に行われるものであって、その一般契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結する場合を除きます。）

10　キッズ割２を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 第３項第１号の規定については、その廃止があった日を含む暦月の末日までのタイプシンプルの基本使用料について適用します。

(2) 第３項第２号に規定する減額の適用については、その廃止があった日の前日までの期間に応じて、日割して適用します。

11　キッズ割２の適用を廃止したときは、第３項第２号に規定する減額の適用について、その減額の適用を受けている期間に応じて日割して適用します。

（らくらくパケ・ホーダイに関する特例）

12　この改正規定実施の日から平成24年９月30日までの間における、らくらく・パケホーダイの適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線との間のパケット通信モードに係る通信については、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(1)のネの規定を適用しません。

（その他）

13　経企第974号（平成20年10月24日）の附則第３項第７号中、「サの(ク)」を「シの(ク)」に改めます。

14　経企第1150号（平成23年１月25日）の附則を次のように改めます。

(1) 第10項中、「サの(イ)」を「スの(イ)」に改めます。

(2) 第11項第２号中、「シの(イ)及び(ウ)」を「セの(イ)及び(ウ)」に改めます。

(3) 第11項第３号中、「シの(エ)」を「セの(エ)」に改めます。

15　経企第728号（平成23年９月24日）の附則第11項中、「パケ・ホーダイフラット若しくはパケ・ホーダイダブル２」を「パケ・ホーダイフラット、パケ・ホーダイダブル２若しくはらくらくパケ・ホーダイ」に改めます。

16　経企第1162号（平成24年１月13日）の附則を次のように改めます。

(1) 第10項中、「サの(イ)」を「スの(イ)」に改めます。

(2) 第11項第２号中、「シの(イ)及び(ウ)」を「セの(イ)及び(ウ)」に改めます。

(3) 第11項第３号中、「シの(エ)」を「セの(エ)」に改めます。

附　則（平成24年８月16日経企第635号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年８月24日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドコモwebメールに関する部分については、平成24年８月27日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のウの(エ)を次のように改めます。

(エ)　当社は、ホームＵ又は専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当該契約約款に規定する第８種接続装置又は第９種接続装置を介して行われた通信に限ります。)に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

４　経企第501号（平成23年７月22日）の附則第３項４号中「(1)から(3)」を「(1)から(4)」に改め、同号を第５号とし、第３号の次に次の一号を加えます。

(4) 専用回線等接続サービス契約約款に定める第９種接続装置（タイプ２に係るものに限ります。）の専用回線等に係る接続点への通信に関する料金については、支払いを要しません。

附　則（平成24年８月23日経企第661号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年９月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、音声メッセージ蓄積機能に関する部分は平成24年８月31日から、自動取得情報受信機能に関する部分は平成24年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削　除

（その他）

４　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第２号を次のように改めます。

(1) アの(ア)の②のＡのｂのＩを次のように改めます。

Ⅰ　Ⅱ以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		次の秒数までごとに税抜額10円(税込額10.5円)
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡへの通信	30秒

(2) アの(イ)の②のＡのｂのＩを次のように改めます。

Ⅰ　Ⅱ以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		次の秒数までごとに税抜額10円(税込額10.5円)
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡへの通信	16.5秒

5　この改正規定中、ＦＯＭＡサービスの契約者回線等への通信に関する部分及び附則第４項に関する部分については、平成24年９月１日に呼出しがあった通信から適用します。

6　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第２号のウの(エ)を次のように改めます。

(エ)　当社は、専用回線等接続サービスに係る接続点への通信（当該契約約款に規定する第８種接続装置又は第９種接続装置を介して行われた通信に限ります。)に関する料金の適用については、アの(ア)の②に規定する当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信回線への通信に係る料金とみなして適用します。

(2) 第８号を次のように改めます。

(8) 旧プランＦＯＭＡに係る携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い、自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

7　経企第501号（平成23年７月22日）の附則第３項、第４項及び第６項を次のように改めます。

３　削　除

４　削　除

６　削　除

8　この改正規定中、定期契約等に係る解約金に関する部分については、平成24年９月１日以降に契約の解除に係る申出があったものから適用します。

附　則（平成24年８月29日経企第674号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成24年９月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　削　除

4　削　除

5　削　除

6　削　除

7　削　除

8　削　除

9　削　除

10　削　除

附　則（平成24年９月24日経企第756号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成24年10月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（身体障がい者等割引の適用に関する経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、料金表第１表第１（基本使用料）の１（適用）の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスに係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第１表第１の１の(7)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第１表第１の１の(7)のキの(ウ)中、「ウの規定」を「ウの規定（(ア)及び(イ)に関する部分を除きます。)」に読み替えて適用します。

4　前項の規定によるほか、この改正規定実施の際現に、料金表第１表第１（基本使用料）の１（適用）の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスに係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第１表第１の１の(7)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第１表第１の１の(7)のウの(イ)及び(オ)中、「登録利用者」を「契約者（そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスにおいて身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているときは、その登録利用者)」に読み替えて適用します。

5　この改正規定実施の際現に、Ｘｉサービス契約約款の規定により身体障がい者等割引の適用を受けているＸｉ契約者が、そのＸｉ契約の解除と同時に新たに一般契約又はＦＯＭＡユビキタス一般契約を締結し、継続して料金表第１表第１（基本使用料）の１（適用）の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受ける場合であって、そのＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスに係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第１表第１の１の(7)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第１表第１の１の(7)のキの(ウ)中、「ウの規定」を「ウの規定（(ア)及び(イ)に関する部分を除きます。)」に読み替えて適用します。

6　前項の規定によるほか、この改正規定実施の際現に、Ｘｉサービス契約約款の規定により身体障がい者等割引の適用を受けているＸｉ契約者が、そのＸｉ契約の解除と同時に新たに一般契約又はＦＯＭＡユビキタス一般契約を締結し、継続して料金表第１表第１（基本使用料）の１（適用）の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受ける場合であって、そのＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスに係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第１表第１の１の(7)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第１表第１の１の(7)のウの(イ)及び(オ)中、「登録利用者」を「契約者（そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスにおいて身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているときは、その登録利用者)」に読み替えて適用します。

（その他）

7　経企第1504号（平成24年３月23日）の附則第３項を次のように改めます。

３　削　除

附　則（平成24年10月13日経企第836号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成24年10月17日から実施します。

ただし、この改正規定中、ｉモード等を利用した請求方法等に関する部分は平成24年10月23日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年10月26日経企第895号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成24年11月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（はなして翻訳機能の提供に関する経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、別表２（付加機能）に規定するmoperaU機能又はspモード機能の提供を受けているときは、この改正規定実施の日において、別表２に規定するはなして翻訳機能の請求があったものとみなして取り扱います。

附　則（平成24年11月７日経企第972号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年11月７日から実施します。

ただし、この改正規定中、moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に関する部分については平成24年11月９日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（moperaU 機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する特例）

３　当社は、この改正規定実施の日から当社が定める日までの間に、１のＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスにおいて、最初に別表２（付加機能）に規定するmoperaU機能（スタンダードプランに係るものに限ります。以下この附則においてお同じとします。）又はビジネスmoperaインターネット機能のうちいずれか１つの提供を受けることとなったとき（最初に提供を受けることになったと当社が認める場合を含みます。）は、その提供の開始があった日から、その提供の開始があった日を含む暦月の翌暦月から起算して５暦月の間は、moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）について支払いを要しないものとし、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する額から減額して適用します。

４　前項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、 moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料について、料金表第１表第２の(5)のウ及び(6)の規定を適用しません。

５　前項の規定によるほか、１のＦＯＭＡにおいて別表２に規定するｉ モード機能、spモード機能及びブラックベリー接続機能（タイプＡに係るものに限ります。）に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち１の付加機能使用料の適用並びにmoperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち１以上の付加機能使用料の適用を同時に受けている場合であって、そのＦＯＭＡにおいて、第３項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第１表第２の(5)のウの規定を適用しません。

６　定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき、１年定期契約の満了と同時に新たに２年定期契約を締結するとき、２年定期契約の満了と同時に新たに１年定期契約を締結するとき、総合利用プランに係る２年定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る２年定期契約を締結するとき、データ専用プランに係る２年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る２年定期契約を締結するとき、定額データプランスタンダードに係る２年定期契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード２若しくは定額データプランフラットに係る２年定期契約を締結するとき、定額データプランスタンダード２若しくは定額データプランフラットに係る２年定期契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダードに係る２年定期契約を締結するとき、ＦＯＭＡユビキタス一般契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡユビキタス定期契約を締結したとき、ＦＯＭＡユビキタス定期契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡユビキタス一般契約を締結したとき、ＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡユビキタス契約を締結したとき又はＦＯＭＡユビキタス契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したときは、継続してＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡユビキタス契約を締結していたものとみなして、第３項の規定を適用します。

７　Ｘｉ契約者又はワイドスター通信サービスに係る契約者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したときは、契約の解除があったＸｉ契約又はワイドスター通信サービスに係る契約を締結した日（そのＦＯＭＡ契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのＦＯＭＡ契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してＸｉ契約を締結していたものとみなし、第３項の規定を適用します。

附　則（平成24年11月９日経企第983号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年11月26日経企第1040号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年12月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、画像情報蓄積機能に係る一括管理機能に関する部分については平成24年11月27日から、定額データプラン128Kに関する部分については平成24年12月３日から、Orange Madagascarに関する部分については平成24年12月７日から、Entel PCS Telecomunicaciones S.A.、TELEFONICA MOVILES CHILE S.A.及びDST Communications Sdn.Bhd.に関する部分については平成24年12月10日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年11月28日経企第1058号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年１月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（電子媒体による請求額情報の通知に関する経過措置）

３　当社は、この改正規定実施の日において、１のＦＯＭＡにおいて、別表２（付加機能）に規定するｉモード機能、moperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、ブラックベリー接続機能若しくはspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法がｅビリングご利用規約に規定するクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、そのＦＯＭＡについて契約者から電子媒体による請求額情報の通知に係る請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、そのＦＯＭＡが、料金表第１表第１（基本使用料）の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときはこの限りでありません。

附　則（平成24年12月13日経企第1133号）

この改正規定は、平成24年12月19日から実施します。

附　則（平成24年12月23日経企第1168号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年１月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、電子媒体による請求額情報の通知に関する部分については、平成25年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成25年１月10日経企第1218号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年１月18日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡ応援学割2013の適用）

3　当社は、この改正規定実施の日から平成25年５月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのＦＯＭＡ契約者から申出があったときは、ＦＯＭＡ応援学割2013（その申出があった日（その申出があった日を含む暦月において、経企第728号（平成23年９月24日）の附則第３項第１号に規定する額の適用又はキッズ割２の適用を受けているときは、その申出があった日を含む暦月の翌暦月の初日）から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

１契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	バリュープラン	タイプシンプル	―
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円（1,728円）

4　ＦＯＭＡ応援学割2013の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

(1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第９条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。）。

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。

イ　その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。

(2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者（当社が別に定める者に限ります。）。

(3) タイプシンプルに係るＦＯＭＡ契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）及びそのＦＯＭＡに係るファミリー割引（料金表第１表第１の１の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の選択（ＦＯＭＡ応援学割2013の適用を受けているＦＯＭＡが属する割引回線群（料金表第１表第１の１の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を指定する場合又はＸｉ応援学割2013（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の適用を受けているＸｉが属する割引回線群を指定する場合に限ります。）と同時にその申出を行う者。

(4) 満７歳に満たない者（満３歳に満たない者を除きます。以下この附則において同じとします。）のためにＦＯＭＡ契約を締結している者又は新たにＦＯＭＡ契約を締結する者であって、その満７歳に満たない者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。

5　ＦＯＭＡ契約者は、ＦＯＭＡ応援学割2013の適用に係る申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

6　第４項各号の規定に基づきＦＯＭＡ応援学割2013の適用に係る申出をする者は、以下の規定に基づき、１の利用者を指定し、第88条の４（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。

(1) 第４項第１号又は第３号の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出をする者又

はその申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。
(2) 第４項第２号の申出に係る利用者は、同号に規定する学生とします。
(3) 第４項第４号の申出に係る利用者は、同号に規定する満７歳に満たない者とします。

7　当社は、ＦＯＭＡ応援学割2013の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが第１号から第３号のいずれか及び第４号に該当する場合に限り、その申出を承諾します。
(1) 当社と２年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。
(2) 当社と１年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約（その契約に係る経過期間（料金表第１表第１第１の１の(2)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）が 120ヶ月超であるものに限ります。）に係るものであって、ファミリー割引を選択しているものであるとき。
(3) 料金表第１表第１の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
(4) パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイダブル２、パケ・ホーダイフラット又はらくらくパケ・ホーダイを選択しているとき。

8　当社は、第４項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、ＦＯＭＡ応援学割2013の適用に係る申出を承諾しません。
(1) その申出に係る利用者が、現に他のＦＯＭＡ契約に係る利用者として指定されているとき、経企第1112号（平成22年１月25日）の附則第３項の適用を受けているＦＯＭＡ契約者若しくは同附則第４項第２号の規定に基づく申出に係る学生であるとき、経企第1150号（平成23年１月25日）の附則第６項に規定する対象者として指定されているとき、ＦＯＭＡ応援学割2012に係る対象者として指定されているとき、Ｘｉ応援学割2012（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る対象者として指定されているとき又はＸｉ応援学割2013（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る利用者として指定されているとき。
(2) その申出に係るＦＯＭＡにおいて、タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用に関する特例（経企第1112号（平成22年１月25日）の附則第３項又は経企第1150号（平成23年１月25日）の附則第３項に規定するものをいいます。）、ＦＯＭＡ応援学割2012、ＦＯＭＡ応援学割2013、Ｘｉ応援学割2012又はＸｉ応援学割2013の適用を受けたことがあるとき（第15項に該当する場合を除きます。）。
(3) その申出に係るＦＯＭＡが、現に経企第728号（平成23年９月24日）の附則第３項の規定又はキッズ割２の適用を受けているとき。
(4) Ｘｉ契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結した場合であって、その契約の解除に係るＸｉにおいて、Ｘｉ応援学割2012又はＸｉ応援学割2013の適用を受けたことがあるとき（第15項に該当する場合を除きます。）。

9　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第３項に規定する額を日割して適用します。

10　当社は、当社がＦＯＭＡ応援学割2013の適用に係る申出を承諾したＦＯＭＡ（第12項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。）のパケ・ホーダイダブル等に係る通信料について、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の２のスの(イ)の規定を、次の二号に読み替えて適用します。
(1) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったspモード機能（別表２（付加機能）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信（ＦＯＭＡサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額と(ア)の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が4,700円を超える場合は、4,700円をその合計額とみなして取り扱います。
(2) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード

等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）及び128k通信モードによる通信に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額並びに(ア)及び前号の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が 5,700円を超える場合は、 5,700円をその合計額とみなして取り扱います。

11　当社は、当社がＦＯＭＡ応援学割2013の適用に係る申出を承諾したＦＯＭＡ（第12項の規定により減額の適用が廃止されたものを除きます。）のパケ・ホーダイフラットに係る通信料について、次のとおりとします。

(1) パケ・ホーダイフラットに係る定額通信料について、料金表第１表第３の１の(7)の２のアの(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額）
パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,200円（税込額 4,536円）

(2) 料金表第１表第３の１の(7)の２のセの(イ)及び(ウ)中、「500円」を「1,500円」に読み替えて適用します。

(3) 料金表第１表第３の１の(7)の２のセの(エ)中、「2,600円」を「3,600円」に読み替えて適用します。

12　当社は、ＦＯＭＡ応援学割2013の適用を受けているＦＯＭＡについて、そのＦＯＭＡ契約者から、ＦＯＭＡ応援学割2013を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ＦＯＭＡ応援学割2013を廃止します。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 電話番号保管があったとき。

(3) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第７項の規定に該当するときを除きます。）。

(4) 基本使用料の料金種別をタイプシンプル以外へ変更する申出を行ったとき。

(5) 第７項の規定に該当しなくなったとき。

(6) 第７項第１号に係る契約を廃止する旨の申出を行ったとき（その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第７項の規定に該当するときを除きます。）。

13　ＦＯＭＡ応援学割2013を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 第３項の規定については、その廃止日の前日までのタイプシンプルの基本使用料について適用します。

(2) 第10項及び第11項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について適用します。

14　Ｘｉサービスに係る契約（Ｘｉ応援学割2013の適用を受けているものに限ります。）を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、そのＦＯＭＡ契約の締結と同時にＦＯＭＡ応援学割2013の適用に係る申出をしたときは、第３項中、「その申出があった日」を「その契約の解除に係るＸｉにおいて、Ｘｉ応援学割2013の適用に係る申出があった日と当社がみなす日」に読み替えて適用します。

15　当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してＦＯＭＡ契約を締結していたものとみなして、第３項から第14項の規定を適用します。

附　則（平成25年１月23日経企第1268号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成25年２月１日から実施します。

ただし、リヒテンシュタイン公国に関する部分については、平成25年２月５日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ビジネス通話割引に係る定額料の適用に関する特例）

３　この改正規定実施の日から平成25年５月１日までの間において、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(14)に規定するビジネス通話割引の適用を最初に受けることとなったとき（この改正規定実施の日から平成25年４月30日までの間にビジネス通話割引の適用を受ける旨の申出を行った場合に限ります。）は、ビジネス通話割引に係る定額料について、その適用を最初に受けることとなった日を含む料金月から起算して６料金月の間は、料金表第１表第３の１の(14)の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

４　当社は、前項に規定する特例の適用を受けているＦＯＭＡについて、次のいずれかに該当する場合には、前項に規定する減額の適用を廃止します。

(1) ビジネス通話割引の廃止があったとき。

(2) 指定割引回線群（料金表第１表第３の１の(14)に規定するものをいいます。）を変更する旨の申出があったとき。

(3) 契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

５　当社は、前項の規定によりその特例の適用を廃止したときは、その廃止した日を含む料金月の末日までのビジネス通話割引に係る定額料について、その特例を適用します。

６　当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してＦＯＭＡ契約を締結しているものとみなし、第３項の規定を適用します。

附　則（平成25年２月５日経企第1333号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年２月14日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成25年２月20日経企第1386号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（定額データプラン64Kに係る経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

定額データプラン64K（パリュープラン）	定額データプラン128K（バリュープラン）
定額データプラン64K（パリュープラン以外のもの）	定額データプラン128K（パリュープラン以外のもの）

（その他）

４　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第８号を次のように改めます。

(8) 経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡ、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED及び経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第12号を次のように改めます。

(12) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン２２、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED及び経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

6　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第５号を次のように改めます。

(5) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡ及び経企第1200号（平成22年２月22日）の附則に定めるファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

7　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第５項第９号を次のように改めます。

(9) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン２２、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する旧プランＦＯＭＡ及び経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEEDに係る基本使用料の料金種別との間の変更は行うことができません。

8　経企第1366号（平成24年２月24日）の附則第４項を次のように改めます。

４　削　除

附　則（平成25年２月27日経企第1427号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成25年４月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　削　除

３　削　除

附　則（平成25年３月22日経企第1545号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成25年４月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ウズベキスタン共和国に関する部分については平成25年４月９日から、おまかせロック等に関する部分については平成25年４月10日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第972号（平成24年11月７日）の附則第３項中、「平成25年３月31日」を「当社が定める日」に改めます。

附　則（平成25年４月５日経企第33号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成25年４月10日から実施します。

ただし、この改正規定中、ｉモードマイボックスサービスに関する部分については、平成25年４月15日から実施します。

2　削　除

附　則（平成25年４月24日経企第119号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第719号（平成20年９月23日）の附則第３項第２号中、「30日間」を「31日間」に改めます。

４　経企第1169号（平成21年１月23日）の附則第６項中、「30日間」を「31日間」に改めます。

５　経企第612号（平成23年８月20日）の附則第３項中、「30日間」を「31日間」に改めます。

６　経企第956号（平成23年11月25日）の附則第３項中、「30日間」を「31日間」に改めます。

７　経企第190号（平成24年５月15日）の附則第３項中、「30日間」を「31日間」に改めます。

附　則（平成25年５月10日経企第151号）

この改正規定は、平成25年５月16日から実施します。

附　則（平成25年５月24日経企第215号）

この改正規定は、平成25年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドコモケータイ送金及びdocomo Money Transferに関する部分は、平成25年６月11日から実施します。

附　則（平成25年６月24日経企第348号）

この改正規定は、平成25年７月３日から実施します。

附　則（平成25年６月24日経企第379号）

この改正規定は、平成25年７月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、オーストリア共和国に関する部分については平成25年６月24日から実施します。

附　則（平成25年７月25日経企第545号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（キッズ割３の適用）

３　当社は、この改正規定実施の日から平成26年１月13日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのＦＯＭＡ契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）した者から申出があったときは、キッズ割３（そのＦＯＭＡに係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間に限り、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

１契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	バリュープラン	タイプシンプル	―

	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円（1,728円）

4　キッズ割３の適用に係る申出を行うことができる者は、満13歳に満たない者（満３歳に満たない者を除きます。以下この附則において「利用者」といいます。）のために新たにＦＯＭＡ契約を締結する契約者であって、利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

5　ＦＯＭＡ契約者は、キッズ割３の適用に係る申出を行うときは、１の利用者を指定し、第88条の４に規定する利用者登録を行っていただきます。

6　当社は、キッズ割３の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 当社と２年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。

(2) 料金表第１表第１の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

7　当社は、前項の規定にかかわらず、第５項の規定により指定した利用者が、現に他のＦＯＭＡ契約に係る利用者として指定されているとき又は経企第728号（平成23年９月24日）の附則第５項に規定する対象者若しくは経企第543号（平成24年７月24日）の附則第５項に規定する利用者として指定されているときは、キッズ割３の適用に係る申出を承諾しません。

8　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第３項第２号に規定する額を日割して適用します。

9　当社は、キッズ割３の適用を受けているＦＯＭＡについて、そのＦＯＭＡ契約者から、キッズ割３の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、キッズ割３の適用を廃止します。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 電話番号保管があったとき。

(3) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第６項の規定に該当するときを除きます。）。

(4) 基本使用料の料金種別をタイプシンプル以外へ変更する申出を行ったとき。

(5) 第５項の規定により指定した利用者を変更したとき又は登録した利用者情報を削除したとき。

(6) 第６項の規定に該当しなくなったとき。

(7) 第６項第１号に係る契約を廃止する申出を行ったとき（その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第６項の規定に該当するときを除きます。）。

(8) 第６項第２号に規定する身体障がい者等割引の適用を廃止する申出を行ったとき（その適用を廃止する申出が一般契約の解除と同時に行われるものであって、その一般契約の解除と同時に新たに２年定期契約を締結する場合を除きます。）

10　キッズ割３を廃止したときは、第３項に規定する減額の適用について、その廃止があった日の前日までの期間に応じて、日割して適用します（適用を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）。

附　則（平成25年８月13日経企第619号）

この改正規定は、平成25年８月19日から実施します。

附　則（平成25年８月30日経企第700号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成25年９月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドライブネットプラン等に関する部分は平成25年10月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削　除
４　経企第621号（平成22年８月24日）の附則第５項第３号を次のように改めます。
(3) 経企第700号（平成25年８月30日）に規定するドライブネットプラン等との間の変更は行うことができません。

附　則（平成25年９月４日経企第708号）

（実施期日）

この改正規定は、平成25年９月５日から実施します。

附　則（平成25年９月19日経企第790号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年９月24日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、この改正規定実施の日から平成26年３月31日までの間において、基本使用料の料金種別がトランシーバプランに係るＦＯＭＡユビキタス定期契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）した者から申出があったときは、そのＦＯＭＡに係るトランシーバプランの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の間のトランシーバプランの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

４　１のＦＯＭＡについて、最初にトランシーバ機能の提供を受けることとなったときは、そのトランシーバ機能に係る付加機能使用料について、その提供を開始した日を含む暦月は支払を要しないものとし、２（料金額）に規定する額から減額して適用します。

附　則（平成25年９月22日経企第799号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年10月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ＦＯＭＡプリペイドに関する規定は平成25年10月２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりＦＯＭＡプリペイド契約を締結している者の第26条に規定する利用可能期間及び第31条に規定する当社が行うＦＯＭＡプリペイド契約の解除に関する期間については、なお従前のとおりとします。

４　当社は、この改正規定実施の日から平成26年３月31日までの間において、当社が定める方法によりＦＯＭＡプリペイド契約（タイプＢに限ります。）を締結した者は、その契約事務手数料について、料金表第１表第５（手続きに関する料金）の２（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

附　則（平成25年９月27日経企第824号）

この改正規定は、平成25年10月１日から実施します。

附　則（平成25年10月16日経企第885号）

この改正規定は、平成25年10月21日から実施します。

附　則（平成25年10月25日経企第927号）

（実施期日）

この改正規定は、平成25年11月１日から実施します。

附　則（平成25年11月14日経企第1022号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年11月20日から実施します。

ただし、この改正規定中、お便りフォトプランに係る部分は平成25年12月13日から実施し

ます。
（料金の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削　除

附　則（平成25年11月25日経企第1071号）

（実施期日）
この改正規定は、平成25年12月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、海外１ｄａｙパケ及び国際アウトローミング利用して行ったパケット通信モードに係る通信の停止に係る部分に関する部分は平成25年12月２日から、グループ管理機能に関する部分は平成25年12月３日からとします。

附　則（平成25年12月９日経企第1147号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成25年12月13日から実施します。
（その他）
２　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第１項中、「当社が別に定める日」を「平成25年12月13日」に改めます。

附　則（平成25年12月25日経企第1216号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成25年１月１日から実施します。
（その他）
２　経企第545号（平成25年７月25日）の附則第３項中、「平成25年12月31日」を「平成26年１月13日」に改めます。

附　則（平成26年１月10日経企第1251号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成26年２月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、ＦＯＭＡドコモの学割2014の適用に関する部分は平成26年１月14日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（パケ・ホーダイダブル２に関する経過措置）
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているパケ・ホーダイダブル２（改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。
(1) パケ・ホーダイダブル２に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額）
パケ・ホーダイダブル２	税抜額 2,000円（税込額 2,200円）

(2) パケ・ホーダイダブル２を選択している場合は、パケット定額を選択することができません。
(3) パケ・ホーダイダブル２を選択している場合は、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、次表に規定する額を適用します。

１課金対象パケットごとに

料　金　種　別	料　　金　　額
spモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル２を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。）に関するＦＯＭＡパケット通信料	税抜額 0.0025円（税込額 0.00275円）
上記以外のＦＯＭＡパケット通信料	税抜額 0.05円（税込額 0.055円）

(4) パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の料金については、次のとおりとします。

ア　パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。）及びspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル２を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。）に関する料金については、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が4,200円を超える場合は、4,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。

イ　パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）、別表２（付加機能）に規定するspモード機能の利用に係る通信（アの規定が適用される通信を除きます。）、128k通信モードによる通信及びその他パケット通信モードによる通信（ＦＯＭＡサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額とアの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（以下この附則において「ｉモード等通信月間累計額」といいます。）が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。

ウ　パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信（ｉモード等通信以外のものをいい、イに規定するもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、イの規定により算定したｉモード等通信月間累計額に応じて、次表の規定により算定した額を適用します。

ただし、ｉモード等通信月間累計額が5,700円未満の場合であって、そのｉモード等通信月間累計額と次表の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超えるときは、5,700円を超える部分の料金について、次表に規定するｉモード等通信月間累計額が5,700円以上の場合に適用される料金額を適用します。

１課金対象パケットごとに

区　　分		料　　金　　額
ＦＯＭＡパケット通信料	ｉモード等通信月間累計額が5,700円未満の場合	税抜額 0.05円（税込額 0.055円）
	ｉモード等通信月間累計額が5,700円以上の場合	税抜額0.02円（税込額 0.022円）

エ　パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の一部に関する料金は、ｉモード等通信月間累計額とウの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（その額が7,800円を超える場合は、7,800円をその合計額とみなして取り扱います。）から、2,000円を控除した額を適用します。

ただし、その合計額が2,000円に満たないときは、その合計額を控除します。

オ　パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の料金のうち、ｉモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、ｉモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、spモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、spモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、インターネットメール機能（別表２に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る電子メール（以下この附則において「moperaU電子メール」といいます。）の送受信に関する通信（ＦＯＭＡサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）の一部に関する料金については、moperaU機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、前号の規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。

ただし、電波状態、若しくはｉモード機能、spモード機能若しくはmoperaU機能の利用に係る設定等によりｉモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが蓄積されなかったとき、又は当社が別に定めるところによりそのｉモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが送信されたときは、この限りでありません。

カ　パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル２を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。）に関するパケット通信モードによる通信の料金については、当該料金月におけるその通信に係る課金対象パケット数に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象パケット数として計算（その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。）するものとし、３の(3)に規定する「税抜額0.0025円（税込額0.00275円）」を「税抜額0.05円（税込額0.055円）」に読み替えて適用します。

(5) 料金表第１表第３（通信料）の(7)の２パケット通信モードに係る定額通信料等の適用については、改正後の規定によるパケット通信モードに係る定額通信料等の適用の場合に準ずるものとします。

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、第９章第２節（通信利用の制限）に係る提供条件は、改正後の規定におけるパケ・ホーダイダブルの場合に準ずるものとします。

（定額データプランスタンダードの料金に係る経過措置）

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている定額データプランスタンダードのＦＯＭＡ（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているものを含みます。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

1契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	定額データプランスタンダード	バリュープラン	1,905円（2,095.5円）
		バリュープラン以外のもの	2,605円（2,865.5円）

イ　当社は、定額データプランスタンダードのＦＯＭＡが２年定期契約に係るものであるときは、アに規定する定額データプランスタンダードの基本使用料の額から952円（月額）を減額して適用します。

ウ　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の基本使用料の減額及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じます。

エ　削　除

オ　定額データプランスタンダードに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るＸｉ契約（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア　通信料については、次表のとおりとします。

1課金対象パケットごとに

料　金　種　別		料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	定額データプランスタンダード	0.04円（0.044円）

イ　基本使用料の料金種別が定額データプランスタンダードのＦＯＭＡサービスの契約者回線から行った定額対象通信（当社が指定する端末設備を利用して、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいいます。以下この附則において同じとします。）に係る料金については、２（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から953円を控除した額を適用します。

　ただし、その月間累計額が953円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。

ウ　イの規定により算定した額が7,395円を超える場合は、イの規定にかかわらず、7,395

円を超える部分の料金の支払いを要しません。

ただし、２年定期契約を締結している場合又は第１（基本使用料）の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合であって、イの規定により算定した額が4,747円を超えるときは、イの規定にかかわらず、4,747円を超える部分の料金の支払いを要しません。

エ　通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、イに規定する953円をその利用日数に応じて日割するものとし、「953円」を「953円を日割した額」に読み替えて適用します。

オ　ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(3) 削　除

(4) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(5) 定額データプランスタンダードに係る付加機能に関する提供条件、付加サービスの提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件、雑則に係る提供条件、通信の条件並びにハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている定額データプランスタンダードに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランスタンダードに係る料金等から20円を減額します。

イ　ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(7) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(8) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項に定めるところによります。

(9) 削　除

(10) 新たに定額データプランスタンダードに係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

(11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（定額データプランフラットの料金に係る経過措置）

6　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている定額データプランフラットのＦＯＭＡ（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	定額データプランフラット	バリュープラン	8,800円（ 9,680円）

		バリュープラン以外のもの	9,500円（10,450円）

イ　定額データプランフラットを選択している契約者は、その選択があった日を含む暦月から起算して、基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、アに規定する料金の支払いを要します。

ウ　定額データプランフラットに係る基本使用料については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定にかかわらず、日割しません。

エ　同一暦月内においてバリュープランに係る定額データプランフラット及びバリュープラン以外のものに係る定額データプランフラットの両方の選択があったときは、当該暦月におけるバリュープランに係る定額データプランフラットに関する基本使用料の支払いを要しません。

オ　当社は、定額データプランフラットのＦＯＭＡが２年定期契約に係るものであるときは、アに規定する定額データプランフラットの基本使用料の額から3,600円（月額）を減額して適用します。

カ　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の基本使用料の減額及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用については、データプランＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じます。

キ　削　除

ク　定額データプランフラットに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るＸｉ契約（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア　通信料については、次表のとおりとします。

１課金対象パケットごとに

料　金　種　別		料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	定額データプランフラット	0.03円（0.033円）

イ　定額データプランフラットのＦＯＭＡサービスの契約者回線から行った定額対象通信については、アの規定にかかわらずその料金の支払いを要しません。

ウ　ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

エ　定額データプランフラットに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２（当社

が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係るＸｉ契約(Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 削　除

(4) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(5) 定額データプランフラットに係る付加機能に関する提供条件、付加サービスの提供条件、自営端末設備の接続、自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い及び自営電気通信設備の接続に関する提供条件、通信利用の制限に係る提供条件、雑則に係る提供条件、通信の条件並びにハイスピードモードによる通信に係る提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている定額データプランフラットに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランフラットに係る料金等から20円を減額します。

　ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(7) 契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(8) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項に定めるところによります。

(9) 削　除

(10) 新たに定額データプランフラットに係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

(11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡドコモの学割2014の適用）

7　当社は、この改正規定実施の日から平成26年６月１日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプシンプルのＦＯＭＡ契約者から申出があったときは、ＦＯＭＡドコモの学割2014（その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

１契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	バリュープラン	タイプシンプル	―――
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円（1,760円）

8　ＦＯＭＡドコモの学割2014の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該

当する者とします。

(1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第９条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。)。

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。

イ　その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。

(2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者（当社が別に定める者に限ります。)。

(3) タイプシンプルに係るＦＯＭＡ契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)及びそのＦＯＭＡに係るファミリー割引（料金表第１表第１の１の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の選択（ＦＯＭＡドコモの学割2014の適用を受けているＦＯＭＡが属する割引回線群（料金表第１表第１の１の(3)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を指定する場合又はＸｉドコモの学割2014（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の適用を受けているＸｉが属する割引回線群を指定する場合に限ります。）と同時にその申出を行う者。

(4) 満７歳に満たない者（満３歳に満たない者を除きます。以下この附則において同じとします。)のためにＦＯＭＡ契約を締結している者又は新たにＦＯＭＡ契約を締結する者であって､その満７歳に満たない者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。

９　ＦＯＭＡ契約者は、ＦＯＭＡドコモの学割2014の適用に係る申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

10　第８項各号の規定に基づきＦＯＭＡドコモの学割2014の適用に係る申出をする者は、以下の規定に基づき、１の利用者を指定し、第88条の４（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。

(1) 第８項第１号又は第３号の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出をする者又はその申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

(2) 第８項第２号の申出に係る利用者は、同号に規定する学生とします。

(3) 第８項第４号の申出に係る利用者は、同号に規定する満７歳に満たない者とします。

11　当社は、ＦＯＭＡドコモの学割2014の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが第１号から第３号のいずれか及び第４号に該当する場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 当社と２年定期契約を締結しているＦＯＭＡ契約に係るものであるとき。

(2) 料金表第１表第１の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

(3) そのＸｉ契約を締結した日（そのＸｉ契約が、当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に締結されたものである場合は、契約の解除があったその契約を締結した日（その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その契約を締結した日と当社がみなす日。)。）が成25年６月１日以降であるとき。

(4) パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイダブル２、パケ・ホーダイフラット又はらくらくパケ・ホーダイを選択しているとき。

12　当社は、第８項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、ＦＯＭＡドコモの学割2014の適用に係る申出を承諾しません。

(1) その申出に係る登録利用者が、ＦＯＭＡドコモの学割2014、Ｘｉドコモの学割2014又はドコモへスイッチ学割に係る登録利用者として指定されているとき。

(2) その申出に係るＦＯＭＡにおいて、キッズ割３又はドコモへスイッチ学割の適用を受けたことがあるとき（第17項に該当する場合を除きます。)。

(4) Ｘｉ契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結した場合であって、その契約の解除

に係るＸｉにおいてＸｉドコモの学割2014の適用を受けたことがあるとき（第17項に該当する場合を除きます。）。

13　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定によりタイプシンプルの基本使用料を日割するときは、第７項に規定する額を日割して適用します。

14　当社は、ＦＯＭＡドコモの学割2014の適用を受けているＦＯＭＡについて、そのＦＯＭＡ契約者から、ＦＯＭＡドコモの学割2014を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ＦＯＭＡドコモの学割2014を廃止します。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 電話番号保管があったとき。

(3) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第11項の規定に該当するときを除きます。）。

(4) 基本使用料の料金種別がタイプシンプル以外となったとき。

(5) 第11項の規定に該当しなくなったとき。

(6) 第11項第１号に係る契約を廃止する旨の申出を行ったとき（その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、第11項の規定に該当するときを除きます。）。

15　ＦＯＭＡドコモの学割2014を廃止した場合は、第11項の規定については、その廃止日の前日までのタイプシンプルの基本使用料について適用します。

16　Ｘｉサービスに係る契約（Ｘｉドコモの学割2014の適用を受けているものに限ります。）を締結している者が､その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結する場合であって、そのＦＯＭＡ契約の締結と同時にＦＯＭＡドコモの学割2014の適用に係る申出をしたときは、第７項中、「その申出があった日」を「その契約の解除に係るＸｉにおいて、Ｘｉドコモの学割2014の適用に係る申出があった日と当社がみなす日」に読み替えて適用します。

17　当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してＦＯＭＡ契約を締結していたものとみなして、第３項から前項の規定を適用します。

（その他）

18　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項中、「定額データプランスタンダード」を「定額データプランスタンダード２」に改めます。

附　則（平成26年１月23日経企第1299号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年２月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ＰＣ送受信機能に関する部分は平成26年３月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この附則実施日から平成26年４月30日までの間において、別表２（付加機能）に規定するグループ管理機能（タイプＡに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）に係る請求をしその提供を受けたときは、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、その提供を開始した日を含む暦月から起算して３暦月の間のグループ管理機能に係る付加機能使用料（基本額に限ります。）の支払いを要しません。

３　削　除

（実施期日）

この改正規定は、平成25年11月１日から実施します。

附　則（平成26年１月30日経企第1321号）

（実施期日）

１　この附則は、平成26年２月１日から実施します。

（グループ管理機能の料金に関する経過措置）

2　この附則実施日から平成27年３月31日までの間において、別表２（付加機能）に規定するグループ管理機能（タイプＡに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）に係る請求をし、その提供を受けたときは、料金表第１表第２（付加機能使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、その提供を開始した日を含む暦月から起算して３暦月の間のグループ管理機能に係る付加機能使用料（基本額に限ります。）の支払いを要しません。

附　則（平成26年２月12日経企第1372号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成26年２月14日から実施します。

（その他）

2　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第３項に次の三号を加えます。

(7) 通信利用の制限に係る提供条件及び約款第13章（雑則）に係る提供条件は、改正後の規定におけるお便りフォトプランフラットに係るＦＯＭＡユビキタスの場合に準ずるものとします。

(8) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(9) (1)から(8)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年２月24日経企第1434号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成26年３月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に関する部分は平成26年４月１日から実施します。

（その他）

2　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第２号を次のように改めます。

(1) (ア)の②のＡのｂのⅡを次のように改めます。

Ⅱ　東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		次の秒数までごとに税込額10円
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡへの通信	15.5秒

(2) (イ)の②のＡのｂのⅡを次のように改めます。

Ⅱ　東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		次の秒数までごとに税込額10円
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡへの通信	8.5秒

附　則（平成26年３月６日経企第1483号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年３月13日から実施します。

（契約に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されているＦＯＭＡプリペイド契約は、この改正規定実施の日において、ＦＯＭＡプリペイド第１種契約に移行したものとみなします。

附　則（平成26年３月25日経企第1592号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。

（その他）

２　経企第 621号（平成22年８月24日）の附則第５項第３号を次のように改めます。

(3) 削　除

３　経企第 700号（平成25年８月30日）の附則第３項を次のように改めます。

３　削　除

４　経企第 674号（平成24年８月29日）の附則第３項及び第４項中、「平成26年３月31日」を「当社が定める日」に改めます。

５　経企第 197号（平成19年５月25日）の附則第４項第２号を次のように改めます。

(2) 削　除

６　経企第 294号（平成21年６月24日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第５項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの」を「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの」に改めます。

(2) 第１号のウを次のように改めます。

ウ　定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡに係る一般契約者又は２年定期契約者が、その契約の解除と同時に新たにＸｉ契約を締結した場合における当該暦月のＦＯＭＡの基本使用料については、当社がＸｉサービスを継続して提供したものとみなして取り扱います。

(3) 第１号のエを次のように改めます。

エ　削　除

(4) 第２号のオを次のように改めます。

オ　定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡに係る一般契約者又は２年定期契約者が、その契約の解除と同時に新たにＸｉ契約を締結したときは、当社がＸｉサービスを継続して提供したものとみなして、契約の解除があったＦＯＭＡに係るパケットについて、課金対象パケットの情報量の測定から除きます。

７　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの若しくは電話番号保管をしているもの」を「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は電話番号保管をしているもの」に改めます。

８　経企第 621号（平成22年８月24日）の附則第５項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの」を「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの」に改めます。

９　経企第1380号（平成23年３月25日）の附則第３項を次のように改めます。

３　削　除

10　経企第 700号（平成25年８月30日）の附則第３項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの」を「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの」に改めます。

11　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第３項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの」を「改正前の規定

により契約申込みの承諾を受けているもの」に改めます。

12　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第５項及び第６項中、「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの又は改正前の規定により利用休止をしているもの」を「改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているもの」に改めます。

13　経企第848 号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ア）の①のＢのａ中、「衛星電話サービス契約約款に規定する第１種衛星電話又はワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスター」を、「ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスター」に改めます。

14　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第２号のアの(ア）の①のＢのａ中、「衛星電話サービス契約約款に規定する第１種衛星電話又はワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスター」を、「ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスター」に改めます。

附　則（平成26年４月25日経企第124号）

（実施期日）

1　この附則は、平成26年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、名義変更に関する部分は平成26年５月７日から、留守番電話及び不在案内機能に関する部分は平成26年５月９日から、携帯電話番号ポータビリティ手数料に関する部分は平成26年５月14日から、国際ＭＭＳに関する部分は平成26年７月１日から、実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（携帯電話番号ポータビリティ手数料の適用に関する経過措置）

3　料金表第１表第５（手続きに関する料金）の１（適用）の(4)のイの規定は、この改正規定実施の日以降に締結したＦＯＭＡサービスに係る契約（当社が提供する電気通信サービスに係る契約（この改正規定実施の日以降に締結したものを除きます。）の解除と同時に新たに締結したものを除きます。）に限り、適用します。

（その他）

4　経企第974号（平成20年11月21日）の附則第３項の(2)を次のように改めます。

(2) パケ・ホーダイ又はパケ・ホーダイフル（以下この附則において「ｉモードパケット定額」といいます。）に係る定額通信料の適用対象は、ｉモード等通信（パケ・ホーダイにあってはｉモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。)に関する料金の月間累計額とします。

5　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第３項の(4)のアを次のように改めます。

ア　パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。）に関する料金については、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。

6　経企第1321号（平成26年１月30日）の附則第２項中「平成26年４月30日」を「平成26年９月30日」に改めます。

附　則（平成26年５月14日経企第213号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成26年６月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（一般契約及び定期契約に係る経過措置）

3　この改正実施の際現に、当社が定めるＦＯＭＡサービス契約約款の規定により締結されて

いる次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

一般契約 定期契約	第１種契約 　第１種一般契約 　第１種定期契約

（その他）

４　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第１号のイ中、「データ専用プランに係るＦＯＭＡ」を「第１種契約に係るデータ専用プランのＦＯＭＡ」に改めます。

(2) 第１号のウ中、「総合利用プランのＦＯＭＡ」を「総合利用プラン（第１種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）のＦＯＭＡ」に改めます。

(3) 第７号中、「データ専用プランに係るＦＯＭＡ」を「データ専用プラン（第１種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）に係るＦＯＭＡ」に改めます。

(4) 第12号中、「料金表第１表第３の(7)の２に規定するパケット定額」を「料金表第１表第３の(7)の２に規定するパケット定額若しくは料金表第１表第３の(7)の３に規定するデータ定額パック」に改めます。

５　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第１号のイの(ア)中、「総合利用プランのＦＯＭＡ」を「総合利用プラン（第１種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）のＦＯＭＡ」に改めます。

(2) 第３号のイ中、「一般契約」を「第１種一般契約」に改めます。

６　経企第1105号（平成20年２月22日）の附則第４項第２号のイ中、「総合利用プランのＦＯＭＡ」を「第１種契約に係る総合利用プランのＦＯＭＡ」に改めます。

７　経企第974号（平成20年11月21日）の附則第３項第７号を次のように改めます。

(7) 削　除

８　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第１号のイ中、「データ専用プラン」を「定額データプランスタンダード２」に改めます。

(2) 第２号のオ及びカを次のように改めます。

オ　削　除

カ　削　除

９　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第１号のイ中、「総合利用プランのＦＯＭＡ」を「総合利用プラン（第１種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）のＦＯＭＡ」に改めます。

10　経企第621号（平成22年８月24日）の附則第５項中、「お便りフォトプラン等に係るＦＯＭＡユビキタス」を「お便りフォトプランフラットに係るＦＯＭＡユビキタス」に改めます。

11　経企第923号（平成22年11月20日）の附則第６項中、「総合利用プランに係るものに限ります。」を「第１種契約に係る総合利用プランに関するものに限ります。」に改めます。

12　経企第674号（平成24年８月29日）の附則第３項中、「パケ・ホーダイフラット若しくはらくらくパケ・ホーダイ」を「パケ・ホーダイフラット、らくらくパケ・ホーダイ若しくはデータ定額パック」に改めます。

13　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第３項第４号及び第５号を次のように改めます。

(4) 削　除

(5) 削　除

14　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第５項第１号のウ中、「データ専用プラン」を「定額データプランスタンダード２」に改めます。

附　則（平成26年５月30日経企第295号）

（実施期日）

この改正規定は、平成26年６月１日から実施します。

附　則（平成26年６月18日経企第397号）

この改正規定は、平成26年７月１日から実施します。

附　則（平成26年７月24日経企第624号）

この改正規定は、平成26年８月１日から実施します。

附　則（平成26年８月８日経企第702号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成26年９月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年８月25日経企第768号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成26年９月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年９月２日経企第818号）

この改正規定は、平成26年９月10日から実施します。

附　則（平成26年９月10日経企第862号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成26年９月16日から実施します。

ただし、データＬパック（大容量）に関する部分は、平成26年９月19日から実施します。

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＸｉサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年９月23日経企第940号）

（実施期日）

1　この附則は、平成26年10月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　この改正規定実施の際現に、当社が定めるＸｉサービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

データＳパック	データＳパック（小容量）
データMパック	データMパック（標準）
データＬパック	データＬパック（大容量）
シェアパック10	シェアパック10（小容量）
シェアパック15	シェアパック15（標準）
シェアパック20	シェアパック20（大容量）
シェアパック30	シェアパック30（大容量）

（その他）

4　経企第1321号（平成26年１月30日）の附則第２項中「平成26年９月30日」を「平成27年３月31日」に改めます。

5　経企第862号（平成26年９月10日）の附則第１項を次のように改めます。

1　この改正規定は、平成26年９月16日から実施します。

ただし、データＬパック（大容量）に関する部分は、平成26年９月19日から実施します。

附　則（平成26年10月24日経企第1129号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成26年11月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ショートメッセージ通信モードに関する部分は平成26年10月29日から、基本使用料に関する部分は平成26年11月19日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第１号に次のウを追加します。

ウ　旧プランＦＯＭＡに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに第２種契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。）又は新たにＸｉサービス契約約款に規定するＸｉ契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。）する場合は、その締結があった日を含む歴月について、その旧プランＦＯＭＡの基本使用料の支払いを要しません。

4　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第１号に次のウを追加します。

ウ　ファミリーワイド等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに第２種契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。）又は新たにＸｉサービス契約約款に規定するＸｉ契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。）する場合は、その締結があった日を含む歴月について、そのファミリーワイド等の基本使用料の支払いを要しません。

5　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第１号に次のカを追加します。

カ　定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに第２種契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第１表第３（通信料）の(7)の３に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第１表第３の(7)の４に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）又は新たにＸｉサービス契約約款に規定するＸｉ契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時にＸｉサービス契約約款に規定するデータ定額パックの選択又は共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）する場合は、その締結があった日を含む歴月について、定額データプランHIGH-SPEEDの基本使用料の支払いを要しません。

6　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則を次のように改めます。

(1) 第５項第１号に次のオを追加します。

オ　定額データプランスタンダードに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに第２種契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第１表第３（通信料）の(7)の３に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第１表第３の(7)の４に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）又は新たにＸｉサービス契約約款に規定するＸｉ契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時にＸｉサービス契約約款に規定するデータ定額パックの選択又は共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）する場合は、その締結があった日を含む歴月について、定額データプランスタンダードの基本使用料の支払いを要しません。

(2) 第６項第１号に次のクを追加します。

ク　定額データプランフラットに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに第２種契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当

社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第１表第３（通信料）の(7)の３に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第１表第３の(7)の４に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。)又は新たにＸｉサービス契約約款に規定するＸｉ契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時にＸｉサービス契約約款に規定するデータ定額パックの選択又は共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）する場合は、その締結があった日を含む歴月について、定額データプランフラットの基本使用料の支払いを要しません。

附　則（平成26年11月20日経企第1275号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成26年12月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（データ専用プランにおける通信料の適用に関する経過措置）

3　当社は、平成26年11月１日からこの改正規定実施日までの間に係るパケット繰越額について、改正後のＸｉサービス契約約款の規定を適用します。

附　則（平成26年12月24日経企第1457号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成27年１月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成27年１月13日経企第1519号）

この改正規定は、平成27年１月15日から実施します。

附　則（平成27年１月22日経企第1576号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成27年２月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第10号の次に次の一号を加えます。

(11) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けているＦＯＭＡデータプラン２２等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのＦＯＭＡデータプラン２２に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じて取扱います。

(2) 第11号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第12号とします。

(3) 第12号を第13号、第13号を第14号とします。

4　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第８号の次に次の一号を加えます。

(9) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている旧プランＦＯＭＡ等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その旧プランＦＯＭＡに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じて取扱います。

(2) 第９号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第10号とします。

(3) 第13号中「(1)から(12)」を「(1)から(13)」に改め、同項第10号を第11号、第11号を第12号、第12号を第13号、第13号を第14号とします。

5　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第７号の次に次の一号を加えます。

(8) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている定額データプランHIGH-SPEEDに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランHIGH-SPEEDに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じて取扱います。

(2) 第８号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第９号とします。

(3) 第10号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同項第９号を第10号、第10号を第11号とします。

6　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第４号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改めます。

(2) 第10号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第11号とし、第９号の次に次の一号を加えます。

(10) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けているファミリーワイド等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのファミリーワイド等に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じて取扱います。

7　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第５号の次に次の一号を加えます。

(6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条

件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている定額データプランスタンダードに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランスタンダードに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じて取扱います。

(2) 第６号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第７号とします。

(3) 第７号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第８号とします。

8　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第６項を次のように改めます。

(1) 第５号の次に次の一号を加えます。

(6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている定額データプランフラットに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランフラットに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード２に係るＦＯＭＡの場合に準じて取扱います。

(2) 第６号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第７号とします。

(3) 第７号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第８号とします。

附　則（平成27年２月12日経企第1665号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成27年２月16日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成27年２月20日経企第1714号）

（実施期日）

1　この附則は、平成27年３月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第1299号（平成26年１月23日）の附則第３項を次のように改めます。

３　削　除

附　則（平成27年３月11日経企第1877号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成27年３月20日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ定額パックに係るデータ定額共有に関する部分は平成27年３月18日から実施します。

（経過措置）
2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成27年３月24日経企第1955号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成27年３月31日から実施します。
　ただし、この改正規定中、地図情報等提供サービス、番号案内料、ｉモード機能及びspモードに関する部分は平成27年４月１日から、端末動作情報等蓄積機能に関する部分は平成27年４月４日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第33号（平成25年４月５日）の附則第２項を次のように改めます。
２　削　除

附　則（平成27年３月27日経企第2012号）

この改正規定は、平成27年４月１日から実施します。

附　則（平成27年４月９日経企第57号）

この改正規定は、平成27年４月20日から実施します。

附　則（平成27年４月28日経企第195号）

この改正規定は、平成27年５月１日から実施します。

附　則（平成27年５月21日経企第354号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成27年６月１日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第974号（平成20年11月21日）の附則第４項第５号中「(1)から(4)」を「(1)から(5)」へ改め、同号を第６号とし、第４号の次に次の一号を加えます。
(5) 料金月の末日において、ＦＯＭＡパケットパック10又はＦＯＭＡパケットパック30を選択している場合は、料金表第１第３（通信料）の１（適用）の(9)のスの規定における「控除可能額」を「控除可能額に次表に規定する加算額を加算した額」に読み替えて適用します。

区　　分	加　算　額
ＦＯＭＡパケットパック10	1,000円
ＦＯＭＡパケットパック30	3,000円

4　経企第1285号（平成21年２月23日）の附則第３項第５号中「(1)から(4)」を「(1)から(5)」へ改め、同号を第６号とし、第４号の次に次の一号を加えます。
(5) 料金月の末日において、ＦＯＭＡパケットパック60又はＦＯＭＡパケットパック90を選択している場合は、料金表第１第３（通信料）の１（適用）の(9)のスの規定における「控除可能額」を「控除可能額に次表に規定する加算額を加算した額」に読み替えて適用します。

区　　分	加　算　額
ＦＯＭＡパケットパック60	6,000円
ＦＯＭＡパケットパック90	9,000円

5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第14号中「(1)から(13)」を「(1)から(14)」へ改め、同号を第15号とし、第13号の次に次の一号を加えます。

(14) 当社は、旧プランＦＯＭＡに係る定期契約の満了について、当該旧プランＦＯＭＡに係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該旧プランＦＯＭＡに係る定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

6　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第11号中「(1)から(10)」を「(1)から(11)」へ改め、同号を第12号とし、第10号の次に次の一号を加えます。

(11) 当社は、定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約の満了について、当該定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

7　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第11号中「(1)から(10)」を「(1)から(11)」へ改め、同号を第12号とし、第10号の次に次の一号を加えます。

(11) 当社は、ファミリーワイド等に係る定期契約の満了について、当該ファミリーワイド等に係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該ファミリーワイド等に係る定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

8　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第３項第９号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」へ改め、同号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

(9) 当社は、お便りフォトプラン等に係るＦＯＭＡユビキタス定期契約の満了について、当該お便りフォトプラン等に係るＦＯＭＡユビキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該お便りフォトプラン等に係るＦＯＭＡユビキタス定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

9　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第５項及び第６項を次のように改めます。

(1) 附則第５項第８号中「(1)から(7)」を「(1)から(8)」へ改め、同号を第９号とし、第７号の次に次の一号を加えます。

(8) 当社は、定額データプランスタンダードに係る２年定期契約の満了について、当該に定額データプランスタンダード係る２年定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定額データプランスタンダードに係る２年定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

(2) 附則第６項第８号中「(1)から(7)」を「(1)から(8)」へ改め、同号を第９号とし、第７号の次に次の一号を加えます。

(8) 当社は、定額データプランフラットに係る２年定期契約の満了について、当該に定額データプランスフラットに係る２年定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定額データプランフラットに係る２年定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

附　則（平成27年６月11日経企第522号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成27年６月19日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）
3　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第３項第５号中「(1)から(4)」を「(1)から(5)」へ改め、同号を第６号とし、第４号の次に次の一号を加えます。
(5) 料金表第１表第３（通信料）の(7)の２パケット通信モードに係る定額通信料等の適用については、改正後の規定によるパケット通信モードに係る定額通信料等の適用の場合に準ずるものとします。

附　則（平成27年６月26日経企第688号）

この改正規定は平成27年７月１日から実施します。

附　則（平成27年７月７日経企第747号）

（実施期日）
1　この附則は、平成27年７月16日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
2　この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（海外１ｄａｙパケキャンペーン）
3　この附則実施の日から平成27年10月31日までの間において、ＦＯＭＡ契約者が海外１ｄａｙパケに係る利用開始認証（料金表第３表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのＦＯＭＡについて、その利用開始認証に係る海外１ｄａｙパケ選択期間（料金表第３表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(1)の２に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（DOCOMO PACIFIC, INC.及びTeleguam Holdings, LLC.に限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第３表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(1)の２のイの規定を適用しません。

附　則（平成27年７月23日経企第848号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成27年８月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成27年８月11日経企第930号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成27年８月19日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成27年８月24日経企第1006号）

この改正規定は平成27年９月１日から実施します。

附　則（平成27年８月27日経企第1033号）

この改正規定は、平成27年９月１日から実施します。

附　則（平成27年９月18日経企第1156号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成27年10月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（グループ管理機能に係る経過措置）
3　削　除
4　削　除

（ワンナンバー機能に係る経過措置）
5　削　除
6　削　除
附　則（平成27年10月27日経企第1292号）
この改正規定は平成27年11月１日から実施します。
附　則（平成27年11月４日経企第1338号）
この改正規定は平成27年11月11日から実施します。
附　則（平成27年11月12日経企第1378号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成27年11月20日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施後、現にDCMXmini契約を締結している者については、改正後のdカードminiの規定の適用を受けるものとし、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　経企第1425号（平成23年３月31日）の附則第４項第２号中「第97条の２（DCMXmini）に規定するDCMXmini」を「第97条の２（dカードmini）に規定するdカードmini」に改めます。
4　経企第766号（平成23年10月６日）の附則第１項中「ＤＣＭＸminiに関する部分」を「dカードminiに関する部分」に改めます。
附　則（平成27年11月20日経企第1427号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成27年12月１日から実施します。
2　この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ブラックベリー接続機能に関する経過措置）
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているＰＣ送受信機能に係る提供条件は次のとおりとします。
(1)　付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区　　分		単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ブラックベリー接続機能	タイプＡ	１契約ごとに	467円（　513.7円）
	タイプＢ	１契約ごとに	934円（1,027.4円）

(2)　(1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
（その他）
4　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第３項第３号を次のように改めます。
(3)　パケ・ホーダイダブル２を選択している場合は、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、次表に規定する額を適用します。

１課金対象パケットごとに

料　金　種　別	料　　金　　額
spモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル２を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行っ	税抜額 0.0025円（税込額 0.0027円）

たことを当社が確認したものに限ります。）に関するＦＯＭＡパケット通信料	
上記以外のＦＯＭＡパケット通信料	税抜額 0.05円（税込額 0.054円）

5　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第３項第４号ア及びイを次のように改めます。

ア　パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。）及びspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。）に関する料金については、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が4,200円を超える場合は、4,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。

イ　パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）、別表２（付加機能）に規定するspモード機能の利用に係る通信（アの規定が適用される通信を除きます。）、128k通信モードによる通信及びその他パケット通信モードによる通信（ＦＯＭＡサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、前号の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額とアの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（以下この附則において「ｉモード等通信月間累計額」といいます。）が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。

6　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第３項第４号オの次に次の規定を加えます。

カ　パケ・ホーダイダブル２の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル２を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。）に関するパケット通信モードによる通信の料金については、当該料金月におけるその通信に係る課金対象パケット数に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象パケット数として計算（その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。）するものとし、３の(3)に規定する「税抜額0.0025円（税込額0.0027円）」を「税抜額0.05円（税込額0.054円）」に読み替えて適用します。

附　則（平成27年12月10日経企第1507号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成27年12月15日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　削　除

附　則（平成27年12月16日経企第1525号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成27年12月17日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ＮＯＴＴＶご契約者様向けキャンペーンの適用）

3　当社は、この附則実施の日から平成28年７月31日までの間において、１のＦＯＭＡ、Ｘｉ又は第２種Ｘｉユビキタスについて、その契約者から申出があった場合であって、そのＦＯＭＡ、Ｘｉ又は第２種Ｘｉユビキタスが(1)及び(2)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、その申込を当社が承諾した日を含む料金月から起算して３料金月の間、各料金

月において(2)を満たしているときは、そのＦＯＭＡに係るデータ定額パック（料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の３に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の定額上限データ量（料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の３に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に、１ＧＢ（そのＦＯＭＡが（料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の４に規定するデータ定額共有にかかる共有対象回線である場合はそのデータ定額共有の共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、１ＧＢ）を加算する取扱い（以下この附則において「ＮＯＴＴＶご契約者様向けキャンペーン」といいます。）を適用します。

(1) 本項で定める１のＦＯＭＡ、Ｘｉ又は第２種Ｘｉユビキタスについて、株式会社ｍｍｂｉが別に定める「ＮＯＴＴＶ利用規約」に規定するＮＯＴＴＶサービス（定期契約プランを選択している者は除きます）の利用に関する契約を平成27年11月1日から平成27年11月27日までの期間中に１日以上締結していること。

(2) データ定額パックのいずれかを選択していること。

4　ＮＯＴＴＶご契約者様向けキャンペーンの適用の申出は第３項に基づき申出した１のＦＯＭＡ、Ｘｉ、第２種Ｘｉユビキタスにつき１回限りとします。

5　ＮＯＴＴＶご契約者様向けキャンペーンに係るその他の提供条件は、当社が別に定める「ＮＯＴＴＶご契約者様向けキャンペーン特典利用規約」に定めるところによります。

（ＮＯＴＴＶご契約者に関する解約金の適用除外）

6　１のＦＯＭＡ、Ｘｉ又は第２種Ｘｉユビキタスについて、この附則実施の日から平成28年７月31日までの間において、次の(1)及び(2)（以下この附則において「適用除外条件」といいます。）の条件を満たす定期契約の解除の申出があった場合に、その指定のあったＦＯＭＡ、Ｘｉ又はＸｉユビキタスが適用除外条件を満たしていることを当社が確認した場合は、その定期契約に係る解約金の支払いを要しないものとします。

(1) 株式会社ｍｍｂｉが別に定める「ＮＯＴＴＶ利用規約」に規定するＮＯＴＴＶサービス（定期契約プランを選択している者は除きます）の利用に関する契約を平成27年11月1日から平成27年11月27日までの期間中に１日以上締結していること。

(2) ＦＯＭＡサービス取扱所又はＸｉサービス取扱所において、当社が別に定める端末設備をＦＯＭＡ契約者、Ｘｉ契約者、第２種Ｘｉユビキタス契約者又はその関係者が購入した場合であって、その端末設備を利用端末として、当社に届け出ていること。

附　則（平成28年１月25日経企第1702号）

この改正規定は平成28年２月１日から実施します。

附　則（平成28年２月10日経企第1778号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年２月17日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年２月22日経企第1822号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年２月24日経企第1840号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年３月17日経企第1991号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年４月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年３月24日経企第2034号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年４月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　削　除

4　削　除

附　則（平成28年４月19日経企第78号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年４月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　当社は、この改正規定実施の日から平成28年４月30日までの間において、ＦＯＭＡ契約者が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある場合であって、そのＦＯＭＡ契約者がデータ定額パックの適用を受けているときは、その契約者に係るＦＯＭＡの定額上限データ量に、10ＧＢを加算します。

4　前項の規定にかかわらず、ＦＯＭＡ契約者が以下のいずれかに該当する場合は、その契約者に係るＦＯＭＡの定額データ上限量の上限に、10ＧＢを加算する取扱いを適用しないものとします。

(1) そのＦＯＭＡ契約者に係る契約者住所又は請求書等の送付先住所が平成28年４月16日時点で熊本県内に無い場合

(2) そのＦＯＭＡ契約者に係るＦＯＭＡが平成28年４月16日時点でデータ定額パックの適用を受けていない場合

(3) その他、当社が別に定める条件を満たしていない場合

5　第３項の規定に基づき付与された追加データ量について、料金表第３の１の(7)の３のツ及びテに定める繰越データ量の規定は適用しません。

6　当社は、ＦＯＭＡ契約者又は第２種ＦＯＭＡユビキタス契約者（以下この附則において「ＦＯＭＡ契約者等」といいます。）が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が平成28年４月16日時点又は平成28年４月30日時点において熊本県内である場合であって、そのＦＯＭＡ契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は共有回線群を構成する共有対象回線の当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内であるＦＯＭＡ契約者等のＦＯＭＡサービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有対象回線若しくは共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときには、平成28年４月１日から平成28年４月30日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとします。

この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金について、当該月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算することがあります。

附　則（平成28年４月17日経企第61号）

この改正規定は平成28年４月26日から実施します。

附　則（平成28年４月27日経企第115号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有に係る部分については、平成28年４月７日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第719号（平成20年９月23日）の附則第３項を平成27年11月１日より次のように改めます。

区　　分		単　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ケータイデータお預かり機能	プランＢ （ケータイあんしんパック）	１契約ごとに	100円（108円）

4　この改正実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプランＢに係るケータイデータお預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているｉモードケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプランＢに係るケータイデータお預かり機能の提供を受けているＦＯＭＡが、その適用を受けることとなった日において、改正後の規定により当社が提供しているｉモードケータイデータお預かり機能の提供を受けているＦＯＭＡに移行したものとみなします。

6　前２項の規定によりプランＢに係るケータイデータお預かり機能からｉモードケータイデータお預かり機能に移行するときは、ｉモードケータイデータ蓄積装置に保存されたデータを引き継ぐものとします。

7　経企第719号（平成20年９月23日）の附則第３項を次のように改めます。

３　削　除

附　則（平成28年４月28日経企第135号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年５月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　当社は、ＦＯＭＡ契約者又は第２種ＦＯＭＡユビキタス契約者（以下この附則において「ＦＯＭＡ契約者等」といいます。）が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所（以下この附則において「住所等」といいます。）が、平成28年４月16日時点又は４月30日時点において熊本県内である場合であって、そのＦＯＭＡ契約者等がデータ定額パック又はらくらくパケホーダイを選択しているときは、その契約者に係るＦＯＭＡサービスの定額上限データ量に、100ＧＢを加算します。

4　前項の適用を受けているＦＯＭＡサービスが料金表第１表第３（通信料）の１の(7)の３に定める共有回線群を構成する共有対象回線であるときは、その共有回線群の共有代表回線に係るＦＯＭＡサービスの定額上限データ量に、100ＧＢを加算します。

5　前２項の場合において、当社は、データ定額パック若しくはらくらくパケホーダイのいずれかの適用を受けていること又は共有回線群を構成する共有対象回線であることを、平成28

年４月16日時点の住所等が熊本県内である場合は平成28年４月27日、平成28年４月30日時点の住所等が熊本県内である場合（平成28年４月16日時点の住所等が熊本県内である場合を除きます。）は平成28年５月２日に確認するものとします。

6　第３項又は第４項の規定に基づき加算した追加データ量について、料金表第１表第３（通信料）の１の(7)の３のツ及びテに定める繰越データ量の規定は適用しません。

7　データ量の加算の実施日その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

8　当社は、ＦＯＭＡ契約者等の住所等が平成28年４月16日、平成28年４月30日又は平成28年５月31日時点において熊本県内である場合であって、そのＦＯＭＡ契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は料金表第１表第３の１の(7)の４に定める共有回線群を構成する共有対象回線の住所等が熊本県内であるＦＯＭＡ契約者等のＦＯＭＡサービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときには、平成28年５月１日から平成28年５月31日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとします。

この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金について、当該月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算することがあります。

9　経企第78号（平成28年４月19日）の附則第６項を次のように改めます。

6　当社は、ＦＯＭＡ契約者又は第２種ＦＯＭＡユビキタス契約者（以下この附則において「ＦＯＭＡ契約者等」といいます。）が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が平成28年４月16日時点又は平成28年４月30日時点において熊本県内である場合であって、そのＦＯＭＡ契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は共有回線群を構成する共有対象回線の当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内であるＦＯＭＡ契約者等のＦＯＭＡサービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有対象回線若しくは共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときには、平成28年４月１日から平成28年４月30日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとします。

この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金について、当該月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算することがあります。

附　則（平成28年５月17日経企第175号）

この改正規定は、平成28年５月18日から実施します。

附　則（平成28年５月31日経企第254号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年６月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年６月１日経企第271号）

この改正規定は、平成28年６月６日から実施します。

附　則（平成28年６月22日経企第429号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年７月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年７月６日経企第527号）

（実施期日）

1　この附則は、平成28年７月14日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）
2　この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（海外１ｄａｙパケキャンペーン）
3　この附則実施の日から平成28年９月30日までの間において、ＦＯＭＡ契約者が海外１ｄａｙパケに係る利用開始認証（料金表第３表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのＦＯＭＡについて、その利用開始認証に係る海外１ｄａｙパケ選択期間（料金表第３表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(1)の２に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SK Telecom Co.,Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.及びFar EasToneTelecommunications Co., Ltdに限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第３表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(1)の２のイの規定を適用しません。

附　則（平成28年７月22日経企第607号）

この改正規定は平成28年８月１日から実施します。

附　則（平成28年８月24日経企第761号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。
（その他）
2　経企第2034号（平成28年３月24日）の附則第３項及び第４項を次のように改めます。
３　削　除
４　削　除

附　則（平成28年９月13日経企第874号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成28年９月14日から実施します。
（ＦＯＭＡの通信料に係る特例）
2　この改正規定実施の日から当社が定める日までの間における、通信料については、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の３のナの規定を適用しません。

附　則（平成28年９月16日経企第903号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成28年９月23日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（データＬパック等に関する経過措置）
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータ定額パックに係るデータＬパック（大容量）、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック20又はビジネスシェアパック30（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「データＬパック等」といいます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
(1) データＬパック等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分			定額通信料（月額）	定額上限データ量	上限回線数
シングルパック	ファミリーシン	データＬパック	6,700円	８ＧＢ	20

	グルパック	（大容量）	（ 7,236円）		
	ビジネスシングルパック	データＬパック（大容量）	6,700円 （ 7,236円）	８ＧＢ	10
ファミリーシェアパック	シェアパック20（大容量）		16,000円 (17,280円)	20ＧＢ	20
	シェアパック30（大容量）		22,500円 (24,300円)	30ＧＢ	20
ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック20		16,000円 (17,280円)	20ＧＢ	20
	ビジネスシェアパック30		22,500円 (24,300円)	30ＧＢ	30

(2) データＬパック等に関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア　データＬパック等の適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が個人であるとき及びそのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてｄポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてｄポイント進呈を選択している場合は、この限りでありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）		
	データＬパック（大容量）	シェアパック20（大容量）	シェアパック30（大容量）
2ndステージ	200円	8000円	1,000円
3rdステージ	400円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	1,400円	1,900円

イ　データＬパック等の適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が法人であるとき又はそのＦＯＭＡの契約者名義が個人である場合であって、そのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りでありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）		
	データＬパック（大容量）	シェアパック20（大容量）、ビジネスシェアパック20	シェアパック30（大容量）、ビジネスシェアパック30
48か月超え96か月まで	200円	8000円	1,000円
96か月超え120か月まで	400円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	1,400円	1,900円

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、改正後の規定におけるデータ定額パックの場合に準ずるものとします。

附　則（平成28年９月26日経企第926号）

この改正規定は、平成28年10月１日から実施します。

附　則（平成28年10月17日経企第1030号）

この改正規定は、平成28年10月20日から実施します。

附　則（平成28年10月28日経企第1093号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年11月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　経企第1507号（平成27年12月10日）の附則第３項を次のように改めます。

３　削　除

附　則（平成28年10月28日経企第1096号）

この改正規定は、平成28年11月１日から実施します。

附　則（平成28年11月22日経企第1240号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成28年12月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているキッズ割４の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) キッズ割４（そのＦＯＭＡに係るタイプシンプルの基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間に限り、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間のタイプシンプルの基本使用料について、料金表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、(1)に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）

の適用を受けているＦＯＭＡの基本使用料について、料金表第１表第１（基本使用料）の２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	バリュープラン	タイプシンプル	－
	バリュープラン以外のもの	タイプシンプル	1,600円（1,728円）

(2) (1)以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

（海外１ｄａｙパケキャンペーン）

４　この附則実施の日から平成30年１月15日までの間において、ＦＯＭＡ契約者が海外１ｄａｙパケに係る利用開始認証（料金表第４表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのＦＯＭＡについて、その利用開始認証に係る海外１ｄａｙパケ選択期間（料金表第４表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(1)の２に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（AT&T Mobility LLC、Limitless Mobile, LLC、T-Mobile USA,Inc.、Commnet Wireless LLC、Verizon Wireless、DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.、StarHub Mobile Pte Ltd,、M1 Limited、True Move H Universal Communication Co., Ltd.、Total Access Communication Public Company Limited、ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED、dtacTriNet Co., Ltd.、SK Telecom Co.,Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.、Far EasTone Telecommunications Co., Ltd、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、GLOBE TELECOM,INC.、SMART Communications, Inc.、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co.Ltd.、China Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited及びSMARTONE - COMUNICAÇÕES MÓVEIS, S.A.に限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第４表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(1)の２のイの規定を適用しません。

附　則（平成28年12月21日経企第1425号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年１月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ定額パック（ウルトラデータＬパック、ウルトラデータＬＬパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30、ウルトラシェアパック50ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100に限ります。）に係るテザリング通信に関する部分については当社が定める日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成29年１月27日経企第1579号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年２月１日から実施します。

（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ＦＯＭＡプリペイド契約に関する経過措置）
3　削　除
4　削　除
5　削　除
附　則（平成29年２月23日経企第1709号）
（実施期日）
1　この改正規定は平成29年３月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成29年３月24日経企第1896号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成29年４月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、遠隔管理機能に関する部分は平成29年３月31日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（らくらくパックに関する経過措置）
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータ定額パックに係るらくらくパック（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
(1) らくらくパックに関する定額通信料については、次表のとおりとします。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額）	定額上限データ量	上限回線数
らくらくパック	2,000円（2,160円）	200ＭＢ	―

(2) Ｘｉ契約（らくらくパックに係るものに限ります。）の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結したときは、データＳパック（小容量）を選択したものとみなして取扱います。
ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りでありません。
(3) らくらくパックに関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。
ア　らくらくパックの適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が個人であるとき及びそのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、そのｄポイントプログラム会員に係るサービスステージ（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がプラチナステージであるときに限ります。）に係る定額通信料について、次表に定める額の割引を適用します。
ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてｄポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてｄポイント進呈を選択している場合は、この限りでありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）
プラチナステージ	200円

イ　らくらくパックの適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が法人であるとき又はそのＦＯＭＡの契約者名義が個人である場合であって、そのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）が180か月超のときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りでありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）
180か月超	200円

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4　経企第1427号（平成27年11月20日）の附則第３項を次のように改めます。

3　削　除

5　経企第1579号（平成29年１月27日）の附則第３項から第５項を次のように改めます。

3　削　除

4　削　除

5　削　除

6　経企第1240号（平成28年11月22日）の附則第４項中「平成29年３月31日」を「平成29年９月30日」に改めます。

附　則（平成29年４月12日経企第62号）

（実施期日）

1　この附則は、平成29年４月20日から実施します。

（その他）

2　経企第1240号（平成28年11月22日）の附則第４項を次のように改めます。

4　この附則実施の日から平成29年９月30日までの間において、ＦＯＭＡ契約者が海外１ｄａｙパケに係る利用開始認証（料金表第４表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのＦＯＭＡについて、その利用開始認証に係る海外１ｄａｙパケ選択期間（料金表第４表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(1)の２に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（AT&T Mobility LLC、Limitless Mobile, LLC、T-Mobile USA, Inc.、Commnet Wireless LLC、Verizon Wireless、DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.、StarHub Mobile Pte Ltd,、M1 Limited、True Move H Universal Communication Co., Ltd.、Total Access Communication Public Company Limited、ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED、dtacTriNet Co., Ltd.、SK Telecom Co.,Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.、Far EasTone Telecommunications Co., Ltd、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、GLOBE TELECOM, INC.、SMART Communications, Inc.、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co.Ltd.、China

Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited及びSMARTONE - COMUNICAÇÕES MÓVEIS, S.A.に限ります。)が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第４表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(1)の２のイの規定を適用しません。

附　則（平成29年４月22日経企第123号）

この改正規定は平成29年５月１日から実施します。

附　則（平成29年５月18日経企第226号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年５月24日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第1425号（平成28年12月21日）の附則第１項を次のように改めます。

１　この改正規定は、平成29年１月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ定額パック（ウルトラデータＬパック、ウルトラデータＬＬパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30、ウルトラシェアパック50、ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100に限ります。）に係るテザリング通信に関する部分については平成30年４月１日から実施します。

４　当社は、経企第1896号（平成29年３月24日）の附則第４項の規定によりブラックベリー接続機能を廃止された契約者が、その時点でパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイフラット、パケ・ホーダイダブル２、データＳパック又はデータＭパック（以下この附則において「対象定額通信料」といいます。）を選択しているときは、平成29年５月16日時点で次の(1)から(3)のいずれかに該当すると当社が認めた場合を除き、平成29年６月30日にその対象定額通信料を廃止します。

ただし、契約者から平成29年６月20日までに当社が別に定める方法により申出があった場合は、この限りでありません。

(1) moperaU機能、ｉモード機能、spモード機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているとき。

(2) 契約者名義が法人（当社が指定するものを除きます。）であるとき。

(3) その他当社が別に定めるとき。

附　則（平成29年５月25日経企第262号）

この改正規定は、平成29年６月１日から実施します。

附　則（平成29年６月26日経企第469号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成29年７月21日経企第706号）

この改正規定は平成29年８月１日から実施します。

附　則（平成29年８月16日経企第948号）

（実施期日）

１　この改正規定は平成29年８月22日から実施します。

（ＦＯＭＡの通信料に係る特例）

２　経企第874号（平成28年９月13日）の附則第２項中、「平成30年３月31日までの間」を「当社が定める日までの間」に改めます。

（その他）
3　経企第1425号（平成28年12月21日）の附則第１項中、「平成30年４月１日から実施」を「当社が定める日から実施」に改めます。

附　則（平成29年９月23日経企第1000号）

（実施期日）
1　この改正規定は平成29年９月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、分割請求が適用されているときは、その共有回線群に係る全ての共有対象回線の全てを指定しているものとみなして取り扱います。

附　則（平成29年９月13日経企第1217号）

この改正規定は平成29年９月20日から実施します。

附　則（平成29年９月27日経企第1339号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成29年10月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、第１種Ｘｉユビキタス定期契約及び契約者識別番号に関する部分については、平成29年10月２日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第1240号（平成28年11月22日）の附則第４項中、「平成29年９月30日までの間」を「平成30年１月15日までの間」に改めます。

附　則（平成29年10月27日経企第1592号）

この改正規定は平成29年11月１日から実施します。

附　則（平成29年11月24日経企第1855号）

この改正規定は平成29年12月１日から実施します。

附　則（平成29年12月20日経企第2159号）

この改正規定は、平成29年12月26日から実施します。

附　則（平成29年12月19日経企第2149号）

（実施期日）
1　この改正規定は平成29年12月27日から実施します。
　ただし、この改正規定中、ユニバーサル料に係る部分及び国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関するに関する部分については平成30年１月１日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（U25応援割に関する経過措置）
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているU25応援割（基本使用料の料金種別が第２種契約に係る総合利用プランの基本使用料について、ＦＯＭＡ契約者の選択により次の(1)に規定する額を割引する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
(1) U25応援割（以下、この附則において「本割引」といいます。）に関する基本使用料の割引額については、次表のとおりとします。

基本使用料の割引額（月額）
５００円

(2) 当社は、データ定額パックを選択している契約者に係るＦＯＭＡ又は共有対象回線であ

るＦＯＭＡが、本割引の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日（U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については､その承諾を受けた日）において、契約者又は共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、１ＧＢを加算します。

(3) 当社は本割引の適用を受けているＦＯＭＡについて、ＦＯＭＡ契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア） 第２種契約に係る総合利用プラン及び第３（通信料）の１の(7)の３に規定するデータ定額パック（ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。）以外を選択したとき。

（イ） ＦＯＭＡ契約に係る名義変更又は第88条の４（利用者登録）に規定する登録利用者の変更（当社が別に定めるときを除きます。）があったとき。

（ウ） ＦＯＭＡ契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。)。

（エ） 電話番号保管があったとき。

（オ） 契約者又は登録利用者が満25歳を超えたとき。

（カ） その他従前の提供条件を満たさないことを当社が確認したとき。

(4) 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの総合利用プランの基本使用料を割引の対象とします。

(5) 料金表第１表第１（基本使用料）の１（適用）の(1)のノ又は(1)の２のカの規定により基本使用料を日割するときは、割引額を日割して適用します。

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成30年１月11日経企第2314号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年１月16日から実施します。

（その他）

２　経企第1240号（平成28年11月22日）の附則第４項を次のように改めます。

４　この附則実施の日から平成30年３月14日までの間において、ＦＯＭＡ契約者が海外１ｄａｙパケに係る利用開始認証（料金表第４表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのＦＯＭＡについて、その利用開始認証に係る海外１ｄａｙパケ選択期間（料金表第４表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(1)の２に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（AT&T Mobility LLC、Limitless Mobile, LLC、T-Mobile USA,Inc.、Commnet Wireless LLC、Verizon Wireless、DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、PT Indosat Tbk、PT XL Axiata Tbk.、PT Telekomunikasi Selular、PT Hutchison 3 Indonesia、SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.、StarHub Mobile Pte Ltd,、M1 Limited、True Move H Universal Communication Co., Ltd.、Total Access Communication Public Company Limited、ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED、dtacTriNet Co., Ltd.、SK Telecom Co.,Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.、Far EasTone Telecommunications Co., Ltd、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、GLOBE TELECOM,INC.、SMART Communications, Inc.、Viettel Group、VNPT International、MobiFone Corporation、VIETNAMOBILE TELECOMMUNICATIONS JOINT STOCK COMPANY、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co.Ltd.、China Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited、SMARTONE－COMUNICAÇÕES MÓVEIS, S.A.、Celcom Axiata Berhad、DIGI TELECOMMUNICATIONS SDN BHD,、Maxis Broadband Sdn. Bhd.及びU Mobile Sdn Bhdに限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第４表（国際ローミング利用料）の１（適用）の(1)の２のイの規定を適用しません。

附　則（平成30年１月24日経企第2408号）

この改正規定は平成30年２月１日から実施します。

附　則（平成30年１月31日経企第2477号）

（実施期日）

1　この改正規定は平成30年２月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料□その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成30年２月13日経企第2607号）

この改正規定は平成30年２月20日から実施します。

附　則（平成30年２月22日経企第2701号）

この改正規定は平成30年３月１日から実施します。

附　則（平成30年３月８日経企第2854号）

（実施期日）

1　この改正規定は平成30年３月15日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　削　除

附　則（平成30年３月23日経企第3000号）

（実施期日）

1　この改正規定は平成30年４月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（端末動作情報等蓄積機能に関する経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している端末動作情報等蓄積機能（ドコッチサービス）に係る提供条件は次のとおりとします。

(1)　付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区　　分	単　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
端末動作情報等蓄積機能（ドコッチサービス）	１契約ごとに	280円（308円）

(2)　(1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（定期契約等に係る解約金の適用に関する特例）

4　この附則実施の日から平成30年12月31日までの間において、契約者（平成30年４月１日時点で端末動作情報等蓄積機能の提供を受けている者に限ります。）から、端末動作情報等蓄積機能に係る定期契約等の解除と同時に新たに定期契約等（この約款又はＸｉサービス契約約款に規定するものをいいます。）を締結する申出があった場合は、その端末動作情報等蓄積機能に係る定期契約等の解約金の支払いを要しないものとします。

附　則（平成30年４月18日経企第170号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成30年４月25日から実施します。

ただし、この改訂規定中、データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）に係る部分、番号案内料等に係る部分及び、国際アウトローミングに係る外国の

電気通信事業者又は取扱地域に係る部分については、平成30年５月１日より実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（一部手続きの受付停止）

３　この附則実施の日から平成30年４月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社はＦＯＭＡ契約者からの名義変更等（当社インターネットホームページに定めるものをいいます。）の請求を承諾することができません。

（その他）

4　経企第903号（平成28年９月16日）の附則第３項第２号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第３号とし、第１号の次に次の一号を加えます。

(2) 料金表第１表第３（通信料）の(7)の５に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引については、同表中「ウルトラデータＬＬパック」を「データＬパック（大容量）」に、「シェアパック15（標準）、ウルトラシェアパック30」を「シェアパック20（大容量）」に、「ビジネスシェアパック15又はウルトラビジネスシェアパック30」を「ビジネスシェアパック20」に「ウルトラシェアパック100」を「シェアパック30（大容量）」に「ウルトラビジネスシェアパック100」を「ビジネスシェアパック30」に、それぞれ読み替えて適用します。

５　経企第1896号（平成29年３月24日）の附則第３項中第３号中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第４号とし、第２号の次に次の一号を加えます。

(3) 料金表第１表第３（通信料）の(7)の５に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引については、同表中「データＳパック（小容量）」を「らくらくパック」に読み替えて適用します。

附　則（平成30年５月18日経企第489号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年５月25日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（データＳパック等に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータSパック（小容量）、データMパック（標準）、シェアパック５（小容量）、シェアパック10（小容量）、シェアパック15（標準）、ビジネスシェアパック５、ビジネスシェアパック10又はビジネスシェアパック15（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「データＳパック等」といいます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) データＳパック等に関する定額通信料について、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している定額通信料に応じて次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区　　分			定額通信料（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）	定額上限データ量	上限回線数
シングルパック	ファミリーシングルパック	データＳパック（小容量）	3,500円（ 3,850円）	２ＧＢ	20
		データＭパック（標準）	5,000円（ 5,500円）	５ＧＢ	20
	ビジネスシングルパック	データＳパック（小容量）	3,500円（ 3,850円）	２ＧＢ	10
		データＭパック（標準）	5,000円（ 5,500円）	５ＧＢ	10
ファミリーシェアパック	シェアパック５（小容量）		6,500円（ 7,150円）	５ＧＢ	20
	シェアパック10（小容量）		9,500円（10,450円）	10ＧＢ	20
	シェアパック15（標準）		12,500円（13,750円）	15ＧＢ	20
ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック５		6,500円（ 7,150円）	５ＧＢ	5
	ビジネスシェアパック10		9,500円（10,450円）	10ＧＢ	10
	ビジネスシェアパック15		12,500円（13,750円）	15ＧＢ	15

(2) データＳパック等に関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア　データＳパック等の適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が個人であるとき及びそのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が

定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてｄポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてｄポイント進呈を選択している場合は、この限りでありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）				
	データＳパック（小容量）	データMパック（標準）	シェアパック５（小容量）	シェアパック10（小容量）	シェアパック15（標準）
2ndステージ	－	100円	100円	400円	600円
3rdステージ	－	200円	200円	600円	800円
4thステージ	－	400円	600円	800円	1,000円
プラチナステージ	300円	400円	600円	800円	1,100円

イ　データＳパック等の適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が法人であるとき又はそのＦＯＭＡの契約者名義が個人である場合であって、そのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りでありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）				
	データＳパック（小容量）	データMパック（標準）	シェアパック５（小容量）	シェアパック10（小容量）	シェアパック15（標準）
48か月超え96か月まで	－	100円	100円	400円	600円
96か月超え120か月まで	－	200円	200円	600円	800円
120か月超え180か月まで	－	400円	600円	800円	1,000円
180か月超	300円	400円	600円	800円	1,100円

(3)　(1)及び(2)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4　経企第1896号（平成29年３月24日）の附則第３項中第２号中「データＳパック（小容量）」を「ベーシックパック」に改めます。

附　則（平成30年５月24日経企第534号）

この改正規定は平成30年６月１日から実施します。

附　則（平成30年６月21日経企第811号）

この改正規定は平成30年７月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、コモロ連合に関する部分については、平成30年７月２日より実施します。

附　則（平成30年７月６日経企第997号）

（実施期日）

1　この附則は平成30年７月20日の当社が定める時刻から実施します。

（パケットパック海外オプションに係る特例）

2　ＦＯＭＡ契約者は、この附則実施の日から平成30年９月30日までの間において、別表９（国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者）に定めるアメリカ合衆国、グアム、インドネシア共和国、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国、香港、マカオ、オーストラリア連邦、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）の電気通信事業者（以下この附則において「対象事業者」といいます。）が提供する国際アウトローミングを利用する場合であって、料金表第４表（国際アウトローミング利用料）の１（適用）の(7)に規定するパケットパック海外オプションを選択するときは、次表に定めるパケットパック海外オプション選択期間の種類から１つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

１利用開始認証ごとに

パケットパック海外オプション選択期間	料　　金　　額
１時間	300円
24時間	980円
72時間	2,480円
120時間	3,980円
168時間	5,280円

3　前項の規定によりパケットパック海外オプションを選択したときは、料金表第３表の１の(7)のア及びイの適用については、次のとおりとします。

(1) ア中「別表９（国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者）のデータ通信モード欄において事業者名に★が付された外国の電気通信事業者」を「対象事業者」に、「次表に規定する額」を「経企第997号（平成30年７月６日）の附則第２項の規定により選択したパケットパック海外オプション選択期間の種類に応じた料金額」に、それぞれ読み替えて適用します。

(2) イ中「24時間」を「経企第997号（平成30年７月６日）の附則第２項の規定により選択したパケットパック海外オプション選択期間」に読み替えて適用します。

4　この附則実施の日から平成30年９月30日までの間において、料金表第３表の１の(7)中、「★が付された事業者」を「★が付された事業者（経企第997号（平成30年７月６日）の附則第２項に規定する対象事業者を除きます。）」に読み替えて適用します。

附　則（平成30年７月13日経企第1050号）

（実施期日）

１　この附則は、平成30年７月13日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（特例ＦＯＭＡ及び特例ＦＯＭＡユビキタスの提供に関する経過措置）

３　ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡユビキタス契約（基本使用料の料金種別がユビキタスプランＳ、ユビキタスプランM及びトランシーバプランに係るものを除きます。）の申込みを請求する者（平成30年７月豪雨に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から平成30年12月31日までの間に限り、第９条（第１種一般契約申込の方法）、第23条の２（その他の提供条件）、第23条の11（その他の提供条件）、第24条（その他の提供条件）、第24条の７（その他の提供条件）、第24条の14（その他の提供条件）、第24条の16（第２種ＦＯＭＡユビキタス一般契約申込の方法）及び第24条の26（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。

(1) その申込みをする者が個人であるとき。

(2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。

４　前項の規定により契約を締結したＦＯＭＡ（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ」といいます。）及びＦＯＭＡユビキタス（以下この附則において「特例ＦＯＭＡユビキタス」といいます。）の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 第17条（第１種一般契約に係る名義変更）、第23条の２（その他の提供条件）、第23条の８（第２種一般契約に係る名義変更）、第24条（その他の提供条件）、第24条の７（その他の提供条件）、第24条の14（その他の提供条件）、第24条の21（その他の提供条件）及び第24条の26（その他の提供条件）に規定する名義変更を請求することはできません。

(2) 特例ＦＯＭＡ又は特例ＦＯＭＡユビキタスに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例ＦＯＭＡ又は特例ＦＯＭＡユビキタスをその一括請求先とすることはできません。

(3) ユビキタスプランＳ、ユビキタスプランM又はトランシーバプランへの基本使用料への料金種別の変更並びに特例ＦＯＭＡに係る契約又は特例ＦＯＭＡユビキタスに係る契約（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ等契約」といいます。）の解除と同時に新たに第１種ＦＯＭＡユビキタス契約（基本使用料の料金種別がユビキタスプランＳ、ユビキタスプランM及びトランシーバプランに係るものに限ります。）又はＸｉサービス契約約款に規定する第１種Ｘｉユビキタス契約の申込みをすることはできません。

(4) 第13条（2in1利用）に規定する2in1利用、第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求、第97条の２（ｄカードmini）に規定するｄカードmini並びに第98条の２（ｉモード通信履歴の閲覧）に規定するｉモード通信履歴の閲覧に係る請求を行うことはできません。

(5) 第100条の２（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。

(6) 当社は、この附則実施の日から平成31年１月31日までの間において、基本使用料の料金種別がＦＯＭＡキッズケータイプラスの特例ＦＯＭＡに係る契約者が当社が定める基準に適合する者である事実を確認できないときは、その特例ＦＯＭＡに係る契約者がカケホーダイプラン（スマホ／タブ）を選択したものとみなして取り扱う場合があります。

(7) (1)から(6)以外の提供条件は、特例ＦＯＭＡについてはＦＯＭＡの場合に、特例ＦＯＭＡユビキタスについてはＦＯＭＡユビキタスの場合にそれぞれ準ずるものとします。

５　特例ＦＯＭＡ等契約を締結している者（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ等契約者」

といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属ＦＯＭＡサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例ＦＯＭＡ等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例ＦＯＭＡ契約については改正後の規定により当社と締結したＦＯＭＡ契約へ、特例ＦＯＭＡユビキタス契約については改正後の規定により当社と締結した第２種ＦＯＭＡユビキタス契約へ、それぞれ移行したものとみなします。

6　当社は、平成31年１月31日までの間において、特例ＦＯＭＡ等契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのＦＯＭＡサービスの利用を停止することがあります。

7　当社は、前項の規定によりＦＯＭＡサービスの利用を停止された特例ＦＯＭＡ契約者が、平成31年２月18日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例ＦＯＭＡ等契約を解除することがあります。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

8　当社は、ＦＯＭＡ契約者又は第２種ＦＯＭＡユビキタス契約者（この附則実施の日から平成30年７月31日までの間において、平成30年７月豪雨に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、データＳパック、データＭパック、データＬパック、シェアパック５、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック５、ビジネスシェアパック10、ビジネスシェアパック15、ビジネスシェアパック20、ビジネスシェアパック30、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から平成30年７月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

9　前項の規定において、ＦＯＭＡ契約者が、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の３に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附　則（平成30年７月30日経企第1156号）

（実施期日）

1　この附則は、平成30年８月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3　当社は、ＦＯＭＡ契約者又は第２種ＦＯＭＡユビキタス契約者（この附則実施の日から平成30年８月31日までの間において、平成30年７月豪雨に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、データＳパック、データＭパック、データＬパック、シェアパック５、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック５、ビジネスシェアパック10、ビジネスシェアパック15、ビジネスシェアパック20、ビジネスシェアパック30、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から平成30年８月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4　前項の規定において、ＦＯＭＡ契約者が、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の３に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該

料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附　則（平成30年８月21日経企第1321号）

この附則は、平成30年８月28日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は、平成30年９月１日から実施します。

附　則（平成30年９月６日経企第1452号）

（実施期日）

１　この附則は、平成30年９月６日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

３　当社は、ＦＯＭＡ契約者又は第２種ＦＯＭＡユビキタス契約者（この附則実施の日から平成30年９月30日までの間において、平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、データＳパック、データMパック、データＬパック、シェアパック５、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック５、ビジネスシェアパック10、ビジネスシェアパック15、ビジネスシェアパック20、ビジネスシェアパック30、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から平成30年９月30日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

４　前項の規定において、ＦＯＭＡ契約者が、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の３に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附　則（平成30年９月12日経企第1500号）

（実施期日）

１　この附則は、平成30年９月12日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（特例ＦＯＭＡ及び特例ＦＯＭＡユビキタスの提供に関する経過措置）

３　ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡユビキタス契約（基本使用料の料金種別がユビキタスプランＳ、ユビキタスプランM及びトランシーバプランに係るものを除きます。）の申込みを請求する者（平成30年北海道胆振東部地震に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から平成31年２月28日までの間に限り、第９条（第１種一般契約申込の方法）、第23条の２（その他の提供条件）、第23条の11（その他の提供条件）、第24条（その他の提供条件）、第24条の７（その他の提供条件）、第24条の14（その他の提供条件）、第24条の16（第２種ＦＯＭＡユビキタス一般契約申込の方法）及び第24条の26（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の

提示を要しません。
(1) その申込みをする者が個人であるとき。
(2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。
4　前項の規定により契約を締結したＦＯＭＡ（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ」といいます。）及びＦＯＭＡユビキタス（以下この附則において「特例ＦＯＭＡユビキタス」といいます。）の提供条件は、次のとおりとします。
(1) 第17条（第１種一般契約に係る名義変更）、第23条の２（その他の提供条件）、第23条の８（第２種一般契約に係る名義変更）、第24条（その他の提供条件）、第24条の７（その他の提供条件）、第24条の14（その他の提供条件）、第24条の21（その他の提供条件）及び第24条の26（その他の提供条件）に規定する名義変更を請求することはできません。
(2) 特例ＦＯＭＡ又は特例ＦＯＭＡユビキタスに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例ＦＯＭＡ又は特例ＦＯＭＡユビキタスをその一括請求先とすることはできません。
(3) ユビキタスプランＳ、ユビキタスプランM又はトランシーバプランへの基本使用料への料金種別の変更並びに特例ＦＯＭＡに係る契約又は特例ＦＯＭＡユビキタスに係る契約（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ等契約」といいます。）の解除と同時に新たに第１種ＦＯＭＡユビキタス契約（基本使用料の料金種別がユビキタスプランＳ、ユビキタスプランM及びトランシーバプランに係るものに限ります。）又はＸｉサービス契約約款に規定する第１種Ｘｉユビキタス契約の申込みをすることはできません。
(4) 第13条（2in1利用）に規定する2in1利用、第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求、第97条の２（dカードmini）に規定するdカードmini並びに第98条の２（ｉモード通信履歴の閲覧）に規定するｉモード通信履歴の閲覧に係る請求を行うことはできません。
(5) 第100条の２（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。
(6) 当社は、この附則実施の日から平成31年3月31日までの間において、基本使用料の料金種別がＦＯＭＡキッズケータイプラスの特例ＦＯＭＡに係る契約者が当社が定める基準に適合する者である事実を確認できないときは、その特例ＦＯＭＡに係る契約者がカケホーダイプラン（スマホ／タブ）を選択したものとみなして取り扱う場合があります。
(7) (1)から(6)以外の提供条件は、特例ＦＯＭＡについてはＦＯＭＡの場合に、特例ＦＯＭＡユビキタスについてはＦＯＭＡユビキタスの場合にそれぞれ準ずるものとします。
5　特例ＦＯＭＡ等契約を締結している者（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ等契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属ＦＯＭＡサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例ＦＯＭＡ等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例ＦＯＭＡ契約については改正後の規定により当社と締結したＦＯＭＡ契約へ、特例ＦＯＭＡユビキタス契約については改正後の規定により当社と締結した第２種ＦＯＭＡユビキタス契約へ、それぞれ移行したものとみなします。
6　当社は、平成31年３月31日までの間において、特例ＦＯＭＡ等契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのＦＯＭＡサービスの利用を停止することがあります。
7　当社は、前項の規定によりＦＯＭＡサービスの利用を停止された特例ＦＯＭＡ等契約者が、平成31年４月15日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例ＦＯＭＡ等契約を解除することがあります。

附　則（平成30年９月19日経企第1555号）

（実施期日）
1　この附則は、平成30年10月１日から実施します。
（経過措置）
2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第1156号（平成27年９月18日）の附則第５項及び第６項を次のように改めます。

５　削　除
６　削　除
４　経企第997号（平成30年７月６日）の附則第２項及び第４項中、「平成30年９月30日」を「平成31年１月31日」に改めます。

附　則（平成30年10月26日経企第1890号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年11月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ウェルカムスマホ割に係る割引適用残額の適用）
３　当社は、ＦＯＭＡが共有代表回線の場合であって、その共有代表回線に係る共有回線群においてＸｉサービス契約約款に規定する割引適用残額が生じたときは、その割引適用残額（１の共有回線群において割引適用残額が生じた共有対象回線が２以上ある場合は、その共有対象回線に係る割引適用残額を合計した額とします。）を当該料金月における共有代表回線に係る定額通信料等、基本使用料、spモード機能等（別表２（付加機能）に規定するmoperaU機能（スタンダードプランに限ります。）、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能をいいます。以下この附則において同じとします。）に係る付加機能使用料の順に減額して適用します。
　ただし、定額通信料等、基本使用料、spモード機能等に係る付加機能使用料の合計額が割引適用残額に満たないときは、その合計額を減額して適用します。

附　則（平成30年12月26日経企第2398号）

（実施期日）
１　この附則は平成31年１月１日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
２　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（定期契約等に係る解約金の適用に関する特例）
３　この附則実施の日から令和元年６月30日までの間において、端末動作情報等蓄積機能の提供を受けているＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスに係る定期契約等の解除があったときは、料金表第１表第４（定期契約に係る解約金）の２（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。

附　則（平成31年１月16日経企第2522号）

（実施期日）
１　この改正規定は平成31年１月23日から実施します。
（ｉモード機能に係る特定送信元拒否設定機能に関する経過措置）
２　ＦＯＭＡ契約者が、別表２（付加機能）に規定するｉモード機能を利用しているときは、この改正実施の日において、ｉモード機能に係る特定送信元拒否設定機能を利用する旨の意思表示があったものとみなして取り扱います。
（spモード機能に係る特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能に関する経過措置）
３　ＦＯＭＡ契約者が、別表２（付加機能）に規定するspモード機能を利用しているときは、この改正実施の日において、spモード機能に係る特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能を利用する旨の意思表示があったものとみなして取り扱います。

附　則（平成31年１月24日経企第2600号）

（実施期日）
この改正規定は、平成31年２月１日から実施します。

附　則（平成31年２月12日経企第2738号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成31年２月20日から実施します。

ただし、dカードminiに関する経過措置に関する部分は平成31年２月26日の当社が定める時刻から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（moperaUのメールアドレス追加機能に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているmoperaUのメールアドレス追加機能の料金その他提供条件は、次のとおりとします。

(1) moperaUのメールアドレス追加機能に関する料金額については、次表のとおりとします。

区　　分		単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
moperaU機能	メールアドレス追加機能	加算額（１メールアドレス追加ごとに）	150円（165円）

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（dカードminiに関する経過措置）

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているdカードmini（別表２（付加機能）に規定するiモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約者に限ります。）に関する提供条件は、次のとおりとします。

(1) 当社は、ＦＯＭＡ契約者からそのdカードminiを利用した履歴について閲覧の請求があった場合は、当社が別に定める期間に限りiモード機能等を利用して閲覧に供します。

(2) 別表２（付加機能）に規定するiモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約者であって、端末設備にカード情報を登録した日の属する暦月の初日から起算して当社が別に定める期間が経過したときは、カード情報を無効とする手続きを行います。

(3) 別表２（付加機能）に規定するiモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約者であって、カード情報が無効となった場合において、第97条の２第11項の規定にかかわらず、新たなカード情報を端末設備に登録することができません。

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成31年２月22日経企第2837号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成31年３月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、技術的条件の追加に関する部分については、平成31年２月26日より実施します。

（経過措置）

２　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第５号を次のとおり改めます。

(5) 定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用ＦＯＭＡに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

４　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第３号のイを次のとおり改めます。

イ　アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用ＦＯＭＡ又はデータ専用プランに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

5　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第３号のイを次のとおり改めます。

イ　アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるデータ専用プランのＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

6　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第３号のイを次のとおり改めます。

イ　アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

7　経企第923号（平成22年11月20日）の附則第３項第３号を次のとおり改めます。

(3)　(2)に規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間においてその定期契約の解除があった場合、及び定期契約の解除と同時に新たに共用ＦＯＭＡ又はデータ専用プランに係る一般契約を締結した場合の定期契約に係る解約金の適用除外については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

8　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第３項第３号のイを次のとおり改めます。

イ　アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

9　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第５項第３号に次のオを追加します。

オ　定期契約に係る解約金の適用については、改正後の規定におけるデータ専用プランのＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

10　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第６項第３号のイを次のとおり改めます。

イ　定額データプランフラットに係る２年定期契約の解除に関するフラット型保留解約金の取扱いについては、改正後の規定におけるデータ専用プランのＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

附　則（平成31年３月20日経企第3105号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成31年４月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第1156号（平成27年９月18日）の附則第３項及び第４項を次のように改めます。

３　削　除

４　削　除

附　則（平成31年４月22日経企第177号）

（実施期日）

この附則は、令和元年５月１日から実施します。

附　則（令和元年５月21日経企第406号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和元年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、複数回線複合割引に係る割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項の開示及び定期契約に係る通信料月極割引の指定割引回線群を構成す

るＸｉ等に係る契約に関する事項の開示に関する部分については、令和元年５月22日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡ契約及びＦＯＭＡユビキタス契約に係る経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、当社が定めるＦＯＭＡサービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

ＦＯＭＡ契約 　第１種契約 　　第１種一般契約 　　第１種定期契約 ＦＯＭＡユビキタス契約 　第１種ＦＯＭＡユビキタス契約 　　第１種ＦＯＭＡユビキタス一般契約 　　第１種ＦＯＭＡユビキタス定期契約	ＦＯＭＡ契約 　一般契約 　定期契約 ＦＯＭＡユビキタス契約 　ＦＯＭＡユビキタス一般契約 　ＦＯＭＡユビキタス定期契約

（ＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る経過措置）

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているＦＯＭＡカケホーダイプラン（スマホ／タブ）、ＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）、ＦＯＭＡキッズケータイプラス、ＦＯＭＡデータプラン（スマホ／タブ）及びＦＯＭＡデータプラン（ルーター）（以下この附則において「ＦＯＭＡカケホーダイプラン等」といいます。）のＦＯＭＡ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区分			料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	一般契約に係るもの	ＦＯＭＡカケホーダイプラン（スマホ／タブ）	4,200円（4,620円）
		ＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）	3,700円（4,070円）
		ＦＯＭＡキッズケータイプラス	1,000円（1,100円）
		ＦＯＭＡデータプラン（スマホ／タブ）	3,200円（3,520円）
		ＦＯＭＡデータプラン（ルーター）	2,700円（2,970円）

	定期契約に係るもの	ＦＯＭＡカケホーダイプラン（スマホ／タブ）	2,700円（2,970円）
		ＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）	2,200円（2,420円）
		ＦＯＭＡキッズケータイプラス	500円（　550円）
		ＦＯＭＡデータプラン（スマホ／タブ）	1,700円（1,870円）
		ＦＯＭＡデータプラン（ルーター）	1,200円（1,320円）

イ　ＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る基本使用料については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定にかかわらず、日割しません。

ウ　同一暦月内において、基本使用料の料金種別をＦＯＭＡカケホーダイプラン等（ＦＯＭＡキッズケータイプラスを除きます。以下エにおいて同じとします。）に係る料金種別相互間で変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

エ　同一暦月内において、ＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る一般契約を締結又はＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る一般契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結したＦＯＭＡの基本使用料の料金種別が、契約の解除があったＦＯＭＡの基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

オ　削　除

カ　ＦＯＭＡ契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、(6)に規定するフリーコースを選択若しくは廃止又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるＦＯＭＡ契約の締結、フリーコースの選択若しくは廃止及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

キ　アの表に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）及びＦＯＭＡデータプラン（ルーター）は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

ク　ＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）又はＦＯＭＡデータプラン（ルーター）に係るＦＯＭＡの契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に500円を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、ＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）又はＦＯＭＡデータプラン（ルーター）が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

ケ　ＦＯＭＡキッズケータイプラスの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者（満13歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。）のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。

コ　契約者は、ＦＯＭＡキッズケータイプラスの選択の申出を行うときは、１の利用者を指定し、第88条の４（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。

サ　当社は、次の全てに該当する場合に限り、ＦＯＭＡキッズケータイプラスを提供しま

す。
（ア） 経企第1605号（令和元年９月24日）に規定する複数回線複合割引に係る割引選択回線であるとき。
（イ） (2)に規定する共有対象回線であるとき。
（ウ） その登録利用者が既に他の限定利用プランに係るＦＯＭＡに係る登録利用者でないとき。
（エ） コの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。

シ ＦＯＭＡキッズケータイプラスに係るＦＯＭＡの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、ＦＯＭＡキッズケータイプラスが選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

１契約ごとに

区　　分	加　算　額	
	次の税抜額（かっこ内は税込額）	
	一般契約に係るもの	定期契約に係るもの
当社が定めるインターネットホームページにおいてＦＯＭＡカケホーダイプラン（スマホ／タブ）向けに区分されるもの	3,700円（4,070円）	2,700円（2,970円）
当社が定めるインターネットホームページにおいてＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）向けに区分されるもの	3,200円（3,520円）	2,200円（2,420円）
当社が定めるインターネットホームページにおいてＦＯＭＡデータプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,200円（2,420円）	1,200円（1,320円）
上記以外のもの	3,700円（4,070円）	2,700円（2,970円）

ス 当社は、シに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページにおいて掲示することとします。

セ 身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用は、次に定めるところによります。
（ア） (イ)以外のもの

基本使用料の割引額（月額）
1,700円（税込額 1,870円）

（イ） ＦＯＭＡキッズケータイプラスに係るもの

基本使用料の割引額（月額）
500円（税込額 550円）

ソ　ＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。以下において同じとします。）に係るＸｉ契約を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア　通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア)通話モードに係るもの

①　②以外のもの

Ａ　Ｂ及びＣ以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	20円（22円）

Ｂ　ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ａ　ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	20円（22円）

ｂ　ａ以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	50円（55円）

Ｃ　ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	50円（55円）

② 相互接続通信に係るもの

Ａ Ｂ以外のもの

ａ ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	20円（22円）

ｂ 削 除

Ｂ 削 除

（イ） 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	36円（39.6円）

② 相互接続通信に係るもの

Ａ Ｂ以外のもの

ａ ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	36円（39.6円）

ｂ 削 除

Ｂ 削 除

（ウ） データ通信モードに係るもの

１課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡデータ通信料	0.08円（0.088円）

（エ） ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

イ 基本使用料の料金種別がＦＯＭＡカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）（以下この附則において「対象プラン」といいます。）

のＦＯＭＡに係るＦＯＭＡ契約者は、通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信（(3)のアの(ア)及び(イ)（次の(ア)から(ク)のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、対象プランの選択前又は対象プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。)の支払いを要しません。

(ア)　ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第３項の(3)のキの(イ)の①から③に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。

(イ)　当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。

(ウ)　ＦＯＭＡサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。

(エ)　その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。

(オ)　特定の相手先への通話を大量に行うこと等により､他人から利益を得ているとき。

(カ)　一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものであるとき。

(キ)　音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。

(ク)　その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。

ウ　イの規定にかかわらず、ＦＯＭＡ契約者がイの(イ)から(ク)に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのＦＯＭＡ契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信について､(3)のアの(ア)及び(イ)に規定する料金を適用します。

エ　改正前の規定により提供されているシングルパック、ファミリーシェアパック、ビジネスシェアパック（以下この附則において「シングルパック等」といいます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(ア)　シングルパック等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

①　②以外のもの

区　　分			定額通信料（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）	定額上限データ量	上限回線数
シングルパック	ファミリーシングルパック	ウルトラデータＬパック	6,000円 (6,600円)	20ＧＢ	20
		ウルトラデータＬＬパック	8,000円 (8,800円)	30ＧＢ	20
	ビジネスシングルパック	ウルトラデータＬパック	6,000円 (6,600円)	20ＧＢ	10
		ウルトラデータＬＬパック	8,000円 (8,800円)	30ＧＢ	10

ファミリーシェアパック	ウルトラシェアパック30	13,500円 (14,850円)	30ＧＢ	20
	ウルトラシェアパック50	16,000円 (17,600円)	50ＧＢ	20
	ウルトラシェアパック100	25,000円 (27,500円)	100ＧＢ	20
ビジネスシェアパック	ウルトラビジネスシェアパック30	13,500円 (14,850円)	30ＧＢ	20
	ウルトラビジネスシェアパック50	16,000円 (17,600円)	50ＧＢ	20
	ウルトラビジネスシェアパック100	25,000円 (27,500円)	100ＧＢ	30
	ビジネスシェアパック50	37,000円 (40,700円)	50ＧＢ	50
	ビジネスシェアパック70	51,500円 (56,650円)	70ＧＢ	70
	ビジネスシェアパック100	73,000円 (80,300円)	100ＧＢ	100
	ビジネスシェアパック150	109,000円 (119,900円)	150ＧＢ	150
	ビジネスシェアパック200	145,000円 (159,500円)	200ＧＢ	200
	ビジネスシェアパック250	180,000円 (198,000円)	250ＧＢ	250
	ビジネスシェアパック300	215,000円 (236,500円)	300ＧＢ	300
	ビジネスシェアパック400	280,000円 (308,000円)	400ＧＢ	400
	ビジネスシェアパック500	345,000円 (379,500円)	500ＧＢ	500
	ビジネスシェアパック700	480,000円 (528,000円)	700ＧＢ	700

	ビジネスシェアパック1000	680,000円 (748,000円)	1000ＧＢ	1000
	ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,100,000円)	1500ＧＢ	1000
	ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,430,000円)	2000ＧＢ	1000
	ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,090,000円)	3000ＧＢ	1000

② ベーシックパック及びベーシックシェアパックに係るもの

区　　分			データ量ステップ		定額上限データ量	定額通信料（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）	上限回線数
シングルパック	ファミリーシングルパック	ベーシックパック	ステップ１	１ＧＢまで	20ＧＢ	2,900円 (3,190円)	20
			ステップ２	１ＧＢ超え ３ＧＢまで	20ＧＢ	4,000円 (4,400円)	20
			ステップ３	３ＧＢ超え ５ＧＢまで	20ＧＢ	5,000円 (5,500円)	20
			ステップ４	５ＧＢ超え 20ＧＢまで	20ＧＢ	7,000円 (7,700円)	20
	ビジネスシングルパック	ベーシックパック	ステップ１	１ＧＢまで	20ＧＢ	2,900円 (3,190円)	20
			ステップ２	１ＧＢ超え ３ＧＢまで	20ＧＢ	4,000円 (4,400円)	20
			ステップ３	３ＧＢ超え ５ＧＢまで	20ＧＢ	5,000円 (5,500円)	20
			ステップ４	５ＧＢ超え 20ＧＢまで	20ＧＢ	7,000円 (7,700円)	20

ファミリーシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ１	５ＧＢまで	30ＧＢ	6,500円 (7,150円)	20
		ステップ２	５ＧＢ超え 10ＧＢまで	30ＧＢ	9,000円 (9,900円)	20
		ステップ３	10ＧＢ超え 15ＧＢまで	30ＧＢ	12,000円 (13,200円)	20
		ステップ４	15ＧＢ超え 30ＧＢまで	30ＧＢ	15,000円 (16,500円)	20
ビジネスシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ１	５ＧＢまで	30ＧＢ	6,500円 (7,150円)	20
		ステップ２	５ＧＢ超え 10ＧＢまで	30ＧＢ	9,000円 (9,900円)	20
		ステップ３	10ＧＢ超え 15ＧＢまで	30ＧＢ	12,000円 (13,200円)	20
		ステップ４	15ＧＢ超え 30ＧＢまで	30ＧＢ	15,000円 (16,500円)	20

（イ）　次のいずれかに該当するときは、シングルパック等を選択することができません。

①　ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択するＦＯＭＡの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この附則において同じとします。）のとき。

②　ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択するＦＯＭＡの契約者名義が法人以外のとき。

（ウ）　シングルパック等を選択しているＦＯＭＡ契約者は、（ア）に規定する区分の変更を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

（エ）　シングルパック等を選択している契約者は、そのシングルパック等に係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この附則において「指定追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

ただし、指定追加データ量を変更する申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

（オ）　（エ）の規定によるほか、シングルパック等を選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのシングルパック等に係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この附則において「追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

（カ）　（エ）又は（オ）に規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の

親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。

(キ)　当社は、シングルパック等の適用を受けているＦＯＭＡの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているシングルパック等に係る定額上限データ量（当該契約約款の規定により加算された１ＧＢの合計のデータ量（以下この附則において「付与データ量」といいます。）、指定追加データ量、追加データ量又はタ若しくはチの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(エ)又は(オ)に規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのＦＯＭＡの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この附則において「128k通信」といいます。）を適用します。

(ク)　(キ)の規定により128k通信の適用を受けているＦＯＭＡが行った通信に係る課金対象データについては、第61条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

(ケ)　当社は、シングルパック等を選択しているＦＯＭＡ契約者から(エ)又は(オ)に規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量（付与データ量又はタ若しくはチの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（(キ)の規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。

１ＧＢごとに

料　金　種　別	料　　金　　額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	1,000円（1,100円）

(コ)　(ア)又は(ケ)に規定する定額通信料については日割しません。

ただし、ＦＯＭＡを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、ＦＯＭＡの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(サ)　当社は、シングルパック等（ベーシックパック及びベーシックシェアパックを除きます。）の適用を受けているＦＯＭＡに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（１ＧＢに満たない部分を除きます。）を繰越データ量として(キ)及び(ケ)の規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてシングルパック等に係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において経企第406号（令和元年５月21日）に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りでありません。

(シ)　当社は、シングルパック等の適用を受けているＦＯＭＡに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（(ケ)に規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量として(キ)及び(ケ)の規定を適用します。

（ス）　当社は、シングルパック等を選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シングルパック等を廃止します。

①　ＦＯＭＡ契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

②　契約の解除があったとき。

③　電話番号保管があったとき。

（セ）　共有代表回線（共有回線群を代表する１のＸｉ又はＦＯＭＡ（その契約者に係るものであって、シングルパック等を選択しているものに限ります。）をいいます。以下この附則において同じとします。）とのデータ定額共有（共有回線群（共有代表回線及び共有対象回線（共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するＸｉ、Ｘｉユビキタス、ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスのことをいいます。以下この附則において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この附則において同じとします。）を構成するＸｉ（基本使用料の料金種別がＸｉカケホーダイプラン等であるものに限ります。）、Ｘｉユビキタス（基本使用料の料金種別がＸｉデバイスプラス等であるものに限ります。）、ＦＯＭＡ（基本使用料の料金種別がＦＯＭＡカケホーダイプラン等であるものに限ります。）及びＦＯＭＡユビキタス（基本使用料の料金種別がＦＯＭＡデバイスプラス等であるものに限ります。）に係る累計課金対象データ量を合算して、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパック等を適用する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択しているときは、共有対象回線に係るシングルパック等の定額通信料については、その支払いを要しません。

（ソ）　共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択している場合を除き、フリーコースを選択している共有対象回線との間で共有回線群を構成することができません。

（タ）　当社は、ＦＯＭＡキッズケータイプラスに係るＦＯＭＡが、共有対象回線でないことを当社が確認したときは、そのＦＯＭＡに係る契約者から選択しているシングルパック等の廃止の申出があったものとみなして取扱います。

（チ）　共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用することにあらかじめ同意するものとします。

（ツ）　共有対象回線（基本使用料の料金種別がＦＯＭＡカケホーダイプラン等（ＦＯＭＡキッズケータイプラスを除きます。）であるものに限ります。）の契約者は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

１契約ごとに

料　金　種　別	料　　金　　額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
定額通信料	500円（550円）

（テ）　（ツ）に規定する定額通信料については日割しません。

ただし、ＦＯＭＡを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、ＦＯＭＡの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

（ト）　シングルパック等（ウルトラデータＬパック、ウルトラデータＬＬパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30、ウルトラシェアパック50、ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100に限ります。）を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合（そのシングルパック等に係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。）は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

（ナ） 契約者は、（ト）に規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

1共有回線群ごとに

料　金　種　別	料　　金　　額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
定額通信料	1,000円（1,100円）

（ニ） Ｘｉサービス契約約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているＸｉ契約者が、そのＸｉ契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡ契約を締結した場合であって、そのＦＯＭＡ契約の締結と同時にベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択したときは、当社が定める方法により、当該料金月におけるそのＸｉ契約に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象パケット量とＦＯＭＡ契約に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象データ量を合算して料金を算定します。

（ヌ） 共有回線群を構成するＸｉに係る契約者は、共有代表回線からの請求に基づき、契約者に係る課金対象データの情報を当社が共有代表回線に係る契約者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

（ネ） 当社は、Ｘｉ契約者から、シングルパック等の選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、そのシングルパック等の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

（ノ） （ネ）の規定によるほか、当社は、ＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉ契約を締結した契約者から、そのＸｉ契約の締結及びシングルパック等の選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）及びＦＯＭＡサービス契約約款に規定するパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、そのシングルパック等の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

（注）契約者は、当社が（ネ）又は（ノ）に規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。

オ　エに規定するシングルパック等の割引の適用は、次に定めるところによります。

（ア） シングルパック等に係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

① シングルパック等の適用を受けているＸｉ（そのＦＯＭＡの契約者名義が個人であるとき及びそのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次のＡ又はＢに定める額の割引を適用します。

この場合において、ＦＯＭＡ契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、Ａ又はＢに定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において(6)に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてｄポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてｄポイント進呈を選択している場合は、この限りでありません。

Ａ　Ｂ以外のもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック（ステップ１）	ベーシックシェアパック（ステップ２）	ベーシックシェアパック（ステップ３）	ベーシックシェアパック（ステップ４）、ウルトラシェアパック30	ウルトラシェアパック50	ウルトラシェアパック100
2ndステージ	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

Ｂ　シングルパックに係るもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックパック（ステップ１）	ベーシックパック（ステップ２）	ベーシックパック（ステップ３）	ベーシックパック（ステップ４）	ウルトラデータＬパック	ウルトラデータＬＬパック
2ndステージ	－	－	100円	100円	100円	200円
3rdステージ	－	－	200円	200円	200円	400円
4thステージ	－	－	400円	600円	500円	600円
プラチナステージ	200円	400円	400円	600円	500円	700円

②　シングルパック等の適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が法人であるとき又はそのＦＯＭＡの契約者名義が個人である場合であって、そのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員ではないときに限ります。)に係る定額通信料について、当該料金月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金

月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次のＡ又はＢに定める額の割引を適用します。この場合において、ＦＯＭＡ契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、Ａ又はＢに定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において(6)に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りでありません。

Ａ　Ｂ以外のもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック（ステップ１）	ベーシックシェアパック（ステップ２）	ベーシックシェアパック（ステップ３）	ベーシックシェアパック（ステップ４）、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック 100又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

Ｂ　シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックパック（ステップ１）	ベーシックパック（ステップ２）	ベーシックパック（ステップ３）	ベーシックパック（ステップ４）	ウルトラデータＬパック	ウルトラデータＬＬパック
48か月超え96か月まで	－	－	100円	100円	100円	200円
96か月超え120か	－	－	200円	200円	200円	400円

月まで						
120か月超え180か月まで	－	－	400円	600円	500円	600円
180か月超	200円	400円	400円	600円	500円	700円

（イ）　特定Ｘｉ等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）については、次に定めるところによります。

①　１の共有回線群に係る特定Ｘｉ等（ＩＰ通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定Ｘｉ等に係るＩＰ通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ／東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ／西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が２以上あるときは、２を超える特定Ｘｉ等の数１ごとに、次表に定める割引額をその特定Ｘｉ等に係る共有回線群のシングルパック等の定額通信料に適用します。

ただし、その定額通信料が、(ア)に規定するシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用額、(ウ)に規定するシングルパック等に係る定額通信料の割引の割引額及び次表に定める割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。

特定Ｘｉ等の１契約ごとに

割　引　額（月額）
300円

②　①の場合において、当社は同一料金月内に、特定Ｘｉ等が①に規定する割引条件を満たさなくなったときは、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。ただし、同一料金月内に特定Ｘｉ等に係るＩＰ通信網契約の解除があったときは、この限りでありません。

③　特定Ｘｉ等に係るＩＰ通信網契約の契約者回線がＩＰ通信網サービス契約約款に定める光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定Ｘｉ等について、①に定める２を超える特定Ｘｉ等の数に含めないものとします。

（ウ）　シングルパック等に係る定額通信料の割引の適用は、次に定めるところによります。

①　シングルパック等の適用を受けているＦＯＭＡが、その適用を受けている料金月において、シングルパック等を選択する又はシングルパック等に係る共有回線群を構成するＦＯＭＡが特定Ｘｉ等（ＩＰ通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その特定Ｘｉ等に係るＩＰ通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この附則において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用します。この場合において、ＦＯＭＡ契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、次表に規定する額の割引を適用します。

ただし、本割引は、１の対象契約につき１のＸｉ又はＦＯＭＡに限り適用します。

１契約ごとに

区　　分		データ量ステップ	割　引　額	
			対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	それ以外のもの
シングルパック	ベーシックパック	ステップ１	100円	100円
		ステップ２	200円	200円
		ステップ３	500円	800円
		ステップ４	500円	800円
	ウルトラデータＬパック	－	500円	1,400円
	ウルトラデータＬＬパック	－	500円	1,600円
ファミリーシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ１	500円	800円
		ステップ２	500円	1,200円
		ステップ３	500円	1,800円
		ステップ４	500円	1,800円
	ウルトラシェアパック30	－	500円	2,500円
	ウルトラシェアパック50	－	500円	2,900円
	ウルトラシェアパック100	－	500円	3,500円
ビジネスシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ１	500円	800円
		ステップ２	500円	1,200円
		ステップ３	500円	1,800円
		ステップ４	500円	1,800円
	ウルトラビジネスシェアパック30	－	500円	2,500円
	ウルトラビジネスシェアパック50	－	500円	2,900円

	ウルトラビジネスシェアパック100	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック50	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック70	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック100	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック150	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック200	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック250	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック300	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック400	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック500	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック700	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック1000	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック1500	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック2000	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック3000	－	500円	3,500円

② ①の場合において、対象契約の基本使用料を日割しない場合であって、データ定額パックの定額通信料を日割して適用するときは、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定に準じて、データ定額パックの定額通信料を日割りする日数に応じて①に規定する割引を日割りして適用します。

③ ②の規定によるほか､データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは経企第3254号(令和２年３月26日)の附則第３項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じて①に規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、①に規定する割引額を日割して適用します。

④ ②又は③の規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じて①に規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期

間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

⑤　②から④の規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定Ｘｉ等がある場合、又は１の指定Ｘｉ等に係るＩＰ通信網契約について、複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る本割引の割引額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がドコモ光ミニとなる期間、マンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、①に規定する割引額を日割して適用します。

⑥　当社は、対象契約に指定Ｘｉ等の変更があった場合は、変更があった１の指定Ｘｉ等について、①から⑤の規定を適用します。

⑦　①の適用を受けているＦＯＭＡのうち、シングルパック等（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）を選択しているＦＯＭＡが、その適用を受けている料金月において、ＩＰ通信網契約サービス契約約款に規定する光単独タイプビジネス割の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係る①に規定するシングルパック等（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）の割引額について、それぞれの割引額から700円減額して適用するものとします。

カ　複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用は、次に定めるところによります。

（ア）　ＦＯＭＡキッズケータイプラスに係るＦＯＭＡ契約を締結しているときは、そのＦＯＭＡが属する割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に料金の月間累計額について、次表のとおり取り扱います。

１契約ごとに

区　　分		割　引　額
割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/sデジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

（イ）　複数回線複合割引の適用を受けているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等のｉモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするｉモード電子メールの送受信に関する通信の料金ｉモード電子メールの送受信に関する料金について、アの(ウ)の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、ｉモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりｉモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのｉモード電子メールが送信されたときは、この限りでありません。

キ　２年定期契約に係る通信料月極割引（ビジネス通話割引）の適用は、次に定めるところによります。

（ア）　ＦＯＭＡカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）に係る定期契約を締結しているときは、次表に規定する定額料を支払った場合において、そのＦＯＭＡが属する指定割引回線群を構成する他の契約者回線への通信又はその他の契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金の月間累計額について、次表のとおり取り扱います。

1契約ごとに

区　分		割　引　額		
		(ア)　(イ)以外のもの	(イ)　指定割引回線群に係る契約者回線への通信	
			通話モードに係るもの	64kb/sデジタル通信モードに係るもの
指定割引回線群に係るＸｉ及びＦＯＭＡの数	２～30	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
	31～100	その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額		
	101～1000	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額		

(イ)　定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等のｉモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするｉモード電子メールの送受信に関する通信の料金ｉモード電子メールの送受信に関する料金について、アの(ウ)の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、ｉモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりｉモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのｉモード電子メールが送信されたときは、この限りでありません。

ク　ＦＯＭＡカケホーダイプラン等(共有対象回線に係るものを除きます。)に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライトに係る５Ｇ契約又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２にかかるＸｉ契約の締結があったときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む料金月のそのＦＯＭＡの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

ケ　同一料金月内において、ＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る一般契約を締結又はＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る一般契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結したＦＯＭＡの基本使用料の料金種別が、契約の解除があったＦＯＭＡの基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった料金月の累計課金対象データ量は、契約の解除があったＦＯＭＡに係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結したＦＯＭＡに係る累計課金対象データ量を合算してエの規定を適用します。

(3) 削　除

(4) ＦＯＭＡカケホーダイプラン等（ＦＯＭＡキッズケータイプラスを除きます。）のＦＯＭＡ契約者は、請求書等の発行に関する料金の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(5) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているＦＯＭＡカケホーダイプラン等のＦＯＭＡに係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのＦＯＭＡに係る料金等から20円を減額します。

　ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(6) ＦＯＭＡカケホーダイプラン等のＦＯＭＡに係るフリーコース（定期契約のＦＯＭＡであって、(2)のオのアに規定するシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用又はそのシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用に代えてｄポイントクラブ会員規約に基づく料金月の末日におけるｄポイント進呈がされないものをいいます。以下この附則において同じとします。）の提供条件は次のとおりとします。

ア　当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間である場合に限り、その申出を承諾します。

イ　当社は、前項の規定にかかわらず、ＦＯＭＡ契約及びＸｉ契約に係る経過期間が２年を超えているＦＯＭＡ契約者又はＸｉ契約者がＦＯＭＡ契約に係る一般契約又はＸｉ契約に係る一般契約（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合において、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に限り、その申出を承諾します。

ウ　当社は、ア及びイの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。

（ア）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

（イ）　そのＦＯＭＡに係る基本使用料の料金種別がＦＯＭＡカケホーダイプラン等（ＦＯＭＡキッズケータイプラスを除きます。）以外であるとき。

（ウ）　そのＦＯＭＡに係る共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択していないとき。

エ　当社は、契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からフリーコースを適用します。

オ　当社は、契約者からフリーコースを廃止する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日にフリーコースの適用を廃止します。

カ　当社は、フリーコースを選択している契約者から定期契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する定期契約（Ｘｉカケホーダイプランプラン等に係るものに限ります。）を締結する申出があったときは、そのＸｉ契約においてフリーコースを選択する場合に限り、その申出を承諾します。

キ　Ｘｉサービス契約約款に規定するＸｉカケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡキッズケータイプラスに係る２年定期契約を締結したときのその２年定期契約は、定期契約の解除があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して２年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として同条の規定を適用します。

ク　２年定期契約（ＦＯＭＡキッズケータイプラスに係るものに限ります。）に係るＦＯＭＡについて、フリーコースの選択と同時に基本使用料の料金種別をＦＯＭＡカケホーダイプラン等へ変更したときのその２年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して２年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合に

おいて、その定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として同条の規定を適用します。

ケ　２年定期契約（ＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係るものに限ります。）に係るＦＯＭＡについて、基本使用料の料金種別をＦＯＭＡキッズケータイプラスへ変更したときのその２年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して２年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として同条の規定を適用します。

(7) 基本使用料の料金種別の変更は、ＦＯＭＡカケホーダイプラン等（ＦＯＭＡキッズケータイプラスを除きます。）に係る基本使用料の料金種別相互間の変更、又はＦＯＭＡキッズケータイプラスからＦＯＭＡカケホーダイプラン等（ＦＯＭＡキッズケータイプラスを除きます。）への変更に限り、行うことができます。

(8) ＦＯＭＡ契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項に定めるところによります。

(9) 新たにＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません（当社が別に定める場合を除きます。）。

(10) (1)から(9)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡデバイスプラス等に係る経過措置）

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているＦＯＭＡデバイスプラス300及びＦＯＭＡデバイスプラス 500（以下この附則において「ＦＯＭＡデバイスプラス等」といいます。）のＦＯＭＡユビキタス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区分			料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡユビキタス	ＦＯＭＡユビキタス一般契約に係るもの	ＦＯＭＡデバイスプラス 300	300円（　330円）
		ＦＯＭＡデバイスプラス 500	1,000円（1,100円）
	ＦＯＭＡユビキタス定期契約に係るもの	ＦＯＭＡデバイスプラス 500	500円（　550円）

イ　アの表に規定するＦＯＭＡデバイスプラス300又はＦＯＭＡデバイスプラス 500は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

ウ　ＦＯＭＡデバイスプラス 300又はＦＯＭＡデバイスプラス 500に係るＦＯＭＡユビキタスの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む歴月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額を加算します。この場合において、当社は歴月の初日から末日までの間において、ＦＯＭＡデバイスプラス 300又はＦＯＭＡデバイスプラス 500が選択されているものと

みなしてこの規定を適用します。

区　　分	加　　算　　額（月額）	
	次の税抜額（かっこ内は税込額）	
	ＦＯＭＡデバイスプラス 300	ＦＯＭＡデバイスプラス 500
当社が定めるインターネットホームページにおいてＦＯＭＡカケホーダイプラン（スマホ／タブ）向けに区分されるもの	3,400円（3,740円）	2,700円（2,970円）
当社が定めるインターネットホームページにおいてＦＯＭＡデータプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,900円（3,190円）	2,200円（2,420円）
当社が定めるインターネットホームページにおいてＦＯＭＡデバイスプラス 500向けに区分されるもの	700円（　770円）	－
上記以外のもの	3,400円（3,740円）	2,700円（2,970円）

エ　ウに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページにおいて掲示することとします。

オ　ＦＯＭＡデバイスプラス等に係る基本使用料については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定にかかわらず、日割しません。

カ　同一暦月内において、ＦＯＭＡデバイスプラス等に係る基本使用料の料金種別相互間で基本使用料の料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

キ　同一暦月内において、ＦＯＭＡデバイスプラス500に係るＦＯＭＡユビキタス定期契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡデバイスプラス500に係るＦＯＭＡユビキタス一般契約を締結又はＦＯＭＡデバイスプラス500に係る一般契約の解除と同時に新たにＦＯＭＡデバイスプラス500に係るＦＯＭＡユビキタス定期契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

ク　削　除

ケ　ＦＯＭＡデバイスプラス等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更を除き、基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、タイプＳＳ等（経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）のＦＯＭＡの場合に準じて料金を適用します。

(3) 削　除

(4) (1)のキに規定する場合を除き、新たにＦＯＭＡデバイスプラス等に係るＦＯＭＡユビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。

(5) 削　除

(6) ＦＯＭＡユビキタス契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項に定めるところによります。

(7)削　除
(8) (1)から(7)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
（その他）
6　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項を次のように改めます。
(1) 第１号を次のように改めます。
ア　イ中「第１種契約に係るデータ専用プラン」を「データ専用プラン」に改めます。
イ　ウ中「総合利用プラン（第１種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)」を「総合利用プラン」に改めます。
ウ　次のエを加えます。
エ　ＦＯＭＡデータプラン22に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約を締結したときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
(2) 第７号中「データ専用プラン（第１種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)」を「データ専用プラン」に改めます。
(3) 第８号を次のように改めます。
(8) 経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第204号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第406号(令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
(4) 第12号を次のように改めます。
(12) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
(5) 第13号を次のように改めます。
(13) ＦＯＭＡデータプラン22に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約の締結があったときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む料金月のそのＦＯＭＡの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
(6) 第14号を第15号とし、第13号の次に次の一号を加えます。
(14)契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
7　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。
(1) 第３項中「旧プランＦＯＭＡ」を「ＦＯＭＡプラン39等」に改めます。
(2) 第３項中「改正前の規定により提供されているＦＯＭＡ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているもの及び第５項の規定により提供するものを含みます。」を「ＦＯＭＡプラン39、ＦＯＭＡプラン49、ＦＯＭＡプラン67、ＦＯＭＡプラン100、ＦＯＭＡプラン150、ビジネスプラン及びリミットプラスのＦＯＭＡ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。」に改めます。
(3) 第１号を次のように改めます。
ア　イの(ア)中「(第１種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)」を削除します。
イ　イの(ウ)を次のように改めます。
（ウ）　ＦＯＭＡプラン39等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。
ウ　ウを次のように改めます。

ウ　プラン39等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約を締結したときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(4) 第２号の(オ)を次のように改めます。

(オ)　プラン39等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約の締結があったときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む料金月のそのＦＯＭＡの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(5) 第３号中「第１種一般契約」を「一般契約」に改めます。

(6) 第10号を次のように改めます。

(10) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(7) 第13号を次のように改めます。

(13) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第204号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(8) 第15号中「(1)から(14)」を「(1)から(15)」に改め、同号を第16号とし、第14号の次に次の一号を加えます。

(15) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

8　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第１号のカを次のように改めます。

カ　定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約を締結したときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 第２号のオを次のように改めます。

オ　定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約の締結があったときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む料金月のそのＦＯＭＡの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 第５号を次のように改めます。

(5) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第204号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第406号(令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第９号を次のように改めます。

(9) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(5) 第12号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に

次の一号を加えます。

(12) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

9　経企第204号（平成22年２月22日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第１号を次のように改めます。

ア　イの(ア)中「(第１種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。)」を削除します。

イ　ウを次のように改めます。

ウ　ファミリーワイド等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約を締結したときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 第２号に次のウを加えます。

ウ　ファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更、ファミリーワイド等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約の締結があったときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む料金月のそのＦＯＭＡの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 第４号を次のように改めます。

(4) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(4) 第９号を次のように改めます。

(9) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(5) 第12号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に次の一号を加えます。

(12) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

10　経企第621号（平成22年８月24日）の附則第５項第３号を次のように改めます。

(3) 経企第1022号（平成25年11月14日）に規定するお便りフォトプラン等及び経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡデバイスプラス等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

11　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第３項第４号を次のように改めます。

(4) 経企第621号（平成22年８月24日）に規定する定額ユビキタスプラン及び経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡデバイスプラス等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

12　経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第１号のオを次のように改めます。

オ　定額データプランスタンダードに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約を締結したときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 第２号に次のカを加えます。

カ　定額データプランスタンダードに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービ

ス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約の締結があったときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む料金月のそのＦＯＭＡの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 第４号を次のように改めます。

(4) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第204号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等及び経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第７号を次のように改めます。

(7) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(5) 第９号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

13　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第６項を次のように改めます。

(1) 第１号のクを次のように改めます。

ク　定額データプランフラットに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約を締結したときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 第２号に次のエを加えます。

エ　定額データプランフラットに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約の締結があったときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む料金月のそのＦＯＭＡの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 第４号を次のように改めます。

(4) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第204号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等及び経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第７号を次のように改めます。

(7) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(5) 第９号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第８号の次に次の一号を加えます。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

14　経企第2149号（平成29年12月19日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第３項中「第２種契約に係る総合利用プラン」を「ＦＯＭＡカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）（経企第406号（令和元年５月21日）に規定するものをいいます。以下この附則において「割引対象プラン」といいます。）」に改めます。

(2) 第２号を次のように改めます。

(2) 当社は、データ定額パック（経企第406号（令和元年５月21日）に規定するものをいい、ビジネスシェアパックを除きます。以下この附則において同じとします。）を選択している契約者に係るＦＯＭＡ又は共有対象回線（経企第406号（令和元年５月21日）に規定するものをいいます。）であるＦＯＭＡが、本割引の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日（U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、契約者又は共有代表回線（経企第406号（令和元年５月21日）に規定するものをいいます。）に係る契約者が選択しているデータ定額パックに 係る定額上限データ量に、１ＧＢを加算します。

(3) 第３号の(ア)を次のように改めます。

（ア） 割引対象プラン及びデータ定額パック以外を選択したとき。

(4) 第４号中「総合利用プラン」を「割引対象プラン」に改めます。

(5) 第５号を次のように改めます。

(5) 削　除

附　則（令和元年６月21日経企第811号）

この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知に関する部分は、令和元年６月26日から実施します。

附　則（令和元年７月23日経企第1083号）

この改正規定は、令和元年８月１日から実施します。

附　則（令和元年８月21日経企第1308号）

この改正規定は、令和元年９月１日から実施します。

附　則（令和元年９月13日経企第1550号）

（実施期日）

１　この附則は、令和元年９月13日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

３　当社は、ＦＯＭＡ契約者又は第２種ＦＯＭＡユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年９月30日までの間において、令和元年台風第15号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するシングルパック等、データＳパック等、データＬパック等、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から平成30年８月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

４　前項の規定において、ＦＯＭＡ契約者が、料金表第１表第３（通信料）の１（適用）の(7)の３に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附　則（令和元年９月24日経企第1605号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年10月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（タイプＳＳ等に係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているタイプＳＳ、タイプＳ、タイプM、タイプＬ、タイプＬＬ、タイプシンプル、タイプリミット及びタイプビジネス（以下この附則において「タイプＳＳ等」といいます。）のＦＯＭＡ並びにタイプＳＳ　2in1、タイプＳ　2in1、タイプM　2in1、タイプＬ　2in1、タイプＬＬ　2in1、タイプビジネス　2in1及びタイプ2in1（以下この附則において「タイプＳＳ　2in1等」といいます。）のＦＯＭＡ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 定期契約の満了

ア　タイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等に係る定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

区　　分	期　　間
１年定期契約	１年
２年定期契約	２年

イ　当社は、定期契約について、その契約の満了日の翌日に同一種別の定期契約に更新します。

　ただし、(2)のエに規定する複数回線複合割引を選択しているＦＯＭＡに係る２年定期契約について、その契約に係る経過期間（(2)のウに規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）が 120か月超であるときは、その契約の更新の際に、１年定期契約に更新します。

ウ　イの規定により更新された定期契約は、その更新日から起算してアに規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

エ　削　除

(2) 基本使用料

ア　基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区　　分				料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	共用ＦＯＭＡ以外のもの	バリュープラン	タイプＳＳ	1,864円(2,050.4円)
			タイプＳ	3,000円（ 3,300円）
			タイプM	5,000円（ 5,500円）
			タイプＬ	8,000円（ 8,800円）
			タイプＬＬ	13,000円（14,300円）

			タイプシンプル	1,483円(1,631.3円)
			タイプリミット	2,600円（ 2,860円）
			タイプビジネス	8,200円（ 9,020円）
		バリュープラン以外のもの	タイプＳＳ	3,600円（ 3,960円）
			タイプＳ	4,600円（ 5,060円）
			タイプＭ	6,600円（ 7,260円）
			タイプＬ	9,600円（10,560円）
			タイプＬＬ	14,600円（16,060円）
			タイプシンプル	3,083円(3,391.3円)
			タイプリミット	4,200円（ 4,620円）
			タイプビジネス	9,800円（10,780円）
	共用ＦＯＭＡに係るもの		タイプＳＳ　2in1	1,864円(2,050.4円)
			タイプＳ　2in1	3,000円（ 3,300円）
			タイプＭ　2in1	5,000円（ 5,500円）
			タイプＬ　2in1	8,000円（ 8,800円）
			タイプＬＬ　2in1	13,000円（14,300円）
			タイプビジネス　2in1	8,200円（ 9,020円）
			タイプ2in1	800円（　880円）

イ　アに規定する基本使用料の料金種別の選択については､次に定めるところによります。

（ア）　バリュープランの選択については、ＦＯＭＡサービス取扱所において当社が定める端末設備をＦＯＭＡ契約者又はその関係者が購入した際に限り、その購入者から指定のあった１のＦＯＭＡにおいて、選択することができます。

　ただし、バリュープランに係る料金種別相互間の変更を行うときは、この限りでありません。

（イ）　(ア)の規定によるほか、ＦＯＭＡ契約者から当社が定める端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、技術基準適合証明規則様式第７号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則に適合していることが確認できるもの及び当社のＦＯＭＡサービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）の提示があったときは、そのＦＯＭＡ契約者から指定のあった１のＦＯＭＡにおいてバリュープランを選択することができます。

（ウ）　定期契約を締結しているときは、タイプ2in1を選択できません。

(エ)　被共用ＦＯＭＡであるときは、タイプＳＳ等に限り選択することができます。

(オ)　タイプリミットを選択している契約者は、利用限度額（通信及び有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。以下この附則において同じとします。）をあらかじめ設定することにより、当社が請求することとなる通信に関する料金及び有料情報サービスの料金等の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とします。以下この附則において同じとします。）が利用限度額を超えたことを当社が確認した後の別に定めるときから当該料金月の末日までの間（当該料金月の末日までの間に利用限度額の増額によってその概算額が増額後の利用限度額を下回ったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのＦＯＭＡに係る通信をできないようにすることができます。

ただし、通話モード、64kb/sデジタル通信モード若しくはショートメッセージ通信モードによる契約者回線への通信、利用限度額の変更若しくは付加機能の利用に係る設定等に係る通信、契約者があらかじめ指定した３以内の契約者回線への通信又は第４項に規定するパケ・ホーダイダブル等、(3)のエの(イ)の適用を受ける通信若しくは(3)のオの(ア)の①の適用を受ける通信等については、この限りでありません。

(カ)　タイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るＸｉ契約（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

ウ　アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については次の(ア)から(オ)に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

(ア)　タイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等のＦＯＭＡの基本使用料については、当該暦月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間に応じて次表に定める額を減額します。

①　②以外のもの

１契約ごとに

経　過　期　間	基本使用料の減額（月額）	
	アに規定する額に次の係数を乗じて得た額	
	一般契約に係るもの（継続利用割引サービス）	１年定期契約に係るもの（いちねん割引）
12か月まで	－	0.10
12か月超え24か月まで	0.07	0.12
24か月超え36か月まで	0.08	0.14
36か月超え48か月まで	0.10	0.16
48か月超え60か月まで	0.12	0.18
60か月超え72か月まで	0.15	0.20

72か月超え84か月まで	0.15	0.21
84か月超え96か月まで	0.15	0.22
96か月超え108か月まで	0.15	0.23
108か月超え120か月まで	0.15	0.24
120か月超	0.15	0.25

② ２年定期契約に係るもの（ひとりでも割50/ファミ割ＭＡＸ50/ビジネス割50）

１契約ごとに

基本使用料の減額 （月額）
アに規定する額に0.50を乗じて得た額

（イ） （ア）に規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算します。

（ウ） 契約者回線の提供の開始があった日を含む暦月の基本使用料については、（イ）の規定にかかわらず、（ア）に規定する12か月までの基本使用料の減額を適用します。

（エ） 定期契約の満了に伴いその契約の更新があった場合の更新後の定期契約に係る経過期間は、（イ）及び（ウ）の規定にかかわらず、更新前の定期契約に係る経過期間の起算月から起算するものとします。

（オ） 経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定により基本使用料を日割するときは、（ア）の規定により算定した額を日割して適用します。

エ 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用は次に定めるところによります。

（ア） 割引回線群（複数回線複合割引を選択するＦＯＭＡ、５Ｇ及びＸｉ（以下このエにおいて「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下このエ及び(3)のエにおいて同じとします。）を構成するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ2in1等のＦＯＭＡの基本使用料（基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの、２年定期契約を締結しているもの及びカに規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを除きます。）から次表に規定する額の割引を適用します。

１契約ごとに

基本使用料の減額 （月額）
アに規定する額に0.25を乗じて得た額

（イ） 当社は、複数回線複合割引（以下このエにおいて「本割引」といいます。）の選択に係る申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

① その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

② 当社が別に定める方法により一括して請求する場合は、その割引選択回線に係る契約者が、割引回線群に係る料金その他の債務について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

③ 指定した割引回線群に係る割引選択回線の数が２以上20以下とならないとき。

④　その契約者名義が割引代表回線（割引回線群を代表する１のＦＯＭＡ、５Ｇ若しくはＸｉをいいます。以下このエ及び(3)のエにおいて同じとします。）に係る契約者の名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

⑤　契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

⑥　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（ウ）　当社は、本割引の適用を受けているＦＯＭＡについて、その割引代表回線に係る契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあったＦＯＭＡが割引代表回線であるときは、その割引回線群の中から新たに割引代表回線を指定していただきます。

①　一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

②　契約の解除があったとき。

③　(イ)の⑤の規定に該当することが判明したとき。

④　その他(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。

（エ）　本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。

（オ）　当社は、次に該当する場合は、その割引回線群を構成する全てのＦＯＭＡについて本割引の適用を廃止することがあります。

①　割引回線群に係る契約者が割引回線群に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

②　その割引回線群を構成する割引選択回線が、(イ)の⑤の規定に該当することが判明したとき。

（カ）　本割引の適用を廃止したときは、その割引回線群を構成する各々のＦＯＭＡに係る料金その他の債務を算出して、その契約者に請求することがあります。

（キ）　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

（ク）　当社は、複数回線複合割引に係る１の割引回線群を構成する割引選択回線に関するＦＯＭＡ契約者、５Ｇ契約者若しくはＸｉ契約者又はその割引回線群を指定して複数回線複合割引を選択する申出をすることができる者（以下このエにおいて「ＦＯＭＡ契約者等といいます。」）に対し、そのＦＯＭＡ契約者等が当社が別に定めるところによりみんなドコモ割又は光セット割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項を開示することがあります。

オ　定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用は、次に定めるとおりとします。

（ア）　当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この附則において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）しているタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等のＦＯＭＡに係る基本使用料（料金種別がタイプ2in1プランであるものを除きます。以下このオにおいて同じとします。）について、次表に規定する額の割引を適用します。

一括請求ごとに

区　　分		基本使用料の割引額（月額）
割引選択期間	最低利用額	一括請求に係る各々のＦＯＭＡの基本使用料に次の係数を乗じて得た額の合計額
１年	100万円	0.35
	500万円	0.36
	1,000万円	0.37
	3,000万円	0.38
	5,000万円	0.39
２年	10万円	0.32
	50万円	0.35
	100万円	0.38
	500万円	0.39
	1,000万円	0.40
	3,000万円	0.41
	5,000万円	0.42
３年	10万円	0.35
	50万円	0.38
	100万円	0.41
	500万円	0.42
	1,000万円	0.43
	3,000万円	0.44
	5,000万円	0.45

（イ）　契約者は、定期包括割引（以下このオにおいて「本割引」といいます。）を選択しているときは、一括請求ごとに月額で税抜額3,000円（税込額3,300円）を支払っていただきます。

　ただし、その一括請求に係る料金その他の債務がＸｉに係る料金等に一括して請求されている場合は、その支払いを要しません。

（ウ）　削　除

（エ）　本割引を選択している契約者は、（ア）に規定する区分の変更（割引選択期間を短縮する変更又は最低利用額を100万円以上から10万円若しくは50万円とする変更を除きます。）を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から適用します。

（オ）　削　除

（カ）　本割引の適用を受けているＦＯＭＡについては、ウに規定する基本使用料の減額は適用しません。

（キ）　（イ）に規定する定額料については、日割は行いません。

（ク）　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定により基本使用料を日割するときは、（ア）の規定により算定した額を日割して適用します。

カ　身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用は次に定めるところによります。

（ア）　身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和48年厚生省衛発242号）に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書（以下特定疾患患者証明書といいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第７条第４項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）が当社と締結しているＦＯＭＡ又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているＦＯＭＡの基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を適用します。

１契約ごとに

基本使用料の減額　（月額）
アに規定する額に0.60を乗じて得た額

（イ）身体障がい者等割引（以下このカにおいて「本割引」といいます。）を選択する者は、当社に申し出ていただきます。この場合において、複数のＦＯＭＡに係る契約を締結しているときは、本割引の適用を受けようとするＦＯＭＡをあらかじめ指定して申し出ていただきます。

（ウ）　当社は、（イ）に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、その申出を承諾します。

①　（イ）の規定により指定したＦＯＭＡについて、利用者登録が行われていないとき。

②　（イ）の規定により指定したＦＯＭＡに係る登録利用者が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患患者証明書（以下このカにおいて「障害者手帳等」といいます。）の交付を受けていることについて、当社が確認できないとき。

③　（イ）の規定により指定したＦＯＭＡ等に係る登録利用者が、当該暦月において、既に他のＦＯＭＡ等Ｘｉ又はＸｉユビキタスが、この約款又は当社が別に定めるところにより契約者として身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

④　（イ）の規定により指定したＦＯＭＡに係る登録利用者が、当該暦月において、既に他のＦＯＭＡ、ＦＯＭＡユビキタス、５Ｇ又はＸｉについて、この約款又は当社

が別に定めるところにより身体障がい者等として利用者登録が行われている場合であって、そのＦＯＭＡ、ＦＯＭＡユビキタス、５Ｇ又はＸｉが身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

⑤　その申出を行った者から指定されたＦＯＭＡが主として登録利用者以外の者の利用に供されるものと当社が認めるとき。

⑥　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（エ）　本割引を選択している契約者は、次のことを守っていただきます。

①　ＦＯＭＡ契約者（そのＦＯＭＡにおいて身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているときは、その登録利用者）が、障害者手帳等を返還した場合その他身体障がい者等に該当しなくなった場合は、遅滞なくその旨を当社に届け出ること。

②　その他本割引の適用に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社がとる措置に従っていただくこと。

（オ）　当社は、本割引の適用を受けているＦＯＭＡ等について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

①　一般契約に係る名義変更があったとき。

②　契約の解除があったとき。

③　(ウ)の規定に該当することが判明したとき。

④　(エ)の①に規定する届出があったとき。

⑤　(エ)の規定に違反したと当社が認めたとき。

（カ）　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

キ　損害賠償額等の算定に係る適用は次のとおりとします。

（ア）　タイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等のＦＯＭＡにおいて、第54条（通信の種類等）に規定する通信の種類のうち次の①及び②に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の第64条（基本使用料等の支払義務）第２項第３号の表の１欄に規定する支払いを要しない料金及び第80条（責任の制限）第２項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては､その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次の①及び②に規定する額とみなします。

①　タイプＳＳ等のＦＯＭＡに係るもの

１契約ごとに

区　　分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話モード	そのＦＯＭＡの基本使用料から410円を控除した額
64kb/sデジタル通信モード	200円（220円）
パケット通信モード	200円（220円）
ショートメッセージ通信モード	10円（ 11円）

② タイプＳＳ　2in1等のＦＯＭＡに係るもの

１契約ごとに

区　　分	基本使用料の額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話モード	そのＦＯＭＡの基本使用料から210円を控除した額
64kb/sデジタル通信モード	200円（220円）
ショートメッセージ通信モード	10円（ 11円）

(3) 通信料

ア　通信料の額は、次の(ア)から(エ)に定めるところによります。

（ア）　通話モードに係るもの

①　②以外のもの

Ａ　Ｂ及びＣ以外のもの

ａ　ｂ以外のもの

料　金　種　別			料　金　額 30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	タイプＳＳ及びタイプシンプル	20円（22円）
		タイプＳ	18円（19.8円）
		タイプＭ	14円（15.4円）
		タイプＬ	10円（ 11円）
		タイプＬＬ	7.5円（ 8.25円）
		タイプリミット	20円（ 22円）

ｂ　タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別	料　金　額 １分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼　　間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
ＦＯＭＡ通信料	10円（11円）	30円（33円）	30円（33円）

B　ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a　ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	Ａに規定する料金額と同額

b　a 以外のもの

(a) (b)以外のもの

料　金　種　別			料　　金　　額
			30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	タイプＳＳ及びタイプシンプル	50円（　55円）
		タイプＳ	45円（49.5円）
		タイプＭ	35円（38.5円）
		タイプＬ	25円（27.5円）
		タイプＬＬ	19円（20.9円）
		タイプリミット	50円（　55円）

(b) タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別	料　　金　　額		
	１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼　　間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
ＦＯＭＡ通信料	25円（27.5円）	75円（82.5円）	75円（82.5円）

C　ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a　b以外のもの

料　金　種　別			料　金　額 30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	タイプＳＳ及びタイプシンプル	50円（ 55円）
		タイプＳ	45円（49.5円）
		タイプＭ	35円（38.5円）
		タイプＬ	25円（27.5円）
		タイプＬＬ	19円（20.9円）
		タイプリミット	50円（　55円）

b　タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別		料　金　額 １分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
		昼　　間	土曜日･日曜日･祝日	夜間及び深夜・早朝
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	25円（27.5円）	75円（82.5円）	75円（82.5円）

②　相互接続通信に係るもの

A　B以外のもの

a　ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

(a)（b)以外のもの

料　金　種　別		料　金　額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	①のＡのａに規定する料金額と同額

(b) タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別		料　金　額		
		１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
		昼　間	土曜日･日曜日･祝日	夜間及び深夜･早朝
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	15円（16.5円）	30円（33円）	30円（33円）

b　削　除

Ｂ　削　除

（イ）64kb/sデジタル通信モードに係るもの

①　②以外のもの

Ａ　Ｂ以外のもの

料　金　種　別			料　金　額
			30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	タイプＳＳ及びタイプシンプル	36円（39.6円）
		タイプＳ	32円（35.2円）
		タイプＭ	25円（27.5円）
		タイプＬ	18円（19.8円）
		タイプＬＬ	14円（15.4円）
		タイプリミット	36円（39.6円）

Ｂ　タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別	料　金　額		
	１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼　間	土曜日･日曜日･祝日	夜間及び深夜･早朝
ＦＯＭＡデジタル通信料	18円（19.8円）	54円（59.4円）	54円（59.4円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	①のＡのａに規定する料金額と同額

(b) タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼 間	土曜日･日曜日･祝日	夜間及び深夜・早朝
ＦＯＭＡデジタル通信料	27円（29.7円）	54円（59.4円）	54円（59.4円）

b 削 除

B 削 除

（ウ）パケット通信モードに係るもの

① ②以外のもの

１課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	
累計課金対象パケット数	
150,000課金対象パケット以下の部分	0.2円 （ 0.22円）
150,000課金対象パケットを超え600,000課金対象パケット以下の部分	0.1円 （ 0.11円）
600,000課金対象パケットを超え2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円（0.055円）
2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円（0.022円）

② ＩＳＰ料金支払いに係る通信に関するもの

１課金対象パケットごとに

料金種別	区　　分	料　金　額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
Ｘｉデータ通信料	下欄以外の場合	0.12円（ 0.132円）
	その通信の相手先となるＩＳＰ接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円（0.0132円）

（エ）ショートメッセージ通信モードに係るもの

① ②以外のもの

送信１回ごとに

料　金　種　別		料　金　額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡショートメッセージ通信料	１～70文字 （半角英数字のみの場合１～160文字）	３円（ 3.3円）
	71～134文字 （半角英数字のみの場合161～306文字）	６円（ 6.6円）
	135～201文字 （半角英数字のみの場合307～459文字）	９円（ 9.9円）
	202～268文字 （半角英数字のみの場合460～612文字）	12円（13.2円）
	269～335文字 （半角英数字のみの場合613～765文字）	15円（16.5円）
	336～402文字 （半角英数字のみの場合766～918文字）	18円（19.8円）
	403～469文字 （半角英数字のみの場合919～1071文字）	21円（23.1円）
	470～536文字 （半角英数字のみの場合1072～1224文字）	24円（26.4円）
	537～603文字 （半角英数字のみの場合1225～1377文字）	27円（29.7円）

	604～670文字 （半角英数字のみの場合1378～1530文字）	30円（　33円）

② 国際ショートメッセージ通信に係るもの

送信１回ごとに

料　金　種　別		料　金　額
ＦＯＭＡ国際ショートメッセージ通信料	１～70文字 （半角英数字のみの場合１～160文字）	50円
	71～134文字 （半角英数字のみの場合161～306文字）	100円
	135～201文字 （半角英数字のみの場合307～459文字）	150円
	202～268文字 （半角英数字のみの場合460～612文字）	200円
	269～335文字 （半角英数字のみの場合613～765文字）	250円
	336～402文字 （半角英数字のみの場合766～918文字）	300円
	403～469文字 （半角英数字のみの場合919～1071文字）	350円
	470～536文字 （半角英数字のみの場合1072～1224文字）	400円
	537～603文字 （半角英数字のみの場合1225～1377文字）	450円
	604～670文字 （半角英数字のみの場合1378～1530文字）	500円

イ　通信料に係る控除可能額の適用は次のとおりとします。

（ア）タイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等のＦＯＭＡの通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）については、アの規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下このイにおいて同じとします。）から次表に規定する控除可能額（ウに規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）と（イ）に規定する繰越額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
タイプＳＳ及びタイプＳＳ　2in1	1,000円
タイプＳ及びタイプＳ　2in1	2,000円
タイプM及びタイプM　2in1	4,000円
タイプＬ及びタイプＬ　2in1	6,000円
タイプＬＬ及びタイプＬＬ　2in1	11,000円
タイプシンプル	－
タイプリミット	2,200円
タイプビジネス及びタイプビジネス　2in1	5,500円
タイプ2in1	－

（イ）　この欄において繰越額とは、(ア)の表中のただし書の場合におけるその控除可能額（ウに規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）と月間累計額（当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいいます。

ただし、(エ)の規定によりその繰越額が国際アウトローミング利用料等から控除されたとき又は(2)のオの規定の適用を受けたときは、その控除された額を繰越額から差し引いて適用します。

（ウ）　(イ)の規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をタイプＳＳ等又はタイプＳＳ2in1等からデータ専用プランへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じた繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。

（エ）　タイプＳＳ等又はタイプＳＳ　2in1等のＦＯＭＡの通信に関する料金の月間累計額が控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、この約款及び国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのＦＯＭＡに係る国際アウトローミング利用等に係る料金（国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通信料をいいます。）から控除残額（控除可能額と繰越額の合計額からその月間累計額を差し引いた額をいいます。）を控除します。

（オ）　料金表通則第３項（料金の計算方法等）及び第４項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「1,000円」を「1,000円を日割した額」に、「2,000円」を「2,000円を日割した額」に、「4,000円」を「4,000円を日割した額」に、「6,000円」を「6,000円を日割した額」に、「11,000円」を「11,000円を日割した額」に、「2,200円」を「2,200円を日割した額」に、「5,500円」を「5,500円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

（カ）　基本使用料の料金種別がタイプＳＳ　2in1等の共用ＦＯＭＡの通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるも

のを含みます。以下この欄において同じとします。）については、その共用ＦＯＭＡに係る基本使用料の料金種別に応じて、その通信を次表に規定するＦＯＭＡに係る通信とみなして、(ア)の規定により算定した額を適用します。

区　　分	共用ＦＯＭＡの通信
タイプＳＳ　2in1又はタイプ2in1	タイプＳＳのＦＯＭＡに係る通信
タイプＳ　2in1	タイプＳのＦＯＭＡに係る通信
タイプＭ　2in1	タイプＭのＦＯＭＡに係る通信
タイプＬ　2in1	タイプＬのＦＯＭＡに係る通信
タイプＬＬ　2in1	タイプＬＬのＦＯＭＡに係る通信
タイプビジネス　2in1	タイプビジネスのＦＯＭＡに係る通信

(キ)　(イ)に規定する繰越額（ウに規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）は、当該料金月末日時点において、ＦＯＭＡ契約者が選択している基本使用料の料金種別に係る控除可能額に３を乗じた額を上限とし、このイの規定を適用します。

(ク)　(キ)の規定にかかわらず、オに規定する定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合の繰越額は、翌料金月又は翌々料金月のタイプＳＳ等又はタイプＳＳ　2in1等のＦＯＭＡに係る月間累計額から控除するものとします。この場合において、当該料金月において控除できなかった前々々料金月又は前々料金月における繰越額があるときの当該料金月における繰越額は、(イ)の規定により算定した繰越額からその控除できなかった繰越額を差し引いた額とします。

ウ　特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用は、次のとおりとします。

(ア)　次表に規定する定額料を支払った場合に、ＦＯＭＡの契約者回線からの特定電話番号（ＦＯＭＡ契約者があらかじめ指定したＦＯＭＡ、５Ｇ、Ｘｉ若しくは回線卸携帯電話の契約者識別番号等、当社が提供する電話サービス（国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。）の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。）による通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。）をいいます。以下このウからカにおいて同じとします。）について、同表に規定する額の割引を適用します。

１契約ごとに

区　　分	割引額	定　額　料（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
①　ＦＯＭＡ、５Ｇ、Ｘｉ、専用回線等接続サービス（第９種接続装置に	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を	180円（198円）

係るものに限ります。)、回線卸携帯電話及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信	乗じて得た額	
②　①以外の通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	

（イ）　特定電話番号の数は、１の契約について５以内とします。

（ウ）　特定電話番号に係る契約回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

（エ）　特定電話番号への通信料の月極割引（以下このウにおいて「本割引」といいます。）の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

（オ）　当社は、本割引の適用を受けているＦＯＭＡについて、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

①　一般契約若しくは定期契約に係る名義変更があったとき。

②　ＦＯＭＡの契約の解除があったとき。

（カ）　(オ)の規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。この場合において、同一料金月内において同表の①欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、②欄の左欄に該当する場合が生じたときは、②欄の規定によるものとします。

区　　分	月　極　割　引　の　適　用
①　②以外により、本割引の適用を廃止したとき。	本割引の適用を廃止した日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
②　一般契約又は定期契約に係る名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。以下この欄において同じとします。）又はＦＯＭＡの契約の解除があったとき。	その名義変更の承諾日又はＦＯＭＡの契約の解除日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

（キ）　本割引を選択している契約者が、そのＦＯＭＡの契約の解除と同時に新たに５Ｇ又はＸｉに係る契約を締結したときは、カの規定にかかわらず、本割引の適用を廃止した日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

（ク）　本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

（ケ）　本割引を選択した契約者は、本割引が適用される料金月について、利用の一時中断、利用停止等によりＦＯＭＡを利用することができなかった期間があった場合でも、(ア)に規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、ＦＯＭＡを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以降の利用できなかった料金月（１料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

（コ）　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（サ）　(ア)に規定する定額料については、日割は行いません。

（シ）　ＦＯＭＡプラン39等のＦＯＭＡ及びワイドスター通信サービス契約約款に関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信（通信時間が３分を超えるものに限ります。）の着信を受けたとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、次表に規定する控除可能額をイに規定する控除可能額に加算します。

ただし、契約の解除があったときは、この限りでありません。

控　除　可　能　額
１通信につき３分を超える３分までごとに10円として算定した額を料金月単位で累計した額 ただし、月間累計額がその額と繰越額の合計額に満たない場合はその月間累計額

（注）(ア)の表中に規定する当社が別に定めるものは、第97条（情報提供サービス）に規定する情報提供サービスに係る電気通信設備等とします。

エ　複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用は、次のとおりとします。

（ア）　(2)のエに規定する複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から、その契約者が指定した割引回線群（以下このエ及びオにおいて「指定割引回線群」といいます。）に係る契約者回線等及び特定電話番号（(ウ)の規定により割引代表回線に係る契約者があらかじめ指定した１の電気通信番号であって、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係るもの又は専用回線等接続サービスに係るものをいいます。以下この欄及び次欄において同じとします。）に係る契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（ウに規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている通信に関する料金を除きます。）については、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行います。この場合において、指定割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

１契約ごとに

区　　分	割　引　額
①　指定割引回線群に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
②　特定電話番号に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額

（イ）（ア）の規定にかかわらず、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡ（総合利用プラン又は限定利用プランに係るものに限ります。）が、１年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間が120ヶ月超であるときは、そのＦＯＭＡの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、次表のとおり取扱います。

１契約ごとに

区　　分		割　引　額
指定割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/sデジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

（ウ）特定電話番号を指定又は変更するときは、割引代表回線に係る契約者から申し出ていただきます。

（エ）特定電話番号に係る契約者回線等への通信に係る割引の適用の開始は、その特定電話番号の指定の申出があった日からとします。

（オ）（エ）の規定にかかわらず、特定電話番号を変更する場合は、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金にあってはその変更の申出があった日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金にあってはその変更の申出があった日を含む料金月の翌料金月から、（ア）に規定する割引を適用します。

（カ）（ア）から（オ）の規定によるほか、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡのパケット通信モードによる通信の料金のうち、指定割引回線群を構成する他の契約者回線等のｉモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするｉモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、ｉモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、アの規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。

ただし、電波状態若しくは、ｉモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりｉモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのｉモード電子メールが送信されたときは、この限りでありません。

（キ）指定割引回線群に属するＦＯＭＡ（基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの、２年定期契約を締結しているもの及び(2)のカに規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。）に係る通信に関する料金については、（ア）から（カ）の規定（２年定期契約を締結しているもの及び(2)のカに規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものについては（ア）の①の規定、基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるものについては（イ）の規定を除きます。）に準じて取り扱います。

オ　定期契約等に係る通信料月極割引（ビジネス通話割引）の適用は、次のとおりとします。

（ア）２年定期契約（ビジネス割50に係るものに限ります。）を締結しているＦＯＭＡ契約者が、次表に規定する定額料を支払うことにより、そのＦＯＭＡが属する割引回線群（以下この欄において「指定割引回線群」といいます。）に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額から同表に規定する額の割引を適用します。

１契約ごとに

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">区　　分</td><td rowspan="2">定額料
（月額）</td><td colspan="3">割　　引　　額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①　②以外のもの</td><td colspan="2">②　指定割引回線群に係る契約者回線への通信</td></tr>
<tr><td>次の税抜額（かっこ内は税込額）</td><td>通話モードに係るもの</td><td>64kb/sデジタル通信モードに係るもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指定割引回線群に係るＦＯＭＡの数</td><td>２～30</td><td>－</td><td>その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額</td><td rowspan="3">その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。</td><td rowspan="3">その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>31～100</td><td>477円（524.7円）</td><td>その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>101～1000</td><td>667円（733.7円）</td><td>その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr>
</table>

（イ）　このオにおいて指定割引回線群とは、定期契約等に係る通信料月極割引（以下このオにおいて「本割引」といいます。）を選択するＦＯＭＡ、５Ｇ及びＸｉ（同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に係るものに限ります。以下このオにおいて「ＦＯＭＡ等」といいます。）により構成される回線群をいいます。

（ウ）　本割引を選択するときは、あらかじめ１の指定割引回線群（その契約者が提供を受けているＦＯＭＡ等により構成されるものに限ります。）を指定して当社に申し出ていただきます。

（エ）　（ア）から（ウ）の規定によるほか、本割引の適用を受けているＦＯＭＡのパケット通信モードによる通信の料金のうち、指定割引回線群を構成する他の契約者回線のｉモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするｉモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、ｉモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、アの規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払を要しません。

　ただし、電波状態若しくは、ｉモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりｉモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのｉモード電子メールが送信されたときは、この限りでありません。

（オ）　本割引は、（ア）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。

①　そのＦＯＭＡの契約者名義が、法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。

②　そのＦＯＭＡの基本使用料の料金種別が、タイプＳＳ等又はタイプＳＳ　2in1等（タイプ2in1を除きます。）以外であるとき。

③　そのＦＯＭＡが、ウに規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けているとき。
④　本割引を選択した場合において、指定割引回線群に係るＦＯＭＡ等の数が２以上1,000以下とならないとき。
⑤　契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
⑥　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
(カ)　本割引の適用の開始は、(ウ)に規定する選択があった日からとします。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から割引を適用します。
①　本割引の適用を廃止する申出があったＦＯＭＡについて、その申出があった日を含む料金月に、(ウ)に規定する申出があったとき。
②　(2)のエに規定する複数回線複合割引の適用の廃止があったＦＯＭＡについて、その廃止があった日を含む料金月に、(ウ)に規定する申出があったとき。
(キ)　当社は、本割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。
①　ビジネス割50以外の２年定期契約に変更したとき。
②　基本使用料の料金種別が適用対象プラン以外となったとき。
③　名義変更があったとき。
④　契約の解除があったとき。
⑤　その他(オ)の規定のいずれかに該当することが判明したとき。
(ク)　本割引を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について、本割引の適用対象とします。
(ケ)　ＦＯＭＡを利用することができない期間があった場合の本割引に係る定額料の取扱いについては、ＦＯＭＡの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。
(コ)　(ケ)に規定する場合を除き、定額料については日割しません。
(サ)　当社は、本割引に係る１の指定割引回線群を構成するＦＯＭＡ等に関するＦＯＭＡ契約者、５Ｇ契約者若しくはＸｉ契約者又はその指定割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者（以下このオにおいて「ＦＯＭＡ契約者等といいます。」）に対し、そのＦＯＭＡ契約者等が当社が別に定めるところによりみんなドコモ割又は光セット割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その指定割引回線群を構成するＦＯＭＡ等に係る契約に関する事項を開示することがあります。
(シ)　本割引の適用を受けている場合は、適用対象プランのＦＯＭＡの通信に関する料金の月間累計額（料金月単位で累計した額とし、控除可能額及び繰越額を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から(ス)に規定する繰越共有額を控除した額を適用します。
ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。
(ス)　繰越共有額とは、そのＦＯＭＡに係る指定割引回線群を構成する他のＦＯＭＡ、５Ｇ又はＸｉ（当社が別に定める方法により、そのＦＯＭＡと料金その他債務を一括して請求しているものに限ります。以下この附則において「共有対象ＦＯＭＡ等」といいます。）において、当該料金月において控除できなかった前々料金月に新たに生じた繰越額が生じたときに、その合計額をそのＦＯＭＡ及び共有対象ＦＯＭＡ等に係る月間累計額及び国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額の合計額に応じて当社が分配する額をいい、その料金月の月間累計額から控除します。
(セ)　(シ)及び(ス)の規定にかかわらず、ＦＯＭＡに係る契約の解除又は名義変更があった場合は、そのＦＯＭＡに係る繰越共有額が適用されないことがあります。
(ソ)　(シ)のただし書の場合においては、この約款および国際電話サービス契約約款に

定めるところにより、そのＦＯＭＡに係る国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通信料から繰越残額（繰越共有額からその月間累計額を控除した額をいいます。）を控除します。

カ　定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用は、次のとおりとします。

（ア）　(2)のオに規定する定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡの通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金の月間累計額について、その月間累計額に当該月の定期包括割引に係る割引額の算定に用いた係数を乗じて得た額（以下この欄において「本割引に係る割引額」といいます。）の割引を適用します。

（イ）　（ア）の規定にかかわらず、料金等が一括して請求（以下このカにおいて「一括請求」といいます。）されているＦＯＭＡ及び国際電話サービス（当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。）の基本使用料及び通信に関する料金（ＦＯＭＡパケットパックに係る定額通信料を加算した額とし、当社が別に定めるものを除きます。）の合計額（以下このカにおいて「月間利用額」といいます。）が、(2)のオの規定によりあらかじめ申出のあった最低利用額に満たない場合の通信料の取扱いについては、(2)のオに定めるところによります。

（ウ）　削　除

（エ）　定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引（以下このカにおいて「本割引」といいます。）の適用を受けているＦＯＭＡについては、ウに規定する特定電話番号への通信料の月極割引は適用しません。

（オ）　基本使用料の料金種別がタイプ2in1である共用ＦＯＭＡに関する料金等を、定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに一括請求している場合のその共用ＦＯＭＡに係る通信に関する料金については、（ア）から（エ）の規定に準じて取り扱います。

キ　付加機能の利用等に係る通信の料金の適用は、次のとおりとします。

（ア）　別表２（付加機能）に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの再生等のためにその機能の提供を受けているＦＯＭＡの契約者回線以外の電気通信サービスの契約者回線等から行った通信の料金は、その電気通信サービスに係る契約約款の規定により算定した額（当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る額とします。）を適用します。

（イ）　契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。

①　当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの蓄積のために行った通信

②　当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能の利用により着信を拒否する旨の通知を受けた通信

③　当社が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により着信者の設定に基づき発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の通知を受けた通信

（注）（ア）に規定する当社が別に定める基本使用料の料金種別は、ＦＯＭＡサービス又はＸｉサービスにあってはプラン１５０、ワイドスター通信サービスにあってはプランＬとします。

ク　付加機能の利用に係る定額通信料の適用は、次のとおりとします。

（ア）　別表２（付加機能）に規定する番号変換機能の請求を行ったときは、その機能（基本機能に係るものに限ります。）の利用に係る通信について、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い（以下このクにおいて「ＦＯＭＡオフィスリンク定額」といいます。）を選択したこととなります。

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡオフィスリンク定額	900円（990円）

（イ）　当社は、番号変換機能の廃止があった場合には、そのＦＯＭＡに係るＦＯＭＡオフィスリンク定額を廃止します。

（ウ）　ＦＯＭＡを利用することができない期間があった場合のＦＯＭＡオフィスリンク定額に係る定額通信料の取扱いについては、ＦＯＭＡの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

（エ）　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（オ）　(エ)に規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。

コ　削　除

サ　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金については、次のとおり取り扱います。

（ア）　過去１年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（イ）(ア)以外

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（注）(イ)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

①　過去２か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

②　過去２か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の通信の料金又は故障等の回復後の７日間における１日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

シ　タイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにＸｉサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るＸｉ契約の締結があったときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む料金月のそのＦＯＭＡの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(4) 削　除

(5) 削　除

(6) 請求書等の発行に関する料金

ア　請求書等の発行に関する料金は、次表に規定する額を適用します。

１契約について１通ごとに

区　　分		手　数　料　の　額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100円（110円）
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50円（ 55円）

イ　請求書等の発行に関する料金の適用については、なお従前のとおりとします。

(7) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているＦＯＭＡに係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのＦＯＭＡに係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(8) 基本使用料の料金種別の変更は、タイプＳＳ等相互間の変更に限り行うことができます。

(9) ＦＯＭＡ契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項に定めるところによります。

(10) 新たにタイプＳＳ等又はタイプＳＳ　2in1等に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

(11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（パケ・ホーダイダブル等に係る経過措置）

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイフラット及びらくらくパケ・ホーダイ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「パケ・ホーダイダブル等」といいます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 基本使用料の料金種別が総合利用プランのＦＯＭＡ（共用ＦＯＭＡに係るものを除きます。）に係る契約者は、アに規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、 イの規定により算定した額を適用します。

ア　定額通信料

１契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
パケ・ホーダイダブル	372円（409.2円）
パケ・ホーダイシンプル	－
パケ・ホーダイフラット	5,200円（5,720円）

らくらくパケ・ホーダイ	5,200円（5,720円）

イ　パケット通信料

（ア）（イ)及び(ウ)以外のもの

1課金対象パケットごとに

料　金　種　別		料　　金　　額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	spモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。）に関するＦＯＭＡパケット通信料	0.004円（0.0044円）
	上記以外のもの	0.08円（ 0.088円）

（イ）　パケ・ホーダイフラットに係るもの

1課金対象パケットごとに

料　金　種　別	料　　金　　額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	0.05円（0.055円）

（ウ）　らくらくパケ・ホーダイに係るもの

1課金対象パケットごとに

料　金　種　別	料　　金　　額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	－

(2) パケ・ホーダイダブル等相互間における変更は、次のア及びイの場合を除き行うことができません。

ア　パケ・ホーダイダブルを選択している契約者が、基本使用料の料金種別をタイプシンプルへ変更したときは、その変更があった日において、パケ・ホーダイダブルをパケ・ホーダイシンプルへ変更します。

イ　パケ・ホーダイシンプルを選択している契約者が、基本使用料の料金種別をタイプＳＳ等（タイプシンプルを除きます。）へ変更したときは、その変更があった日において、パケ・ホーダイシンプルをパケ・ホーダイダブルへ変更します。

(3) 料金月の初日以外にパケ・ホーダイダブルの選択があったときは、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定に準じて、定額通信料をその選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

(4) 同一料金月内において、パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプルの両方の選択があったときは、(1)及び(3)の規定にかかわらず、当該料金月におけるパケ・ホーダイダブルに係る定額通信料の支払いを要しません。

(5) 当社は、パケ・ホーダイダブル等を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、そのパケ・ホーダイダブル等を廃止します。

ア　基本使用料の料金種別がタイプＳＳ等以外となったとき。

イ　契約の解除があったとき。

(6) (5)の規定によるほか、当社は、らくらくパケ・ホーダイを選択している契約者が、spモード機能（経企第3254号（令和２年３月26日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を廃止した場合は、らくらくパケ・ホーダイを廃止します。

(7) パケ・ホーダイダブル等の廃止があったときは、パケ・ホーダイダブル等を選択している期間又はパケ・ホーダイダブル等を選択していない期間ごとにパケット通信モードによる通信の一部に関する料金を算定します。

(8) ＦＯＭＡを利用することができない期間があった場合のパケット定額に係る定額通信料の取扱いについては、ＦＯＭＡの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(9) (3)又は(8)に規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。

(10) パケ・ホーダイシンプル及びパケ・ホーダイダブル（以下この附則において「パケ・ホーダイシンプル等」といいます。）に係る適用は次のとおりとします。

ア　パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。）及びspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイシンプル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。）に関する料金については、(1)のイの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が4,200円を超える場合は、4,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。

イ　パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）、spモード機能の利用に係る通信（アの規定が適用される通信を除きます。）、128k通信モードによる通信及びその他パケット通信モードによる通信（ＦＯＭＡサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、(1)のイの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額とアの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（以下この欄において「ｉモード等通信月間累計額」といいます。）が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。

ウ　パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信（ｉモード等通信以外のものをいい、イに規定するもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、イの規定により算定したｉモード等通信月間累計額に応じて、次表の規定により算定した額を適用します。

　ただし、ｉモード等通信月間累計額が5,700円未満の場合であって、そのｉモード等通信月間累計額と次表の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超えるときは、5,700円を超える部分の料金について、次表に規定するｉモード等通信月間累計額が5,700円以上の場合に適用される料金額を適用します。

１課金対象パケットごとに

区　　分		料　金　額
ＦＯＭＡパケット通信料	ｉモード等通信月間累計額が5,700円未満の場合	(1)のイに規定する料金額と同額
	ｉモード等通信月間累計額が5,700円以上の場合	税抜額 0.02円(税込額 0.022円)

エ　パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の一部に関する料金は、ｉモード等通信月間累計額とウの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（その額が7,800円を超える場合は、7,800円をその合計額とみなして取り扱います。）から、次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。

ただし、その合計額が次表に規定する控除可能額に満たないときは、その合計額を控除します。

１課金対象パケットごとに

区　　分	控　除　可　能　額
パケ・ホーダイダブル	372円
パケ・ホーダイシンプル	－

オ　(3)の規定により定額通信料を日割するときは、エに規定する控除可能額を(3)に規定する日数に応じて日割するものとし、同表中「372円」を「372円を日割した額」に読み替えて適用します。

カ　アからオの場合において、同一料金月内にパケ・ホーダイシンプル等の両方の選択があったときは、当該料金月におけるパケ・ホーダイダブルを選択している期間の課金対象パケット数とパケ･ホーダイシンプルを選択している期間の課金対象パケット数を合算して料金を算定します。

キ　パケ・ホーダイダブルに係る適用について、(4)の適用を受けるときは、エに規定する控除は行いません。

ク　パケ・ホーダイシンプルの適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の料金のうち、ｉモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、ｉモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、spモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、spモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、インターネットメール機能（経企第3254号（令和２年３月26日）に規定するものをいいます。）に係る電子メール（以下この附則において「moperaU電子メール」といいます。）の送受信に関する通信（ＦＯＭＡサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）の一部に関する料金については、moperaU機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、(1)のイの規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。

ただし、電波状態、若しくはｉモード機能、spモード機能若しくはmoperaU機能の利用に係る設定等によりｉモード電子メール､spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが蓄積されなかったとき、又は当社が別に定めるところによりそのｉモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが送信されたときは、この限りであ

りません。

ケ　パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイシンプル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。)に関するパケット通信モードによる通信の料金については、当該料金月におけるその通信に係る課金対象パケット数に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象パケット数として計算（その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。）するものとし、(1)のイの(ア)に規定する「税抜額0.004円（税込額0.00432円)」を「税抜額0.08円（税込額0.0864円)」に読み替えて適用します。

(11)パケ・ホーダイフラットに係る適用は次のとおりとします。

ア　パケ・ホーダイフラットの適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。)、spモード機能の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信（ＦＯＭＡサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）については、アの規定にかかわらず、支払いを要しません。

イ　パケ・ホーダイフラットの適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったｉモード等通信（ｉモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）及び128k通信モードによる通信に関する料金については、(1)のイの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額（以下この欄において「ｉモードフルブラウザ等通信月間累計額」といいます。が500円を超える場合は、500円をその月間累計額とみなして取り扱います。

ウ　パケ・ホーダイフラットの適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信（ｉモード等通信以外のものをいい、イに規定するもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、イの規定により算定したｉモードフルブラウザ等通信月間累計額に応じて、次表の規定により算定した額を適用します。

ただし、ｉモードフルブラウザ等通信月間累計額が500円未満の場合であって、そのｉモードフルブラウザ等通信月間累計額と次表の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が500円を超えるときは、500円を超える部分の料金について、次表に規定するｉモードフルブラウザ等通信月間累計額が500円以上の場合に適用される料金額を適用します。

１課金対象パケットごとに

区　　分		料　金　額
ＦＯＭＡパケット通信料	ｉモード等通信月間累計額が500円未満の場合	(1)のイに規定する料金額と同額
	ｉモード等通信月間累計額が500円以上の場合	税抜額 0.02円(税込額 0.022円)

エ　パケ・ホーダイフラットの適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の一部に関する料金は、イとウの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（その額が2,600円を超える場合は、2,600円をその合計額とみなして取り扱います。）を適用します。

(12) 当該料金月において、らくらくパケ・ホーダイの適用を受けているＦＯＭＡの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信について、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したときは、(1)の規定にかかわらず、次表に規定する定額通

信料を適用します。

1契約ごとに

区　　分	定額通信料（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
らくらくパケ・ホーダイ	2,839円（3,122.9円）

(13) (1)から(12)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（2in1利用に係る経過措置）

5　この改正規定実施の際限に、改正前の規定により適用を受けている2in1利用の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 共用ＦＯＭＡに係る契約者は、被共用ＦＯＭＡの変更を請求することができます。

(2) 当社は、前号に規定する申出があったときは、次の場合を除き、その申出を承諾します。

ア　被共用ＦＯＭＡに係るＦＯＭＡ契約者の承諾がないとき。

イ　被共用ＦＯＭＡが次のいずれかに該当するとき。

（ア）　現に他のＦＯＭＡとＦＯＭＡカードを共用しているとき。

（イ）　基本使用料の料金種別がタイプＳＳ等以外であるとき。

（ウ）　第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する用途別集計又は別表２（付加機能）に規定する複数番号機能の提供を受けているとき。

ウ　その共用ＦＯＭＡ及び被共用ＦＯＭＡの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外である場合であって、共用ＦＯＭＡの契約者名義が被共用ＦＯＭＡの契約者名義と異なるとき。

(3) 当社は、共用ＦＯＭＡに係る一般契約者が一般契約に係る名義変更を請求する場合において、その契約者が被共用ＦＯＭＡの契約者から名義変更の請求に係る承諾を得ていないときは、前項の規定にかかわらず、その請求を承諾しません。

(4) 被共用ＦＯＭＡが提供を受けている付加機能（当社が別に定めるものを除きます。）については、その付加機能を共用ＦＯＭＡへ提供するものとし、共用ＦＯＭＡに係る契約者は、通話録音機能に限り、請求することができます。この場合において、共用ＦＯＭＡに提供する付加機能に係る付加機能使用料については、別表２に規定する通話録音機能に係るものを除き、支払いを要しません。

(5) 当社は、ＦＯＭＡカードを共用しているＦＯＭＡに係る契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、2in1利用を廃止します。

ア　ＦＯＭＡカードを共用しているＦＯＭＡの契約の解除があったとき。

イ　前号の規定に該当することとなったとき。

(6) 2in1利用をしているＦＯＭＡにおいて2in1利用の廃止があったときは、本則第49条（契約者識別番号の登録等）に規定する契約者識別番号の登録等が行われるまでの間に限り、2in1利用が廃止される際に選択していた基本使用料の料金種別を継続して適用します。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡの電話番号保管に係る経過措置）

6　この改正規定実施の際限に、改正前の規定により適用を受けている電話番号保管の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 当社が電話番号保管を行った期間（以下この附則において「電話番号保管期間」といいます。）が３年を経過したときは、電話番号保管期間が３年を経過した日においてそのＦＯＭＡ契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が３年を経過する前にあらかじめそのことをＦＯＭＡ契約者に通知します。

(2) 前号に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

(3) ＦＯＭＡ契約者は、当社が電話番号保管を開始した日から起算して電話番号保管又はメールアドレス保管を取りやめる請求があった日までの期間について、次表に規定する料金の支払いを要します。

料　金　種　別		単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
保管手数料	電話番号保管に係るもの	１契約ごとに	400円（440円）
	メールアドレス保管に係るもの	１契約ごとに	100円（110円）

(4) 当社は、　暦月の初日以外の日に電話番号保管又はメールアドレス保管を取りやめる請求があったときは、(4)に規定する料金を電話番号保管等の日数に応じて日割します。

(5) 改正前の規定により定期契約の解除と同時に一般契約を締結及びその一般契約の締結と同時に電話番号保管の開始があったＦＯＭＡ契約は、この改正規定実施の日において、ＦＯＭＡに係る２年定期契約を締結したものとして取り扱います。

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（ｉモード機能に関する経過措置）

7　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているｉモード機能の料金その他提供条件は、次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料

ア　ｉモード機能に関する付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区　　分	単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ｉモード機能	１契約ごとに	300円（330円）

イ　料金表第１表第１（基本使用料）の１の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、アに規定する額から、その額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。

ウ　この機能の提供を受けている１のＸｉについて、別表２（付加機能）に規定するmoperaU機能（スーパーライトプランに係るものを除きます。）、ビジネスmoperaインターネット機能及びspモード機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち、２以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、イの適用を受ける場合を除き、アに規定する額から、150円（月額）を減額して適用します。

(2) ｉモード電子メール（ｉモード機能用に当社が割り当てたメールアドレス及び当社が別に定めるメール・プロトコルを使用して当社が設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、受信又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の提供は次のとおりとします。

ア　ｉモード電子メールのメールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。

　ただし、１の暦月におけるメールアドレス累計変更回数が、当社が定める回数を超えるときは、ｉモード電子メールアドレスの変更を行うことができない場合があります。

イ　蓄積できるｉモード電子メール（ｉモード電子メールに添付された画像等の情報を含

みます。以下この欄において同じとします。）の情報量又は数等は、当社が別に定めるところによります。

ウ　契約者回線から送信できるｉモード電子メールの数は、当社が別に定める数以内とします。

エ　蓄積したｉモード電子メールは、当社が別に定める時間が経過したとき又は当社が別に定める回数の受信があったときは、消去されます。

(3) 災害用伝言板サービスは、次のとおりとします。

ア　災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。

イ　削除

ウ　災害用伝言板サービスを利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。

エ　災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等は、当社が定める数以内とします。

(4) この機能を利用している契約者は、国際ローミング機能の提供を受けている場合において、データ通信モードによる国際アウトローミングを利用して外国からこの機能を利用することができます。この場合において、この機能を利用してデータ通信モードによる国際アウトローミングを利用した場合の国際アウトローミング利用料は、ＩＳＰ接続通信の場合に準じて取り扱います。

(5) 一般契約又は定期契約に係る名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。）があったときは、名義変更により新たに契約者となる者へ継続して提供します。

(6) 電話番号保管期間が３年を経過したときは、電話番号保管期間が３年を経過した日においてこの機能は廃止されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が３年を経過する前にあらかじめそのことを契約者に通知します。

(7) この機能を利用しているＦＯＭＡ契約者は、詐欺メール拒否設定機能（ｉモード電子メールの利用において、フィッシング詐欺等の危険があると当社が別に定める者が判定したＩＰアドレス（インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。）から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。）を利用する意思表示があったものとして取り扱います。

(8) 当社は、契約者がインターネットサービスを利用する場合において、児童ポルノ情報を受信できないようにすることがあります。

(9) 当社は、電話番号保管解除を申し込みした場合であって、契約者からこの機能に係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりこの機能を提供します。

(10) (1)から(9)以外の提供条件はなお従前のとおりとします。

（その他）

8　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第８号を次のように改めます。

(8) 経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) 第10号中「、携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件」を削除します。

(3) 第14号を第15号とし、第13号の次に次の一号を加えます。

(14) 携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

9　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。
(1) 第８号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
(2) 第13号を次のように改めます。
(13) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにＦＯＭＡプラン39等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。は行うことができません。
10　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項を次のように改めます。
(5) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
11　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項を次のように改めます。
(1) 第６号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
(2) 第９号を次のように改めます。
(9) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。
(3) 第12号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に次の一号を加えます。
(12) 携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
12　経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第５項第４号を次のように改めます。
(4) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、第６項に規定する定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
13　経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第６項第４号を次のように改めます。
(4) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、前項に規定する定額データプランスタンダード、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等との間の基本使用料の料金種別の

変更は行うことができません。

14　経企第406号（令和元年５月21日）の附則第４項を次のように改めます。

(1) 第７号を次のように改めます。

(7) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット並びに経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) 第９号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

附　則（令和元年９月27日経企第1635号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和元年10月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（キッズケータイプランに係る経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているキッズケータイプランのＦＯＭＡ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料については、次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区　　分			料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	一般契約に係るもの	キッズケータイプラン	1,000円（1,100円）
	定期契約に係るもの	キッズケータイプラン	500円（　550円）

イ　アに規定する基本使用料については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定にかかわらず、日割しません。

ウ　身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用は、次に定めるところによります。

割　引　額（月額）
500円（税込額 550円）

エ　削　除

オ　キッズケータイプランに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はギガホ２、ギ

ガライト２若しくはケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るＸｉ契約（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

カ　基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) 通信料については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則に規定するキッズケータイプラン２のＦＯＭＡに係る通信とみなしてその規定により算定した額を適用します。

(3) 削　除

(4) 削　除

(5) ＦＯＭＡ契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項に定めるところによります。

(6) 新たにキッズケータイプランに係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第１号のウ中「総合利用プラン（第１種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）のＦＯＭＡ」を「経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等のＦＯＭＡ」に改めます。

(2) 第５号を次のように改めます。

(5) 削　除

(3) 第８号を次のように改めます。

(8) 経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等並びに経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第10号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。

(5) 第12号を次のように改めます。

(12) 携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします

(6) 第15号を第16号とし、第14号の次に次の一号を加えます。

(15) 新たにＦＯＭＡデータプラン２２に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第3項中「総合利用プランのＦＯＭＡ」を「経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等のＦＯＭＡ」に改めます。

(2) 第２号のウの(ウ)を次のように改めます。

(ウ) (ア)に規定する控除可能額の適用、特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用、付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、経企第1635号（令和元年９月27日）

に規定するタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。
　ただし、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用については、経企第1635号（令和元年９月27日）第３項(3)のエの(イ)の規定を適用しません
(3) 第３号を次のように改めます。
(3) 削　除
(4) 第８号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
(5) 第10号を次のように改めます。
(10) 携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします
(6) 第13号を次のように改めます。
(13) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年９月27日)に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等並びに経企第1635号(令和元年９月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
(7) 第16号中「(1)から(15)」を「(1)から(16)」に改め、同号を第17号とし、第15号の次に次の一号を加えます。
(16) 新たにＦＯＭＡプラン３９等に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。
6　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項を次のように改めます。
(1) 第３号のイを次のように改めます。
イ　定額データプランHIGH-SPEEDに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。
(2) 第５号を次のように改めます。
(5) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等並びに経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
(3) 第７号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
(4) 第13号中「(1)から(12)」を「(1)から(13)」に改め、同号を第14号とし、第12号の次に次の一号を加えます。
(13) 新たに定額データプランHIGH-SPEEDに係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。
7　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項を次のように改めます。
(1) 第３項中「総合利用プランのＦＯＭＡ」を「経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等のＦＯＭＡ」に改めます。
(2) 第２号のイを次のように改めます。
イ　特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を

受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用、付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の適用については、経企第1635号（令和元年９月27日）第３項(3)のエの(イ)の規定を適用しません

(3) 第３号のイを次のように改めます。

イ　ファミリーワイド等に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(4) 第４号を次のように改めます。

(4) 携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(5) 第６号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。

(6) 第９号を次のように改めます。

(9) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等並びに経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更並びにファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

(7) 第13号中「(1)から(12)」を「(1)から(13)」に改め、同号を第14号とし、第12号の次に次の一号を加えます。

(13) 新たにファミリーワイド等に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

8　経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第３号のエを次のように改めます。

エ　定額データプランスタンダードに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(2) 第４号を次のように改めます。

(4) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、第６項に規定する定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等並びに経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(3) 第10号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第11号とし、第９号の次に次の一号を加えます。

(10)新たに定額データプランスタンダードに係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

9　経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第６項を次のように改めます。

(1) 第３号のイを次のように改めます。

イ　定額データプランフラットに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについ

ては、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(2) 第４号を次のように改めます。

(4) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、前項に規定する定額データプランスタンダード、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等並びに経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(3) 第10号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第11号とし、第９号の次に次の一号を加えます。

(10)新たに定額データプランフラットに係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

10　経企第406号（令和元年５月21日）の附則第４項を次のように改めます。

(1) 第１号のエ及びオ並びにケからサを次のように改めます。

エ　削　除

オ　削　除

ケ　削　除

コ　削　除

サ　削　除

(2) 第２号のケを次のように改めます。

ケ　削　除

(3) 第３号を次のように改めます。

ア　イを次のように改めます。

イ　契約期間が起算日（第23条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）に規定するものをいいます。）から起算して２年を超えているＦＯＭＡキッズケータイプラスに係る定期契約に関する定期契約の解除があったときは、アの規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

イ　イの次に次のウを加えます。

ウ　イの規定によるほか、ＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(4) 第６号のイ及びカを次のように改めます。

イ　削　除

カ　削　除

(5) 第７号を次のように改めます。

(7) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するタイプＳＳ等及びタイプＳＳ　2in1等並びに経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更並びにＦＯＭＡカケホーダイプラン等からＦＯＭＡキッズケータイプラスへの基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(6) 第９号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次のニ号を加えます。

(9) 携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(10) 新たにＦＯＭＡカケホーダイプラン等に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

11　経企第406号（令和元年５月21日）の附則第５項を次のように改めます。

(1) 第１号のキ及びク次のように改めます。

キ　削　除

ク　削　除

(2) 第４号を次のように改めます。

(4) 新たにＦＯＭＡデバイスプラス等に係るＦＯＭＡユビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。

12　企第1605号（令和元年９月24日）の附則第４項第８号を次のように改めます。

(8) 経企第204号（平成17年５月24日）に規定するＦＯＭＡデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するＦＯＭＡプラン39等、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年２月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年１月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡカケホーダイプラン等並びに経企第1635号（令和元年９月27日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更及びタイプＳＳ2in1等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

附　則（令和元年10月１日経企第1668号）

（実施期日）

1　この附則は、令和元年10月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3　当社は、ＦＯＭＡ契約者又はＦＯＭＡユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年10月31日までの間において、令和元年台風第15号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データＳパック等、データＬパック等、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（シングルパック等、データＬパック等又はデータＳパック等に係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から令和元年10月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4　前項の規定において、ＦＯＭＡ契約者が、この約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附　則（令和元年10月15日経企第1783号）

（実施期日）

1　この附則は、令和元年10月13日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3　当社は、ＦＯＭＡ契約者又はＦＯＭＡユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年

10月31日までの間において、令和元年台風第19号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データＳパック等、データＬパック等、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（シングルパック等、データＬパック等又はデータＳパック等に係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から令和元年10月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4　前項の規定において、ＦＯＭＡ契約者が、この約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附　則（令和元年10月18日経企第1812号）

（実施期日）

1　この附則は、令和元年10月17日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（特例ＦＯＭＡ及び特例ＦＯＭＡユビキタスの提供に関する経過措置）

3　ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡユビキタス契約（基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットに係るものに限ります。）の申込みを請求する者（令和元年台風第19号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和２年４月30日までの間に限り、第９条（一般契約申込の方法）、第24条（その他の提供条件）、第24条の７（その他の提供条件）及び第24条の14（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。

(1) その申込みをする者が個人であるとき。

(2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。

4　前項の規定により契約を締結したＦＯＭＡ（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ」といいます。）及びＦＯＭＡユビキタス（以下この附則において「特例ＦＯＭＡユビキタス」といいます。）の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 第17条（一般契約に係る名義変更）、第24条（その他の提供条件）、第24条の７（その他の提供条件）及び第24条の14（その他の提供条件）に規定する名義変更を請求することはできません。

(2) 特例ＦＯＭＡ又は特例ＦＯＭＡユビキタスに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例ＦＯＭＡ又は特例ＦＯＭＡユビキタスをその一括請求先とすることはできません。

(3) ユビキタスプランＳ、ユビキタスプランM又はトランシーバプランへの基本使用料への料金種別の変更並びに特例ＦＯＭＡに係る契約又は特例ＦＯＭＡユビキタスに係る契約（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ等契約」といいます。）の解除と同時に新たにＦＯＭＡユビキタス契約（基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットに係るものを除きます。）、ＦＯＭＡ位置情報契約又はＸｉサービス契約約款に規定するＸｉユビキタス契約の申込みをすることはできません。

(4) 第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求並びに第97条の２（dカードmini）に規定するdカードminiに係る請求を行うことはできません。

(5) 第100条の２（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。
(6) (1)から(5)以外の提供条件は、特例ＦＯＭＡについては改正後の規定におけるＦＯＭＡの場合に、特例ＦＯＭＡユビキタスについては改正後の規定におけるＦＯＭＡユビキタスの場合にそれぞれ準ずるものとします。

5　特例ＦＯＭＡ等契約を締結している者（以下この附則において「特例ＦＯＭＡ等契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属ＦＯＭＡサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例ＦＯＭＡ等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例ＦＯＭＡ契約については改正後の規定により当社と締結したＦＯＭＡ契約へ、特例ＦＯＭＡユビキタス契約については改正後の規定により当社と締結したＦＯＭＡユビキタス契約へ、それぞれ移行したものとみなします。

6　当社は、令和２年５月31日までの間において、特例ＦＯＭＡ等契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのＦＯＭＡサービスの利用を停止することがあります。

7　当社は､前項の規定によりＦＯＭＡサービスの利用を停止された特例ＦＯＭＡ等契約者が、令和２年６月15日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例ＦＯＭＡ等契約を解除することがあります。

附　則（令和元年10月23日経企第1831号）

この改正規定は、令和元年11月１日から実施します。

附　則（令和元年10月29日経企第1885号）

（実施期日）

1　この附則は、令和元年11月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3　当社は、ＦＯＭＡ契約者又はＦＯＭＡユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年11月30日までの間において、令和元年台風第19号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)が、この約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データＳパック等、データＬパック等、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（シングルパック等、データＬパック等又はデータＳパック等に係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から令和元年11月30日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、そのＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4　前項の規定において、ＦＯＭＡ契約者が、この約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附　則（令和元年11月14日経企第2066号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和元年11月19日から実施します。

ただし、パケットパック海外オプションに関する部分は、令和元年11月20日の当社が定める時刻から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第1812号（令和元年10月18日）第４項第４号中「第97条の２（dカードmini）に規定するdカードmini」を「d払い(iD)利用規約に規定するd払い(iD)」に改めます。

附　則（令和元年11月15日経企第2077号）

この改正規定は、令和元年12月１日から実施します。

ただし、改正規定中、個人情報の取扱いについては、令和元年12月11日から実施します。

附　則（令和元年12月18日経企第2373号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和２年１月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和２年１月14日経企第2552号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和２年１月17日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（キッズケータイプラスの適用などに関する経過措置）

3　経企第406号（令和元年５月21日）に規定する附則第４項を次のように改めます。

(1) 第４項ソの次にタを加えます。

タ　ＦＯＭＡキッズケータイプラスに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に限定利用プランに係るＸｉ契約を締結したときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

（キッズケータイプランの適用などに関する経過措置）

4　経企第1635号（令和元年９月27日）に規定する附則第３項を次のように改めます。

(1) 第１号カの次にキを加えます。

キ　キッズケータイプランに係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに限定利用プランに係るＸｉ契約を締結したときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

附　則（令和２年１月22日経企第2628号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和２年１月29日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は令和２年２月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第2522号（平成31年１月23日）の附則を次のように改めます。

(1) 第２項中「特定送信元拒否設定機能」を「詐欺メール拒否設定機能」に改めます。

(2) 第３項中「特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能」を「詐欺／ウイルスメール拒否設定機能」に改めます。

附　則（令和２年２月21日経企第2916号）

この改正規定は、令和２年３月１日から実施します。

附　則（令和２年３月23日経企第3209号）

この改正規定は令和２年３月25日から実施します。

附　則（令和２年３月26日経企第3254号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡサービスの提供に関する経過措置）

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているＦＯＭＡサービス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）は、令和８年３月31日までの間に限り提供するものとし、提供条件は次のとおりとします。この場合において、当社はＦＯＭＡサービスの全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(1) ＦＯＭＡサービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
ＦＯＭＡ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するＦＯＭＡカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するＦＯＭＡサービスであって、ＦＯＭＡユビキタス、ＦＯＭＡ位置情報又はＦＯＭＡ特定接続以外のもの
ＦＯＭＡユビキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するＦＯＭＡカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するＦＯＭＡサービス
ＦＯＭＡ位置情報	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（専ら位置の測定に関する通信を行うためのものであると当社が認めるものであって、当社が貸与するＦＯＭＡカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するＦＯＭＡサービス
ＦＯＭＡ特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するＦＯＭＡカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するＦＯＭＡサービスであって、契約の申込者が指定する１の協定事業者（当社の電気通信事業法第34条第２項に基づく第２種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。以下この附則において「特定接続事業者」といいます。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの

(2) ＦＯＭＡサービスの通信には次の種類があります。

種　　類	内　　容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね３kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの
64kb/sデジタル通信モード	回線交換方式により64kb/s以下で符号、音声その他の音響又は影像の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	(ア)　パケット交換方式により384kb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの

	（イ）　パケット交換方式により契約者回線からの通信においては64kb/s以下、契約者回線への通信においては128kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの（128k通信モード） （ウ）　パケット交換方式により契約者回線からの通信においては5.7Mb/s以下、契約者回線への通信においては14Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの（ハイスピードモード）
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うためのもの
トランシーバ通信モード	（ア）　パケット交換方式により音声その他の音響の伝送をおこなうためのもの （イ）　パケット交換方式により14Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの

（注）基本使用料の料金種別及び特定事業者との契約に応じて、利用できる通信の種類は異なります。

(3) 請求による契約者識別番号の変更

ア　ＦＯＭＡ契約、ＦＯＭＡユビキタス契約及びＦＯＭＡ位置情報契約（以下この附則において「ＦＯＭＡ契約等」といいます。）に係る契約者（以下この附則において「ＦＯＭＡ契約者等」といいます。）並びにＦＯＭＡ特定接続契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下この附則において同じとします。）で現に困っている場合又はＭ２Ｍ等専用番号（当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下この附則において同じとします。）への変更に限り、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

イ　ＦＯＭＡ契約者等及びＦＯＭＡ特定接続契約者は、アの規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属ＦＯＭＡサービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

ウ　イの請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているＦＯＭＡ契約者等及びＦＯＭＡ特定接続契約者からのものであると当社が認めた場合又はＭ２Ｍ等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

エ　当社は、ＦＯＭＡ契約者等及びＦＯＭＡ特定接続契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

（注）当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者からイに規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(4) 氏名等の変更の届出

ア　ＦＯＭＡ契約者等は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（(9)に規定するものをいいます。）が発行するＦＯＭＡサービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）若しくは電子メール（インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下この附則において同じとします。）の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属ＦＯＭＡサービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属ＦＯＭＡサービス取扱所に届出がな

いときは、当社からＦＯＭＡ契約者等に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

イ　アの届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

ウ　アの規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が３回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。

(5) 名義変更

ア　ＦＯＭＡ契約者等は、名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下この附則において同じとします。）を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属ＦＯＭＡサービス取扱所に請求していただきます。

イ　当社は、アの請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　名義変更により新たにＦＯＭＡ契約者等になろうとする者が、ＦＯＭＡサービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

（イ）　名義変更により新たにＦＯＭＡ契約者等になろうとする者が、(11)に規定する預託金を預け入れないとき。

（ウ）　名義変更により新たにＦＯＭＡ契約者等になろうとする者が、(6)の規定に違反するおそれがあるとき。

（エ）　名義変更により新たにＦＯＭＡ契約者等になろうとする者と当社との間で締結しているＦＯＭＡサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

（オ）　名義変更により新たにＦＯＭＡ契約者等になろうとする者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第10条の規定に違反して通話可能端末設備等（携帯電話不正利用防止法に規定するものをいいます。以下同じとします。）を貸与したと当社が認めたとき。

（カ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ウ　名義変更があったときは、名義変更後にＦＯＭＡ契約者等となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（(8)の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。

エ　アからウの規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

（ア）　相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この附則において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属ＦＯＭＡサービス取扱所に請求していただきます。

（イ）　当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。

（ウ）　（ア）及び（イ）の場合において相続人等が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。

（エ）　（ウ）の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の１人を契約者として取り扱います。

(6) 契約者の義務

ア　契約者は、次のことを守っていただきます。

（ア）自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

（イ） 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（ウ） ＦＯＭＡカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出しし、変更し、又は消去しないこと。

（エ） 当社が貸与するＦＯＭＡカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。

（オ） 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

（カ） 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

（キ）ＦＯＭＡサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

（ク） その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。

（ケ） 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。

（コ） 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。

（サ） 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。

（シ） 当社が別に定める基準に適合しない移動無線装置により、エミュレーション機能（移動無線装置に接続した端末設備等により、その移動無線装置を操作できる機能をいいます。）を利用してパケット通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行わないこと。

（ス） 電子メール（ｉモード電子メール及びspモード電子メールを含みます。以下この附則において同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

（セ） ＦＯＭＡユビキタスの契約者回線に接続される移動無線装置を、その移動無線装置が組み込まれる機器の制御又は監視等以外の目的で利用しないこと。

（ソ） 位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報であって、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

（タ） (19)に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

（チ） 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと

イ 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めたときは、アの(ス)の規定に違反したものとして取り扱います。

（ア） 広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為

（イ） 当社が大量と認める電子メールを実在しない電子メールのアドレス（以下この附則において「メールアドレス」といいます。）へ送信する行為

（ウ） 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為

（エ） 電子メールの受信者が、架空請求等の犯罪にあたるもの、犯罪行為を誘発する恐れがあるもの又は電子メールの利用を著しく妨げるものと認める電子メールを送信する行為

（オ） 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法

律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して電子メールを送信する行為

ウ　当社は、契約者が当社と契約を締結している他のＦＯＭＡ又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、アの(ス)の規定に違反したものとして取り扱います。

エ　アの(ス)、イ及びウの規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信について準用します。

オ　契約者は、アの規定に違反して当社が貸与しているＦＯＭＡカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

カ　当社は、(19)に規定する登録利用者その他の契約者以外の者によるＦＯＭＡサービスの利用においてアからオの規定に反する事由が生じた場合、そのＦＯＭＡサービスの契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。

(7) 通信利用の制限

ア　当社は、電子メールの受信に関して、次の措置をとることがあります。

（ア）　通信が著しくふくそうする場合に電子メールの受信を制限する措置

（イ）　多数のメールアドレスを指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合において、その電子メールの受信を拒否する措置

イ　当社は、アの規定によるほか、パケット定額（経企第974号（平成20年11月21日経企第974号）に規定するパケ・ホーダイ等、パケ・ホーダイダブル等、（平成26年１月10日経企第1251号）に規定するパケ・ホーダイ　ダブル２、（平成28年９月16日経企第903号）に規定するデータＬパック等、（平成29年３月24日経企第1896号）に規定するらくらくパック、（平成30年５月18日経企第489号）に規定するデータＳパック等、（令和元年５月21日経企第406号）に規定するシングルパック等又は（令和元年９月24日経企第1605号）に規定するパケ・ホーダイダブル等をいい、特定接続事業者の契約約款等に規定するＦＯＭＡ特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含みます。）選択している場合のＦＯＭＡサービスの通信（パケット通信モードに限ります。）に関して、次の措置をとることがあります。

（ア）　一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

（イ）　セッション（パケット通信モードにより通信を行うことができる契約者回線の状態をいいます。以下この号において同じとします。）の設定が長時間継続されたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

（ウ）　通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置

ウ　当社は、ア及びイの規定によるほか、基本使用料の料金種別が、経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡデータプラン（スマホ／タブ）及びＦＯＭＡデータプラン（ルーター）並びに第４項に規定する定額データプランスタンダード２（特定接続事業者の契約約款等に規定するＦＯＭＡ特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含みます。）のＦＯＭＡサービスの通信（パケット通信モードに限ります。）に関して、次の措置をとることがあります。

（ア）　当社が定めるソフトウェア、通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置

（イ）　当社が定めるデータ量を超えるデータファイルの送受信を制限する措置

（ウ）　一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

（エ）　一定期間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

（オ）　セッションの設定が長時間継続されたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

（カ）　同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

（キ）　通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置

エ　当社は、アからウの規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為又はその他法令に違反する行為により取得されたと当社が判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、ＦＯＭＡサービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

オ　当社は、アからエの規定によるほか、ＦＯＭＡ契約者、ＦＯＭＡユビキタス契約者及びＦＯＭＡ位置情報契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したＵＲＬ又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、ＦＯＭＡ契約者、ＦＯＭＡユビキタス契約者及びＦＯＭＡ位置情報契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。

カ　当社は、オの規定によりフィッシング詐欺等の危険があると判定した文字メッセージに係る情報を、第21号のウに規定するＦＯＭＡ契約者等の確認及び注意喚起に利用することがあります。

(8) 料金等の支払義務等

ア　当社が提供するＦＯＭＡサービス（ＦＯＭＡ特定接続を除きます。）の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、この約款に定めるところによります。

イ　当社が提供するＦＯＭＡサービスの工事費は、この約款に定めるところによります。

ウ　当社が提供する国際アウトローミングの利用に係る料金は、国際アウトローミング利用料とし、この約款に定めるところによります。

エ　削　除

オ　当社が提供する情報提供サービスの利用に係る料金は、情報料とし、この約款に定めるところによります。

カ　当社が提供するＦＯＭＡ特定接続に係る料金は、特定接続事業者が定めることとし、請求方法その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

キ　ＦＯＭＡ契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、この約款に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、この約款に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

ク　キの期間において、利用の一時中断等によりＦＯＭＡサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下この附則において「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

（ア）　利用の一時中断をしたときは、ＦＯＭＡ契約者等は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

（イ）　利用停止があったときは、ＦＯＭＡ契約者等は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

（ウ）　(ア)及び(イ)の規定によるほか、ＦＯＭＡ契約者等は、次の場合を除き、ＦＯＭＡサービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
①　ＦＯＭＡ契約者等の責めによらない理由により、そのＦＯＭＡサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＦＯＭＡサービスについての料金
②　ＦＯＭＡの電話番号保管をしたとき。	電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのＦＯＭＡについての基本使用料及び付加機能使用料（(27)に規定する遠隔管理機能に係るものを除きます。）

ケ　ＦＯＭＡ契約者等又は協定事業者は、次の通信について、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。）により測定した通信時間、情報量又は通信回数とこの約款の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区　　別	支払いを要する者
（ア）　(イ)以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）	その契約者回線の契約者
（イ）　パケット通信モードによる通信 ①　②以外のもの Ａ　契約者回線から行った通信 Ｂ　契約者回線へ着信した通信 ②　ＩＳＰ料金支払いに係る通信 （ＩＳＰ接続通信に係る協定事業者	 その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者 その通信に係る協定事業者

との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信のうち、その協定事業者が相互接続協定において通信に関する料金を支払うことについて承諾したものをいいます。以下同じとします。)	

コ　契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

サ　コの場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

　ただし、当社又は協定事業者の付加機能等に関する通信及び協定事業者が提供する電報サービスの利用に係る通信について、この約款又は協定事業者の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

シ　協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

ス　相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

セ　ＦＯＭＡ契約者等は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、ＦＯＭＡ契約者等に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者はＦＯＭＡ契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(9) 債権の譲渡等

ア　ＦＯＭＡ契約者等（当社が指定するＦＯＭＡ契約者等を除きます。以下この号において同じとします。）は、当社がＦＯＭＡサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＸｉサービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。）に係る債権を、当社が別に定める第三者（以下この附則において「請求事業者」といいます。）に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、ＦＯＭＡ契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

イ　ＦＯＭＡ契約者等は、当社がアの規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び(12)の規定に基づきそのＦＯＭＡサービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

ウ　ＦＯＭＡ契約者等は、当社がアの規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(注) アに規定する当社が別に定める第三者は、(17)に規定する「ＮＴＴドコモ　プライバシーポリシー」に定めるところによります。

(10) 責任の制限

ア　当社は、ＦＯＭＡサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのＦＯＭＡサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状

態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この号において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

イ　アの場合において、当社は、ＦＯＭＡサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＦＯＭＡサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

（ア）　この約款において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

（イ）　この約款において通信料として規定する料金（ＦＯＭＡサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均通信料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

ウ　イの場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、(25)の規定に準じて取り扱います。

エ　当社の故意又は重大な過失によりＦＯＭＡサービスの提供をしなかったときは、アからウの規定は適用しません。

（注）イに規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、ＦＯＭＡサービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における１日当たりの平均通信料とします。

(11) 預託金

ア　契約者又は名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、その請求の承諾に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

（ア）　名義変更の承認を請求したとき。

（イ）　(12)のアの(ア)又は(エ)の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

（ウ）　基本使用料の料金種別を変更したとき。

イ　預託金の額は、１契約当たり10万円以内で当社が別に定める額とします。

ウ　預託金については、無利息とします。

エ　当社は、ＦＯＭＡ契約等の解除、名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他のＦＯＭＡ契約等に基づき支払うべき額（(9)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）並びに当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約、個別信用購入あっせん契約（当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。）及び割賦販売契約（当社の割賦販売契約約款に規定するものをいいます。）に基づき支払うべき額（当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

(12) 利用停止

ア　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（そのＦＯＭＡサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＦＯＭＡサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、(9)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権を含みます。以下この号、(15)及び(19)において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのＦＯＭＡサービスの利用を停止することがあります。

（ア）　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、ＦＯＭＡサービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限り

ます。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び(9)の規定により当社がＦＯＭＡサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この号及び(18)において同じとします。）。

（イ）　ＦＯＭＡサービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

（ウ）　(4)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

（エ）　契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のＦＯＭＡサービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（オ）　(6)に規定する利用に係る契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。

（カ）　(11)に規定する預託金を預け入れないとき。

（キ）　(16)の規定に違反したとき。

（ク）　警察機関がＦＯＭＡサービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対してその契約者回線に係るＦＯＭＡサービスの利用を停止する要請があったとき。

イ　当社は、アの(ア)から(カ)又はアの(ク)の規定によりＦＯＭＡサービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、(オ)により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

ウ　当社は、アの(キ)の規定によりＦＯＭＡサービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

(13) 契約者が行う契約の解除

ア　契約者は、ＦＯＭＡサービスに係る契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属ＦＯＭＡサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

イ　アの場合において、ＦＯＭＡ契約者等及びＦＯＭＡ特定接続契約者（特定接続事業者から第２号に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

ウ　当社は、イの規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要となる番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

エ　アの場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づくＦＯＭＡ契約等の解除となるときは、その解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

（注１）経企第294号（平成21年６月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年５月21日）に規定するＦＯＭＡデータプラン（スマホ／タブ）及びＦＯＭＡデータプラン（ルーター）並びに第４項に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプラン128Kに係るＦＯＭＡ契約者は、イに規定する申出を行うことができません。

（注２）エに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(14) 当社が行う契約の解除

ア　当社は、(12)の規定によりＦＯＭＡサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

イ　当社は、契約者が(12)のアの規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、アの規定にかかわらず、ＦＯＭＡサービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

ウ　当社は、契約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反したと当社が認めたときは、その契約を解除するものとします。

エ　当社は、アからウの規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

オ　当社は、アからエの規定によるほか、契約者又は(19)に規定する登録利用者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その契約に係るＦＯＭＡサービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってその契約を解除するものとします。

(15) 電気通信事業者への情報の通知

ア　契約者は、(13)又は(14)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合（(9)の規定により、当社がＦＯＭＡサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及びＢＷＡ事業者（ＢＷＡアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

イ　アの規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（ア）　(14)の規定により当社がそのＦＯＭＡ契約を解除したとき（(6)のイ又はウの規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）

（イ）　(12)のアの規定によりＦＯＭＡの利用を停止されたとき（(6)のイ若しくはウ又は(16)の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります）。

ウ　ア及びイの規定によるほか、契約者は、携帯電話番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その携帯電話番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

エ　アからウの規定によるほか、契約者は、電子メール又はショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行った場合であって、その電子メール又は文字メッセージの接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その電子メール又は文字メッセージの送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為（(6)のアの(ス)及び(6)のイに相当するものをいいます。）に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）へ、文字メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号又はその電子メールの送受信を行った電子メールアドレス、電子メール又は文字メッセージの受信時刻（受信に係る電気通信事業者の電気通信設備においてその電子メール又は文字メッセージを蓄積した時刻をいいます。）及び文字メッセージの内容等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が

別に定めるものに限ります。）を通知することにあらかじめ同意するものとします。

（注）ア、イ及びエに規定する当社が別に定める電気通信事業者は、(17)に規定する「ＮＴＴドコモ　プライバシーポリシー」に定めるところによります。

(16) 契約者確認

ア　当社は、携帯電話不正利用防止法第８条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第９条で定める契約者確認をいいます。以下この号において同じとします。）の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。

イ　当社は、アの規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、その旨を通知します。

ウ　契約者は、当社の定める期日までに、当社の定める方法にしたがって契約者確認に応じていただきます。

(17) 当社は、ＦＯＭＡ契約者等に係る個人情報の取り扱いについて、別途「ＮＴＴドコモ　プライバシーポリシー」において公表します。

(18) 回収代行等の承諾等

ア　ＦＯＭＡ契約者等は、有料情報サービス（ＦＯＭＡサービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下この附則において同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

イ　アの規定によるほか、(27)に規定するspモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ契約者等は、当社が定める方法により有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社がそのＦＯＭＡ契約者等に代わってその料金を情報提供者に立替払いすることを承諾していただきます。

ウ　ＦＯＭＡ契約者等は、当社が別に定めるところにより、暗証番号を使用して、アに規定する有料情報サービスを利用することができます。

エ　ＦＯＭＡ契約者等は、次のいずれかに該当する場合は、ア及びウの規定にかかわらず、有料情報サービスを利用することができない場合があります。

（ア）　支払期日を経過してもなお有料情報サービスの料金に係る支払いがないとき。

（イ）　有料情報サービスの料金の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とします。）が、限度額（有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。）を超えたことを当社が確認したとき。

オ　当社は、アの規定により回収する又はイの規定により立替払いする有料情報サービスの料金については、その有料情報サービスの利用又は登録があった契約者回線のＦＯＭＡ契約者等に、ＦＯＭＡサービスの料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。

カ　ＦＯＭＡ契約者等は、支払期日を経過してもなお有料情報サービスの料金に係る支払いがない場合において、その有料情報サービスに係る情報提供者からの請求に基づきＦＯＭＡ契約者等の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

キ　ア又はイの場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

ク　当社は、有料情報サービスで提供される情報等の内容、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

ケ　削　除

(19) 利用者登録

ア　ＦＯＭＡ契約者及びＦＯＭＡユビキタス契約者（当社が別に定める者を除きます。以下この号において「対象契約者」といいます。）は、当社が定める方法により、その契約に係るＦＯＭＡサービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

イ　対象契約者は、そのＦＯＭＡ契約者等以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。

ウ　アの規定にかかわらず、そのＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、利用者登録を行うことができません。

エ　ＦＯＭＡ契約者等は、当社がＦＯＭＡサービス等に係る案内等を、当社が定める方法により、そのＦＯＭＡサービスに係る契約者回線へ送信する場合において、利用者登録の有無にかかわらず、ＦＯＭＡサービスに係る情報をその契約者回線へ当社が通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

オ　エの規定によるほか、対象契約者は、法人（当社が別に定める法人とします。以下この号において同じとします。）からの請求に基づき、アの規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

カ　対象契約者は、その対象契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は対象契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

（ア）　対象契約者からの申出により利用者登録又は登録利用者の変更若しくは登録の削除が行われること。

（イ）　そのＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスに係る利用の一時中断、名義変更、契約の解除、基本使用料の料金種別の選択、付加機能の請求若しくは廃止その他のＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡユビキタス契約に係る請求は、対象契約者の申出により行うこと。

（ウ）　対象契約者が、そのＦＯＭＡサービスに関する料金その他の債務を支払わないときは、(12)の規定に基づきＦＯＭＡサービスの利用を停止されることがあること、又は(14)の規定に基づきＦＯＭＡサービスに係る契約を解除されることがあること。

（エ）　登録利用者の変更を行った場合において、ＦＯＭＡサービスの利用に係る請求書等又は料金明細内訳書の発行が、変更前の登録利用者の利用に係るものと変更後の登録利用者の利用に係るものを合わせて、請求書等又は料金明細内訳書の発行が行われることがあること。

（オ）　法人からの請求に基づき、アの規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知すること。

キ　対象契約者は、登録利用者の変更があった場合は、そのことを速やかに所属ＦＯＭＡサービス取扱所に申し出ていただきます。

ク　当社は、対象契約者から登録利用者の変更の申出があったときは、その申出を利用者登録の申出とみなして、アからカの規定を適用します。

ケ　当社は、対象契約者から登録利用者の登録を削除する申出があった場合のほか、利用者登録が行われているＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスについて名義変更があったときは、登録利用者の登録を削除します。

(20) 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、(9)の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。）の支払いを現に怠り若し

くは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(21) サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等

ア　当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりＦＯＭＡサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のＩＰアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するＦＯＭＡ契約者等を確認し、当社が定める方法により当該ＦＯＭＡ契約者等へ注意喚起を行うことがあります。

イ　アの規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりＦＯＭＡサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のＩＰアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するＦＯＭＡ契約者等を確認し、当社が定める方法により当該ＦＯＭＡ契約者等へ注意喚起を行うことがあります。

ウ　ア及びイの規定によるほか、当社は、ショートメッセージ通信モードによりフィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したＵＲＬ又は電話番号が記述された文字メッセージが送信されたことを検知した場合であって、当社が必要と認めるときは、必要な限度で、当該文字メッセージの送信に係る契約者回線に関するＦＯＭＡ契約者等を確認し、当社が定める方法により当該ＦＯＭＡ契約者等へ注意喚起を行うことがあります。この場合において、ＦＯＭＡ契約者等は、当社が別に定める方法により、この注意喚起を受けないようにすることができます。

(22) 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その債務を負いません。

(23) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

ア　約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

イ　約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(24) 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、ＦＯＭＡサービスの一部を廃止することがあります。この場合において、当社はＦＯＭＡサービスの一部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(25) ＦＯＭＡサービスの料金の計算方法等

ア　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(ア)　暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供の開始があったとき。

（イ）　暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

（ウ）　暦月の初日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又はその付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

（エ）　暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

（オ）　(8)のイの(ウ)の表の規定に該当するとき。

イ　アの規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、(8)のイの(ウ)の表の①欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

ウ　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

エ　ウの規定にかかわらず、基本使用料、付加機能使用料及び通信料の減額適用等に係る計算に関する端数処理については、次のとおりとします。

（ア）　基本使用料の減額適用及び割引適用に係る計算において、その計算結果に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

　ただし、日割計算に関する部分は、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（イ）　付加機能使用料の減額適用、通信料の割引適用、控除可能額の日割及び情報料の減額適用に係る計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

オ　ＦＯＭＡ契約者等は、料金及び工事費について、クに規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、ＦＯＭＡ契約者等は、その料金及び工事費（(9)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定するＦＯＭＡサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

カ　当社は、ＦＯＭＡ契約者等に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、ＦＯＭＡ契約者等は所定の期日までに支払っていただきます。

　ただし、ＦＯＭＡ契約者等から１月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

キ　料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

ク　当社は、当社に特別の事情がある場合は、ＦＯＭＡ契約者等の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ケ　当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下このケにおいて「一括請求」といいます。）している２以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下このケにおいて「一括請求グループ」といいます。）に属する５Ｇサービス、Ｘｉ又はＦＯＭＡに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者（以下このケにおいて「５Ｇ契約者等といいます。」）に対し、その５Ｇ契約者等がｄカードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる５Ｇサービス、Ｘｉ、Ｘｉユビキタス、ＦＯＭＡ、ＦＯＭＡユビキタス、ＦＯＭＡ位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(26)　手続きに関する料金等

ア　手続きに関する料金

（ア）　手続きに関する料金は、次表に規定する額を適用します。

区　　分	単　　位	手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
カード発行手数料	１枚ごとに	2,000円（2,200円）
名義変更手数料	１契約ごとに	2,000円（2,200円）
登録等手数料	１端末設備等ごとに	2,000円（2,200円）
その他の手数料	１の申込みごとに	別に算定する実費

（イ）　名義変更により新たにその契約者になろうとする者が、名義変更と同時に身体障がい者等割引（この約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けることとなった場合の名義変更手数料については、(ア)の規定にかかわらず、適用しません。

（ウ）　名義変更により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更手数料については、(ア)の規定にかかわらず、適用しません。

（エ）　削　除

（オ）　ＦＯＭＡ契約者及びＦＯＭＡユビキタス契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けている場合若しくはその適用を受けることとなった場合の登録等手数料については、(ア)の規定にかかわらず、適用しません。

（カ）　１の契約又は１の端末設備等について、その支払いを要する手続きが、カード発行手数料又は登録等手数料を要する手続きと同時に行われるものであるとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、(ア)の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。

（注）(カ)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。

（キ）　当社は、(ア)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

イ　番号案内料等に関する料金

（ア）　相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、相互接続番号案内の利用に係る番号案内料及び番号案内接続通信料（以下このイにおいて「番号案内料等」といいます。）は次表に規定する額を適用します。

区　　分	単　　位	料　金　額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	１電話番号等ごとに	400円（ 440円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

（イ）　身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのＦＯＭＡの契約者回線から行った相互番号案内の利用に係る通信（当該料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する番号案内料等については、(ア)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

（ウ）（イ)の規定によるほか、番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の問合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

ウ　料金明細内訳書等の発行手数料は次表に規定する額を適用します。

１契約について１通ごとに

区　　分	単　　位	手数料の額 次の税抜額(かっこ内は税込額)
発行手数料	料金明細内訳書の発行に係るもの	100円（ 110円)
	支払証明書の発行に係るもの	400円（ 440円)
	預託金預り証明書の発行に係るもの	400円（ 440円)
	契約事項証明書の発行に係るもの	300円（ 330円)

（注１）料金明細内訳書又は契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

（注２）支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

エ　分割送付手数料及び用途別集計に係る手数料は次表に規定する額を適用します。

区　　分	単　　位	手数料の額 次の税抜額(かっこ内は税込額)
分割送付手数料	１契約について１分割送付ごとに	150円（ 165円)
用途別集計に係る手数料	１契約について１集計ごとに	100円（ 110円)

オ　ユニバーサルサービス料

（ア）ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区　　分		単　　位	料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	１契約ごとに	３円（ 3.3円)
	加算額	１追加番号ごとに	３円（ 3.3円)

（イ）　(27)に規定する複数番号機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて(ア)に規定する加算額を適用します。

（ウ）　ＦＯＭＡユビキタスにおいて契約者識別番号がＭ２Ｍ等専用番号であると当社が認めたときは、(ア)の規定にかかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

カ　電話リレーサービス料

（ア）　電話リレーサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区　　分		単　　位	料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
電話リレーサービス料	基本額	１契約ごとに	１円（ 1.1円）
	加算額	１追加番号ごとに	１円（ 1.1円）

（イ）　(27)に規定する複数番号機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて(ア)に規定する加算額を適用します。

（ウ）　ＦＯＭＡユビキタスにおいて契約者識別番号がＭ２Ｍ等専用番号であると当社が認めたときは、(ア)の規定にかかわらず、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

（注１）電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

（注２）電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

(27) 付加機能使用料

ア　付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

区　　分		単　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話中着信機能（キャッチホン）		１契約ごとに	200円（　220円）
留守番電話及び不在案内機能		１契約ごとに	300円（　330円）
着信短縮ダイヤル機能（クイックナンバー）	１の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域をＦＯＭＡ及びＸｉの１の営業区域に係る地区内とした場合	１着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (30,800円)
	上記以外のもの	１着信短縮ダイヤル番号ごとに	36,000円 (39,600円)

ｉモード電子メール転送機能（メアド変えても転送サービス）			１契約ごとに	100円（　110円）
ｉモード電子メール等音声文字変換機能（音声入力メール）			１契約ごとに	200円（　220円）
グループ機能			１契約ごとに	150円（　165円）
呼出音選択機能（メロディコール）			１契約ごとに	100円（　110円）
moperaU機能	基本機能		基本額（１契約ごとに）	(1) スタンダードプラン 500円（　550円） (2) ライトプラン 300円（　330円） (3) スーパーライトプラン 150円（　165円）
	追加機能	メールウイルスチェック機能	加算額（１メールアドレスごとに）	150円（　165円）
		ＩＰ網接続機能	加算額（１契約ごとに）	(1) タイプ１ 300円（　330円） (2) タイプ２ 500円（　550円）
		メール着信通知機能	加算額（１通知ごとに）	３円（　3.3円）
複数番号機能（マルチナンバー）			１追加番号ごとに	500円（　550円）
即時接続機能			１契約ごとに	100円（　110円）
位置情報通知機能			１位置情報送出ごとに	３円（　3.3円）
位置情報受信機能（イマドコサーチ）			１契約ごとに	200円（　220円）
			１位置情報蓄積ごとに	５円（　5.5円）
ｉモードケータイデータお預かり機能	基本機能		１契約ごとに	100円（　110円）
	追加機能	容量拡張機能	１契約ごとに	100円（　110円）

ビジネスmoperaインターネット機能	基本機能		基本額（１契約ごとに）	300円（　330円）
	追加機能	ＩＰ網接続機能	加算額（１契約ごとに）	(1) タイプ１ 300円（　330円） (2) タイプ２ 500円（　550円）
my daiz（有料・spモード）			１契約ごとに	100円（　110円）
spモード機能			１契約ごとに	300円（　330円）
ビジネスmoperaテレメトリ機能			１契約ごとに	100円（　110円）
通話録音機能			基本額（１契約ごとに）	500円（　550円）
			加算額（１通話録音グループごとに）	500円（　550円）
パケットトランシーバ機能			１契約ごとに	2,300円（2,530円）
遠隔管理機能（あんしんマネージャーサービス）	基本機能	タイプＡ	基本額（１契約ごとに）	250円（　275円）
		タイプＢ	基本額（１契約ごとに）	250円（　275円）
		タイプＣ	基本額（１契約ごとに）	400円（　440円）
		タイプＤ	基本額（１契約ごとに）	250円（　275円）
自動着信転送機能（転送でんわ）			１契約ごとに	―
迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）			１契約ごとに	―
接続先限定機能			１契約ごとに	―
国際ローミング機能			１契約ごとに	―
番号変換機能（ＦＯＭＡオフィスリンク）			１契約ごとに	―

イ　当社は、アに規定する付加機能（ビジネスmoperaテレメトリ機能、遠隔管理機能（タイプＢ及びタイプＣに限ります）、moperaU機能（ライトプラン及びスーパーライトプランに係るものに限ります。）、ビジネスmoperaインターネット機能及びＩＰ網接続機能（タ

イプ１に係るものに限ります。）を除きます。）に係る利用の請求があったときは、(ア)から(エ)の規定によるほか、改正前の規定によりその付加機能を提供します。

(ア)　削　除

(イ)　削　除

(ウ)　ライトプランに係るmoperaU機能の付加機能使用料については、当該機能の利用のために当社が設置した電気通信設備への接続の開始があった場合に限り、その接続を開始した時刻の属する当該暦月において、アに規定する額を適用します。この場合における通信の時刻は、当社の機器により測定します。

(エ)　情報自動受信機能については、spモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタス（spモードケータイお預かり機能を利用しているものに限ります。）に係る契約者から利用の請求があった場合に限り、その機能を提供します。

ウ　ライトプランに係るmoperaU機能及びｉモード電子メール転送機能に係る付加機能使用料については、(25)の規定にかかわらず、日割しません。

エ　付加機能使用料の減額適用については、次のとおりとします。

(ア)　１のＦＯＭＡについて、通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、オに規定する適用を受ける場合を除き、アに規定する付加機能使用料の合計額から200円（月額）を減額して適用します。

(イ)　１のＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスについて、グループ機能及びmoperaU機能（スタンダードプランに係るものに限ります。）に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、オに規定する適用を受ける場合を除き、アに規定する付加機能使用料の合計額から 100円（月額）を減額して適用します。

(ウ)　１のＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスについて、moperaU機能（基本機能に係るものに限り、スーパーライトプランに係るものを除きます。）、ビジネスmoperaインターネット機能（基本機能に係るものに限ります。）及びspモード機能に係る付加機能使用料並びに経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するiモード機能に係る付加機能使用料のうち、２以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、オに規定する適用を受ける場合を除き、アに規定する付加機能使用料の額からそれぞれ150円（月額）を減額して適用します。

(エ)　パケットトランシーバ機能に係る付加機能使用料の適用を受けているＦＯＭＡユビキタスについて、当社が指定する事業所において当社が定める端末設備（当社が定めるものに限ります。以下同じとします。）をＦＯＭＡユビキタス契約者又はその関係者が当社が別に定める方法により購入したときは、アに規定する付加機能使用料の額から 800円（月額）を減額して適用します。

(オ)　(エ)に規定する減額は、その購入があったと当社が確認した日を含む料金月から適用します。

(カ)　当社は、次のいずれかに該当する場合には、それに該当すると当社が確認した日をもって(エ)に規定する減額適用を廃止します。

①　ＦＯＭＡユビキタス契約の解除があったとき。

②　パケットトランシーバ機能の廃止があったとき。

③　ＦＯＭＡサービス取扱所において当社が定める端末設備をＦＯＭＡユビキタス契約者又はその関係者が当社が定める方法により購入（(エ)に規定する方法で購入したときを除きます。）したとき。

(キ)　(25)の規定により付加機能使用料を日割するときは、(ア)から(エ)に規定する額を日割して適用します。

オ　身体障がい者等割引の適用を受けているＦＯＭＡ及びＦＯＭＡユビキタスに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、ｉモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、位置情報通知機能、ビジネスmoperaテレメトリ機能及び遠隔管理機能に係る付加機能使用料、ＦＯＭＡ位置情報受信機能における１位置情報蓄積ごとの付加機

能使用料並びに通話録音機能における１通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、アに規定する額からその額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。

カ　当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、アに規定する各々の付加機能について、付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を変更又は廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨をＦＯＭＡ契約者等へ周知します。

キ　当社は、カの規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止したことによりＦＯＭＡ契約者等に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(28) 削　除

(29) 情報料

ア　情報提供サービスに係る情報料は次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分	料金額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ｉチャネル	150円（　165円）
画像情報提供サービス	－
地図情報等提供サービス	－

イ　当社は、アに規定する情報提供サービスに係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりその情報提供サービスを提供します。

ウ　身体障がい者等割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る情報料については、アに規定する料金額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。

エ　当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨をＦＯＭＡ契約者等へ周知します。

オ　当社は、エの規定により、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止したことによりＦＯＭＡ契約者等に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(30) 削　除

(31) ＦＯＭＡ契約者等は、国際アウトローミングを利用したときは、当社が別に定めるところにより国際アウトローミング利用料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社の機器により測定します。

(32) (1)から(31)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（データプランＳＳ等に係る経過措置）

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータプランＳＳ、データプランＳ、データプランM、データプランＬ、データプランＬＬ、定額データプランスタンダード２及び定額データプラン128Ｋ（以下この附則において「データプランＳＳ等」といいます。）のＦＯＭＡ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) データプランＳＳ等（定額データプランスタンダード２及び定額データプラン128Ｋを除きます。）のＦＯＭＡに係る通信の種類は、64kb/sデジタル通信モード、パケット通信モー

ド（128k通信モードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、定額データプランスタンダード２のＦＯＭＡに係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、定額データプラン128ＫのＦＯＭＡに係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モードに限ります。）及びショートメッセージ通信モードに限ります。

(2) 定期契約の満了

ア　定額データプランスタンダード２及び定額データプラン128Ｋに係る定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して２年が経過することとなる日をもって満了となります。

イ　当社は、定期契約について、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

ウ　イの規定により更新された定期契約は、その更新日から起算してアに規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

エ　削　除

(3) 基本使用料

ア　基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区　　分			料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	バリュープラン	データプランＳＳ	1,100円（ 1,210円）
		データプランＳ	2,200円（ 2,420円）
		データプランＭ	4,500円（ 4,950円）
		データプランＬ	6,700円（ 7,370円）
		データプランＬＬ	13,200円（14,520円）
		定額データプランスタンダード２	3,334円(3,667.4円)
		定額データプラン128Ｋ	3,010円（ 3,311円）
	バリュープラン以外のもの	データプランＳＳ	1,800円（ 1,980円）
		データプランＳ	2,900円（ 3,190円）
		データプランＭ	5,200円（ 5,720円）
		データプランＬ	7,400円（ 8,140円）
		データプランＬＬ	13,900円（15,290円）
		定額データプランスタンダード２	4,034円(4,437.4円)

		定額データプラン128K	3,710円（ 4,081円）

イ　アに規定する基本使用料の料金種別の選択については、次に定めるところによります。

（ア）　バリュープランの選択については、タイプＳＳ等のＦＯＭＡ（企第1605号（令和元年９月24日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の場合に準ずるものとします。

（イ）　定期契約を締結しているときは、定額データプランスタンダード２又は定額データプラン128Kに限り選択することができます。

（ウ）　定額データプラン128Kに係る基本使用料については、前項第25号の規定にかかわらず、日割しません。

（エ）　同一暦月内においてバリュープランに係る定額データプラン128K及びバリュープラン以外のものに係る定額データプラン128Kの両方の選択があったときは、当該暦月におけるバリュープランに係る定額データプラン128Kに関する基本使用料の支払いを要しません。

ウ　アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については次の(ア)から(オ)に定めるところによります。

（ア）　定期契約に係る定額データプランスタンダード２又は定額データプラン128Kデータ専用プランのＦＯＭＡの基本使用料の減額適用は次表に定めるとおりとします。

１契約ごとに

基本使用料の料金種別		割　引　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	定額データプランスタンダード２	953円（ 1,048.3円）
	定額データプラン128K	1,505円（1,655.5円）

（イ）　前項第25号の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

エ　データプランＳＳ等のＦＯＭＡに係る電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の基本使用料の減額及び及び身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用並びにデータプランＳＳ等（定額データプランスタンダード２及び定額データプラン128Kを除きます。）のＦＯＭＡに係る複数回線複合割引（ファミリー割引）及び定期包括割引（ビジネスセーバー）については、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

オ　データプランＳＳ等に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たに５Ｇギガホ又は５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る５Ｇ契約（５Ｇサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又はギガホ２、ギガライト２若しくはケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るＸｉ契約（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その５Ｇ契約又はＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

カ　データプランＳＳ等のＦＯＭＡにおいて、前項第２号に規定する通信の種類のうち次表に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の前項第８号に規定する支払いを要しない料金及び前項第10号に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基

本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次の(ア)及び(イ)に規定する額とみなします。

(ア)　(イ)以外のもの

1契約ごとに

区　　分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
64kb/sデジタル通信モード	200円（ 220円）
パケット通信モード	そのＦＯＭＡの基本使用料から210円を控除した額
ショートメッセージ通信モード	10円（11円）

（イ）　定額データプランスタンダード２及び定額データプラン128Kに係るもの

1契約ごとに

区　　分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
パケット通信モード	そのＦＯＭＡの基本使用料から10円を控除した額
ショートメッセージ通信モード	10円（11円）

(4) 通信料

ア　通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

（ア）　64kb/sデジタル通信モードに係るもの

①　②以外のもの

Ａ　Ｂ以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	30円（33円）

②　相互接続通信に係るもの

Ａ　Ｂ以外のもの

ａ　ＦＯＭＡの契約者回線からの通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	①に規定する料金額と同額

ｂ　削　除

B　削　除

（イ）　パケット通信モードに係るもの

①　②以外のもの

1課金対象パケットごとに

料　金　種　別			料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	データプランＳＳ		
		累計課金対象パケット数	
		600,000課金対象パケット以下の部分	0.1円（ 0.11円）
		600,000課金対象パケットを超え2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円（ 0.055円）
		2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円（0.022円）
	データプランＳ		
		累計課金対象パケット数	
		2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円（ 0.055円）
		2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円（ 0.022円）
	データプランM		0.02円（ 0.022円）
	データプランＬ		0.015円（0.0165円）
	データプランＬＬ		0.012円（0.0132円）
	定額データプランスタンダード２		0.03円（ 0.033円）
	定額データプラン128K		0.05円（ 0.055円）

② ＩＳＰ料金支払いに係る通信に関するもの

１課金対象パケットごとに

料金種別	区　　分	料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	下欄以外の場合	0.12円（ 0.132円）
	その通信の相手先となるＩＳＰ接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円（0.0132円）

（ウ） ショートメッセージ通信モードに係るものは改正後のタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

イ データプランＳＳ等のＦＯＭＡにおける通信料に係る控除可能額の適用は次のとおりとします。

（ア） データプランＳＳ等（データプランＳＳ、定額データプランスタンダード２及び定額データプラン128Ｋを除きます。）のＦＯＭＡの通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下このイにおいて同じとします。）については、アの規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下このイにおいて同じとします。）から次表に規定する控除可能額と（イ）に規定するパケット繰越額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額とパケット繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

１契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
データプランＳ	5,000円
データプランＭ	9,000円
データプランＬ	18,000円
データプランＬＬ	30,000円

（イ） この附則においてパケット繰越額とは、（ア）のただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額（当該料金月において控除可能なパケット繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいい、翌料金月又は翌々料金月のデータプランＳＳ等（データプランＳＳ、定額データプランスタンダード２及び定額データプラン128Ｋを除きます。）のパケット通信モードに係る月間累計額から控除します。

（ウ） （イ）の規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をデータプランＳＳ等（データプランＳＳ、定額データプランスタンダード２及び定額データプラン128Ｋを除きます。）から定額データプランスタンダード２又は定額データプラン128Ｋへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じたパケット繰越額は無

効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。

ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日においてデータプランＳＳ等（データプランＳＳ、定額データプランスタンダード２及び定額データプラン128Ｋを除きます。）を選択している場合は、この限りでありません。

（エ） 前項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、（ア）に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「5,000円」を「5,000円を日割した額」に、「9,000円」を「9,000円を日割した額」に、「18,000円」を「18,000円を日割した額」に、「30,000円」を「30,000円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

ウ 定額データプラン128ＫのＦＯＭＡサービスの契約者回線から行った定額対象通信（当社が指定する端末設備を利用して、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信といいます。以下エ及びキにおいて同じとします。）については、アの規定にかかわらずその料金の支払いを要しません。

エ 定額データプランスタンダード２のＦＯＭＡサービスの契約者回線から行った定額対象通信に係る料金については、アの規定により算定した額の月間累計額から2,381円を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が2,381円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。

オ エの規定により算定した額が5,966円を超える場合は、エの規定にかかわらず、5,966円を超える部分の料金の支払いを要しません。

ただし、定期契約を締結している場合又は身体障がい者等割引の適用を受けている場合であって、エの規定により算定した額が3,319円を超えるときは、エの規定にかかわらず、3,319円を超える部分の料金の支払いを要しません。

カ 前項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、エに規定する2,381円をその利用日数に応じて日割するものとし、「2,381円」を「2,381円を日割した額」にそれぞれ読み替えて適用します。

キ 定額データプランスタンダード２又は定額データプラン128Ｋを選択している場合のア及びイの適用については、定額対象通信に関する料金を除いた月間累計額から控除可能額及びパケット繰越額を控除します。

ク データプランＳＳ等（定額データプランスタンダード２及び定額データプラン128Ｋを除きます。）のＦＯＭＡに係る複数回線複合割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けているＦＯＭＡに係る通信料の月極割引の適用及び付加機能の利用等に係る通信の料金の適用については、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(5) 削　除

(6) 請求書等の発行に関する料金については、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(7) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているデータプランＳＳ等のＦＯＭＡに係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのＦＯＭＡに係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(8) 基本使用料の料金種別の変更は、経企第1605号（令和元年９月24日）に規定するタイプＳＳ等への変更又はデータプランＳＳ等相互間の変更に限り行うことができます。

(9) データプランＳＳ等のＦＯＭＡに係る契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、前項に規

定するとおりとします。

(10) 新たにデータプランＳＳ等に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

(11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（キッズケータイプラン２に係る経過措置）

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているキッズケータイプラン２のＦＯＭＡ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア　基本使用料については、次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区　　分			料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ	一般契約に係るもの	キッズケータイプラン２	500円（ 550円）

イ　アに規定する基本使用料については、第３項第25号の規定にかかわらず、日割しません。

ウ　キッズケータイプラン２に係るＦＯＭＡ契約の解除と同時に新たにキッズケータイプラン２（当社が別に定めるものをいいます。）に係るＸｉ契約又は５Ｇギガホ若しくは５Ｇギガライト（当社が別に定めるものをいいます。）に係る５Ｇ契約を締結したときは、そのＸｉ契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその５Ｇ契約又はＸｉ契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア　通信料の額は、次の(ア)から(エ)に定めるところによります。

(ア)　通話モードに係るもの

①　②以外のもの

Ａ　Ｂ及びＣ以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額 30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	20円（22円）

Ｂ　ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ａ　ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第１種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額 30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	Ａに規定する料金額と同額

b　a以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	50円（55円）

C　ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	50円（55円）

②　相互接続通信に係るもの

A　B以外のもの

a　b以外のもの

料　金　種　別		料金額
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	①のＡに規定する料金額と同額

b　削　除

B　削　除

（イ）　64kb/sデジタル通信モードに係るもの

①　②以外のもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	20円（22円）

②　相互接続通信に係るもの

A　B以外のもの

a　b以外のもの

料　金　種　別		料金額
ＦＯＭＡデジタル通信料	ＦＯＭＡからの通信	①に規定する料金額と同額

b　削　除

B　削　除

（ウ） パケット通信モードに係るもの

① ②以外のもの

1課金対象パケットごとに

料　金　種　別	料　金　額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	0.08円（ 0.088円）

② ＩＳＰ料金支払いに係る通信に関するもの

1課金対象パケットごとに

料金種別	区　　分	料金額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	下欄以外の場合	0.12円（ 0.132円）
	その通信の相手先となるＩＳＰ接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円（0.0132円）

（エ） ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定におけるタイプＳＳ等に係るＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(3) 削　除

(4) 請求書等の発行に関する料金

ア 請求書等の発行に関する料金は、第３項の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1契約について1通ごとに

区　　分		手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150円（165円）
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100円（110円）

イ 請求書等の発行に関する料金の適用については、なお従前のとおりとします。

(5) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(6) ＦＯＭＡ契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、第３項に規定するとおりとします。

(7) 新たにキッズケータイプラン２に係るＦＯＭＡ契約を締結する申込みを行うことはできません。

(8) (1)から(7)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（ユビキタスプランＳ等に係る経過措置）

6　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているユビキタスプランＳ、ユビキタスプランM及びトランシーバプラン（以下この附則において「ユビキタスプランＳ等」といいます。）のＦＯＭＡユビキタス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) ユビキタスプランＳ等（ユビキタスプランＳ及びユビキタスプランMに限ります。）のＦＯＭＡユビキタスに係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モード及びハイスピードモードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、トランシーバプランのＦＯＭＡユビキタスに係る通信の種類はトランシーバ通信モードに限ります。

(2) 定期契約の満了

ア　トランシーバプランに係るＦＯＭＡユビキタス定期契約は、当社がそのＦＯＭＡユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

区　　分	期　　間
ＦＯＭＡユビキタス定期契約	２年

イ　当社は、ＦＯＭＡユビキタス定期契約について、その契約の満了日の翌日にＦＯＭＡユビキタス定期契約定期契約を更新します。

ウ　イの規定により更新されたＦＯＭＡユビキタス定期契約は、その更新日から起算してアに規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

エ　削　除

(3) 基本使用料

ア　基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡユビキタス	ユビキタスプランＳ	800円（　880円）
	ユビキタスプランM	1,600円（1,760円）
	トランシーバプラン	1,400円（1,540円）

イ　削　除

ウ　ＦＯＭＡユビキタス定期契約の基本使用料の減額適用については、次の(ア)及び(イ)に定めるところによります。

(ア)　ＦＯＭＡユビキタスがトランシーバプランに係るＦＯＭＡユビキタス定期契約に関するものであるときは、アに規定する基本使用料の額から次表に規定する額を減額して適用します。

基本使用料の料金種別		割　引　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡユビキタス	トランシーバプラン	700円（　770円）

（イ）　第３項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

エ　ユビキタス定期複数契約割引（ユビキタスプラン割引）の適用については、次の(ア)及び(イ)に定めるところによります。

（ア）Ｘｉユビキタス（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。）及びＦＯＭＡユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この(ア)において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。以下この(ア)において同じとします。）している場合において、その一括請求に係るＸｉユビキタス（基本使用料の料金種別がＬＴＥユビキタスプランＳ、ＬＴＥユビキタスプランM、ＬＴＥユビキタスプランＳ（高速オプション)、ＬＴＥユビキタスプランM（高速オプション）又はＬＴＥユビキタスフラットに係るものに限ります。以下このエにおいて同じとします。）及びＦＯＭＡユビキタス（基本使用料の料金種別がユビキタスプランＳ又はユビキタスプランMに係るものに限ります。以下このエにおいて同じとします。）の契約者識別番号の数及び及びあらかじめ申出のあった割引選択期間（次表に規定するものをいいます。）に応じて、その一括請求に係るＦＯＭＡユビキタスの基本使用料について、次表に規定する額を割引します。

１契約ごとに

基本使用料の料金種別		基本使用料の割引額（月額）		
基本使用料の料金種別	割引選択期間	一括請求に係るＸｉユビキタス及びＦＯＭＡユビキタスの数		
		99まで	100以上999まで	1000以上
ユビキタスプランＳ	１年	100円	150円	200円
	３年	200円	250円	300円
	５年	300円	350円	400円
ユビキタスプランM	１年	100円	200円	300円
	３年	250円	350円	450円
	５年	400円	500円	600円

（イ）　第３項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

（ウ）　削　除

（エ） 削　除
（オ） 削　除
オ　ユビキタスプランＳ等のＦＯＭＡユビキタスに係る電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の基本使用料の減額については、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。
カ ユビキタスプランＳ等（ユビキタスプランＳ及びユビキタスプランMに限ります。）のＦＯＭＡユビキタスにおいて、第３項第２号に規定する通信の種類のうち次表に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の第３項第８号に規定する支払いを要しない料金及び第３項第10号に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次表に規定する額とみなします。

１契約ごとに

区　　分	基本使用料の額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
パケット通信モード	そのＦＯＭＡユビキタスの基本使用料から10円を控除した額
ショートメッセージ通信モード	10円（11円）

(4) 通信料
ア　通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。
（ア） パケット通信モードに係るもの
① ②以外のもの

１課金対象パケットごとに

料　金　種　別		料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	ユビキタスプランＳ	0.15円（ 0.165円）
	ユビキタスプランM	0.12円（ 0.132円）

② ＩＳＰ料金支払いに係る通信に関するもの

１課金対象パケットごとに

料金種別	区　　分	料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡパケット通信料	下欄以外の場合	0.12円（ 0.132円）
	その通信の相手先となるＩＳＰ接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円（0.0132円）

（イ）　ショートメッセージ通信モードに係るものは改正後のタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

（ウ）　トランシーバ通信モードに係るもの

１課金対象パケットごとに

区　　分		料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡトランシーバ通信料	トランシーバプラン	0.02円（0.022円）

イ　ユビキタスプランＳ等のＦＯＭＡユビキタスにおける通信料に係る控除可能額の適用は次のとおりとします。

（ア）　ユビキタスプランＳ及びユビキタスプランＭのＦＯＭＡユビキタスのパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金については、アの(ア)の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

１契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
ユビキタスプランＳ	120円
ユビキタスプランＭ	960円

（イ）　第３項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「120円」を「120円を日割した額」に、「960円」を「960円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

（ウ）　トランシーバプランのＦＯＭＡユビキタスの契約者回線から行ったパケット通信モードに係る通信に関する料金については、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（同一契約者に限ります。）している２以上のＦＯＭＡユビキタス（トランシーバプランに係るものに限ります。以下この(ウ)において「一括請求グループ」といいます。）のアの(ア)の規定により算定した月間累計額から一括請求グループが保有する次表に規定する控除可能額の合計額を控除します。

ただし、料金の月間累計額が控除可能の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除します。

１契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
トランシーバプラン	8,000円

(5) 削　除

(6) 請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(7) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の提供条件

は次のとおりとします。

ア　電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているユビキタスプランＳ等のＦＯＭＡユビキタスに係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのＦＯＭＡユビキタスに係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

イ　ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(8) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(9) ユビキタスプランＳ等のＦＯＭＡユビキタスに係る契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、第３項に規定するとおりとします。

(10) 新たにユビキタスプランＳ等に係るＦＯＭＡユビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。

(11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡ位置情報に係る経過措置）

7　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているＦＯＭＡ位置情報（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は、次のとおりとします。

(1) ＦＯＭＡ位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに限ります。

(2) 基本使用料は、次表に定める額を適用します。

１契約ごとに

区　　分		料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ位置情報	位置情報専用プラン	450円（495円）

(3) ＦＯＭＡ位置情報のショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(4) 請求書等の発行に関する料金については、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

(5) ＦＯＭＡ位置情報契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、第３項に規定するとおりとします。

(6) 新たにＦＯＭＡ位置情報契約を締結する申込みを行うことはできません。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡ特定接続に係る経過措置）

8　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているＦＯＭＡ特定接続（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は、次のとおりとします。

(1) ＦＯＭＡ特定接続に係る通信の種類は、通話モード及びパケット通信モード（128k通信モードを除きます。）に限ります。

(2) ＦＯＭＡ特定接続契約申込の方法は、次のとおりとします。

ア　ＦＯＭＡ特定接続契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う所属５Ｇサービス取扱所に提出していただきます。この場合において、ＦＯＭＡの申込みをする者は、１の特定接続事業者を指定し、当社に申し出ていただきます。

イ　アの場合において、ＦＯＭＡ特定接続契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の

記載内容を確認するための書類を提示していただきます。
ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

(3) ＦＯＭＡ特定接続契約申込の承諾は、次のとおりとします。

ア　当社は、ＦＯＭＡ特定接続契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

イ　当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

ウ　当社は、ア及びイの規定にかかわらず、次の場合には、そのＦＯＭＡ特定接続契約の申込みを承諾しないことがあります。

（ア）　第３項第６号の規定に違反するおそれがあるとき。

（イ）　前号の規定により指定した特定接続事業者の承諾が得られないとき。

（ウ）　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(4) 当社が提供するＦＯＭＡ特定接続に係る料金は、特定接続事業者が定めることとし、請求方法その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

(5) 当社は、第３項第14号の規定によるほか、ＦＯＭＡ特定接続契約者が特定接続事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を解除されたときは、そのＦＯＭＡ特定接続契約を解除します。

(6) ＦＯＭＡ特定接続に係る利用の一時中断及び発信者番号通知の取扱いについては、改正後のＸｉ特定接続（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。）の場合に準じて取り扱います。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和２年４月２日経企第29号）

（実施期日）

1　この附則は、令和２年４月３日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ＦＯＭＡパケット通信料に係る特例）

3　ＦＯＭＡカケホーダイプラン等（ＦＯＭＡカケホーダイプラン（ケータイ）、ＦＯＭＡキッズケータイプラスを除きます。）に係るＦＯＭＡ契約者は、シングルパック等、データＬパック等、らくらくパック若しくはデータＳパック等（以下この附則において「対象パケットパック」といいます。）を選択している場合であって、そのＦＯＭＡ契約者又はその対象パケットパックに係る共有対象回線のＸｉ若しくはＦＯＭＡに係る契約者が特例対象者に該当することを当社が確認したときは、令和２年４月１日から令和２年８月31日までの間において、当社がそのことを確認した日を含む料金月におけるその対象パケットパックに係るＦＯＭＡパケット通信料（経企第406号（令和元年５月21日）の附則第４項の(2)のエの(ケ)の規定により適用されるものであって、１料金月における指定追加データ量及び追加データ量の合計が50ＧＢまでの部分に限ります。）について支払いを要しないものとし、その料金月に係るそのＸｉに関する料金等から減額します。

4　前項に規定する特例対象者は、次のいずれかに該当するＸｉ契約者又はＦＯＭＡ契約者をいいます。

(1) 令和２年４月１日において満26歳に満たないＸｉ契約者又はＦＯＭＡ契約者

(2) 令和２年４月１日において満26歳に満たない者を利用者登録しているＸｉ契約者又はＦＯＭＡ契約者

（注１）第３項に規定する減額について、特例対象者に該当することを確認した日を含む料金月の翌料金月に係るそのＸｉに関する料金等から減額する場合があります。

（注２）この附則に規定する「カケホーダイプラン等」「シングルパック等」「共有対象回線」「指定追加データ量」「追加データ量」は、経企第406号（令和元年５月21日）の附則第４

項に、「データＳパック等」は経企第489号（平成30年５月18日）の附則第３項に、「らくらくパック」は経企第1896号（平成29年３月24日）の第３項に、「データＬパック等」は経企第903号（平成28年９月16日）の附則第３項に、それぞれ規定するものをいいます。

附　則（令和２年５月18日経企第370号）

（実施期日）

1　この附則は、令和２年６月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第29号（令和２年４月２日）の附則第３項を次のように改めます。

「令和２年４月１日から令和２年５月31日までの間」を「令和２年４月１日から令和２年６月30日までの間」に改めます。

附　則（令和２年６月26日経企第788号）

（実施期日）

1　この附則は、令和２年７月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項29号のイを次のように改めます。

イ　当社は、アに規定する情報提供サービス（ｉBodymoを除きます。）に係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりその情報提供サービスを提供します。

4　経企第29号（令和２年４月２日）の附則第３項中、「令和２年４月１日から令和２年６月30日までの間」を「令和２年４月１日から令和２年７月31日までの間」に改めます。

附　則（令和２年７月22日経企第1027号）

（実施期日）

1　この附則は、令和２年８月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第29号（令和２年４月２日）の附則第３項を次のように改めます。

「令和２年４月１日から令和２年７月31日までの間」を「令和２年４月１日から令和２年８月31日までの間」に改めます。

附　則（令和２年８月20日経企第1261号）

（実施期日）

1　この附則は、令和２年９月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第190号（平成24年５月15日）の附則第３項及び第４項を次のように改めます。

３　削　除

４　削　除

4　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第29号を次のように改めます。

(1) アを次のように改めます。

ア　情報提供サービスに係る情報料は次表に規定する額を適用します。

１契約ごとに

区　　分	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ｉチャネル	150円（　165円）
画像情報提供サービス	－
地図情報等提供サービス	－

(2) イを次のように改めます。

イ　当社は、アに規定する情報提供サービスに係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりその情報提供サービスを提供します。

附　則（令和２年12月15日経企第2224号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和３年１月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項26号オの(ア)を次のように改めます。

(ア) ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区　　分		単　　位	料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	基本額	１契約ごとに	２円（ 2.2円）
	加算額	１追加番号ごとに	２円（ 2.2円）

附　則（令和３年２月17日経企第2709号）

（実施期日）

1　この附則は、令和３年２月24日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第２号に次の注を加えます。

（注）基本使用料の料金種別及び特定事業者との契約に応じて、利用できる通信の種類は異なります。

(2) 第３号を次のように改めます。

ア　ア中「(以下この附則において「ＦＯＭＡ契約者等」といいます。)」を「(以下この附則において「ＦＯＭＡ契約者等」といいます。）並びにＦＯＭＡ特定接続契約者」に改めます。

イ　イからエ中「ＦＯＭＡ契約者等」を「ＦＯＭＡ契約者等及びＦＯＭＡ特定接続契約者」に改めます。

(3) 第８号のセ中「契約者」を「ＦＯＭＡ契約者等」へ改めます。

(4) 第13号のイ中「ＦＯＭＡ契約者」を「ＦＯＭＡ契約者等及びＦＯＭＡ特定接続契約者（特定接続事業者から第２号に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）」に改めます。

4　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第８項を次のように改めます。

(1) ＦＯＭＡ特定接続に係る通信の種類は、通話モード及びパケット通信モード（128k通信モードを除きます。）に限ります。

(2) ＦＯＭＡ特定接続契約申込の方法は、次のとおりとします。

ア　ＦＯＭＡ特定接続契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う所属５Ｇサービス取扱所に提出していただきます。この場合において、ＦＯＭＡの申込みをする者は、１の特定接続事業者を指定し、当社に申し出ていただきます。

イ　アの場合において、ＦＯＭＡ特定接続契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

(3) ＦＯＭＡ特定接続契約申込の承諾は、次のとおりとします。

ア　当社は、ＦＯＭＡ特定接続契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

イ　当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

ウ　当社は、ア及びイの規定にかかわらず、次の場合には、そのＦＯＭＡ特定接続契約の申込みを承諾しないことがあります。

（ア）　第３項第６号の規定に違反するおそれがあるとき。

（イ）　前号の規定により指定した特定接続事業者の承諾が得られないとき。

（ウ）　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(4) 当社が提供するＦＯＭＡ特定接続に係る料金は、特定接続事業者が定めることとし、請求方法その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

(5) 当社は、第３項第14号の規定によるほか、ＦＯＭＡ特定接続契約者が特定接続事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を解除されたときは、そのＦＯＭＡ特定接続契約を解除します。

(6) ＦＯＭＡ特定接続に係る利用の一時中断及び発信者番号通知の取扱いについては、改正後のＸｉ特定接続（Ｘｉサービス契約約款に規定するものをいいます。）の場合に準じて取り扱います。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和３年３月23日経企第3075号）

（実施期日）

1　この附則は、令和３年４月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ手数料の適用に関する経過措置）

3　この附則実施の際現に、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項の規定に基づき携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティの手続きに必要となる番号の発行を受けているＦＯＭＡ契約者が、この附則実施の日以降に携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティを行った場合の携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ手数料の適用その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）
4　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項第10号中、「携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第８号中、「携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
6　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第６号中、「携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
7　経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第３項第５号を次のように改めます。
(5) 削　除
8　経企第1635号（令和元年９月27日）の附則第３項第４号を次のように改めます。
(4) 削　除
9　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則を次のように改めます。
(1) 第３項第26号のアを次のように改めます。
ア　(ア)を次のように改めます。
（ア）　手続きに関する料金は、次表に規定する額を適用します。

区　　分	単　位	手数料の額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
カード発行手数料	１枚ごとに	2,000円（2,200円）
名義変更手数料	１契約ごとに	2,000円（2,200円）
登録等手数料	１端末設備等ごとに	2,000円（2,200円）
その他の手数料	１の申込みごとに	別に算定する実費

イ　(エ)を次のように改めます。
（エ）　削　除
(2) 第４項第６号中「携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ手数料、」を削除します。
(3) 第５項第３号を次のように改めます。
(3) 削　除
附　則（令和３年４月12日経企第125号）
（実施期日）
1　この附則は令和３年４月22日から実施します。
（経過措置）
2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（定期契約等に係る解約金の適用に関する特例）
3　この附則実施の日から令和４年３月31日までの間において、かんたん位置情報機能の提供を受けているＦＯＭＡユビキタス定期契約の解除があったときは、経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第６項第５号の規定にかかわらず、そのＦＯＭＡユビキタス定期契約に係る解約金の支払いを要しません。
附　則（令和３年５月24日経企第482号）
（実施期日）
1　この附則は、令和３年６月１日から実施します。

（経過措置）
2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第３項第３号のイの次に次のウを追加します。
ウ　画像情報蓄積機能の提供を受けているＦＯＭＡユビキタスに係るＦＯＭＡユビキタス定期契約の解除があったとき（そのＦＯＭＡユビキタス定期契約の解除と同時に新たに当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結するときを除きます。）は、ア及びイの規定にかかわらず、そのＦＯＭＡユビキタス定期契約に係る解約金の支払いを要しません。
4　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則を次のように改めます。
(1) 第４項第５号のイの(エ)の次に次の(オ)を追加します。
（オ）　画像情報蓄積機能の提供を受けているＦＯＭＡ（基本使用料の料金種別が定額データプラン128Ｋであるものに限ります。）に係る定期契約の解除があったとき（その定期契約の解除と同時に新たに当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結するときを除きます。）。
(2) 第６項第５号のイの(ウ)の次に次の(エ)を追加します。
（エ）　画像情報蓄積機能の提供を受けているＦＯＭＡユビキタス（基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットであるものに限ります。））に係るＦＯＭＡユビキタス定期契約の解除があったとき（そのＦＯＭＡユビキタス定期契約の解除と同時に新たに当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結するときを除きます。）。

附　則（令和３年６月21日経企第767号）

（実施期日）
1　この附則は、令和３年６月25日から実施します。
（経過措置）
2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（一部手続きの受付停止）
3　この附則実施の日から令和３年６月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社はＦＯＭＡ契約者、ＦＯＭＡユビキタス契約者及びＦＯＭＡ位置情報契約者（令和３年６月24日の当社が定める時刻において、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。）からの名義変更、契約の解除（ＦＯＭＡ契約、ＦＯＭＡユビキタス契約又はＦＯＭＡ位置情報契約の解除と同時に新たにＸｉ契約若しくはＸｉユビキタス契約又は５Ｇ契約を締結する場合を除きます。）及び携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティの手続きに必要となる番号の発行の請求を承諾することができません。

附　則（令和３年６月24日経企第799号）

（実施期日）
1　この附則は、令和３年７月１日から実施します。
（経過措置）
2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
4　経企第204号（平成17年５月24日）の附則第５項13号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
5　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項11号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
6　経企第1105号（平成20年２月22日）の附則第４項４号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
7　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項10号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユ

ニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
8　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項９号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
9　経企第621号（平成22年８月24日）の附則第５項５号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
10　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第３項８号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
11　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第５項８号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
12　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則第６項８号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
13　経企第406号（令和元年５月21日）の附則第４項８号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
14　経企第406号（令和元年５月21日）の附則第５項６号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
15　経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第３項を次のように改めます。
(1) 第３号のコを次のように改めます。
コ　削　除
(2) 第９号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
16　経企第1635号（令和元年９月27日）の附則第３項５号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
17　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項８号を次のように改めます。
(1) ア中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料」に改めます。
(2) キ中、「基本使用料及びユニバーサルサービス料」を「基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
(3) ク中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料」に改めます。
18　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項10号のイの(ア)中、「無線ＩＰアクセス定額料及びユニバーサルサービス料」を「無線ＩＰアクセス定額料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
19　経企第3254号（令和2年３月26日）の附則第３項26号オの次に次のカを追加します。
カ　電話リレーサービス料
（ア）　電話リレーサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区　　分		単　　位	料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
電話リレーサービス料	基本額	１契約ごとに	１円（1.1円）
	加算額	１追加番号ごとに	１円（1.1円）

（イ）　(27)に規定する複数番号機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて(ア)に規定する加算額を適用します。
（ウ）　ＦＯＭＡユビキタスにおいて契約者識別番号がＭ２Ｍ等専用番号であると当社が認めたときは、(ア)の規定にかかわらず、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

（注１）電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

（注２）電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

20　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項28号を次のように改めます。

(28) 削　除

(2) 第４項９号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

(3) 第５項６号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

(4) 第６項９号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

(5) 第７項５号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

附　則（令和３年７月６日経企第948号）

（実施期日）

1　この附則は、令和３年７月８日から実施します。

（その他）

2　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項６号ア(タ)の次に次の(チ)を追加します。

(チ)　陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと

附　則（令和３年９月21日経企第1594号）

（実施期日）

1　この附則は、令和３年10月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第２号のアを次のように改めます。

(1) (ア)の②のＡのｂを次のように改めます。

ｂ　削　除

(2) (イ)の②のＡのｂを次のように改めます。

ｂ　削　除

4　経企第406号（令和元年５月21日）の附則第４項第２号のアを次のように改めます。

(1) (ア)の②のＡのｂを次のように改めます。

ｂ　削　除

(2) (イ)の②のＡのｂを次のように改めます。

ｂ　削　除

5　経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第３項第３号のアを次のように改めます。

(1) (ア)の②のＡのｂを次のように改めます。

ｂ　削　除

(2) (イ)の②のＡのｂを次のように改めます。

ｂ　削　除

6　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則を次のように改めます。

(1) 第４項第４号のアの(ア)の②のＡのｂを次のように改めます。

ｂ　削　除

(2) 第５項第２号のアを次のように改めます。

ア　(ア)の②のＡのｂを次のように改めます。

b　削　除

イ　(イ)の②のＡのｂを次のように改めます。

b　削　除

附　則（令和３年11月29日経企第2213号）

（実施期日）

1　この附則は、令和３年12月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（位置情報受信機能に関する経過措置）

3　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第27号のアの表中、位置情報受信機能に関する部分を次のとおり改めます。

位置情報受信機能（イマドコサーチ）	１契約ごとに	200円（　220円）
	１位置情報蓄積ごとに	５円（　5.5円）

4　この附則実施の際現に、附則実施前の規定により当社が提供しているタイプ１に係る位置情報受信機能は、この附則実施の日において、附則実施後の規定により当社が提供している位置情報受信機能に移行したものとみなします。

附　則（令和３年12月20日経企第2461号）

（実施期日）

1　この附則は、令和４年１月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第2224号（令和２年12月15日）の附則第３項の(ア)を次のように改めます。

（ア）　ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区　　分		単　　位	料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	基本額	１契約ごとに	２円（ 2.2円）
	加算額	１追加番号ごとに	２円（ 2.2円）

附　則（令和４年２月１日経企第2792号）

（実施期日）

1　この附則は、令和４年２月９日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第674号（平成24年８月29日）の附則第３項から第10項を次のように改めます。

３　削　除

4　削　除
5　削　除
6　削　除
7　削　除
8　削　除
9　削　除
10　削　除
4　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項を次のように改めます。
(1) 第８号を次のように改めます。
エ　削　除
キ　ＦＯＭＡ契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、この約款に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、この約款に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。
ただし、この約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
ク　キの期間において、利用の一時中断等によりＦＯＭＡサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下この附則において「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。
(2) 第10号の(ア)を次のように改めます。
（ア）　この約款において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金
(3) 第25号のアを次のように改めます。
（ア）　暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供の開始があったとき。
（イ）　暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。
（ウ）　暦月の初日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又はその付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。
（エ）　暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
（オ）　(8)のイの(ウ)の表の規定に該当するとき。
(4) 第30号を次のように改めます。
(30) 削　除
附　則（令和４年２月14日経企第2903号）
（実施期日）
1　この附則は、令和４年２月18日から実施します。
（経過措置）
2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第３号及び第14号を次のように改めます。
(3) 削　除

(14) 削　除
4　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第３号及び第12号を次のように改めます。
(3) 削　除
(12) 削　除
5　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第３号及び第11号を次のように改めます。
(3) 削　除
(11) 削　除
6　経企第923号（平成22年11月20日）の附則第３項第２号及び第３号を次のように改めます。
(2) 削　除
(3) 削　除
7　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第３項第３号及び第９号を次のように改めます。
(3) 削　除
(9) 削　除
8　経企第1251号（平成26年１月10日）の附則を次のように改めます。
(1) 第５項第３号及び第９号を次のように改めます。
(3) 削　除
(9) 削　除
(2) 第６項第３号及び第９号を次のように改めます。
(3) 削　除
(9) 削　除
9　経企第406号（令和元年５月21日）の附則を次のように改めます。
(1) 第４項を次のように改めます。
ア　第３号を次のように改めます。
(3) 削　除
イ　第６号中「フリーコース（定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、定期契約に係る解約金の支払いを要さないものをいいます。」を「フリーコース（定期契約のＦＯＭＡであって、(2)のオのアに規定するシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用又はそのシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用に代えてｄポイントクラブ会員規約に基づく料金月の末日におけるｄポイント進呈がされないものをいいます。」に改めます。
(2) 第５項第３号を次のように改めます。
(3) 削　除
10　経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第３項を次のように改めます。
(1) 第１号のエを次のように改めます。
エ　削　除
(2) 第２号のオの(オ)を次のように改めます。
(オ) 削　除
(3) 第３号のカの(ウ)を次のように改めます。
(ウ) 削　除
(4) 第４号を次のように改めます。
(4) 削　除
11　経企第1635号（令和元年９月27日）の附則第３項第３号を次のように改めます。
(3) 削　除
12　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則を次のように改めます。
(1) 第３項第８号のア中、「通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金」を「通信料、手続きに関する料金」に改めます。
(2) 第４項を次のように改めます。
ア　第２号のエを次のように改めます。
エ　削　除

イ　第５号を次のように改めます。
(5) 削　除
(3) 第６項を次のように改めます。
ア　第２号のエを次のように改めます。
エ　削　除
イ　第３号のエの(ウ)から(オ)を次のように改めます。
(ウ) 削　除
(エ) 削　除
(オ) 削　除
ウ　第５号を次のように改めます。
(5) 削　除
附　則（令和４年３月７日経企第3130号）
（実施期日）
1　この附則は、令和４年３月15日から実施します。
（経過措置）
2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第2854号（平成30年３月８日）の附則第３項を次のように改めます。
3　削　除
附　則（令和４年３月16日経企第3211号）
（実施期日）
1　この附則は、令和４年３月24日から実施します。
（経過措置）
2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項７号エの次に次のオを追加します。
オ　当社は、アからエの規定によるほか、ＦＯＭＡ契約者、ＦＯＭＡユビキタス契約者及びＦＯＭＡ位置情報契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したＵＲＬ又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、ＦＯＭＡ契約者、ＦＯＭＡユビキタス契約者及びＦＯＭＡ位置情報契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。
附　則（令和４年３月25日経企第3309号）
（実施期日）
1　この附則は、令和４年４月１日から実施します。
（経過措置）
2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
3　経企第621号（平成22年８月24日）の附則第５項を次のように改めます。
5　削　除
4　経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第３項を次のように改めます。
3　削　除
5　経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第７項第３号を次のとおり改めます。
(3) 災害用伝言板サービスは、次のとおりとします。

ア　災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。
イ　削除
ウ　災害用伝言板サービスを利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。
エ　災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等は、当社が定める数以内とします。

6　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則を次のように改めます。

(1)　第3項を次のように改めます。

ア　第26号のイの(ア)の表を次のように改めます。

区　　分	単　　位	料　金　額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	１電話番号等ごとに	250円（ 275円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

イ　第27号のアの表中、画像情報蓄積機能（お便りフォトサービス）及びかんたん位置情報機能に関する部分を削除します。
ウ　第27号のイ中、「付加機能（画像情報蓄積機能、ビジネスmoperaテレメトリ機能及びかんたん位置情報機能を除きます。）」を「付加機能（ビジネスmoperaテレメトリ機能を除きます。）」に改めます。
エ　第27号のウ中、「ライトプランに係るmoperaU機能、ｉモード電子メール転送機能及びかんたん位置情報機能に係る付加機能使用料」を「ライトプランに係るmoperaU機能及びｉモード電子メール転送機能に係る付加機能使用料」に改めます。

(2) 第６項を次のように改めます。

ア　「改正前の規定により提供されているユビキタスプランＳ、ユビキタスプランM、お便りフォトプランフラット及びトランシーバプラン（以下この附則において「ユビキタスプランＳ等」といいます。」を「改正前の規定により提供されているユビキタスプランＳ、ユビキタスプランM及びトランシーバプラン（以下この附則において「ユビキタスプランＳ等」といいます。」に改めます。
イ　第１号を次のように改めます。
(1) ユビキタスプランＳ等（ユビキタスプランＳ及びユビキタスプランMに限ります。）のＦＯＭＡユビキタスに係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モード及びハイスピードモードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、トランシーバプランのＦＯＭＡユビキタスに係る通信の種類はトランシーバ通信モードに限ります。
ウ　第２号のア中、「お便りフォトプランフラット及びトランシーバプランに係るＦＯＭＡユビキタス定期契約」を「トランシーバプランに係るＦＯＭＡユビキタス定期契約」に改めます。
エ　第３号を次のように改めます。
(ア)　アの表中、お便りフォトプランフラットに関する部分を削除します。
(イ)　イを次のように改めます。
イ　削　除
(ウ)　ウの(ア)を次のように改めます。
(ア)　ＦＯＭＡユビキタスがトランシーバプランに係るＦＯＭＡユビキタス定期契約

に関するものであるときは、アに規定する基本使用料の額から次表に規定する額を減額して適用します。

基本使用料の料金種別		割　引　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡユビキタス	トランシーバプラン	700円（　770円）

（エ）　オを次のように改めます。

オ　ユビキタスプランＳ等のＦＯＭＡユビキタスに係る電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（ｅビリング）を受けている場合の基本使用料の減額については、改正後の規定におけるタイプＳＳ等のＦＯＭＡの場合に準じるものとします。

オ　第４号のアの(ア)の①の表中、お便りフォトプランフラットに関する部分を削除します。

附　則（令和４年５月19日経企第400号）

（実施期日）

1　この附則は、令和４年６月１日から実施します。

（その他）

2　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第18号のケを次のように改めます。

ケ　削　除

附　則（令和４年６月24日経企第769号）

（実施期日）

1　この附則は、令和４年７月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第３項３号のアの(ウ)の②を次のように改めます。

②ＩＳＰ料金支払いに係る通信に関するもの

１課金対象パケットごとに

料金種別	区　　分	料　金　額 次の税抜額（かっこ内は税込額）
Ｘｉデータ通信料	下欄以外の場合	0.12円（ 0.132円）
	その通信の相手先となるＩＳＰ接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円（0.0132円）

4　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項８号のケを次のように改めます。

ケ　ＦＯＭＡ契約者等又は協定事業者は、次の通信について、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。）により測定した通信時間、情報量又は通信回数とこの約款の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区　　別	支払いを要する者
(ア)　(イ)以外の通信 契約者回線から行った通信(その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。)	その契約者回線の契約者
(イ)　パケット通信モードによる通信 ①　②以外のもの A　契約者回線から行った通信 B　契約者回線へ着信した通信 ②　ＩＳＰ料金支払いに係る通信 (ＩＳＰ接続通信に係る協定事業者との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信のうち、その協定事業者が相互接続協定において通信に関する料金を支払うことについて承諾したものをいいます。以下同じとします。)	 その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者 その通信に係る協定事業者

附　則(令和４年８月21日経企第1441号)

(実施期日)

1　この附則は、令和４年８月24日から実施します。

(経過措置)

2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3　経企第3254号(令和２年３月26日)の附則第３項27号のイ中「(ア)から(ウ)」を「(ア)から(エ)」に改め、(ウ)の次に次の(エ)を加えます。

(エ)　情報自動受信機能については、spモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタス(spモードケータイお預かり機能を利用しているものに限ります。)に係る契約者から利用の請求があった場合に限り、その機能を提供します。

附　則(令和４年９月27日経企第1858号)

(実施期日)

1　この附則は、令和４年９月29日から実施します。

(その他)

2　経企第3254号(令和２年３月26日)の附則第３項第27号のアを次のように改めます。

ア　付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

区　　分	単　　位	料金額(月額) 次の税抜額(かっこ内は税込額)
通話中着信機能(キャッチホン)	１契約ごとに	200円(　220円)

留守番電話及び不在案内機能			１契約ごとに	300円（　330円）
着信短縮ダイヤル機能（クイックナンバー）	１の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域をＦＯＭＡ及びＸｉの１の営業区域に係る地区内とした場合		１着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (30,800円)
	上記以外のもの		１着信短縮ダイヤル番号ごとに	36,000円 (39,600円)
ｉモード電子メール転送機能（メアド変えても転送サービス）			１契約ごとに	100円（　110円）
ｉモード電子メール等音声文字変換機能（音声入力メール）			１契約ごとに	200円（　220円）
グループ機能			１契約ごとに	150円（　165円）
呼出音選択機能（メロディコール）			１契約ごとに	100円（　110円）
moperaU機能	基本機能		基本額（１契約ごとに）	(1) スタンダードプラン 500円（　550円） (2) ライトプラン 300円（　330円） (3) スーパーライトプラン 150円（　165円）
	追加機能	メールウイルスチェック機能	加算額（１メールアドレスごとに）	150円（　165円）
		ＩＰ網接続機能	加算額（１契約ごとに）	(1) タイプ１ 300円（　330円） (2) タイプ２ 500円（　550円）
		メール着信通知機能	加算額（１通知ごとに）	３円（　3.3円）
複数番号機能（マルチナンバー）			１追加番号ごとに	500円（　550円）
即時接続機能			１契約ごとに	100円（　110円）
位置情報通知機能			１位置情報送出ごとに	３円（　3.3円）

位置情報受信機能（イマドコサーチ）			１契約ごとに	200円（　220円）
			１位置情報蓄積ごとに	５円（　5.5円）
ｉモードケータイデータお預かり機能	基本機能		１契約ごとに	100円（　110円）
	追加機能	容量拡張機能	１契約ごとに	100円（　110円）
ビジネスmoperaインターネット機能	基本機能		基本額（１契約ごとに）	300円（　330円）
	追加機能	ＩＰ網接続機能	加算額（１契約ごとに）	(1) タイプ１ 300円（　330円） (2) タイプ２ 500円（　550円）
情報自動受信機能（ｉコンシェル）			１契約ごとに	100円（　110円）
spモード機能			１契約ごとに	300円（　330円）
ビジネスmoperaテレメトリ機能			１契約ごとに	100円（　110円）
通話録音機能			基本額（１契約ごとに）	500円（　550円）
			加算額（１通話録音グループごとに）	500円（　550円）
パケットトランシーバ機能			１契約ごとに	2,300円（2,530円）
遠隔管理機能（あんしんマネージャー）	基本機能	タイプＡ	基本額（１契約ごとに）	250円（　275円）
		タイプＢ	基本額（１契約ごとに）	250円（　275円）
		タイプＣ	基本額（１契約ごとに）	400円（　440円）
		タイプＤ	基本額（１契約ごとに）	250円（　275円）

あんしんマネージャーNEXTサービス	タイプＢ（あんしんマネージャーNEXTキャリアフリープラン）	端末１台ごとに	250円（　275円）
自動着信転送機能（転送でんわ）		１契約ごとに	―
迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）		１契約ごとに	―
接続先限定機能		１契約ごとに	―
国際ローミング機能		１契約ごとに	―
番号変換機能（ＦＯＭＡオフィスリンク）		１契約ごとに	―
はなして翻訳機能		１契約ごとに	―

附　則（令和５年３月16日経企第4175号）

（実施期日）

１　この附則は、令和５年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアを次のように改めます。

(1)（ア）の②のＢを次のように改めます。

Ｂ　削　除

(2)（イ）の②のＢを次のように改めます。

Ｂ　削　除

４　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項を次のように改めます。

(1) 第13号中「携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ」を「携帯電話番号ポータビリティ」に改めます。

(2) 第15号を次のように改めます。

ア　ア中「携帯電話事業者、ＰＨＳ事業者及びＢＷＡ事業者」を「携帯電話事業者及びＢＷＡ事業者」」に改めます。

イ　イ中「携帯電話事業者及びＰＨＳ事業者」を「携帯電話事業者」に改めます。

ウ　ウ中「携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ」を「携帯電話番号ポータビリティ」に改めます。

５　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第27号のイ中、「付加機能（ビジネスｍｏｐｅｒａテレメトリ機能を除きます。）」を「付加機能（ビジネスｍｏｐｅｒａテレメトリ機能及び遠隔管理機能（タイプＢ及びタイプＣに限ります）を除きます。）」に改めます。

附　則（令和５年４月10日経企第103号）

（実施期日）

１　この附則は、令和５年５月１日から実施します。

（その他）

２　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第26号のイの(ア)の表を次のように改めます。

区　　分	単　　位	料　金　額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	１電話番号等ごとに	400円（ 440円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

附　則（令和５年５月18日経企第574号）

（実施期日）

１　この附則は、令和５年５月24日から実施します。

（経過措置）

２　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第974号（平成20年11月21日）の附則第３項第８号中「海外パケ・ホーダイ」を「世界ギガし放題」に改めます。

４　経企第294号（平成21年６月24日）の附則第５項第11号中「海外パケ・ホーダイ」を「世界ギガし放題」に改めます。

附　則（令和５年５月15日経企第520号）

（実施期日）

１　この附則は、令和５年５月31日の当社が定める時刻から実施します。

（経過措置）

２　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第３項第３号のキの(ウ)を削除します。

４　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第27号のアを次のように改めます。

ア　付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

区　　分		単　位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話中着信機能（キャッチホン）		１契約ごとに	200円（　220円）
留守番電話及び不在案内機能		１契約ごとに	300円（　330円）
着信短縮ダイヤル機能（クイックナンバー）	１の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域をＦＯＭＡ及びＸｉの１の営業区域に係る地区内とした場合	１着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (30,800円)
	上記以外のもの	１着信短縮ダイヤ	36,000円

			ル番号ごとに	(39,600円)
ｉモード電子メール転送機能（メアド変えても転送サービス）			１契約ごとに	100円（　110円）
ｉモード電子メール等音声文字変換機能（音声入力メール）			１契約ごとに	200円（　220円）
グループ機能			１契約ごとに	150円（　165円）
呼出音選択機能（メロディコール）			１契約ごとに	100円（　110円）
moperaU機能	基本機能		基本額（１契約ごとに）	(1) スタンダードプラン 500円（　550円） (2) ライトプラン 300円（　330円） (3) スーパーライトプラン 150円（　165円）
	追加機能	メールウイルスチェック機能	加算額（１メールアドレスごとに）	150円（　165円）
		ＩＰ網接続機能	加算額（１契約ごとに）	(1) タイプ１ 300円（　330円） (2) タイプ２ 500円（　550円）
		メール着信通知機能	加算額（１通知ごとに）	３円（　3.3円）
複数番号機能（マルチナンバー）			１追加番号ごとに	500円（　550円）
即時接続機能			１契約ごとに	100円（　110円）
位置情報通知機能			１位置情報送出ごとに	３円（　3.3円）
位置情報受信機能（イマドコサーチ）			１契約ごとに	200円（　220円）
			１位置情報蓄積ごとに	５円（　5.5円）
ｉモードケータイデータお預かり機能	基本機能		１契約ごとに	100円（　110円）
	追加機能	容量拡張機能	１契約ごとに	100円（　110円）

ビジネスmoperaインターネット機能	基本機能		基本額（１契約ごとに）	300円（　330円）
	追加機能	ＩＰ網接続機能	加算額（１契約ごとに）	(1) タイプ１ 300円（　330円） (2) タイプ２ 500円（　550円）
情報自動受信機能（ｉコンシェル）			１契約ごとに	100円（　110円）
spモード機能			１契約ごとに	300円（　330円）
ビジネスmoperaテレメトリ機能			１契約ごとに	100円（　110円）
通話録音機能			基本額（１契約ごとに）	500円（　550円）
			加算額（１通話録音グループごとに）	500円（　550円）
パケットトランシーバ機能			１契約ごとに	2,300円（2,530円）
遠隔管理機能（あんしんマネージャーサービス）	基本機能	タイプＡ	基本額（１契約ごとに）	250円（　275円）
		タイプＢ	基本額（１契約ごとに）	250円（　275円）
		タイプＣ	基本額（１契約ごとに）	400円（　440円）
		タイプＤ	基本額（１契約ごとに）	250円（　275円）
あんしんマネージャーNEXTサービス	タイプＢ（あんしんマネージャーNEXTキャリアフリープラン）		端末１台ごとに	250円（　275円）
自動着信転送機能（転送でんわ）			１契約ごとに	―
迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）			１契約ごとに	―
接続先限定機能			１契約ごとに	―
国際ローミング機能			１契約ごとに	―

番号変換機能（ＦＯＭＡオフィスリンク）	１契約ごとに	―

附　則（令和５年６月28日経企第1185号）

（実施期日）

１　この附則は、令和５年７月１日から実施します。

（その他）

２　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第27号のア中「情報自動受信機能」を「my daiz（有料・spモード）」に改めます。

（経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社がspモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタス（spモードケータイデータお預かり機能を利用しているものに限ります。）に提供している情報自動受信機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているmy daiz（有料・spモード）に移行したものとみなします。

附　則（令和５年10月３日経企第2346号）

（実施期日）

１　この附則は、令和５年10月11日から実施します。

（経過措置）

２　この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第 848 号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ア)の①中「Ｂ以外のもの」を「Ｂ及びＣ以外のもの」に改め、Ｂの次に次のＣを加えます。

Ｃ　ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信		
	ＦＯＭＡプラン３９	41.5円（45.65円）	29円（31.9円）
	ＦＯＭＡプラン４９	38.5円（42.35円）	27円（29.7円）
	ＦＯＭＡプラン６７	35.5円（39.05円）	25円（27.5円）
	ＦＯＭＡプラン１００	32.5円（35.75円）	23円（25.3円）
	ＦＯＭＡプラン１５０	30円（ 33円）	21円（23.1円）
	リミットプラス	50円（ 55円）	50円（ 55円）

4　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第２号のアの(ア)の①中「Ｂ以外のもの」を「Ｂ及びＣ以外のもの」に改め、Ｂの次に次のＣを加えます。

Ｃ　ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	63円（69.3円）

5　経企第406号（令和元年５月21日）の附則第４項第２号を次のように改めます。

(1) アの(ア)の①中「Ｂ以外のもの」を「Ｂ及びＣ以外のもの」に改め、Ｂの次に次のＣを加えます。

Ｃ　ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	50円（55円）

(2) イの(ア)中「ワイドスター通信サービスの契約者回線等」を「ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等」に改めます。

6　経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第３項第３号のアの(ア)の①中「Ｂ以外のもの」を「Ｂ及びＣ以外のもの」に改め、Ｂの次に次のＣを加えます。

Ｃ　ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ａ　ｂ以外のもの

料　金　種　別			料　　金　　額
			30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	タイプＳＳ及びタイプシンプル	50円（ 55円）
		タイプＳ	45円（49.5円）
		タイプＭ	35円（38.5円）
		タイプＬ	25円（27.5円）
		タイプＬＬ	19円（20.9円）
		タイプリミット	50円（　55円）

b　タイプビジネスのＦＯＭＡからの通信に係るもの

料金種別		料　金　額		
		１分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
		昼　間		夜間及び深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日	
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	25円（27.5円）	75円（82.5円）	75円（82.5円）

7　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項第25号のケ中「又はワイドスター通信サービス」を「、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス」に改めます。

(2) 第５項第２号のアの(ア)の①中「Ｂ以外のもの」を「Ｂ及びＣ以外のもの」に改め、Ｂの次に次のＣを加えます。

Ｃ　ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料　金　種　別		料　金　額
		30秒までごとに次の税抜額(かっこ内は税込額)
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡからの通信	50円（55円）

附　則（令和５年11月17日経企第2911号）

（実施期日）

1　この附則は、令和５年12月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアの(ア)の②のＡのａのＩの表を次のように改めます。

料　金　種　別		料　金　額	
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
		標準タイム	お得タイム
ＦＯＭＡ通信料	ＦＯＭＡプラン３９	15.5円（17.05円）	10.5円（11.55円）
	ＦＯＭＡプラン４９	14円（ 15.4円）	10円（　11円）
	ＦＯＭＡプラン６７	13円（ 14.3円）	9円（　9.9円）
	ＦＯＭＡプラン１００	12円（ 13.2円）	8.5円（ 9.35円）

	ＦＯＭＡプラン１５０	11円（ 12.1円）	7.5円（ 8.25円）
	リミットプラス	20円（　 22円）	20円（　 22円）

附　則（令和５年12月19日経企第3308号）

（実施期日）

1　この附則は、令和６年１月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第848号（平成17年10月25日）の附則第３項第２号のアを次のように改めます。

(1)（ア）の②のＤを次のように改めます。

Ｄ　削　除

(2)（イ）の②のＤを次のように改めます。

Ｄ　削　除

4　経企第1200号（平成22年２月22日）の附則第３項第２号のアを次のように改めます。

(1)（ア）の②のＢを次のように改めます。

Ｂ　削　除

(2)（イ）の②のＢを次のように改めます。

Ｂ　削　除

5　経企第903号（平成28年９月16日）の附則第３項第２号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第３号とし、第１号の次に次の一号を加えます。

(2) データＬパック等に関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア　データＬパック等の適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が個人であるとき及びそのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてｄポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてｄポイント進呈を選択している場合は、この限りでありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）		
	データＬパック（大容量）	シェアパック20（大容量）	シェアパック30（大容量）
2ndステージ	200円	8000円	1,000円
3rdステージ	400円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	1,400円	1,900円

イ　データＬパック等の適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が法人であるとき又はそのＦＯＭＡの契約者名義が個人である場合であって、そのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りでありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）		
	データＬパック（大容量）	シェアパック20（大容量）、ビジネスシェアパック20	シェアパック30（大容量）、ビジネスシェアパック30
48か月超え96か月まで	200円	8000円	1,000円
96か月超え120か月まで	400円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	1,400円	1,900円

6　経企第1896号（平成29年３月24日）の附則第３項第３号中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第４号とし、第２号の次に次の一号を加えます。

(3) らくらくパックに関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア　らくらくパックの適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が個人であるとき及びそのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、そのｄポイントプログラム会員に係るサービスステージ（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がプラチナステージであるときに限ります。）に係る定額通信料について、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてｄポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてｄポイント進呈を選択している場合は、この限りでありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）
プラチナステージ	200円

イ　らくらくパックの適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が法人であるとき又はそのＦＯＭＡの契約者名義が個人である場合であって、そのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料につい

て、当該料金月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）が180か月超のときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りでありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）
180か月超	200円

7　経企第489号（平成30年５月18日）の附則第３項第２号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第３号とし、第１号の次に次の一号を加えます。

(2) データＳパック等に関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア　データＳパック等の適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が個人であるとき及びそのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定めるｄポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてｄポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてｄポイント進呈を選択している場合は、この限りでありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）				
	データＳパック（小容量）	データMパック（標準）	シェアパック５（小容量）	シェアパック10（小容量）	シェアパック15（標準）
2ndステージ	－	100円	100円	400円	600円
3rdステージ	－	200円	200円	600円	800円
4thステージ	－	400円	600円	800円	1,000円
プラチナステージ	300円	400円	600円	800円	1,100円

イ　データＳパック等の適用を受けているＦＯＭＡ（そのＦＯＭＡの契約者名義が法人であるとき又はそのＦＯＭＡの契約者名義が個人である場合であって、そのＦＯＭＡに係る契約者がｄポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのＦＯＭＡ契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りでありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）				
	データＳパック（小容量）	データＭパック（標準）	シェアパック５（小容量）	シェアパック10（小容量）	シェアパック15（標準）
48か月超え96か月まで	－	100円	100円	400円	600円
96か月超え120か月まで	－	200円	200円	600円	800円
120か月超え180か月まで	－	400円	600円	800円	1,000円
180か月超	300円	400円	600円	800円	1,100円

８　経企第406号（令和元年５月21日）の附則第４項第２号を次のとおり改めます。

(1) アの(ア)の②のＢを次のように改めます。

Ｂ　削　除

(2) アの(イ)の②のＢを次のように改めます。

Ｂ　削　除

(3) オの(ア)の①のＡを次のように改めます。

Ａ　Ｂ以外のもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック（ステップ１）	ベーシックシェアパック（ステップ２）	ベーシックシェアパック（ステップ３）	ベーシックシェアパック（ステップ４）、ウルトラシェアパック30	ウルトラシェアパック50	ウルトラシェアパック100
2ndステージ	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

(4) オの(ア)の①のＢを次のように改めます。
Ｂ　シングルパックに係るもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックパック（ステップ１）	ベーシックパック（ステップ２）	ベーシックパック（ステップ３）	ベーシックパック（ステップ４）	ウルトラデータＬパック	ウルトラデータＬＬパック
2ndステージ	－	－	100円	100円	100円	200円
3rdステージ	－	－	200円	200円	200円	400円
4thステージ	－	－	400円	600円	500円	600円
プラチナステージ	200円	400円	400円	600円	500円	700円

(5) オの(ア)の②のＡを次のように改めます。
Ａ　Ｂ以外のもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック（ステップ１）	ベーシックシェアパック（ステップ２）	ベーシックシェアパック（ステップ３）	ベーシックシェアパック（ステップ４）、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック 100又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

(6) オの(ア)の②のＢを次のように改めます。
Ｂ　シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックパック（ステップ１）	ベーシックパック（ステップ２）	ベーシックパック（ステップ３）	ベーシックパック（ステップ４）	ウルトラデータＬパック	ウルトラデータＬＬパック
48か月超え96か月まで	－	－	100円	100円	100円	200円
96か月超え120か月まで	－	－	200円	200円	200円	400円
120か月超え180か月まで	－	－	400円	600円	500円	600円
180か月超	200円	400円	400円	600円	500円	700円

6　経企第1605号（令和元年９月24日）の附則第３項第３号のアを次のように改めます。
(1) (ア)の②のＢを次のように改めます。
Ｂ　削　除
(2) (イ)の②のＢを次のように改めます。
Ｂ　削　除
7　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則を次のように改めます。
(1) 第４項第４号のアの(ア)の②のＢを次のように改めます。
Ｂ　削　除
(2) 第５項第２号のアを次のように改めます。
ア　(ア)の②のＢを次のように改めます。
Ｂ　削　除
イ　(イ)の②のＢを次のように改めます。
Ｂ　削　除
附　則（令和６年３月18日経企第4469号）
（実施期日）
1　この附則は、令和６年４月１日から実施します。
（その他）
2　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第21号を次のように改めます。
(21) サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知
ア　当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりＦＯＭＡサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のＩＰアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するＦＯＭＡ契約者等を確認し、当社が定める方法により

当該ＦＯＭＡ契約者等へ注意喚起を行うことがあります。

イ　アの規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりＦＯＭＡサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のＩＰアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するＦＯＭＡ契約者等を確認し、当社が定める方法により当該ＦＯＭＡ契約者等へ注意喚起を行うことがあります。

附　則（令和６年３月25日経企第4573号）

（実施期日）

１　この附則は、令和６年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第3254号（令和２年３月26日）の第３項第27号のイを次のように改めます。

イ　当社は、アに規定する付加機能（ビジネスmoperaテレメトリ機能、遠隔管理機能（タイプＢ及びタイプＣに限ります）、moperaU機能（ライトプラン及びスーパーライトプランに係るものに限ります。）及びビジネスmoperaインターネット機能を除きます。）に係る利用の請求があったときは、(ア)から(エ)の規定によるほか、改正前の規定によりその付加機能を提供します。

（ア）　削　除

（イ）　削　除

（ウ）　ライトプランに係るmoperaU機能の付加機能使用料については、当該機能の利用のために当社が設置した電気通信設備への接続の開始があった場合に限り、その接続を開始した時刻の属する当該暦月において、アに規定する額を適用します。この場合における通信の時刻は、当社の機器により測定します

（エ）　情報自動受信機能については、spモード機能の提供を受けているＦＯＭＡ又はＦＯＭＡユビキタス（spモードケータイお預かり機能を利用しているものに限ります。）に係る契約者から利用の請求があった場合に限り、その機能を提供します。

附　則（令和６年６月20日経企第1128号）

（実施期日）

１　この附則は、令和６年７月１日から実施します。

（その他）

２　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第21号中「サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知」を「サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等」に改め、イの次に次のウを加えます。

ウ　ア及びイの規定によるほか、当社は、ショートメッセージ通信モードによりフィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したＵＲＬ又は電話番号が記述された文字メッセージが送信されたことを検知した場合であって、当社が必要と認めるときは、必要な限度で、当該文字メッセージの送信に係る契約者回線に関するＦＯＭＡ契約者等を確認し、当社が定める方法により当該ＦＯＭＡ契約者等へ注意喚起を行うことがあります。この場合において、ＦＯＭＡ契約者等は、当社が別に定める方法により、この注意喚起を受けないようにすることができます。

附　則（令和６年10月17日経企第3328号）

（実施期日）

１　この附則は、令和６年10月28日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この附則実施前に、附則実施前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯ

ＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（あんしんマネージャーNEXTサービスに係る経過措置）

３　この附則実施の際現に、附則実施前の規定により当社が提供しているタイプＢに係るあんしんマネージャーNEXTサービスは、この附則実施の日において、当社が定めるあんしんマネージャーNEXTサービス利用規約に規定するタイプＢに移行したものとみなします。

（その他）

４　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第27号のアを次のように改めます。

ア　付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

区　　分		単　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話中着信機能（キャッチホン）		１契約ごとに	200円（　220円）
留守番電話及び不在案内機能		１契約ごとに	300円（　330円）
着信短縮ダイヤル機能（クイックナンバー）	１の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域をＦＯＭＡ及びＸｉの１の営業区域に係る地区内とした場合	１着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (30,800円)
	上記以外のもの	１着信短縮ダイヤル番号ごとに	36,000円 (39,600円)
ｉモード電子メール転送機能（メアド変えても転送サービス）		１契約ごとに	100円（　110円）
ｉモード電子メール等音声文字変換機能（音声入力メール）		１契約ごとに	200円（　220円）
グループ機能		１契約ごとに	150円（　165円）
呼出音選択機能（メロディコール）		１契約ごとに	100円（　110円）
moperaU機能	基本機能	基本額（１契約ごとに）	(1) スタンダードプラン 500円（　550円） (2) ライトプラン 300円（　330円） (3) スーパーライトプラン 150円（　165円）

	追加機能	メールウイルスチェック機能	加算額（１メールアドレスごとに）	150円（　165円）
		ＩＰ網接続機能	加算額（１契約ごとに）	(1) タイプ１ 300円（　330円） (2) タイプ２ 500円（　550円）
		メール着信通知機能	加算額（１通知ごとに）	３円（　3.3円）
複数番号機能（マルチナンバー）			１追加番号ごとに	500円（　550円）
即時接続機能			１契約ごとに	100円（　110円）
位置情報通知機能			１位置情報送出ごとに	３円（　3.3円）
位置情報受信機能（イマドコサーチ）			１契約ごとに	200円（　220円）
			１位置情報蓄積ごとに	５円（　5.5円）
ｉモードケータイデータお預かり機能	基本機能		１契約ごとに	100円（　110円）
	追加機能	容量拡張機能	１契約ごとに	100円（　110円）
ビジネスmoperaインターネット機能	基本機能		基本額（１契約ごとに）	300円（　330円）
	追加機能	ＩＰ網接続機能	加算額（１契約ごとに）	(1) タイプ１ 300円（　330円） (2) タイプ２ 500円（　550円）
my daiz（有料・spモード）			１契約ごとに	100円（　110円）
spモード機能			１契約ごとに	300円（　330円）
ビジネスmoperaテレメトリ機能			１契約ごとに	100円（　110円）
通話録音機能			基本額（１契約ごとに）	500円（　550円）
			加算額（１通話録音グループごと	500円（　550円）

			に)	
パケットトランシーバ機能			１契約ごとに	2,300円（ 2,530円)
遠隔管理機能（あんしんマネージャーサービス)	基本機能	タイプＡ	基本額（１契約ごとに)	250円（ 275円)
		タイプＢ	基本額（１契約ごとに)	250円（ 275円)
		タイプＣ	基本額（１契約ごとに)	400円（ 440円)
		タイプＤ	基本額（１契約ごとに)	250円（ 275円)
自動着信転送機能（転送でんわ)			１契約ごとに	―
迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス)			１契約ごとに	―
接続先限定機能			１契約ごとに	―
国際ローミング機能			１契約ごとに	―
番号変換機能（ＦＯＭＡオフィスリンク)			１契約ごとに	―

附　則（令和７年２月20日経企第5417号)

（実施期日）

１　この附則は、令和７年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項７号のオの次に次のカを追加します。

カ　当社は、オの規定によりフィッシング詐欺等の危険があると判定した文字メッセージに係る情報を、第21号のウに規定するＦＯＭＡ契約者等の確認及び注意喚起に利用することがあります。

附　則（令和７年３月25日経企第6306号)

（実施期日）

１　この附則は、令和７年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第27号のイ中「moperaU機能（ライトプラン及びスーパーライトプランに係るものに限ります。)及びビジネスmoperaインターネット機能」を「moperaU機能（ライトプラン及びスーパーライトプランに係るものに限ります。)、ビジネスmoperaインターネット機能及びＩＰ網接続機能(タイプ１に係るものに限ります。)」

に改めます。

附　則（令和７年６月19日経企000600000817-01号）

（実施期日）

1　この附則は、令和７年７月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第3254号（令和２年３月26日）の附則第３項第26号のオの(ア)を次のように改めます。

（ア）ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区　　分		単　　位	料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	基本額	１契約ごとに	３円（3.3円）
	加算額	１追加番号ごとに	３円（3.3円）